

## 平成20年第3回(9月)伊豆市議会定例会会議録目次

### 第1号(9月8日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
行政報告.....	6
常任委員会行政視察報告.....	8
報告第6号の上程、説明、質疑.....	14
報告第7号、報告第8号の上程、説明、質疑.....	15
議案第61号の上程、説明.....	18
議案第62号～議案第74号の上程、説明.....	22
議案第75号～議案第83号の上程、説明.....	34
議案第84号～議案第92号の上程、説明.....	40
議案第93号～議案第95号の上程、説明.....	45
議案第96号の上程、説明.....	47
諮問第1号の上程、説明、質疑、採決.....	48
散会宣告.....	49

### 第2号(9月10日)

議事日程.....	51
本日の会議に付した事件.....	51
出席議員.....	51
欠席議員.....	51
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	51
職務のため出席した者の職氏名.....	52

開議宣告.....	5 3
議事日程説明.....	5 3
一般質問.....	5 3
大 川    孝 君.....	5 3
稲 葉 紀 男 君.....	6 1
飯 田 正 志 君.....	6 5
鍵 山 堅 一 君.....	7 0
室 野 英 子 君.....	7 1
杉 山    誠 君.....	7 4
西 島 信 也 君.....	8 3
松 本    覺 君.....	8 9
飯 田 宣 夫 君.....	9 4
森 島 吉 文 君.....	1 0 4
内 田 勝 行 君.....	1 0 7
木 内 一 郎 君.....	1 1 0
散会宣告.....	1 1 2

### 第 3 号 ( 9 月 1 1 日 )

議事日程.....	1 1 5
本日の会議に付した事件.....	1 1 5
出席議員.....	1 1 5
欠席議員.....	1 1 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 5
職務のため出席した者の職氏名.....	1 1 6
開議宣告.....	1 1 7
一般質問.....	1 1 7
関    邦 夫.....	1 1 7
塩 谷 尚 司.....	1 2 4
小 野 忠 宏.....	1 2 9
木 村 建 一.....	1 3 3
鈴 木 基 文.....	1 4 7
酒 井 勲 一.....	1 5 6
加 藤    章.....	1 6 2
散会宣告.....	1 6 4

#### 第 4 号 ( 9月12日 )

議事日程.....	1 6 5
本日の会議に付した事件.....	1 6 6
出席議員.....	1 6 6
欠席議員.....	1 6 7
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 6 7
職務のため出席した者の職氏名.....	1 6 7
開議宣告.....	1 6 8
議事日程説明.....	1 6 8
諸般の報告.....	1 6 8
議案第 6 1 号の質疑、委員会付託.....	1 6 8
議案第 6 2 号～議案第 7 4 号の質疑、委員会付託.....	1 8 9
議案第 7 5 号～議案第 8 3 号の質疑、委員会付託.....	1 9 6
議案第 8 4 号～議案第 9 2 号の質疑、委員会付託及び討論、採決.....	1 9 7
議案第 9 3 号～議案第 9 5 号の質疑、委員会付託.....	1 9 9
議案第 9 6 号の質疑、討論、採決.....	1 9 9
散会宣告.....	2 0 2

#### 第 5 号 ( 9月26日 )

議事日程.....	2 0 3
本日の会議に付した事件.....	2 0 4
出席議員.....	2 0 4
欠席議員.....	2 0 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 0 5
職務のため出席した者の職氏名.....	2 0 5
開議宣告.....	2 0 6
議案の修正.....	2 0 6
議事日程説明.....	2 0 6
議案第 6 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 0 6
議案第 6 2 号～議案第 7 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 3
議案第 7 5 号～議案第 8 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 2 5
議案第 8 6 号～議案第 9 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 3 2
議案第 9 3 号～議案第 9 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 3 5
日程の追加.....	2 3 7
議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 7

発議第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 1
発議第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 2
発議第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 4
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 7
動議の提出.....	2 5 0
閉会宣告.....	2 5 5
署名議員.....	2 5 7

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 本日の出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。18番、木内一郎議員、19番、塩谷尚司議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月26日までの19日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告、並びに、そのほかの議長の会議・行事等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

また、各常任委員会の行政視察報告については、この後の日程で各委員長から報告がござります。

続きまして、一部事務組合議会から報告の申し出があります。

初めに、田方地区消防組合議会、7番、内田勝行議員、議会報告をお願いいたします。

〔7番 内田勝行君登壇〕

7番（内田勝行君） 8月20日に招集されました平成20年度田方地区消防組合議会第2回定例会の報告をいたします。

3議案が上程され、議案審議、採決を経て、すべて可決しました。

議案第6号 平成19年度田方地区消防組合歳入歳出決算の認定について。

歳入総額21億461万2,031円、歳出総額20億8,621万8,462円、差し引き残高1,839万3,569円。

歳出の主なものは消防費13億1,322万7,283円、これは全体の約62%を占めております。主に給料、手当であります。

議案第7号 平成20年度田方地区消防組合補正予算（第1号）について。

既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ630万円を増額し、予算総額を15億8,074万円とするものです。これは、庁舎建設費の確定による分担金の減額と繰越金の増額によるものです。

議案第8号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について。

平成20年10月31日をもって、事務組合から富士川町、由比町、大井川町、庵原郡環境衛生組合及び庵原地区消防組合が脱会するとともに、同組合事務から養護老人ホーム豊岡管理組合が脱会し、平成20年12月31日、同組合から岡部町が脱会するものです。

以上で報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、伊豆市沼津市衛生施設組合議会、26番、木村建一議員、議会報告をお願いいたします。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 伊豆市沼津市衛生施設組合の議会が8月20日に行われました。その報告をいたします。

議案はいわゆる平成19年度の当組合の歳入歳出決算の認定についてであります。

結果として、全員一致で決算が認定されました。

大きな点だけご報告いたします。

歳入総額は2億5,263万5,635円。歳出が2億3,941万3,305円であります。残りが繰り越しということですが、歳入に占める事務組合の分担金、どのくらい占めるかと言いますと2億3,459万9,000円、92.8%。これで運営しているわけですが、そのうちの伊豆市の分が1億3,450万6,000円ということ。そのほか歳入の中には、火葬場使用料132万8,000円。それから、雑入として入っているわけですが、伊豆市の焼却場がいろいろメンテナンス等々で休止するときに、その分を当組合のほうへ搬入してくるということで、これが約702万円です。

歳出のほうへいきます。

火葬場の管理費が837万8,093円、ごみ処理管理費が1億1,121万1,121円ということ。

その中で主だったこと、当然この施設も、伊豆市のいわゆるごみ処理焼却施設と年代的に1年しか変わりませんので、老朽化しているわけですがけれども、それでもいろんな手だてをとって運営しているわけですがけれども、ごみ処理施設修繕、約100万円以上報告ありましたけれども、全体で3,391万5,000円と、約、歳入の中に占める修繕等の割合が15%ということで運営されているということでもあります。伊豆市の焼却場との兼ね合いをまた参考にして見ていただければ、一つの判断材料になるのかなというふうに思います。

以上で報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### 行政報告

議長（堀江昭二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

現在遂行しております行政事務の中で、主要な点についてご報告を申し上げたいと思います。

まず、上水道につきまして、新八幡配水池築造工事は、合併前より旧中伊豆町地区におきまして長年建設が待たれていたところでございます。6月に発注をいたしまして、現在、基礎部分を掘削しているところでございます。

関連する送配水布設工事は、事業の早期完成を目指して4工区に分けさせていただきました。また、災害時の対応や今後の維持管理を考慮し、可能な限り地元事業者さんをお願いすることで、8月下旬でございしますが、指名競争入札をしております。

現在、配水池築造工事に伴う土砂及び資材の搬入搬出状況に合わせて随時着工しております。来年21年3月10日の完成を目指しております。

次いで、八木沢・小下田地区の水源井戸調査委託業務につきまして、本工事の早期着工を図るため、6月に八木沢地区及び小下田地区に分けて指名競争入札を実施し、各井戸調査候補地のボーリング調査を実施し、ボーリング調査は8月29日に完了しております。

ただ、残念ながら当初の予測水量を大きく下回る結果となり、今後八木沢・小下田地区基本計画の作成業務、これは来年の3月10日完了を予定しておりましたけれども、この計画の見直しも含めた検討を要すると考えておるところでございます。

いずれにしても、都市部の生活がますます便利になる中で、人口減少を食い止めるためには、伊豆市の水道設備・上水道設備に不備があっては、これは将来の人口定住化策に大きく影響いたしますので、当然のことながら、財政計画をしっかりと見据えながら着実に上水道整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみの減量化、有料化についてご報告申し上げます。

伊豆の美しい自然環境を後世に引き継ぐ責務を果たすためには、大量生産・大量消費、そして大量廃棄型の社会から脱却し、資源消費を抑制し、環境への負荷を提言する循環型社会に移行する必要があります。

市では、19年3月、伊豆市一般廃棄物処理基本計画を策定して、現在、各種施策を展開しておるところでございますけれども、ごみの排出量はやや減少傾向にございます。しかしながら、リサイクル率については目標を下回っております。最終処分場の埋め立て容量にも限界があり、これまで以上にごみ減量化に向けた効果的な対応策を必要とすると考えているところでございます。

このため、ごみの有料化について近隣市町の状況等を調査するとともに、一般廃棄物の処理対策委員会、そして、その後の減量等推進審議会にお諮りし、検討を進めてまいりました。この9月に、減量等推進審議会から、ごみの有料化は効果的であるとの答申をいただき、市では、この答申を踏まえて、早期に有料化の制度内容や実施時期について検討し、ごみの有料化実施計画案を早急に取りまとめたいと考えております。この9月10日から約1カ月、本案に対する意見集約手続、一般にはパブリックコメントと言われている意見集約手続を進めまして、来年、平成21年10月のごみ有料化実施に向けて着実に準備を進めてまいり所存でございます。

今後は、「ゴミの有料化実施計画」を策定し、関係条例の改正を市議会に提案申し上げるとともに、とりわけ市民や事業者の皆さんに十分な説明を行って、その理解と協力を得たいと考えております。ごみの有料化が市民の皆さんの理解をいただいた上で着実に進めるためには、きめ細やかな制度内容の周知徹底や、さらなる減量化及び資源化推進のための一層の努力が必要であると私ども十分承知はしております。

続きまして、懸案となっております2市広域一般廃棄物処理施設の建設候補地選定作業につきまして。

建設候補地の選定作業につきましては、2市の準備会の中で課題等を整理しながら、現在、地域情報の収集を行っているところでございます。選定作業におきましては、関係地区の住民感情にも十分配慮しながら、当該地域の皆さんの協力が得られるような体制づくりなどについて緊密に伊豆の国市さんとも協議を進めています。もう少しこの件については時間をちょうだいしたいと思います。

次に、観光の状況でございますが、まず、ウェルネス産業育成につきまして。

平成17年度から開催している伊豆市まるごとTO-JI博覧会を、ことしも10月1日から11月24日までの約2カ月間、伊豆市全体をテーマパークとみなして、健康づくり、自然体験、いやしのプログラムなどを市内事業者さん皆さんから提案を募り、パビリオンのない体験型博覧会として開催をいたします。

また、県の補助制度も活用しまして、TO-JIの体験プログラムを取り組んだツアー商

品、いわゆる着地型ツーリズム商品と称されております開発に取り組んでまいります。

また、平成16年秋の降雨により2カ所で歩道が崩落いたしまして不通となっていた御幸歩道、これは旧天城トンネルから八丁池までのルートでございますが、これが本年20年8月13日に4年ぶりに開通をいたしました。復旧工事は環境省から施工委任を受けた県が中心で行いまして、雨水による侵食等の小規模な作業は、昭和の森・天城山自然休養林管理運営協議会で施工をいたしました。この秋の入り口で、まさに八丁池につながるルートが復旧したことは大変喜ばしいことで、今後、効果的なPRを行い、天城山域全体にわたるハイカーや観光客の増加を目指してまいりたいと考えております。

次に、敬老感謝祭につきまして。

ことは、市長としてお願いしましたとおり、支所管轄地区ごとといたしまして、6日の土曜日に修善寺地区で、そして昨日、日曜日に土肥地区で既に実施をしております。地区役員の皆様を初め、議員の皆様方にもご尽力いただきまして、改めて感謝申し上げます。今後、中伊豆及び天城湯ヶ島地区で同様に実施してまいりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。現在までのところは、参加いただいているお年寄りの皆様に大変喜んでいただいているものとの印象を受けているところでございます。

最後に、狩野川台風50周年慰霊祭につきまして、ご報告とお願いを申し上げます。

まず、8月24日に教育委員会が主催し、熊坂小学校の児童さんを含む劇団DANで実施をいただきました演劇は、本当に各方面から称賛の声をいただきました。ご尽力いただきました皆様にまずは感謝申し上げたいと思います。

市といたしましては、今月21日、日曜日、10時から生きいきプラザで慰霊祭のみを挙行いたします。式典の内容は慰霊のことばと献花でございますけれども、式典の後30分ほど、当時の状況、様子をスライド上映し、これにあわせて、大阪芸大講師の木田志津加さんにピアノ演奏をお願いしておりまして、慰霊の音楽を聴きながら、当時の様子を皆さんと一緒に見ていただき、そして、みたまに礼を尽くすということで、市の行事はシンプルなものとさせていただきますたいと思っております。

地域地域で慰霊の行事とか狩野川台風を語る会等がございますので、市の行事は約1時間ちょっとになるうかと思っておりますけれども、改めましてご記憶のある方、そしてご家族を失われた皆さんにとりましては、私のような世代の者がつくったことばを語りかけるよりも、ただ思いをはせるような式典がふさわしいと判断をいたしまして、このような形にさせていただきました。関係の皆様方にご参加を働きかける上で、議員の皆さんにもご協力をいただければと思っております。

以上、報告をさせていただきました。

議長（堀江昭二君） 以上で行政報告は終わりました。

常任委員会行政視察報告

議長（堀江昭二君） 日程第5、各常任委員会行政視察報告を行います。

初めに、総務委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員会委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員会委員長（塩谷尚司君） 総務委員会の行政視察報告をいたします。

去る8月26日、27日、総務委員7名、事務局1名の計8名で三重県名張市及び静岡県袋井市の行政視察を行いました。

名張市においては、地域コミュニティ交通システムについて、名張市環境部交通対策室の職員の方から説明を受けました。

路線バスの利用者数が年々減少し、経営状況の悪化などの問題を抱える中、これまで民間の事業者のみに任せていた地域交通を、市民と行政が協働し、新たな公共交通システムを構築しようと、平成17年、人にやさしい移動手段検討委員会が提示した提言書に基づき、交通空白地帯にコミュニティバスあららぎ号の運行を行っているそうです。

名張市国津地区は名張市南部に位置し、山間に集落が点在しており、中心市街へのアクセスが不便なことから、少子高齢化・過疎化が進んでおります。地区内では廃止代替バスの運行をしているが、利便性が悪く、県の補助金削減も続き、また将来的に路線の廃止が心配された地区内では、公共交通の空白地帯となる危機感がありました。地域住民は代替バスが県と市が赤字補てんをしていることに無関心でありました。

市では、廃止代替バスにかわる効率的で地域住民に合ったコミュニティバスあららぎ号を地域住民と協働で立ち上げ、基本的な取り組みとして、各区長さんとの連携、高齢者の目線での現状分析、アンケート調査による住民の意向の確認、情報の共有等で目標を明確にした。

運行業務は、各区長、小中学校、保育所の保護者代表、運転手で構成される運行協議会へ委託しました。車は10人乗りワンボックス車。車いす1台が乗るそうです。午前7時台から午後6時台に8便運行しているそうです。

路線設定は、利用者ができるだけ歩かず乗れるように、細かくバス停を設定し、隣接する住宅団地内の既存のバス路線に接続し、中心市街地や駅へのアクセスを図っております。また、小中学校の時間帯に合わせた運行ダイヤも設定され、昼は高齢者の買い物に合わせ、スーパー経由のルートに変更するそうです。

運賃は1人1乗車につき100円で、6歳未満また小中学生が通学のために乗車する場合は無料である。

バス内では利用者の会話がはずみ、地域コミュニティの輪が広がり、また、高齢者の交通死亡事故が減ったとのこと。利用者数は増加傾向にあり、お年寄りを中心に、1日平均20人から40人利用しています。

運営に関する支出は年間250万円で、そのうち、人件費と燃料費が200万円、消耗品費、修繕費、保険料などで50万円だそうです。収入は、運賃収入が15万から20万円あり、残りは市の一般財源で充当しているそうです。

伊豆市においても、交通不便地域はこれからふえていくことが予想されるので、伊豆市らしい交通システムを構築していく必要性を感じました。

次に、袋井市衛生センター「クリーンピアあいの」。

施設は、袋井市と森町の広域行政組合で運営しております。袋井市街にほど近い東海道線と新幹線の路線にはさまれた小高い丘の公園の中にあります。

衛生センターは第1プラントと第2プラントがあり、昭和61年、処理量1日100キロリットル供用開始。その後、平成10年、1日50キロリットル増設稼働しております。

運転管理は民間委託で行い、年間2億8,000万円の経費がかかるそうです。うち、委託料が50%、人件費が10%、薬品等需用費が40%であります。

建設場所選定時には反対が多く、大変苦労したとのこと。また、地区からの要望が37件もあり、現在はすべて完了しているそうです。

また、現在、地元協力金として30万円を支払っているそうです。

施設は、トラブルは少しはあるが、大きな事故もなく、住民とのトラブルもない。また、施設の外観を良くすることによって、付近の地価の下落も見られない。公園の管理は地元の人たちにお願ひし、雇用を生み出しているそうでございます。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員会委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員会委員長（室野英子君） 福祉文教委員会行政視察報告をいたします。

福祉文教委員会は、7月28日、29日の2日間、山梨県甲府市及び甲州市に行政視察を行いました。

目的は、甲府市においては小学校の適正規模、適正配置について、甲州市では子育て支援対策としました。

甲府市は小学校数が26校。ところが、30年余りの間に生徒数は約半数に減少しています。大規模校化が進む郊外の地域と小規模校化が深刻な中央部とのドーナツ化現象により、平成14年度に小学校の適正規模、適正配置の基本構想が示されました。適正規模とは、活気ある集団活動と社会性豊かな人間性の育成のために、1学年2クラス以上、全校で12から18クラス、児童数は330名から550名程度と定めていました。

委員会の設置、審議会への諮問、答申、教育委員会の方針決定、リーフレットの配布、市長対話を積み重ねて、地域住民や保護者の理解を得、合意されるまで、長い時間をかけ、積極的な情報公開と十分な対話を持ち、強いリーダーシップによる努力によって成し得たものでした。

中心部に新名称の舞鶴小があり、17年4月にスタートしましたが、子供たちの様子を見て、これが本来の教育のあり方と感じたとの舞鶴小の校長の感想が、合併による適正規模化の効果の大なることをよくあらわしていると思われました。

伊豆市においては通学範囲が広く、さらに問題は多いですが、統合するときに見習うべき点の多い視察でした。

次に、甲州市での子育て対策について。

甲州市は、伊豆市と人口や予算規模など近い市でした。少子化対策に力を入れる意味から、子育て対策課を設け、特に積極的に子育て支援に取り組んでいる。すべての子育て家庭への保育サービスの充実、休日保育、病後児保育や、親子の健康づくりへの支援として、妊婦や子育て中には24時間、携帯電話で助産師に相談できるサービスもあり、子供の生きる力をはぐくむ教育や、子供、妊産婦にやさしい生活環境を整備する事業など、きめ細かいサービスがほとんど用意されていました。

部や課を超えて、子育てについては多少出費が多くても必要なことはやるという考えがあらわれていました。それが19年度年間出生数232人にあらわれていました。

また、「塩山式手ばかり」による食育の推進はとてもユニークで、子供にも大人にも食事量の目安がわかり、説得力のあるもので、大変参考になりました。

子育て支援課の課長を初め、子育てプランの説明をしてくださった方、食育で「塩山式手ばかり」を熱心に説かれた甲州市の職員はいずれも女性で、子育てをしながら、母親としての体験を生かしておられるように見受けられました。私たちの質問に丁寧に答えてくださる中で、この少子化対策、子育て支援対策は単発では効果が薄い、地域に若者が生活できる仕事などの基盤整備が必要だと女性課長の言葉がとても印象に残った視察研修でした。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員会委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員会委員長（関 邦夫君） 観光経済委員会の行政視察についてご報告いたします。

視察日は、平成20年7月28日、29日で行いました。

テーマは地産地消の取り組みとして、先進地である長野県長野市を視察いたしました。

それでは、長野市の地産地消への取り組みの概要をご報告いたします。

長野市では、平成16年5月12日に長野市地産地消計画を策定しています。その中で、施策の項目として、1、地域食材の利用促進。2、地域奨励作物の推奨特産づくり。3、地産地消のPR、農産物情報の提供。4、直売所・加工所の支援。5、地域食文化の伝承、食農教育の推進。6、農産物認証制度の設立。7、環境にやさしい農業、安全な農産物の生産。以上の7つの施策を掲げています。

次に、それらの事業の推進体制として、まず、消費者、生産者、学識経験者、流通業者、加工・製造業者、農業団体等で構成する地産地消推進協議会。副市長が本部長で、その下部に庁内20課及び局長で組織する地産地消推進本部。それから、消費者、生産者、学識経験者等で構成する環境にやさしい農業研究会。その他として、JA普及センターなどの協議会な

どがあり、連携をとり合っています。

その中で、行政の地産地消への役割は地産地消に関する啓発やPRであり、事業推進に関して協議会等を推進しています。

大々的に地産地消に取り組むきっかけとして、大手スーパーである地元の松屋、コープが、地元の企業として営業していくには、地元の物を扱わなければいけないという趣旨から、直売所コーナーを設置し、自主的に地元生産者と連携していることも挙げられるようであります。また、話を伺って、生産者、各農業団体、流通業団体などの地産地消への意気込みが感じられました。

長野市の視察を終えて、ジビエ料理をいただける大鹿村への宿へと向かいました。この旅館では、地元で狩猟された鹿の肉を使った料理を開発し、宿泊者への特別メニューとしています。村内では現在12店舗でジビエ料理を提供しており、また、観光協会が開発した鹿肉の入ったレトルトカレーが大評判となっているようです。ジビエ料理を求めてこられるお客さんはまだ少ないとのことでしたが、我々のような視察もあり、確実に村の活性化の一つになっています。

長野県には野生鳥獣肉のガイドラインがあり、それに沿った利用をすれば食材として使用ができますが、静岡県ではまだそのようなガイドラインやマニュアルができていないので、県の早期作成が望まれます。

29日には、村営の体験農園で、グリーンツーリズムの場としても活用されている施設である「するぎ農園」へ立ち寄りしました。ここでは、そば打ち、豆腐づくりなどの体験やブルーベリー狩り、山のつる編み教室、音楽ライブイベントなどを開催しており、現在は神奈川県出身のイターンである若い夫婦による指定管理となっています。ブルーベリーは通販をしていて、ジャム用に大変人気があるようでした。

以上、行政視察の概要について報告いたしました。詳しくは議員控室に資料等がありますのでごらんください。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続きまして、土木水道委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員会委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員会委員長（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

土木水道委員会は、今回は都市計画に絞った行政視察を2日間にわたり実施してまいりました。以下、報告をいたします。

去る7月28、29日の両日にわたり、当委員会全員と事務局1名の7名にて、愛知県一宮市並びに同県の田原市を訪問してきました。両市の担当部局により都市計画の概要及び都市計画再生整備計画の作成内容と実施している事業の説明を受けた後に、現場視察を両市ともさせていただきます。

初めに、一宮市でございますが、平成17年4月に2市1町と合併し現在に至り、人口約38

万人、総面積 1 万 1,391ヘクタールで、市全域が尾張市の西部都市計画区域と定められているところであります。このうち、市街化区域が3,802ヘクタール、市街化調整区域は7,589ヘクタールでした。

平成18年の都市計画法の改正を踏まえ、高齢者を含め人々の暮らしやすさを確保するという観点で、拡大成長をするまちづくりから、既存ストックを活用し、さまざまな都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを目指しておりました。新しい一宮市都市計画に関する基本的な方針を定めるとのことでありました。

次に、まちづくり交付金事業として一宮市の北部に位置しております木曾川地区の都市再生整備計画のうち、JR木曾川駅周辺整備事業について説明を受けました。

昭和40年ごろの国鉄時代より駅東口開設の要望が地域住民によりあったが聞き入れられず、平成5年に駅周辺3区6町内から要望書の提出により東海旅客鉄道と協議を重ねた結果、自由通路、橋上駅舎、駅前広場等を整備する内容で合意に至り、平成16年に事業着手をし、平成20年度完成を目指し実施中でありました。

概算総事業費は約27億円で、そのうち自由通路、橋上駅舎化でおよそ20億4,000万円、この事業費の3分の2をJRに随意契約として委託しているとのことでありました。また、当該事業の鉄道施設整備に関する事業費について、JRの負担金は約600万円で、ほとんど市がその予算について事業実施されたということでした。

次に、2日目に視察をしました田原市ですが、平成17年10月に渥美町の編入合併により、人口約6万8,000人となっております。総面積は1万8,858ヘクタール。市全域が都市計画区域となっており、このうち市街化区域は1,618ヘクタール、市街化調整区域は1万7,240ヘクタールであります。市街化区域の用途地域別面積について特徴的なことは、工業系の用途面積が63%を占めておるというところでありました。これは、土地利用計画による臨海部の造成及び企業誘致によるもので、全国有数の製造出荷額を誇る東三河湾臨海工業地帯となっているところでございます。

また、市街化調整区域においては、豊川用水の通水以来、自然環境と立地条件を生かし、施設園芸を中心とした全国一の産出額を誇る農業経営が行われているところでもありました。観光面においても伊良湖岬を初めとし、自然・歴史などの観光資源により年間297万人の観光施設利用者があり、1次、2次、3次産業がバランスよく発展している市でありました。

市の将来都市像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を目指してまちづくりを進めていくとのことでありました。

個別事業では、身の丈再開発事業として田原中央地区の市街地再開発事業、これをセントファールと申しておりましたが、の説明をお願いいたしまして現場の視察もさせていただきました。臨海部への企業進出により人口が増加し、その受け皿として新市街地が郊外は拡大するに伴い、旧市街地が空洞化したと。こうした中で、昭和53年あたりより地域住民から市街化整備の要求により研究・調査を進め、平成14年度事業認可を受け、平成15年度再開事

業の工事に着手し、17年度に事業は完了したということです。複合施設棟のセントファールの建設、道路、公園、緑地、建築敷地の整備計画等を実施したものであります。

また、田原地区中部市街化地域の都市再生整備の拠点地区である豊橋鉄道渥美線三河田原駅周辺整備計画については、駅舎の改良、線路、これ待避線なんですが、の確保、駅前広場計画を初めとし9事業を計画し、事業期間を平成17年から23年を予定しているとのことでした。

両市とも事業実施に至るまでは、紆余曲折もあり多くの年月を要していました。また、鉄道施設の改修、整備に伴う事業計画においては事業整備が容易でないこと。事業実施による事業費は、ほぼ全額を市が負担していたということで、鉄道施設計画に当たって業務委託や工事については、鉄道事業者との随意契約の締結により実施されていたということです。事業の計画、実施に当たり、地域住民や地域組織との連携を図るために何らかの方策をとったのかと伺ったところ、特にないとのことでありました。両市とも担当課職員の説明の後、それぞれの事業実施地への視察調査をさせていただきました。

以上でございますが、先ほども申しましたとおり、この田原市は全国の農業算出産額が1位であるということで、また、私たちの、直接今回の視察とは関係なかったんですけども、そういったことのパンフレットや資料も議員控室に備えてありますので、興味のある方はごらんになっていただきたいと思います。

以上で、土木水道委員会の行政視察報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、常任委員会行政視察報告を終わります。

#### 報告第6号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 日程第6、報告第6号 平成19年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第6号 平成19年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について、提案理由を申し上げます。

この議案は、火葬場建設事業の継続費に係る継続年度が終了したため、その精算報告をするものであります。

詳細につきましては、企画部長に説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、伊豆市の継続費に関する精算報告をさせていただきます。

火葬場建設事業でございますが、これは、18、19年度の継続費に係るものでございます。

実績でございますが、支出総額が8億4,315万円。そのうち、地方債が7億2,150万円。その他、主には基金でございますが、8,330万円。一般財源として3,835万円という実績になっております。

なお、これは継続費についての事業費ベースでございますので、ちなみに総体で、16年から19年においてこの事業が行われているわけでございますが、総額でいきますと11億6,970万3,000円。そのうち合併特例債が8億8,590万円。斎場整備基金として1億9,800万円。一般財源1,782万3,000円を使っているということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

以上で、平成19年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告を終わります。

#### 報告第7号、報告第8号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 日程第7、報告第7号 平成19年度伊豆市健全化判断比率の報告について、日程第8、報告第8号 平成19年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第7号 平成19年度伊豆市健全化判断比率の状況報告及び報告第8号 平成19年度伊豆市資金不足比率の報告について、提案理由を申し上げます。

この議案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これは昨年、法律第914号でございますが、これにより、監査委員の意見をつけて報告をするものであります。

詳細につきましては、続いて企画部長に説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、この19年の法律第94号に基づきます健全化判断比率の報告につきまして数字的なものを申し上げたいと思います。

まず、実質赤字比率につきましては、伊豆市の場合はありません。

なお、この早期健全化基準というのが設けられておりまして、13.21%。いわゆるないということですので、数字的にはゼロになります。

それから、連結実質赤字比率につきましても、同じくありません。健全化基準については18.21%。

それから、実質公債費比率につきましては15.1%。それから、健全化の基準は25.0%というふうになっております。

なお、将来負担比率については62.2%。健全化基準については350%というふうになっております。

なお、この法律でございますが、基本的に、まず健全化判断比率の公表等は、4点ほどこの法律案の概要になっておりますが、公表等、それから、2点目として財政の早期健全化。それから、3点目として財政の再生と。4点目は公営企業の経営の健全化。これらは、要するに適正に行われているかどうかということ、制度化により、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としてつくられたというふうに聞いております。

それから、7ページの伊豆市の資金不足比率の報告でございますが、これにつきましても、上水道事業を初めとしまして、特別会計として設定されている会計のそれぞれの経営健全化基準というのが設けられております。これはすべて20%となっております。伊豆市の場合において資金不足比率というのはございませんので、すべてハイフンの印になっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑はありませんか。

26番、木村議員。

26番（木村建一君） 一つだけお尋ねします。

7ページ説明されましたが、この資金不足比率って意味が少し飲み込めません。というのは、例えば一例を挙げます。天城温泉会館事業特別会計。いわゆるその事業、その会館だけで収入が支出の関係で成り立たないもので、一般会計から入れているわけですね。一般常識からいくと、あれ、資金が不足しているからそうなっているのかなと。ほかのところも幾つかあるんですけどね。それをどのようにとらえて、ここに言っている資金不足がないというように、いわゆる法律上はなっているのかお願いしたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 確かに一般会計から繰り出すということ、暗黙のうちにやっているわけでございます。算式上は支払の繰延額とか事業繰越額とかいろいろ出てくるわけでござ

ざいますが、それらを踏まえて最終的に一般会計から出しているという状況において資金は不足していないと、こういう見方をするわけです。

例えば企業会計方式でいきますと一番簡単なんですが、流動負債と流動資産とあるわけですが、流動資産と流動負債において流動負債が多ければ当然資金が足りないわけです。そういう見方で、一般会計から出ているということから、基本的にはマイナス要因がないという考え方をしているわけです。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） ちょっとわからないのは、この資金不足はないんだよというところの考え方は、やはり伊豆市全体の財政を見たときにどこから、例えば今お話のあった、別にこれ、天城温泉会館が悪いということでは言っているわけじゃない。たまたま取り上げてしたわけなんですけれども、一般会計から、暗黙の了解じゃない、議決されて入っているわけですよね。

それで、そうしたときに、資金不足額というのは、なんだか知らないけれども、どこかで借金してきたって、それは伊豆市の財政の中の借金なんですよね。そうすると、考え方がちょっといまいちよくわからないんですよ。これ、当然、法律的にそうならいけば仕方ないかもしれないけれども、一般、これ、市民サイドから見ると、その事業の中で成り立たせようとしたときに、お金がなくてほかから借りてくる場合は、これ資金不足って、当然こう考えるんじゃないかと思うんだけど、そういう法律ではないということなんですかね。ちょっとその辺わからない。もう一回お願いします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 今回の財政健全化の法律につきましては、伊豆市全体で要するに資金があるかないかという見方をするものですから、特別会計、それぞれある事業会計もひっくるめて、その中で資金が不足するという見方でなくて、伊豆市の会計の中で足りているか足りていないかという部分をあらわしております。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

23番（三須重治君） 23番、三須です。

この特別会計、一つ一つ出さなくても、一般会計が破綻しているかしていないかということだけでいいじゃないかという気がします。一般会計が破綻していないで補てんする能力があれば、これは全部埋まっているわけだから、それをどう何とかしたらいい、そのあたり少し、もう一回説明をしてください。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 例えば、熱海市を一つの例にとりますと、非常に下水道会計で厳しい状況があるという状況は皆さんもうご存じだと思います。その会計の中に一般会計からどの程度繰り出すかという形をとっているわけですね。それは結果的には一般会計が非常に

厳しい状況が生じていると。要するに繰り出せる金がないよと、極端に言いますと。そういう状況が生まれると困るということから、いわゆるこの健全化法では全体を見て、伊豆市の財政の中で、伊豆市の場合は一般の繰り出しが26億円ほどございますが、その部分において足りているかどうかという部分を全体像として見ると。これは1会計ずつを見ていけば、単純にいうと、マイナス部分ってかなりあるわけですね、それぞれの会計へ繰り出していますので。それだけで見るんでなくて、伊豆市がどういうふうに財政を運営しているかという見方をしているものですから、今回こういう大くくりの中のものになっているというふうにご理解いただければと思います。

議長（堀江昭二君） よろしいですか。

それでは、これで質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号と報告第8号の報告案件を終わります。

それでは、ここで10分間、40分までの休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第61号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第9、議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

平成19年度一般会計は、火葬場建設事業や災害復旧事業並びに公債費の繰上償還等があり、18年度決算より5億1,154万円の歳出増となりました。

また、天城北道路アクセス道路整備事業や災害復旧事業等において3億4,600万円の予算繰越措置を行いました。

詳細につきましては、会計管理者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

会計管理者。

〔会計管理者 右原芳伸君登壇〕

会計管理者（右原芳伸君） それでは、伊豆市一般会計決算についてご報告を申し上げます。

決算の19年度歳入歳出予算は、18年度よりの繰越明許それから定期繰越を加え、総額163億3,126万円となりました。歳入の総額は163億3,975万1,382円となり、予算に対し849万1,382円の増となっております。

歳入総額のうち自主財源は市税を中心として歳入総額の43.8%、71億6,451万8,000円で、18年度より約3.1%上昇しております。これは、19年度より税源移譲が実施されたのが要因であります。

歳出の総額は155億6,808万9,644円で、歳入歳出差し引き 7億7,166万1,680円となりましたが、このうち1億909万9,000円は、20年度への繰越明許費繰越額であり、翌年度への繰り越された実質収支額は6億6,256万2,684円であります。これは決算書の274ページに千円単位で載っておりますので、後でござんになっていただきたいと思っております。

歳入歳出の内訳について説明いたします。

後ほど各部長より担当の業務について説明がありますので、私は収入支出の概略のみについて説明させていただきます。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思っております。

市税、収入済額のみ読まさせていただきます、49億7,761万3,805円となっております。市税につきましては284ページ、これ一番最後のページに載っておりますので、こちらのほうで説明させていただきます。

この市税の徴収に関する調書は、これ、現年度分と滞納分に分かれております。市民税収入済額18億1,338万2,720円、収納率が97.31%となりました。このうち、個人と法人に分かれておまして、個人につきましては15億5,779万8,520円、収納率が97.02%です。先ほども申し上げましたように、税源移譲で、これ約3億1,000万円ですか、昨年、18年度より伸びております。

次に、法人です。2億5,558万4,200円、99.11%の収納率となっております。固定資産税26億1,932万8,793円、95.91%の収納率です。軽自動車税6,737万6,500円、97.43%。市たばこ税2億3,892万6,906円。鉱産税86万2,200円。鉱産税につきましては、18年度よりかは若干下がっております。入湯税1億3,674万3,120円、96.18%になります。現年度の調定額が50億4,546万6,203円、収入済額48億7,662万239円、不納欠損額536万9,030円、収入未済額1億6,347万6,934円、全体の収納率が96.65%になっています。18年度につきましては96.74%ですから、若干収納率が落ちております。これは、市民税が税源移譲によりまして上がっているのが一つの要因かなと思っております。

次に、滞納繰越分、市民税、収入済額1,885万3,052円、収納率16.38%。固定資産税8,092

万5,114円、12.96%。軽自動車税105万7,150円、17.77%。入湯税15万8,250円、1.84%。調定額7億7,069万627円、収入済額1億99万3,566円、不納欠損1億7,439万5,506円、収入未済額4億9,530万1,555円、13.1%です。それから、調定額合計58億1,615万6,830円、収入済額49億7,761万3,805円、不納欠損額1億7,976万4,536円、収入未済額6億5,877万8,489円、85.58%となりました。

4ページ、5ページにお戻りください。

次に、2款の地方譲与税でございます。収入済額2億8,985万3,000円になります。利子割交付金1,846万8,000円。配当割交付金1,377万8,000円。株式譲渡所得割交付金1,078万7,000円。6、地方消費税交付金3億6,901万7,000円。ゴルフ場利用税交付金1億5,138万666円。特別地方消費税交付金ゼロでございます。自動車取得税交付金1億9,424万5,000円。地方特例交付金1,814万7,000円。地方交付税47億778万4,000円。交通安全対策特別交付金995万9,000円でございます。2款地方譲与税より12款交通安全対策特別交付金までの総額は57億8,341万8,666円で、18年度と比較しますと7億6,208万5,586円の大幅な減額となっております。

なお、地方譲与税より交通安全対策特別交付金までの説明は、別冊の決算概要報告書30ページ、31ページに載っておりますので、後ほどごらんください。

次に、分担金及び負担金でございます。収入済額2億6,426万8,922円です。この主な収入でございますけれども、養護老人ホーム入所費、保育料、給食費等になっております。使用料及び手数料1億6,489万1,400円。各市有施設使用料、各種証明手数料でございます。国庫支出金8億7,347万6,642円です。これは福祉関係の補助負担金、道路橋梁費補助金、災害復旧の補助金等でございます。

次に、県支出金9億1,443万6,786円。これも福祉関係の県負担金、それから合併特例交付金、県単独農業農村整備事業費補助金、大規模地震対策等総合支援事業費補助金、県民税徴収委託金、選挙委託金が主なものでございます。

財産収入7,572万3,986円。これは土地貸付料及び土地立木売払でございます。寄附金6,209万4,486円。一般寄附金でございます。繰入金4億4,186万4,363円。特別会計繰入金及び基金繰入金でございます。繰越金9億4,462万8,054円。諸収入2億3,343万4,218円。これにつきましては、施設運営収入及び資源ごみ売上金等が含まれております。次に、市債16億390万円でございます。

以上、総額予算現額163億3,126万円、調定額172億2,441万7,547円、収入済額163億3,975万1,328円、不納欠損額2億411万5,671円、収入未済額6億8,055万548円。予算現額と収入済額との比較、849万1,328円となっております。

次に、10ページ、11ページでございます。

歳出の説明に移らせていただきます。

支出済額の款だけを読み上げさせていただきます。

議会費 1 億5,667万5,948円。総務費19億3,664万5,469円。19年度は県議会議員、参議院議員の選挙が行われました。民生費30億5,461万9,006円でございます。熊坂保育園の耐震補強の工事が行われております。衛生費18億6,085万8,028円。火葬場建設費及び健康づくり推進事業が行われました。労働費2,814万600円。シルバー人材センターの運営費補助金が主でございます。農林水産業費 5 億3,590万5,032円。この農林水産業費は中山間地域総合整備、農業集落排水特別会計への繰出金、有害鳥獣の捕獲事業、治山事業等が行われました。商工費 5 億8,646万1,017円。商工振興事業、観光振興事業が行われました。土木費22億790万2,296円。ここの款では市道の維持、天城北道路及び下水道への繰出金が行われました。

次、12ページ、13ページになります。

消防費 7 億1,602万7,549円。組合消防負担金、また、昨年は静岡県総合防災訓練中央会場となりまして防災訓練が開催されました。教育費16億3,732万5,562円でございます。土肥中の耐震補強工事、天城給食センターの改修工事等が行われております。次に、災害復旧費でございます。2 億3,235万8,051円。これは台風による災害復旧が主なものでございます。公債費22億5,837万3,814円。これは、目的別地方債の状況については、決算概要報告書26ページに載っておりますので、後ほどごらんいただければと思います。次に、諸支出金 3 億5,679万7,272円。これは環境衛生施設整備基金、それから社会基盤整備基金へ基金費として積み立てられました。予備費ゼロ。

歳出合計155億6,808万9,644円。翌年度繰越額 3 億4,604万6,000円。不用額 4 億1,712万4,356円。予算現額と支出済額との比較は 7 億6,317万356円となっております。

概略でございますけれども、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

本決算につきまして、監査委員から決算審査の意見書が提出されております。

ここで、監査委員から決算審査意見書の補足説明を求めます。

鈴木代表監査委員。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） 皆さん、こんにちは。代表監査委員の鈴木でございます。

ただいま議長から求められました平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算審査につきまして、伊豆市長からの審査依頼に基づき、去る7月7日から7月23日の9日間にわたり、関係部課長に出席を求め、説明を徴取し、審査の結果を意見書に取りまとめました。

それでは、補足説明させていただきます。

まず、地方自治法第233条の規定により、平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係資料を参考に審査した結果、平成19年度の一般会計決算については計数的にも正確であり、内容も正当なものと認定いたしましたことをご報告申し上げます。

各款項目の主な点につきましては、ただいま当局のほうから説明がありましたものですか

ら、意見書の詳細については皆さんに配付されておりますので、主な意見だけ申し上げます。

決算の概要であります。歳入総額が約163億4,000万円に対し、歳出総額が155億6,800万円の差し引き7億7,200万円で、翌年度の繰越財源1億900万円を差し引きますと、実質収支が6億6,300万円となりました。この結果、前年度の決算と比較した場合、歳入総額において2.2%、歳出総額において3.4%、それぞれ増額になっております。

歳入の増の主な原因といたしまして、新火葬場建設に係る起債を起こしたものですから、それが主な要因です。

また、歳出の主な原因は、やはり火葬場の建設工事の完了に伴うものと、それから、台風4号、9号による農林水産施設の災害復旧費等の増額が挙げられます。

次に、財政運営につきましての歳入ですが、税源移譲により市税の増額となりましたが、所得譲与税がなくなったことにより地方譲与税が減額となりました。また、地方交付税も大幅に減少しておりますので、自主財源である市民税、固定資産税の収納率の大幅な向上が必要と思われまます。

次に歳出ですが、主要な大型事業の新火葬場建設工事と災害復旧費が増額しておりますが、民生費の施設の補助金等の増額も多少見られましたものですから、今後、合併して4年目に当たりまして、合併まちづくりの計画の主要事業であります天城北アクセス道路の早期完成に積極的な対応を期待したいと思います。

終わりに、今後も事務事業の執行に当たりましては、合法性、正確性、経済性、有用性の項目に十分留意されて、より一層の効率かつ明瞭な予算執行をされますことをお願いし、ましてご報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第61号に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議において行います。

議案に対する質疑通告期限は、明後日10日の正午となっておりますので、ご了承お願いいたします。

#### 議案第62号～議案第74号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第10、議案第62号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、議案第74号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定についてまでの13議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 一括の提案理由を申し上げます。

平成19年度の伊豆市各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

各会計の決算の詳細につきましては担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明は終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第62号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、伊豆市の公共用地取得事業特別会計の決算につきましてご報告をさせていただきます。

歳入総額につきましては600万2,193円。歳出総額については584万260円。差し引きが16万1,933円となったものでございます。

主な歳入でございますが、財産の貸付収入175万9,510円。それから、繰越金416万3,043円が主な歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、天城北アクセス道のポケットパーク用地の購入が184万6,260円、並びに、基金積み立てとして399万4,000円させていただきました。以上が主な歳出でございます。

歳入歳出それぞれ決算を打ちましたが、今言いましたのが主な内容となっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第63号について、建設部長。

〔建設部長 鈴木幸司君登壇〕

建設部長（鈴木幸司君） 決算書17ページからお願いします。

伊豆市天城北道路用地取得特別会計、歳入総額1億2,852万9,293円、歳出総額1億2,796万7,448円。歳入歳出差引額56万1,845円となっております。

本会計は、伊豆縦貫自動車道天城北道路の早期完成を図るため、旧修善寺町、伊豆市が、平成15、16年度に、国にかわり用地を先行取得したもので、借り入れた金額に対し、国が利子を含み4年分割の委託金として納入するものです。

なお、平成20年度が最終年次となります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第64号、議案第65号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 恐れ入りますけれども、資料につきましては、決算概要報告書のほうについて見ていただきたいと思います。

それでは、決算概要報告書の82ページになります。

まず、(1)の歳入ですが、主なものは国保税及び国庫支出金交付金等で、決算総額は42億4,326万6,000円で、2億520万4,000円の増額となりまして、105.08%の伸びでありました。

主な要因は、交付金の保険財政共同安定化事業交付金が制度化され、年間分の交付金となったことから、3億2,658万4,000円増加したものの、国庫支出金及び繰越金等の減額が主なものとなっているところでございます。

(2)の歳出でありますけれども、主なものは保険給付費及び拠出金等で、決算総額は41億3,614万7,000円で、2億2,017万7,000円の増額となりました。これは、保険給付費の退職被保険者分において入院給付費が43.4%と大幅に伸びたことから、前年度に比べまして2億1,190万9,000円増の27億2,795万2,000円となりました。

拠出金のうち老人保健拠出金は、老人医療の受給対象者が減少していることから、前年度に比べ減少しましたが、先ほど説明いたしました保険財政共同安定化事業拠出金が年間分となったため、大幅な増額となったものでございます。

次ページをお願いいたします。83ページです。

(4)の療養諸費の状況ですが、いずれも、比較しますと前年度より増額となりました。

次に、(5)の療養給付件数と費用額の状況でございますけれども、給付件数及び費用額ともに前年度を上回っているところでございます。

それでは、資料85ページをお願いいたします。

老人保健の特別会計の決算状況について説明をいたします。

(1)の歳入ですが、主なものは支払基金交付金で、決算総額については35億8,051万2,000円で、2億7,743万1,000円の減額となりました。これは平成19年度の老人保健医療給付受給者数が5,637人で、前年度に比べ251人の減少となったものでございます。

次に、(2)の歳出ですが、主なものは医療給付費等で、決算総額は36億415万1,000円で、2億5,754万5,000円の減額となりました。

決算の状況は、歳入歳出総額の比較で2,363万9,000円の資金不足となり、20年度の歳入で補てんし、精算をさせていただき、6月議会で専決処分の報告をさせていただいたところでございます。

(4)の受給者の状況ですが、対象年齢の引き上げによる減となっているところでございます。

以上、状況について説明させていただきました。

議長(堀江昭二君) 続きまして、議案第66号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長(内田政廣君) それでは、介護保険特別会計のご説明をさせていただきます。

概要報告書の4ページを少し朗読させていただきます。(5)ですね。

歳入総額は25億6,133万円、歳出総額は25億222万円で、実質収支は5,911万円の黒字となりました。

歳入では、介護保険料が前年からの改正と高齢者の増により対前年度比2,015万円、4.9%の増、4億3,523万円となりました。また、保険給付費の増に伴い国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金が増となり、歳入総額は対前年度比1億3,190万円、5.4%の増となりました。

歳出では、保険給付費が対前年度比1億1,610万円、5.2%の増の23億2,771万円となり、歳出全体の約93%を占めております。地域包括関連事業の充実により、地域支援事業費が対前年度比2,294万円、36.6%の増の8,554万円となりました。

歳出総額は対前年度比1億4,770万円、6.3%の増となりました。

詳細につきましては、概要報告書の88ページから97ページ及び介護保険特別会計の決算書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第67号から議案第69号までと議案第73号、議案第74号の5議案について、上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） 申しわけありません。私、決算書のほうでちょっと説明させていただきます。よろしいでしょうか。

105ページをお開き願いたいと思います。

議案第67号 簡易水道事業特別会計の補足説明でございます。

歳入総額7,118万2,643円、歳出総額7,098万4,116円、差し引き19万8,527円でございます。次年度へ繰り越しさせていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。

私がこれから申し上げる会計につきましては5会計でございますけれども、収入にいたしましては使用料、支出につきましては建設費、維持費、公債費、この辺が主なものということで説明させていただきます。

まず、簡易水道の歳入の主なものでございますけれども、使用料。簡易水道使用料でございますけれども、2,406万1,388円、対前年比が7.8%の減になっております。

それから、3款1項一般会計繰入金でございます。すみません、収入のほうに一般会計繰入金という重要な事項がございました。一般会計繰入金3,224万円。これは対前年比は23.6%と大幅な増になっております。原因は八木沢・小下田の水源調査ということで繰り入れていただいております。

6款1項市債でございます。これ、850万円計上いたしました。持越・金山の配水管布設替工事への充当です。したがって、歳入総額7,118万2,643円、対前年比といたしましては13.6%の減となっております。

それから、次ページをお開き願いたいと思います。

それでは、歳出の主なものでございます。1款1項総務費でございますけれども、これは

職員給与費が主なものでございまして、ほとんど変わりはございません。

2款1項簡易水道費。これにつきましては水道施設の維持管理費、それから改良費でございまして、4,435万1,176円、前年比が12%の減となっております。本年度、19年度ですけれども、443万6,250円八木沢・小下田の水源調査を実施いたしました。

公債費につきましては1,036万9,718円、18%の増ということになっております。

次に、歳出総額でございますけれども、7,098万4,116円。最終的には歳出が9.4%の減額となっております。

次に、125ページをお開き願いたいと思います。

議案第68号 伊豆市下水道事業特別会計の補足説明でございます。

歳入総額17億5,791万7,838円、歳出総額16億7,582万9,253円。差し引き8,208万8,585円でございます。次年度へ繰り越しさせていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳入の主なものを申し上げます。

2款1項下水道使用料でございます。3億3,303万5,846円、3%と微増でございますけれども増額しております。3款1項国庫補助金でございます。1億6,600万円。4.4%の増額しておりますけれども、これは事業費の関係でございます。7款1項一般会計繰入金9億2,251万2,000円。実際、対前年比は6%の減額になっておりますけれども、これは18年度からの繰越金が相当高額になりましたので、実際はほぼ同程度だと思っております。市債につきましては2億3,290万円。これも25.8%と大幅に増額しております。事業量が相当上がってきたということが言えると思います。したがって、歳入総額17億5,791万7,838円。0.3%の微増でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。128、129です。

歳出の主なものでございますけれども、下水道建設費4億8,479万8,361円、6.8%の増額になっております。下水道管理費につきましては3億9,545万3,288円、2.9%の減額でございます。公債費につきましても7億9,542万5,578円でございますけれども、0.9%の減額をしております。したがって、歳出総額16億7,582万9,253円。これは総額では0.7%の微増ということでございます。

次に、151ページをお願いいたします。

議案第69号 伊豆市農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額は1億2,260万2,789円、歳出総額1億1,293万9,543円、差し引き966万3,246円を次年度へ繰り越しさせていただきます。

次ページをお開き願います。

歳入の主なものを申し上げます。

2款1項使用料3,011万5,463円。対前年比が11.3%と大幅にふえております。3款1項一般会計繰入金でございますけれども、8,431万円ということで、0.5%の減額です。歳入総額

といたしましては1億2,260万2,789円ということで、全体としては3.3%の増になっております。

次のページ、お願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

業務費でございますけれども、4,956万7,523円。これは4%増額しております。中でも処理場管理費が、これがやっぱりふえておまして6.8%の増となっております。3款1項公債費6,177万8,120円で、5.3%の減額となっております。これは高利率の市債の償還が終了してきたことが言えると思います。したがって、歳出総額1億1,293万9,543円、2.0%の減額となりました。

続きまして、議案第73号 上水道事業会計でございます。236、237ページをお開き願いたいと思います。

決算書自体は税込みでございますので、ちょっと説明がしにくいものですから、収支明細書、こちらは税抜きでございますので、こちらで説明させていただきます。

収益的収支の明細でございます。

収入の主なものを申し上げます。

1款1項営業収益。この1目の給水収益でございますけれども、5億4,590万568円ということで、0.8%の減額をしております。有収水量につきましても、合併以来微減といえますか、徐々にですけれども減ってきております。それから、同じく営業収益の3目加入分担金でございますけれども、1,129万5,900円。これも2%の減額を来しております。したがって、事業収益5億6,298万5,919円。全体ベースにいたしまして2.3%の減額をしております。

次に、237ページの収益的支出でございます。

主なものを申し上げますと、1款1項1目原水、浄水、配水及び給水費、これは施設の管理費で毎年増加の傾向にあります。言うなれば、老朽化が非常に著しくなってきたということが言えると思います。1億4,943万3,256円、14.8%の増です。中でも、修繕費12.3%の増、動力費8.3%の増ということになっております。

次ページをお開き願います。

1款1項3目の総係費でございます。これは5,915万1,428円で、20%の減額をしております。ただし、これは、職員1名4条予算のほうへ異動させてございますので、大幅な減額となりました。1款1項4目減価償却費でございますけれども、2億5,491万8,082円。これ、2.3%の増額をしております。これは施設が更新されてきているものですから減価償却費が徐々に上がってきております。1款2項1目企業債利息8,017万1,338円、4.8%の減額となっております。これは繰上償還の効果が出てきていると思います。

事業収益と事業費用の差、当年度純利益でございますけれども、1,096万8,521円。これは前年度に比べますと66.4%の減ということで、大幅な減収ということが言えると思います。

次に、240ページをお開き願いたいと思います。

資本的収支でございます。

収入につきましては出資金だけでございまして、主なものは一般会計から電源立地地域対策交付金450万円をいただいているわけでございます。

歳出について主なものを申し上げます。

1款1項建設改良費、1目の送配水設備改良費でございますけれども、先ほど申し上げました職員給与費につきましては、1名ふえておりますので、大幅な増額になっております。

それから、工事請負費でございますけれども、1億2,998万8,858円。5.9%の減額ということですが、これにつきましては設備投資でございますので、ふえた、ふえないということよりも、実際、設備が更新されたというふうに見ていただきたいと思います。

2目の委託費でございます。これは835万円。新八幡配水池の設計料の委託料546万円が含まれております。

3目固定資産購入費906万円。これは田沢浄水場用地の取得費が入っております。

1款2項2目企業債償還金でございますけれども、1億75万1,200円、2.9%の増です。

資本的支出の総額でございますけれども、2億6,352万7,385円で、5.3%の増となっております。

226、227ページでございます。

ここに資本的収支の税込みの決算報告が載っております。その支出の欄の一番下にございますけれども、4条につきましては収入に対して支出が不足いたします。ちょっと読み上げますと、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,572万9,927円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,872万4,985円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額700万4,942円で補てんしてございます。

続きまして、264、265ページをお願いしたいと思います。

議案第74号 温泉事業特別会計でございます。

この説明も企業会計でございますので、264ページのほうで、収益的収支明細のほうで説明させていただきます。これは、あくまでも税抜きでございます。

収益的収入の主なものでございますけれども、温泉供給収益、温泉の使用料でございますけれども、7,112万1,150円、1.5%の減額となっております。事業収益としましたら7,135万2,775円ということで、同じく1.5%の減額で、温泉供給収益がほとんどを占めているわけでございます。わずかながら毎年減少しております。

収益的支出でございます。

1款1項揚湯費、1,732万2,727円で6%の増を来しております。主なものは賃借料、動力費でございます。

次ページをお願いいたします。

1款1項3目総係費でございますけれども、職員給与費の関係で9.2%増額しております。

同じく4目減価償却費でございます。1,340万1,714円で、これは24.2%の減額となっております。原因といたしましては、償却済みの資産がふえて、減価償却費が計上できないものがふえてきたということです。言うなれば、老朽化してきたということが言えると思います。

当年度純利益でございますけれども、1,022万8,461円ということで64%の増加を来しております。これは減価償却費の大幅な減額によるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

資本的収支明細でございます。

資本的収入の主なものを申し上げます。

これは急傾斜地崩壊防止工事に伴う県の補償金でございまして、33万3,000円収入いたしました。支出は建設改良の工事請負費6,144万9,000円。これは27%の大幅な増になっております。施設が老朽化しておりますので、改良費がかかってきております。そのほかには、委託費といたしまして、工事管理でございますけれども、これが185万円ほど支出いたしました。資本的収支総額は6,329万9,000円ということになっております。

また254ページへ戻っていただきますと、ここに資本的収支の税込みの決算報告がございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,613万950円は、過年度分損益勘定留保資金5,632万3,860円。それから、当年度分の損益勘定留保資金664万2,140円及び消費税、地方消費税資本的収支調整額316万4,950円で補てんいたしました。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第70号から議案第72号まで3議案について、観光経済部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは、私のほうからは伊豆市決算概要報告書のほうで説明させていただきます。

6ページ、7ページとなります。

議案第70号なんですけれども、湯の国会館事業特別会計です。

歳入総額は8,673万円、歳出総額は8,251万円で、実質収支額は422万円の黒字となりました。利用者数、入館者数なんですけれども、前年度に比べまして239人減、マイナス0.3%で、7万5,636人となりました。歳入におきましても、使用料及び手数料が41万円減、マイナス0.8%となっております。

歳出ですが、事業費にあった職員給与等を総務管理費に一本化したことや、消費税の支払い等により総務管理費が対前年比552万円増となっております。なお、総務管理費は増になったんですけれども、事業費のほうは650万円の減となっております。

次に、（10）の議案第71号 天城温泉会館特別事業会計ですけれども、歳入総額は1億619万円、歳出総額は1億322万円で、実質収支額は297万円の黒字となりました。

温泉会館の利用者は対前年比3,988人減、マイナス8.8%ということで4万1,357人。夕鶴記念館の利用者は61人増、17.2%増の415人となっております。

歳入では、レストラン収入や売店収入の減によりまして、諸収入が対前年比242万円の減、マイナス9.9%で、2,210万円となりました。歳出では、ボイラーの取りかえ工事や源泉ポンプの取りかえ工事、消費税の支払い等により、総務管理費が対前年比749万円の増となりました。総額では223万円の増、2.2%の増ということになっております。

次に、議案第72号の(13)のほうですけれども、天城ふるさと広場事業特別会計を報告させていただきます。

歳入総額は7,123万円、歳出総額は6,978万円で、実質収支額は145万円の黒字となりました。天城ふるさと広場につきましては、年度途中の10月から指定管理となりましたものですから、市といたしましての営業は4月から9月までの半年間ということになっております。

また、精算に伴います歳計剰余金2,028万円につきましては、山荘の改修費、消費税、平塚市との精算金に充てました。

なお、この詳細につきましては、湯の国会館特別事業の106ページ、天城温泉会館事業特別会計107ページ、天城ふるさと広場事業特別会計が114ページ、115ページのほうに載っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

これより、各特別会計の決算審査意見書について、監査委員の補足説明を求めます。

鈴木代表監査委員。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） それでは、議長から求められました特別会計につきまして、平成19年度特別会計11件及び企業会計2件の歳入歳出決算審査の結果につきましては、一般会計と並行して同様に7月に行いました。

審査の結果、平成19年度伊豆市公共用地取得事業会計ほか12件の会計決算は、関係帳簿及び証書及び事業報告書について関係資料を参考に審査した結果、各会計とも計数的にも正確であり、内容も正当なものと認定いたしました。

つきましては、各会計の主な意見のみを申し上げます。

初めに、伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算であります。財産として保有する市有地が15カ所、現在高でおよそ5億300万円。さらに、基金として保有しております土地分、いわゆる公共用地取得特別会計基金による直接取得している土地が天城湯ヶ島地区に7カ所、お金に換算しますと1億3,300万円あります。合計で5億500万円ありますが、これらの土地の今後の有効利用につきまして、現在の評価方法を含め、今後の対策を練っていただきたいと思います。

次に、平成19年度伊豆市天城北道路用地特別会計歳入歳出決算であります。本会計は本

年で5年目になります。既に平成20年4月に大平のハーフインターが開通、供用されたわけですけれども、歳入総額では国庫委託金が1億2,815万円、繰越金37万9,000円の1億2,852万9,000円でした。

また、この歳出につきましては、公債費が1億2,796万8,000円、繰り越しが56万1,000円ということで、この会計につきましては引き続き公債費、要するに市債ですね、その取り扱いについて注意を払っていただきたいと思います。

次に、伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算。これにつきましては歳入総額42億4,300万円、歳出総額41億3,600万円、収支は1億700万円の歳入超過となりましたが、基金からの繰り入れや基金への積み立てを行った場合、実質的な収支は2,800万円となりまして、前年比1億4,300万円の減少となりました。歳入においては、財政安定化支援交付金が共同事業として制度化され、年間の分の交付になりましたものですから、共同事業1億7,700万円増額の4億2,800万円を交付されました。

また、前年度以降の滞納額が3億6,600万円となっております。年々増加する傾向にありますので、収納率を要するに下げる原因になっておりますので、これには注意を払っていただきたいと思います。

歳出では、退職者被保険分は入院給付金が43.4%増の1億2,200万円と大幅に伸びたことから、保険給付が前年に比べて2億1,200万円ふえ、27億2,800万円となりました。老人保健拠出金は、老人医療の受給者対象者が減少していることから、前年度に比べ5,400万円の減額の6億6,700万円の支出となりました。

国民健康保険の収入状況については、全体で76.3%で、前年度よりマイナス0.87%となっております。このため、先ほど申しましたように、収納率の向上についてはさらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、平成19年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の関係についてであります。老人保健医療平均受給者は5,637名で、前年度比251人の減少となりました。これは、対象年齢が引き上げになったことによるものが主な要因です。

歳入総額は35億8,051万2,000円、歳出総額は36億415万1,000円で、2,363万円の資金不足となりました。これは、平成20年度の歳入でもう補てんしてあります。これは、受給者数、医療給付費とも前年度から減少したことにより、支払基金の計算、要するに交付金、それから国庫負担金、県負担による概算交付金が基準に対して不足となったため、平成20年度において精算されるということで、これは、赤字とは言いませんけれども、赤字ですが、実際は交付金の計算が時間差でおくれてくるということで、こういう形になりました。

医療給付におきましては、入院件数、費用額が減少し、金額で2億4,968万5,000円の減額となりましたが、医療支給は、あんま、マッサージ、鍼灸の増加により418万6,000円の増額となっております。

次に、平成19年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして。平成18年度は介護

保険が始まって以来の大幅な改正の年でありましたが、平成19年度は比較的順調に推移しました。平成17年度に策定された第3期介護保険事業計画の中では、制度改正を踏まえ、平成26年度を見据えた目標を設定しております。平成18年度から20年度の事業量を見込んでおります。決算内容を見ますと、保険給付の増額による支払基金交付金、国県の支出金の増額により、歳入総額は25億6,133万3,000円で、前年度に比べ1億3,190万4,000円の5.4%の増加となっております。

また、歳出につきましては、歳出額のほとんどを占める保険給付が5.2%などの増額により、歳出総額は25億222万1,000円で、前年度に比べて1億4,777万1,000円、6.3%の増額になっております。介護保険サービスの受給者の状況を見ますと今後も増加すると思われるので、一層のサービス体制の充実が望まれます。

次に、伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算です。

伊豆市全体の簡易水道は9施設でありまして、給水人口では3,679人、給水戸数で1,307戸となっております。事業内容としては、持越・金山配水布設工事等でありました。

それから、歳入の主なものです。

歳入総額は7,118万2,000円であり、前年度に比べて1,119万1,000円の減で86.4%、歳出総額は7,098万4,000円で、前年度に比べて733万6,000円の減で90.6%になります。差引収支は19万8,000円となっております。

使用水量は36万9,132立方メートル、対前年比103.5%と、前年に比べて使用料が1万2,367立方メートルの増加となっております。今後も、この簡易水道につきましては、地域の要望にこたえながら安定供給に推進を図っていただきたいと思います。

次に、平成19年度下水道事業特別会計歳入歳出決算。この事業につきましては、歳入総額が17億5,791万7,000円で、前年度に比べて562万9,000円、100.3%。歳出総額は16億7,582万9,000円で、前年度に比べて1,237万円の増で100.7%で、差引総額は8,208万8,000円。繰越明許費を90万円差し引いた実質収支額は8,118万8,000円となっております。

歳入の増加で主なものについては、使用手数料の946万7,000円、国庫補助金の690万円、繰越金の1,921万2,000円、地方債の4,780万円です。このうち使用料については3億3,327万9,000円で、前年比2.9%増加しましたが、これは過年度分滞納整理の効果及び新規の接続の増加によるものが主なものです。平成19年度中の接続は300戸で、水洗化率は84%となっております。

歳出では、下水道建設費が3,137万5,000円の増、下水道管理費が1,198万4,000円の減で、公債費が717万1,000円の減となっております。建設事業費では、管渠工事及びマンホールポンプ設置工事、ここは柳瀬、それから宮上、梅木地区で行いました。機能高度化事業としてマンホールふたの取りかえを修善寺地区で実施されました。また、当年度において借り入れ7%以上の公営企業金融公庫の起債の残高が2億1,955万9,000円を繰上償還しまして、財源は借換債ということで、2億410万円を借換債で賄い、差引利息後の2,510万4,000円の償還

の減といたしますか、これだけ借りかえたことによって利益が出るようになります。

それから、使用開始の地区の水洗化も徐々には増加しておりますが、引き続き水洗化の加入率の増加に努力を図っていただきたいと思えます。

次に、伊豆市農業集落排水事業特別会計。この会計につきましては、歳入総額が1億2,260万2,000円。前年度比395万1,000円の増の103.3%。増加した主な原因は、分担金負担金の46万9,000円と使用料の308万9,000円の増加です。

それから、歳出総額につきましては1億1,293万9,000円で、前年度比の23万3,000円の減でした。0.2%であり、主なものは業務費と施設費の前年度に比べて325万9,000円の増額と、公債費が前年度に比べて349万1,000円減額したものであります。使用開始の水洗化率が97.6%、地区によってはもう処理能力が目いっぱいな状況も見受けられます。

次に、湯の国会館事業特別会計。本会計につきましては、経営努力のかがいがありまして、市内外の利用者により一層認知されてきておるようです。会館及びレストランの利用者は前年に比べて960人の減で、歳入総額8,672万9,000円で、前年度比94.2%でありましたが、観光施設の不況の中でも鋭意努力をされていることがうかがえます。

歳出総額は8,251万円で、前年度比97.7%でありました。これは施設の修繕費が552万3,000円増加したためですが、経費削減の努力が見受けられまして、事業費650万5,000円減額したものであり、経営努力がうかがえました。今後も経営環境が一段と厳しい状況を踏まえ、さらなる努力をお願いしたいと思います。

また、本施設の借地の一部について地主にも買い取りの要望があるということで、将来を見据えて今後の、どういう形にしますのか検討を早期に始めていただければと思えます。

次に、平成19年度天城温泉会館事業特別会計。これの施設につきましては、利用者が昨年度よりおよそ4,000人減の4万1,357人でありました。歳入総額は1億619万円で、前年度に比べ11万4,000円の増、歳出総額が1億321万5,000円で、前年度に比べて221万1,000円の増となりました。一般会計より繰入金4,930万円あり、実質的な収支は297万5,000円となっております。

歳出では、経費削減の努力が見られますが、固定費の借地料等が大きな比重を占めていると思えます。今後経営環境が一層厳しくなると予想されますので、本施設の存続を含め根本的な方向性を見出していただければと思えます。

次に、平成19年度天城ふるさと広場事業特別会計。この会計は昨年9月まで、10月より指定管理者に移行されたということで、半年間の決算になりました。

歳入総額は7,123万2,000円、うち、歳計剰余金が2,027万5,000円計上されており、歳出総額は6,977万8,000円で、管理委託費の準備等がなされました。委託するための準備等がなされました。また、平塚山荘の所有者である平塚市とは、平塚山荘事業精算金ということで500万円の支払いで精算しました。今後は指定管理者の努力を見きわめながら、さらなる施設の利用を図られればと思っております。

次に、伊豆市上水道事業会計。この会計につきましては、事業収益が5億6,298万6,000円で、前年度に比べて1,303万4,000円の減額でした。給水戸数は前年度に比べて118戸増加しておりますが、昨年度より引き続き観光産業の不振が収入に影響しているのではないかと思います。

事業費は5億5,201万7,000円で、前年度に比べて862万9,000円の増額となりました。これは防水対策による管の布設工事あるいは新八幡配水池に伴う業務委託費がふえたものであります。また、当年度は特別的に大きな漏水事故等もなかったものですから、1,096万9,000円の純利益を計上いたしました。今後もこれは市民のために安定した経営を続けていくために、施設等の計画的な設置をお願いしたいと思います。

次に、伊豆市温泉事業特別会計。これにつきましては、総収益が7,135万3,000円で、前年度に比べて105万3,000円の減です。これは温泉供給の減少によるもので、総費用は6,112万4,000円で、前年に比べ105万3,000円の減となりました。この結果、1,022万9,000円の収支差額、純利益が出ております。本関係につきましても36年以上経過しておりますもので、施設の更新を含め、計画的な対策が図られる場所だと思えます。

また、温泉会計につきましては、中伊豆地区及び天城湯ヶ島地区に市営の温泉施設がありますものですから、今後、この会計と一緒にするのか、対応時期を検討する時期が来ているのではないかと思います。

以上をもちまして、特別会計11件と企業会計2件の決算意見報告を終わります。ありがとうございました。

議長（堀江昭二君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第74号までの13議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は10日の正午となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで昼の休憩に入りたいと思います。1時再開ということをお願いいたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号～議案第83号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第23、議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第31、議案第83号 平成20年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）まで

の9議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 9議案について一括して提案理由を申し上げます。

一般会計は今回が2回目の補正となりますが、市道維持補修及び市道整備事業等土木費のほか、人事異動による人件費の調整など、あるいは電子申告システム構築委託等の総務費、後期高齢者医療特別会計繰出金などを中心に9,051万9,000円を追加する内容となっております。

また、各特別会計は19年度事業の精算に伴う償還金の処理、さらに人事異動による人件費の調整等がその主な内容となっております。

各会計の補正の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第75号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、第2回の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ9,051万9,000円を増額させていただきまして、歳入歳出総額を141億74万円とさせていただきたいという内容でございます。

それでは、41ページの歳入歳出予算の補正の主なものからご説明をさせていただきます。

まず、県の負担金でございますが、これは後期高齢者基盤安定県負担金として3,741万5,000円の増額補正等でございます。

それから、県の補助金でございますが、コミュニティー施設整備費補助金、これが400万円の減でございますが、これは後ほど雑入のほうの1,500万円と関連をしましてまいります。

それ以外では障害者福祉推進基金事業費補助金450万円のプラス補正、トータルでは538万1,000円の増額補正となっております。

続きまして、土地の売払収入でございます。これは旧船原ホテルの寮、これが売却できました。264万7,000円の増額でございます。これにつきましては後ほど皆様方に全員協議会で資料をお渡ししてその算出根拠等をお示ししたいと思っております。

それから、特別会計の繰り入れでございますが、介護特会の精算繰り入れといたしまして1,520万8,000円。それから、老人保健の特会の精算繰り入れとして1,214万8,000円の増額となっております。

続きまして、雑入でございます。

自治総合センターより1,500万円の増額の補助内示がございました。これはちなみに柏久保公民館の関係で自治総合センターよりいただくことができました。トータルで1,655万7,000円の増額補正でございます。財源調整といたしまして、繰越金115万9,000円、それから、財政調整基金については1,500万円の減という形をとらせていただいております。

続きまして、次の歳出の関係でございます。

議会費でございますが、これは議員さんのふえた方々への防災服の支給に充てる事業費でございます。トータルでは330万2,000円の増額補正でございます。

総務費につきましては定住体験ツアー委託、ふるさと納税事務、それから電子申告システム委託、公有財産測量委託等の増額、それから、電算センター負担金の減、これらをトータルいたしまして2,747万2,000円の増額というふうになっております。

民生費でございますが、後期高齢者特会への繰り出し、それから障害者通所サービス補助、放課後児童クラブ委託、保育所遊具修繕、前年度国県支出金返還金等の増額、それから、国保特会への繰り出しの減、トータルで3,968万6,000円の増額というふうになっております。

衛生費でございますが、食育推進会議委員報酬の増ということで、422万5,000円になっております。

続きまして、農林水産業費でございますが、森林整備、これ、囲いわなでございますが、それと、有害鳥獣捕獲事業、それから農山漁村の活性化プロジェクト調査負担金、県営中山間事業の負担金、県営農道負担金、それから林道改良不法等防止策事業の増、県営林道負担金、農業集落排水特会繰出金の減、トータルで2,831万5,000円の減となっております。

続きまして、商工費でございますが、T O - J I ツアーの委託、万城の滝キャンプ場補修工事等の増でございますが、人件費とあわせまして243万7,000円の減となっております。

続きまして、土木費でございますが、市道舗装改良工事、市道改良測量設計あるいは用地購入、それから天城北道路の関連農道用地の購入、これは振りかえになりますが、都市公園遊具修繕等の増、それから下水道特会への繰出金の減と、トータルで2,377万6,000円の増額でございます。

消防費については、同報瞬時警報システム、旧田方消防支署シャッター設置等の増額で901万6,000円の増額というふうになっております。

続きまして、教育費でございますが、牧之郷幼稚園の給食配送委託、それからアスベスト検査等の増に1,179万3,000円の増額補正でございます。

災害復旧費でございますが、林業施設災害復旧附帯工事の増ということで200万円の増額。諸支出金に当たりましては、ふるさと伊豆市応援基金積立金で科目設置の1,000円ということでございます。

それでは、続きまして、地方債の補正についてご説明をさせていただきます。

これは、それぞれ事業決定に伴いまして、それぞれの地方債の額がおおむね確定したということで補正をさせていただくというものでございます。

補正後の額のみを申し上げます。

臨時財政対策債としましては5億4,960万円。市町村合併特例債1億8,120万円。これは市町村合併特例債と推進債が今年度より合体するという、一つの合体の特例債ということになるということで、推進債のほうをゼロにしました。

それから、農地施設整備事業として、これは1,650万円、820万円の増額ということになります。これは中山間地の対象事業の増ということから、こういう格好になりました。

それから、農道整備事業でございますが、500万円増の土肥中央農道に関する起債でございます。

それから、林道整備事業については1,050万円の減でございますが、林道達原線というのがございますが、これが県営事業となったものですから、県の事業ということで、起債をなくすという形で1,050万円の減になっております。

それから、防災対策事業については、新規でございますが、これは先ほど申し上げましたように、津波警報システム、これについての補助でございますが630万円。トータルは8億6,310万円ということになりました。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第76号と議案第77号、議案第78号の3議案について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、国民健康保険特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

111ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,782万2,000円を増額するものでございます。

今回の補正予算の概要でありますけれども、平成20年度の国民健康保険の当初予算は、医療制度改革に伴い後期高齢者医療制度支援金、それから前期高齢者医療交付金など、多くの予算科目の変更が行われ、予算編成時点では暫定的な財源見込みとなっていたわけでございます。今回、平成20年度の国保税の本算定並びに税制改正後の負担金等の概算の交付額が決定をされましたので、財源の見直しをし、予算の変更をいたしたものでございます。特に今年度は、財政改正後の財源につきましては11カ月分であり、3月診療分については旧制度の財源配分が適用され、被保険者資格におきましても退職被保険者や75歳以上の被保険者の後期高齢者医療保険への移行などにより、保険料の算定に影響が出るなど、財源の補足も複雑であったために今回の見直しをしたものでございます。

それでは、114ページをお願いいたします。

歳入補正予算のうち、1款の国民健康保険税は本算定による精査をし、2,452万5,000円を減額するものでございます。3款の国庫支出金及び次ページの4款支払基金交付金、それから5款の県支出金につきましては、それぞれ概算交付額の決定を受けまして所要の財源の見

直しを行い、それぞれの予算額の減額を行うものでございます。

次に、118ページの8款2項の基金繰入金につきましては、財源確保のため1億4,440万円、基金を取り崩すものでございます。次に、9款1項の繰入金は、19年度決算に伴います繰入金金の確定に伴いまして5,709万2,000円を増額するものであります。

次に、120ページをお願いいたします。

歳出補正予算についてございまして、歳出補正予算のうち1款1項1目の一般管理費につきましては、人事異動に伴います予算の補正でございます。

122ページの3款1項1目の老人保健医療費拠出金、それから、次ページの3款1項1目の後期高齢者支援及び4款1項1目の介護保険納付金につきましては、それぞれ拠出額の決定に伴います補正でございます。

それから次に、126ページの9款の諸支出金につきましては、19年度の決算に伴います一般分療養給付費負担金及び退職遡及適用に伴う返還金に伴います予算措置をしたものでございます。

次に、老人保健の特別会計の補正予算をお願いしたいと思っております。

129ページになります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,214万8,000円を増額するものでございます。

今回の補正の概要でございますけれども、第1回の補正予算が臨時議会での交付対応となりましたので、一般会計との精算の処理につきまして、受け入れ側である一般会計側の補正予算がありませんでしたので、今回、一般会計の補正予算に合わせ予算措置をするものでございます。

132ページ、お願いいたします。

歳入補正予算のうち、2款1項の国庫負担金、3款1項の県負担金につきまして、平成19年度不足となっていた額が精算交付されるものでございます。

次に、134ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般会計繰出金を補正したものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましてお願いをいたします。

137ページになります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万6,000円を増額するものでございます。

今回の補正予算の概要でございますけれども、保険料の本算定結果に基づきます予算の見直しでございます。加えまして、保険基盤安定制度に基づきます県の負担金の額を追加しまして、市の予算から広域連合に払い込むための補正を行ったものでございます。

それでは、140ページをお願いいたします。

歳入補正予算のうち、1款1項の後期高齢者医療保険料につきまして、軽減割合を見込みまして4,640万円の減額補正をいたしました。次に、3款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分等に係る県の交付分を増額補正をしたものでございます。

次に、142ページの歳出補正は、後期高齢者医療広域連合への追加負担金を補正計上したものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第79号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第79号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

145ページでございます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ2,752万円を増額し、総額をそれぞれ28億912万円とするもので、平成19年度の決算に伴う国県、支払基金、一般会計への精算、これを計上するものでございます。

148、149ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、3款2項3目の地域支援事業の交付金でございます。過年度分として31万8,000円。19年度の国庫補助金の精算交付によるものを計上したものでございます。その下の15万8,000円。これ、同じく県分を計上させていただきました。8款1項1目の繰越金でございますが、2,704万4,000円。財源として繰越金を計上いたします。

次のページをお開きいただきます。

歳出でございます。

7款1項1目の第1号被保険者の保険料の還付でございます、50万2,000円。それから、償還金1,181万円。19年度給付費等の精算の返還金として計上いたします。国県、基金の交付金でございます。7款2項1目の一般会計繰越金でございます。1,520万8,000円。これも、19年度一般会計へ精算金として返還するため計上するものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第80号から議案第83号まで4議案について、上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） 最初に、議案第80号 簡易水道事業特別会計の補足説明を行います。

157ページをお開き願いたいと思います。今回の補正は歳入で繰越金の確定いたしました30万2,000円の減額のありましたことと、歳出におきまして、159ページになりますけれども、職員給与費が4万6,000円増額となりましたので、委託料の減額をするものでございます。

次に、議案第81号につきまして補足説明をいたします。

ページでいきますと、168、169をお開き願いたいと思います。

本年の6月定例会におきましてご指摘を受けました土肥浄化センターの改築更新工事につきまして、平成22年度、平成23年度の建設工事計画の実設計を半年繰り上げて実施しよう

ということで、実施設計委託料を1,800万円計上いたしました。

この実施設計委託料につきましては、平成21年度の当初予算に計上する予定でございました。しかし、タイムスケジュールを精査したところ、平成21年度の当初予算に計上していたのでは、当該実施設計の補助金の交付決定が年度中途となりますので、平成22年度予算編成の期限である平成21年11月末に精査が間に合いません。そこで、本年度のように6月で債務負担行為を補正お願い申し上げたような次第でございます。そこで、平成22年度当初予算で債務負担行為を議決いただくには半年繰り上げて実施すべく、今回補正予算に計上いたしました。

しかしながら、この実施設計は本年度の事業量を増加させます。この増加を抑制するためにも、中伊豆地区の工事請負費1,800万円を振りかえることといたしました。

そのほか、ことし4月の職員の異動に伴う職員給与費の減額と除外加算メーター、これらの修繕料が140万円の増額となりました。結局、1,105万5,000円の減額となりました。

ページ、166、167に戻っていただきたいと思います。

これに対して収入はどうかと言いますと、国庫支出金750万円増額となり、市債が工事請負費の減額によりまして670万円の減額となりました。繰越金670万円を増額し、一般会計繰入金を1,855万5,000円減額し、1,105万5,000円の減額といたしました。

次に、議案第82号 農業集落排水事業特別会計をご説明いたします。

これは、179ページをお開きいただきますとおわかりなんですけれども、職員の4月の定期異動に伴う職員給与費の調整でございます。

次に、議案第83号 上水道事業特別会計。

182ページをお開きいただきたいと思います。

富士見平地区の上水道施設を市が引き取るための基礎調査、それから基本設計料を計上するものでございます。この地区は各戸給水は現在しておりません。親メーターにて一括水道を販売するという形で料金をいただいております。修善寺地区に限りますけれども、単価は修善寺地区の一般の方と同額となっております。言いかえますと、料金上は区域内施設の維持管理費をいただいているということが言えると思います。既に給水区域内であること、施設の維持管理費も徴収していることから、速やかに移管の準備に入るための基本設計料300万円を計上するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は10日の正午であります。

議案第84号～議案第92号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第32、議案第84号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第40、議案第92号 静岡縣市町総合事務組合理約を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの9議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第84号から92号まで、また同じく9議案について一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、伊豆市の条例の制定、廃止及び一部改正と、地方自治法第286条第1項の規定により、平成20年10月31日及び12月31日をもって合併に伴う静岡縣市町総合事務組合からの脱退による規約の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第84号、議案第85号及び議案第92号、3議案について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、187ページ、議案第84号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

この条文でございますが、地方自治法の一部改正、これは本年6月18日にございまして、この改正点の大きく2つでございますが、1つは議員活動の範囲の明確化ということで、これは、伊豆市議会の会議規則の改正点に当たります。もう一点は、議員報酬の明確化に関連しました関係条例の改正ということで、これに関しまして3条例、関係条例がございます。これをこの自治法の改正条例ということで、この条例で提案するというものでございます。

条文のほう見ていただきますと、それぞれ第1条において議会議員の報酬条例、2条において非常勤特別職の報酬条例、3条において特別職報酬審議会条例の3条例について改正するものであります。

また、条例の題名、タイトルが改正をされることとなります。その条例名を引用しております2条例でございます。188ページ、伊豆市証人等の実費弁償に関する条例、それから伊豆市消防団条例、この2条例を附則にて改正するというものでございます。

また、2条関係の非常勤特別職の報酬条例で、議員及び消防団員を除くということで、消防団の規定も削ることといたしましたのは、消防団員の報酬等は自治法により条例に規定するのではなく、消防組織法において規定することになっていることによりまして、今回整理して削ることといたしました。

続きまして、議案第85号、195ページになります。伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

これは条例の一部改正でございます。国における行政改革大綱並びに行政改革推進法を受けました特殊法人改革の一つであります。融資を行う独立行政法人の業務、組織の見直しに係る改正でございます。

平成20年10月1日をもちまして、国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行が解散し、新たな公庫、株式会社日本政策金融公庫が成立いたします。このため、公庫法の引用を受けている条文の改正が必要となります。公庫に関します規定を削除するほか、国民生活金融公庫等から引き継がれる業務である場合には、株式会社日本政策金融公庫に改めるものでございます。

また、公庫中、沖縄振興開発公社、これにつきましては平成24年に統合される予定になっておりますので、現在では、その部分は残すということになります。

それから、すみません、飛びまして、議案の92、245ページ。

議案第92号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

これにつきましては、本年11月1日に予定をされています合併市町村富士市と富士川町、焼津市と大井川町、静岡市と由比町、それから、1月1日に予定されます藤枝市と岡部町、これに伴います団体名の構成団体の削除という形になります。

あわせて、関連します庵原郡の環境衛生施設組合、これは由比、富士川等で構成されているものでございますが、関係する部分についての削除と、それから、養護老人ホーム豊岡管理組合、これは指定管理者に移行することにより、この退職事務、この構成団体から脱会するという事で削除をするという改正の規約でございます。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第86号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鈴木誠之助君登壇〕

教育委員会事務局長（鈴木誠之助君） それでは、199ページ議案第86号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

主に学校医、内科医でございます。学校歯科医、歯医者でございます。それから学校薬剤師でございます。この学校医につきまして、199ページ下段にあります5万円を超えない範囲において任命権者が定める基本額に、当該学校の生徒（児童）数に200円を乗じ得た額に検診回数を乗じて得た額を加算して得た額ということで改正をお願いするものでございます。

非常勤特別職員、内科医、歯科医、薬剤師の方々、特に内科医につきましては、児童生徒の定期的な健康診断、それから、マラソン大会、運動会など、学校行事に合わせて健康チェックをお願いしているものでございます。薬剤師につきましては、飲料水の水質検査、プールの水質検査、教室の照度検査や薬物乱用、それから薬学講座などを開いてもらっておりま

す。

伊豆市では、幼稚園、小学校、中学校、市内の開業医30名の方をお願いしているわけですが、報酬額につきましては、合併時より旧町で一番少額であった町に合わせてお願いしていたのですが、田方医師会、田方歯科医師会、田方薬剤師会の方々でございまして、田方地区、伊豆の国市、函南町の報酬額に、同額に合わせて改正したいということで提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第87号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、議案第87号のふるさと伊豆市寄附条例につきましてご説明をさせていただきます。

前回全員協議会で皆様方にお渡ししましたこの内容と若干変更がございます。

それは、第2条の区分でございます。前回は（5）として使い道の指定がない場合に市長の判断によるということとを文言としてうたってございました。私どものほうの庁内組織でございます法令審査会のほうで、それですと、一般的な条例寄附と同じ形になってしまうということから、ここではきちっと明瞭性を発揮するためにも、ふるさと伊豆市寄附条例として使い道を明確化しようと、1から4番だけにしようと。その結果として、3条の2にございますように、前項の規定による事業の指定がないものについては市長が事業の指定をすることですので、この1から4の使い道のみについて、このふるさと伊豆市寄附条例というものが適用されるというふうにご理解をいただきたいと思います。

なお、この事業につきましては、この議決が通って補正予算が通りますと、早急に対応していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第88号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、205ページをお開きいただきます。

議案第88号 伊豆市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止についてでございます。

介護保険法、障害者自立支援法の施行に伴いまして、市におけるホームヘルパーの派遣事業がなくなっております。利用者と事業所が直接契約によりましてホームヘルパーを派遣するという事になったものでございます。

したがって、本条例が不要となりましたので廃止するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、議案第89号から議案第91号まで3議案について、建設部長。

〔建設部長 鈴木幸司君登壇〕

建設部長（鈴木幸司君） それでは、207ページからお願いしたいと思います。

議案第89号、90号は、新料金は5年以内に統一するという事で、合併協議結果に基づきまして統一するものです。

まず、議案第89号ですが、第2条の各地区別の道路占用の額を道路法施行令の別表1、所在地乙地、一般市になるわけですがけれども、この辺で言いますと、三島、沼津市以外ということになります、の額に統一するものでございます。

また、減免規定を統一するため、第4条第17号、一般家庭用地下埋設排水管及び第4条第7号、温泉法に規定する温泉事業者が設ける温泉管も加える。端的に言いますと、公共性のあるものは無料にするという考え方です。

なお、住家等に入入りするために設ける通路、原則5メートル程度になりますが、と、今言いましたように、一般家庭地下埋設排水管、温泉管等は、市民サービスの向上と申しますか、均衡を図るために、新たに減免規則を設けて免除ということにしたいと思っております。

次に、道路施行令の一部を改正する政令が施行されたことによりまして、道路施行令から引用する各条項のずれを整理するため、第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中、鉄道事業法を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、または災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中、道路施行令を令に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号、道路法施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物に係るものに改正するものでございます。

なお、改正案につきましては207ページから211ページに、新旧対照表につきましては213ページから223ページに記載してありますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

施行は平成21年4月1日からとなります。

以上でございます。

続きまして、議案第90号。

第17条第1項の各地区別の河川占用料の額を静岡県河川管理条例別表、所在地、市の区域になるわけですがけれども、の額に統一するものでございます。

また、別に条例の内容を明確に整理するため、第17条第3項及び第4項を削り、第21条を第23条とし、18条から第20条までを2条ずつ繰り下げ、第17条の次に18条、流水占用料等の減免及び第19条、流水占用料等の額の変更等を加えるものでございます。さらに、伊豆市準用河川流水占用料等徴収条例の第1条中、「徴収」を「の徴収」に改め、第2条第2項に、伊豆市普通河川条例の第17条第1項を準用する規定を加え、第2条第3項を削り、第4項を第3項とし、別表第1から別表第3までを削るものでございます。

なお、改正案につきましては226ページから228ページに、普通河川条例新旧対照表につきましては229ページから234ページ、準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表につきましては235ページから238ページに記載してありますので、ごらんになってください。

なお、施行は21年4月1日からとなります。よろしく申し上げます。

最後に、議案第91号の補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成19年4月20日に、東京都町田市の都営住宅におきまして暴力団員による立てこもり事件が発生をいたしましたことを受けまして、国土交通省及び警視庁より、公営住宅における暴力団排除についての通知が発出されたことから、市営住宅入居者等の生活と平穏を確保するため、条例を改正して、市営住宅から暴力団員を排除するものでございます。

そのため、第6条第5号、入居者の資格に、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。また、第13条第2項、同居の承認、2になるわけですけれども、2、同居させようとする者が暴力団員であるときは同項の承認をしないものとする。第42条第7号、住宅の明け渡し請求に、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。第64条、関係機関への協力依頼、市営住宅に入居し、若しくは同居しようとする者又は市営住宅の入居決定者、入居者若しくは同居者が暴力団員でないことを確認するため必要があると認めるときは、必要な限度において、関係機関に対し、それらの者に関する情報の提供をし、又は提供を求めること、その他必要な協力を求めることができる等を加えるものでございます。

また、滞納者の迅速な家賃徴収を行うため、第12条第1項及び第3号中、保証人を連帯保証人に改めるものでございます。

なお、市営住宅管理条例の新旧対照表は241ページから244ページに記載してありますので、ごらんになってください。

施行は20年10月1日からを予定をしております。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由の説明及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告は、10日正午となっております。

#### 議案第93号～議案第95号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第41、議案第93号 市道路線の廃止についてから日程第43、議案第95号 市道路線の変更についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 市道にかかわります議案93号から95号まで一括して提案をさせていただきます。

本案は天城北道路第1工区及び大平インターの供用開始に伴い、周辺の市道路線網の組みかえの必要が生じたため、市道畑4号線ほか1路線を廃止し、市道原中畑線ほか1路線を新たに認定をいたします。

さらに、天城北道路関係の市道畑中宿線ほか4路線及び上船原地区市有財産売却に伴う市道路線の変更を行うものでございます。

詳細につきましては建設部長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決されますようお願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 鈴木幸司君登壇〕

建設部長（鈴木幸司君） それでは、247ページをお願いします。

もう1枚めくってもらいますと、市道路線網変更全体図というのがあるから、それを見ながら説明したいと思います。

まず、今、提案理由でも申しましたように、天城北道路大平インター周辺の整備が主なものでございます。

93号から95号の3議案につきまして、路線変更の動きを示しているものでございます。

個別事案の路線の廃止、認定並びに路線変更の添付図面とあわせてごらんいただきたいと、思います。それぞれの図面には凡例を示してございますので、参考としてください。

では、もう1枚めくってください。

これが、議案93号の市道路線の廃止の2路線でございます。

ここに書いてありますように、市道畑4号線と市道原中畑之上線が廃止となります。

それにあわせまして、もう1枚めくっていただきますと、その緑色で書いてある2路線が新たに認定をするものでございます。

それでは、議案第95号をごらんになってください。

251ページに6路線書いてあります。

1枚目は全体図ですから、2枚目を……、これが路線の起点・終点の変更等でございます。

まず1つ目が、一番右上のほうにあります市道畑中宿線。2番目が市道畑1号線。3番目が市道畑小池線。4番目として市道下宿久保田線。もう一つが畑下宿線。この5路線は、一部区間の廃止と起点が変更をします。市道畑下宿線は起点、字、地番の変更によりまして、路線名称が市道下宿2号線に変わります。

もう1枚めくってください。

市道外畑石部平線につきましては、旧天城湯ヶ島上船原の市有地の中にありますが、普通財産の売却に伴いまして、市道として分筆がされていない箇所の部分の路線を一部廃止し、あわせて終点を変更したものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑通告期限は10日の正午となっております。

議案第96号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第44、議案第96号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第96号 土肥浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

特定環境保全公共下水道土肥浄化センターの老朽化による更新工事に関する一切の事務を地方共同法人でございます日本下水道事業団に委託するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきまして上下水道部長に説明させますので、ご審議の上、よろしく可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） それでは、補足説明をさせていただきます。

契約の目的でございますけれども、伊豆市特定環境保全公共下水道土肥浄化センターの建設工事委託に関する協定でございます。

契約の方法につきましては随意契約でございます。

契約金額は6億200万円。

契約の相手方、東京都新宿区四谷3丁目3番の1号、日本下水道事業団、理事長、澤井英一でございます。

この協定は、本年6月定例会におきまして、下水道事業特別会計第1回補正予算で債務負担行為として議決をいただきました。平成20年度、21年度における土肥浄化センターの改築更新工事における代行業務の委託契約でございます。

現在、土肥浄化センターにつきましては、6年間で総事業費約19億円で改築更新工事を計画しておりますが、本契約は、そのうちの20年、21年度の2年間の工事等の実施でございます。協定完成期限は平成22年3月31日としております。

契約内容の主なものでございますけれども、汚泥脱水施設、監視制御施設の機械設備工事や電気設備工事。これらの工事の発注、それから、工事の管理、監督、検査、会計検査の受検などあります。

6億200万円で旧町や伊豆市において実績のある日本下水道事業団と仮契約を締結いたしました。

契約方法は地方自治法施行令第167条の2第1項2号で、公共下水道の浄化センター等における専門技術と十分な経験を持つ官業代行として日本で唯一の下水道に関する地方共同法人であることから、競争には適さないため随意契約といたしました。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑通告期限は10日正午となっておりますので、ご了承お願いいたします。

#### 諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（堀江昭二君） 日程第45、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

ご承知のとおり、人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱するものでございます。

このたび人権擁護委員の高田忠氏が平成20年12月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

植木和久氏は、人格及び識見ともに高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任であると判断をさせていただき、新たに委員として推薦申し上げるものでございます。

お手元の資料の255ページ及び257ページにプロフィールがございますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を

省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であるとする  
ことに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につい  
ては、適任であるとすることに決定をいたしました。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事すべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月10日、午前9時30分より一般質問を行います。

よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 1時58分

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないように、答弁者にあっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いをいたします。

今回は19名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたします。また、質問時間は申し合わせにより質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

#### 大川 孝 君

議長（堀江昭二君） 最初に、22番、大川孝議員。

22番（大川 孝君） 22番、大川孝でございます。

私は、大きな2つのことにおきまして、通告してあります問題を市長に答弁を願うものでございます。

まず、1点目としまして、生き残りをかけた農林業の目玉に関してということでございます。2つ目には、広域合併に関してという質問でございます。

1点目でございます。前市長のときにも同じような質問をしたこともございますが、新市長に対する考え方の答弁を求めるわけでございます。

まず、地産地消を奨励していくことは、食の安全を考えたときにはとても大事なことです。これだけではとても農業の発展にはつながりません。やはり新たな一大プロジェクトを立ち

上げて、伊豆市のブランドになる特産品を発掘しまして、国内販売はもとより海外にも輸出していくことは、農業が立派な産業として育ち、荒れた遊休地を蘇生させる唯一の先進農業だと思いますが、この点について所見を伺います。

2つ目といたしまして、林業の関係でございます。

林業は、ご承知のように衰退の一途をたどっております。伊豆市山系の多くの山林は、伐期が迫っております。そういう中、森林整備を急いで進めないと山林の荒廃になります。地球温暖化の防止対策は山林蘇生へのチャンスでもあると考えます。農林業のこうした問題は、長い大きな懸案としていろいろと研究、調査されているわけですが、その効果はまだまだ一向に進んでいないような気がするわけでございます。

そのことから、市長はこの林業についての政策でどのように再生しようとするのか、具体例がありましたら挙げていただき、答弁を求めます。

大きな2つ目といたしまして、広域合併でございます。

私ども、平成16年に合併しまして、はや4年が経過いたします。その4年の間にはご承知のように人口が減り、少子高齢化率が上がってきております。県下を見渡しますと、静岡県では中部地域あるいは西部地域は政令都市になっております。この合併にはいろいろとメリットも大きいものもございしますが、また弊害もあると思えます。しかしながら、特例という中での合併は財政基盤が盤石ではないと思えます。そうした将来の国の考えております、例えば道州制や国や市の財政力などを考えた場合には、東部地域の将来もやはり私たちは近隣の、あるいは伊豆半島の、あるいは県東部の中でのいろいろなこれからの市町村の歩む道を議論していく必要もあろうかと思えます。

そういう意味で、合併論議を伊豆半島の方々と意見交換を重ねていく必要があるかと思えますが、この点につきまして市長の見解を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの大川議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） おはようございます。

ただいまの大川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の生き残りをかけた農林業の振興策の目玉ということでございますが、まず現在、既にある伊豆市の特産品として、ワサビとシイタケの販路の確保と拡大を目指していきたいと考えております。ご承知のとおり東アジアの沿岸地域、今、急速に経済拡大を続けております。これは私はチャンスだと考えるべきだろうと思っております。まだ現時点では私の個人的な情報網で細々と確認している程度でございますけれども、東アジア諸国の中心地の経済力が上がるにつれ、そこには高級和食店がふえております。その中で、少なくとも私が確認している中では、本ワサビは余り使われていない。それから、シイタケもこれから、和食に最も適した食材の1つであり、そして伊豆が誇る本物で安全なシイタケというも

のは、まだまだ将来使われる余地は非常に大きいのではないかと考えております。

このように国内外を含む高級和食店に対する本物のワサビとシイタケをまさに今こそ営業強化するチャンスではなからうかと考えているところでございます。

土肥地区の白ピワについては、収期が約2週間と非常に短いことがございまして、加工品への品質について何か工夫ができないかと考えているところでございます。

また、修善寺地区を主として栽培されております黒米や弘法芋あるいは月ヶ瀬の梅などもぜひ今後の増産に期待をしたいと考えているところでございまして、そのためにもまずは販路の確保というのが行政の責任ではないかと考えているところでございます。

しかし、いずれの場合も伊豆のこの狭隘な農耕地であるという地形特色や気候を考えた場合、農業が単品として主要産業として発展するであろうか、私はやはり残念ながらいささか難しいのではないかと考えておりまして、例えば直売所というんでしょうか、直売市場というんでしょうか、そのような商業化との連携あるいは観光資源としての活用など、以前にも申し上げましたけれども、1次、2次、3次を連携させた6次産業という定義の中で農業というものを位置づけて考えていくべきではなからうかと考えております。

販路の拡大につきましては、今、猛烈に大型のスーパーにシェアで迫っております青空市場タイプもございますけれども、ネットの活用はもう少し工夫の余地があるだろうと考えております。また、新たな特産品の開発のためには、引き続きJAや県のさらなるご協力を賜りたいというところでございます。

大きな課題の一つとなっております遊休地の活用につきましては、今年度、現在遊休地の実情の調査をしておりますので、それを踏まえた上で実効性ある活用策についてさらに検討していきたいと考えておりまして、もう1年ほどの時間をちょうだいできればと考えているところでございます。

次に、林業の活性化、振興策でございますが、伊豆市内の83%を占める山の資源の活用は、私は死活的に重要であろうと考えています。具体的には、まず第1段階として、既に施行しております「森林づくり県民税」の利用の促進、この利用促進の具体的な内訳は、まず市行政からのあっせんの強化というものがもう少しあってもいいのだろう。それから、制度的に予算の3割までは伐採のための道路に使えますので、もう少し建設業界の建設資機材の活用というものも図られるべきであろうと考えています。

第2段階としまして、ことしの5月、国の施策として京都議定書に基づく森林による二酸化炭素吸収量の目標を達成するため、地方債の特例交付金の交付等の措置を講じた森林の間伐等の実施に関する特別措置法、これは通称で間伐促進法と称されているようですが、これが公布、施行されました。平成24年までの集中的な間伐等の促進を図るため、国と県とで補助対象経費の最大7割を補助するほか、間伐をする場合の対象となる森林の樹齢の制限がないことなど、有利な点があるように聞いております。この事業は、市があらかじめ特定間伐等促進計画を策定し公表することが必要となっております。今年度中の計画化を目指して

おります。

第3段階といたしまして、木材資源を最大限活用したい。かつて日本人がその知恵として、クジラの肉だけではなくあらゆる部分を活用したように、木材資源を柱として、あるいはチップとして、あるいは将来を見据えてバイオエタノールとしての活用など、木材をすべての部分で活用する最大限活用をこれから研究してまいりたいと思っております。現在まで既に実用化しております企業さんなどからもヒアリングはいたしました。やはりかなりコストと価格でギャップがあるようで、当面そこが一番大きな課題かなと考えております。

しかしながら、ロシアの丸太材が来年1月に80%関税となるために、来年度以降は大きなチャンスなんだろうというように考えております。

最後に、伊豆市独自で考える場合には、まちづくりにおける地場の木材の活用というものをぜひ進めてまいりたいと思っております。まだ景観条例、構想化段階にさえ至っておりませんが、この伊豆の美しい自然を、そして美しい自然環境を後世に残すという意味で、今まではこの天城の山と狩野の清流を回復し、後世に引き継ぐということを申し上げてまいりましたけれども、可能な限り、まず公共の施設から始まって、可能であれば民間の個々人の皆様の住宅に及ぶまで、これは当然長期的にはございますけれども、使えるところは地場の素晴らしいヒノキであるとか、木材であるとかをぜひ活用するような推進策をとることができないだろうかと考えている次第です。

今まで申し上げましたように、主として国と県の補助事業に頼っておりますが、ここで1つ構造的に問題は、政策の整合性がやや不十分なところがございまして、これは既に県にも国にもお願いをしているところですが、木材の事業者さんは、あるいい木材を切りたい、ところがコストと価格が合わないから切らない。他方、これとはほぼ全く無関係に間伐のため、山の再生のためだけに補助金がついている。本来、一番いい姿は、価格の調整なのかもしれませんが、切りたい、そして価値の高い木を切るような政策誘導が必要なんだろうと思っておりますけれども、ここの今整合性がとれていないところで、これは補助事業でございますので、引き続き国と県に政策の整合性について改善をお願いをしてみようと思っております。

最後の広域合併でございますが、将来、伊豆半島全域を見据えた広域合併あるいは拡大再合併があるとすれば、ぜひ伊豆半島全域を見据えた視野と、そして歴史的な視点が必要なんだろうと考えています。当然、この前提は国の道州制議論の進展状況を見ながらということになりますが、ご承知のような現下の国内情勢、政治情勢で道州制議論が加速されるのか、ブレーキがかかるのか予断を許しません。ともあれ、道州制への移行、おおむね1,000万人単位での政治的な行政的な枠組みというのは不可避なんだろうと思っております。その中で、行政効率や経済効果のみならず、歴史的、伝統的、文化的、そして経済的なつながりをしっかり判断をして、後世からどうしてあのような枠組みになったのと笑われることがないように冷静で着実な判断をしてみたいと思っております。

その中で、既にご指摘のとおり中部と西部が政令指定都市ができております。東部のあり方をどうすべきか、これまで4カ月余りでございますけれども、東部の市長さん、町長さんの中にもある程度の共通認識があるように感じております。少し時間はかかりますが、将来の方向性を定める上で、誤りなきようしっかり判断をしまいたいと、この点のみ繰り返し強調させていただきます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

大川議員。

22番（大川 孝君） まず、農業の関係でございますけれども、伊豆市の特産物、ワサビ、シイタケ、戦前戦後あるいは内外ともにこのブランドは多くの方がもう熟知している特産物でございます。私はそういう特産物は大いに発展させて、もちろん核として、特産物の柱として大いに販売していかねばなりません、いわゆる耕作放棄地、遊休地、これが調べますと水田台帳面積778ヘクタールのうち水稻の作付面積が約440ヘクタール、言うなれば330ヘクタールぐらいが遊休地とされているわけでございます。その中には当然、農地として使えないような土地もあるわけでございますが、こうしたものをやはりスピードを上げて、何らかの形で生産をするような形に行政のほうも研究を重ねてしていくというようなことが非常に大事ではないかと思ひまして、市長は、遊休地は1年ぐらいで今調査しているというような答弁でございましたが、やはりそこに目をつけていただいて、何としましても現在の農業に携わっている方々の多くは高齢者でございます。この高齢者の方々が作業に従事できなくなると、遊休地がどんどん広がっていくわけでございます。一次産業の農業というものを、遊休地を利用した中で肥料代にもなったり、あるいは種代にもなったりしていくことが大事です。

そのためには、市長が言われておりましたが、販売所をもう少しきちんと、例えばの話ですが、農の駅あるいはまごころ市場、こうしたものを旧4町の箇所にもう少し点在をして、設立して、やはり地域の住民の方にもっと地域の地産地消を奨励する中で進めていけば非常にいいのではないかと思います。大きな需要のある学校の給食とかホテル、旅館あるいは八百屋さん、こうしたところはなかなかそれだけの供給量もどうかというような考えもあるわけでございますが、市民の皆さんの手近に市民がつくった作物を利用させていただくというようなことにおきましては、現在ありますような朝市もあるわけですが、そうした中、もう少し大きな販売所を設置して、やはり周りの生産者もやりがいのあるような、そうしたことを打ち出していくことも1つの方法だと思います。

そして、また遊休地の利用の中におきましては、私が申し上げております何か1つを決めたら伊豆市全体の生産者でそれを生産していただいて、それを販売していくと。そうすることによって農家の方々の所得も上がって、非常に活性化してくるというふうに考えておりますので、その辺をまたぜひご理解をして進めていただきたいと思います。

2つ目の林業でございます。この林業もやはり間伐をただけでは山が木材の墓場です。

これは人間と同じように生物は枯ればもちろん腐ってきます。人間も同じですが、やはりせっかく育てた、植えてくれたそういう人たちの思いも、やはり間伐材をもう少し有効に早く手だてをすることができないかという大事な、今この昭和30年代、40年代の初めに植林した山々が非常に伐期に来ているわけでございます。

そこで、私は私なりに1つの提案でございますが、山の所有者、それから製紙会社、企業、こうした方々が提携をしていただいて山を再生していくということが大事ではないかと思えます。山の所有者は製紙会社から間伐材をいただきまして、そして山から製紙会社までの搬出の運搬賃は企業に出していただく。そうして、製紙会社はその間伐材でチップにした製品、いわゆる再生紙あるいは紙コップとか、いろいろさまざまな加工品ができるわけですが、そうしたものを今度は普通定価で民間会社にそれを買っていただくということですね。民間会社もやはり地球温暖化に対することにおきまして、そういうものを買うことによって企業としましては、例えば自分たちの事務用品の紙にするとか、宣伝のパンフレットに使うとかいろいろなこと企業も二酸化炭素に貢献をできると。こういう循環式と申しますか、そういうことをすることによりまして、山の木も開伐されますと太陽の光線がさんぜん降り注いで、非常に下草も生え、そしてシカなんかもそうしたところで食べ物にも会えるというようなことでございます。

そういう意味で、木材の間伐だけで終わるのではなく、それをいかに利用していくかと。これが一番私は大事ではないかと。急がれている林業の姿ではないかと思うわけです。この辺について市長、どのように考えますか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、第1点目の農業についてでございますが、ご質問の内容は、1つにはプロジェクト、プロジェクトということは組織が必要ですので、市内挙げての組織化がどうかということと、それから遊休地の活用ということだろうと思えますが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、1年ぐらい時間をくださいというのは、まずこの秋から、少し市役所の中に市長として、もう少し迅速に判断し行動するための、トップダウンするためのスタッフが欲しいなと考えておりまして、数名、若干名ですね、これは前回の6月の定例議会で申し上げました（仮称）伊豆市まるごと室の準備組織的なものになるかと思えますけれども、そのようなものを設置をしまして、まずプロジェクト立ち上げのための市長のスタッフを置くと。

それから、組織を変えるためにはどうしても次の4月まで待たなければなりませんので、そのときにいわゆる行政事務手続をしっかりとやっていただく部と、それから観光を含む産業振興のように相当企画提案能力が必要、そして手足となる実行部隊となっていていただくような組織と大きく大別されます。産業振興のための組織をつくるためにも、やはりこれはちょっと1カ月、2カ月というわけにはまいりませんので、そのような組織化も含めて、その中に

は当然、市内の皆さんにも入っていただくざるを得ませんので、そんなことを含めまして、あと半年から1年くらい少し時間をいただきたい。その際には、企画提案から実行までしっかり動けるような、プロジェクトと称するかどうかわかりませんが、今そのようなことを念頭に置いております。

それから、遊休地につきまして、大変私自身も心配しておりまして、恥ずかしながら私自身も父親が亡くなってから実は田んぼをやったことがないんですが、伊豆の規模ですとそれが評判いい中伊豆の水稲であれ、修善寺の黒米であれ、それだけで若い人が、若い人というか家族を持っている世帯が500万円から1,000万円近い収入が得られるかということ、残念ながらそこまで至らない。少し米を買わなくてもいい程度、自宅と親戚に送る程度の規模ですと、それだけで産業としてひとり立ちすることは難しい。その中で食べていける産業ということと考えますと、やはりもう少し付加価値の高いものになるかと思っております。

具体的には、一部の方から水稲より価格の高いマコモタケというものはどうかとか、あるいはクワはこれから使い道があるのでクワをもう少し植えたらどうかとか、あるいはピワの葉っぱが健康食材としてせんじて飲むといいよとか、いろいろ個々のアドバイスはいただいているんですが、どなたかにお願いする以上、ちょっとアイデアがあったからやってみてくださいというわけにはまいりませんので、今はどれが伊豆の遊休地に適した、産業として食べていける付加価値の高い商品としていいかというのを研究しているところでございますので、ある程度自信を持って、これを産業としてやってみないかをご提案できるまでに、もう少しこれは恐縮ですが時間をいただきたいと考えているところです。

その中のやり方としては、新しい職場としてというよりも、現に農業をやっている方々の規模を拡大するという意味でご提案することのほうがまずは現実的かなという気はしておりますが、今、繰り返しになりますけれども、まず遊休地そのものを調査しているところでございますので、そのような段階を踏んでということでご理解いただきたいと思っております。

それから、林業でまさに山の所有者と、それから切り出す作業、それからそれを使うところを一体化して木の切り出しから商業化まで、つまり使えるための枠組みづくりをしなければならぬというご指摘は、まさにそのとおりだと思いますが、これもまた先ほど申し上げましたとおり、企業に入っていただくためにはどうしてもコストをしっかりと見なければなりません。現状においては、それをやった場合にコストのほうが収入よりふえてしまうことが明らかでございますので、企業は独自では入ってこられない。私が伺ったある木材事業者さんは、本当にいいものであればヘリを使ってでも切り出したいくらいだということのようなんですが、まだそれほどの外国産木材との価格調整が進んでいないんだらうと思っております。

したがって、山を再生するという間伐促進以外で国・県の施策としてやっていただくためには、これまた繰り返しになりますけれども、政策の整合性をとっていただきたいなと今思っておりますのでございまして、ただそれはご承知のとおり国・県の政策調整のためにさら

にまた数年、恐らく数年かかると思いますから、まずは現にあります森林づくり県民税、これは昨年の例を見ますと少し予算を消化し切れずにいるようにございます。そこにさらに国が施策をつくっていただきましたので、伊豆市として将来、林業の活性化を見ながらその2つの補助金をいかに有効に使うか。その意味で私は行政が少し仲介させていただいたほうがいいのかなと。森林づくり県民税で間伐できる、こちらでもできますと今少しばらばらにやっているんですが、もう少し緩やかに体系的に、ここをやったら次はこちらはどうだろうか、ここはできないものだろうかというようなことで、行政の中に考えるところをつくりたいなと。今はそのような段階でございます。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

22番（大川 孝君） 市長もなかなか前向きにいろいろと試行錯誤され、一応検討し、前向きに考えていくというような答弁でございますが、また特にこの林業におきましては、1964年の木材の自由化に伴いまして安い木材の輸入等もございまして、非常に国内の林道、こうしたもののおくれが響き、非常に木材の搬出にも支障を来しているというものも一つの間伐のおくれの原因にもなっているというふうにも考えざるを得ません。

昔は言うなれば馬車とか、あるいはそり、こうした方々の連携によりまして製材所まで木材が運ばれてきたわけでございます。そうした中、やはり林道の作業道と申しますか、そうしたのも機械が入るような、ひいて言えばトラックが入るぐらいの林道をぜひ進めていかれるような姿勢で、この伊豆市の山林の活性化に寄与していただきたいと思います。

それから、2つ目の広域合併でございますが、平成7年に総務省から、昭和35年でしょうか、最後の合併の年が平成17年に当たったわけでございますが、その10年前から総務省が各自治体に対して合併機運を促してきたわけでございます。そうした中、私たちもいいあんばいに特例のほうの合併を使って、3万8,000人ぐらいの人口でございましたが、きょう現在に至っているわけでございます。やはり大きくなればすべていいものではございません。大きくなってだめになればまた小さくしてみる。やはり波のうねりのような姿が、時代の過去を見ますといろいろ試行錯誤でやってきているのではないかと思います。

いずれにしましても、国の財政力、こうしたものを本気で考えた場合には、やはり私たちも15年後は自立した財政の中でやっていかなければならないという、やはりそういう国の方針もあるわけでございますので、これからは支出するお金もふえざるを得ませんが、やはりまた入るお金のほうもあらゆる知恵を絞ってやっていかなければならないと思います。どうかそういう意味におきまして、合併の交付金、地方交付税も年々減ってくるのではないかとそういうふうにご考慮しております。どうかその辺につきましては、市長もよく理解をされていると思いますので、いろいろのそうした、例えば三島市周辺で近隣の中核都市の合併の機運があれば、やはり職員を傍聴に行かせて、そうした議論の内容をすぐ得る、情報を得る。こういうことも非常に大事になってくるというふうにも考えるわけでありまして、そういうこと、さまざまに考えていただく中で、大いにひとつ論議も進めていただきたいという気持ちでござ

ざいます。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで大川議員の質問を終了します。

稲葉紀男君

議長（堀江昭二君） 次に、4番、稲葉紀男議員。

4番（稲葉紀男君） 議席番号4番、稲葉紀男でございます。

それでは、発言通告書に沿いまして、市長に伊豆市の財政状況について3件の質問をいたします。

まず、1件目は、伊豆市の財政は、今、どのような状況にあるのかについてです。

この件につきましては、昨日及び一昨日、一般会計、特別会計それぞれについて歳入歳出決算書の説明がございました。それを踏まえての質問でございます。

伊豆市の財政が破綻し再建団体になると、夕張市のように市は国や県の管理下に置かれ、たとえ1,000円のお金さえ自由にならず、そのしわ寄せは直接住民に来ます。2008年度より国は地方公共団体財政健全化法により4つの財政指標、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を定め、それぞれの比率が一定の基準を超えると程度により市に関与し、最終的には再建団体に指定します。

そこで、伊豆市の財政状況は4つの指標において、現在どのようにあるのですか。また、一般会計、特別会計、その他の地方債の現在総額は幾らあるのですか。また、情報は市民への公開が義務づけられましたが、いつ公表できるのですか。市民は市の財政について安心してよいのですか。

伊豆市においては、夕張市のような前年度の収支を翌年度の収入で埋める、いわゆる出納整理期間中のジャンプ行為による大幅な埋め合わせのようなことはないとは思いますが、いかがですか。

2点目です。水道事業債、合併特例債、その他地方債発行に関する今後の基本的な考えについての質問でございます。

4つの指標のうち、連結実質赤字比率及び将来負担比率は公営企業、公営事業、一部事務組合、振興公社等の地方債残高や債務と強く連結する新しい指標です。熱海市は財政力1.0以上で普通地方交付税の交付を受けない自主財源豊かな市ですが、過去の過剰な先行投資的事業、すなわち下水道事業、水道事業、温泉事業の債務負担により連結実質赤字比率が基準値の30%を超え、向こう3年間の経過的な措置はあるとはいえ、このままでは再建団体に陥る危険性があり、今、全市を挙げ健全化に取り組んでいると聞いております。特に下水道整備事業における膨大な債務負担は全国的な問題ですが、当市における下水道事業の地方債残高は現在幾らありますか。また、今後、整備事業を計画どおり実行すると、さらに地方債残高がふえ、そのために早期健全化団体や再建団体に陥る心配はありませんか。

次に、合併特例債についてです。発行限度額181億円、その30%の54.3億円は伊豆市負担となるわけですが、これは平成19年度までに幾ら起債しましたか。また、今後の合併に伴う事業により地方債の発行がさらにふえることが考えられます。特にごみ焼却場の建設に合併特例債が利用できるか否かは今後の情勢に大きく影響すると思います。

そこで、各事業については幾らかかるのではなく、健全財政を保つためには幾らまで使えるのか、その範囲でのベストの計画を立てる、いわゆる逆の発想からの総合的なシミュレーションが必要ではないかと思います。

最後ですが、財政健全化のためにいかに取り組みますか。その戦略と方針、さらには具体的方策についての質問です。

財政指標における伊豆市の体質は弱いと思います。そして、すぐ財政不健全団体に陥る可能性があります。その理由は、比率の分母となる標準財政規模、平成18年では約102億円ですが、これを構成する地方税等の標準税収入が極端に少なく、例えば財政力指数0.6は静岡県23市のうちのしりから2番目というような状況でございます。そしてまた一方、伊豆半島の大きい普通交付税は三位一体の不完全請求、税源移譲の不完全さといえますか、そのためにますます交付税が削減されると。そうしますと、計算上、分母が小さくなる。比率はアップして財政指数はすぐに悪化してしまいます。したがって、現在みずからできる即効性のある改善策は分子を小さくすること、すなわち経費や事業費を抑え、赤字や負債の額を削減することと思いますが、市長はいかに考えますか。また、そのためのさらなる具体的方策をお持ちでしょうか。限られた財源の選択と集中、さらには住民への状況説明と理解、協力をいかに得ますか。

2点目です。財政は市民の日常生活に直接影響する問題であり、再建団体は絶対に避けなければなりません。そのためには行政、議会、学識経験者、市民団体代表等、市民全体を巻き込んだ議論を展開し、具体的な方針と方策を検討する、例えば市民財政諮問会議のような仕組みづくりが必要だと思いますが、市長はいかに考えますか。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの稲葉議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、伊豆市の財政指標でございますけれども、昨日も詳細にご報告申し上げましたが、地方自治体財政健全化法に基づく平成19年度伊豆市決算の財政健全化比率は、実質赤字比率はなし、連結実質赤字比率もなし、実質公債費比率15.1%、将来負担比率62.2%、いずれも国の基準以下で、現状では適正な財政運営がなされているものと考えているところでございます。このデータは10月をめぐりに伊豆市のホームページ、その他可能な手段で市民の皆さんにはご報告申し上げたいと考えております。

ただ、しかしながら幾つかの公益事業の資金不足状況、これはご承知のようにすべてゼロ

だったわけですが、これは一般財源からの、物によっては半分以上の繰り出しがございますので、そのようなデータをより具体的な詳細なデータというものをあわせて報告すべきではないかと考えておりました、その報告の仕方についてはもう少し工夫をさせていただきたいと思っております。

平成19年度末の一般会計、特別会計合わせた起債残高は264億8,700万円で、住民1人当たりは72万6,860円になります。平成18年度末の1人当たりの起債残高が74万1,409円でしたので、全体としては改善をされている。前市長以下の行政サイドも財政の健全化についてはかなり努力されているだろうと思いますが、ただ決して安心できる内容、データではございませんので、引き続き財政健全化は引き締めて続けてまいりたいと思っております。

地方債でございますが、下水道事業は平成19年度末地方債残高として77億9,096万円で、平成19年度に繰上償還を行い、2億7,018万円の減となっております。現在、下水道整備事業は現行の整備計画に基づく財政計画で事業を進めておりますが、生活排水処理基本計画等の見直しも含め、今後の整備計画を再検討したいと思っております。

下水道の事業は、これは一部全国紙でも報道されておりますので、問題の所在はある程度明らかなんです、伊豆市のような広大な面積の中に人口が極めて少ない、つまり人口密度が極めて少ないところで、しょせん本質的に都市部よりも下水道のコストはかかるわけでございます。これは宿命ですので、その中でこれまでの整備計画等、現状、それから将来予測の中でしっかり再検討したいというように考えております。

合併特例債及び合併推進債は、平成16年の合併以降19年度までに14億6,100万円を借り入れをいたしました。その中身は、伊豆聖苑、火葬場と、それから天城北道路関連でございます。平成19年度末の残高は、14億4,490万円、ご指摘のとおり発行可能額は標準全体事業費181億円の95%、171億円でございますが、その借り入れは合併による建設計画に基づく事業に限定をされておりますので、残高としてはかなりございますけれども、当面、これに手をつけることはないだろうと考えております。現在、年度内に償還する元金の総額以内になるよう起債総額を抑制しているところでございます。

では、伊豆市の財政状況は安心できるかというご質問ございましたけれども、財政調整基金からおおよそ3億程度借り入れている状況、これを不安なく財政運営するためには、いわゆる真水と言われる部分、支出の部分で3億円をどこかで捻出しなければ、つまり抑制しなければいけない。現在、固定経費を抑制するために公用車を削減したり、買いかえる場合には軽自動車に買いかえたり、あるいはご承知のとおり朝8時半以前と昼休みは電気を消したり、エアコンを集中管理したり、それから本当は一番厳しいところなんです、約20人の定年退職者に対して四、五人に新規採用をとどめるなど、固定経費の圧縮には大変苦慮しているところでございますけれども、他方では3億円まだ財調基金から持っているから3億円投資にも振り向けないで我慢するか、これが大変厳しいところで、将来の投資効果のある事業までやめてしまうということは、今度は伊豆の将来の発展を抑制することになってしまいま

すので、宿命的に経費がかさむところはございますけれども、しっかり投資効果を判断をして、伊豆市の発展のためにこれは効果があると判断したものについては財政の健全化も当然のことながら、やはり投資にも向けるべき一定割合はあるのだろうと。私はまだ予算編成しておりませんが、次回の予算編成ではぜひそこは冷静に、かつ果敢に判断をしてまいりたいという思いで現在おります。

財政健全化でございますけれども、平成19年度決算では所得税の税源移譲等がありまして、歳入歳出とも前年度からは増加をしております。ただし、現在、原油を初めとするあらゆる資源高、これによりまして中小企業の皆さんが収支を圧迫されており、さらに観光産業等、地域経済の停滞がずっと続いている現状で、加えて国も財政指定は不可能であり、三位一体改革による交付税の目減り等もますます増加するのではないかと悲観的にならざるを得ない状況が目前にございます。今後はこのような状況を市民の皆さんに正確に冷静に理解をしていただくため、その中には将来予測も含めて財政の状況をしっかりと正確に市民の皆さんにご報告申し上げ理解を賜りたいと考えております。その上で徹底した行財政改革を引き続き推進し、ホームページや広報以外でも、タウンミーティングや市民の皆さんと接する機会があればその都度、財政状況について理解をいただき、健全化に向けてのご協力とご支援をいただきたいと。これは何か一つのツールということではなくて、機会を得て繰り返し申し上げたいと考えております。

市民財政諮問会議のご提案でございますが、当市では平成17年度から行政改革のさらなる推進のため、一般市民の皆さんで構成された行政改革推進委員会を設けております。問題の本質は、この委員会の皆さんのみならず市民全体に市行政のあるべき姿を考えていただくことだろうと思います。市政に対するあらゆる意見、提案を集約するため、市長のスタッフを少し充実するとともに、メールなり、ファクスなり、あるいはまさにおいででの議員の皆さん方がそれぞれの地域のご意見、ご提案を集約して行政のほうにも報告していただくなり、私ども行政の中ですべての知恵、アイデアがあるとは思っておりませんので、行政改革のみならず市の行政全般について、引き続き広く市民の皆様のご提案とご理解を賜りたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

4番（稲葉紀男君） 将来に向けての地方債のあり方について、今の現在の、例えば下水道に関する計画ももう一回見直すという話を伺いまして、そのとおりであると思います。

幾つか再質問で細かいことを選んでみたんですけども、ただいまの市長の答弁、質問に対する姿勢を伺いましてやめておきます。

最後に、現在、安心はしていただけないけれども、緊急状態にあるわけではないという結論だと思います。その理由は、例えば熱海市が先ほど連結決算赤字で30%あるいは35%を超えて、ここ数日のうちにどういう結果発表がありますか、注目しているところでございます。

れども、熱海市は水道事業、下水道事業あるいは観光事業に伊豆市に比べて極端に大きな地方債を発行しているかと申しますと、平成18年度で見ますと伊豆市は約113億円です。それに対して熱海市は166億円と。そうびっくりするほど大きな負債を抱えているわけではありません。一方では普通会計は黒字であるということです。問題は、地方債、特別事業、第三セクターまで含めたすべての事業にやはり一般会計からのやりくりと申しますか、そういうところ、財政の政策と申しますか、運営方針と申しますか、あるいは考え方、こういうものによって非常に今の4つの指標、特に2、3、4の指標が大きく影響してくるのではないかと思います。そういう意味では、伊豆市は上手に運営されているというような気がします。

いずれにしても、現在、地方債の償還のピークは越していますが、合併に伴う大型投資、これは続くと思います。ある意味では負債はこれから始まるとも考えられます。したがって、限られた財源を費用とその効果を見据え、十分に検討し、間違いのない財政運営こそが市民にとって何よりも大切なことだと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、これで稲葉議員の質問を終了します。

これで休憩に入ります。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

飯田正志君

議長（堀江昭二君） 最初に、11番、飯田正志議員。

11番（飯田正志君） 11番、飯田です。

次の3点について、市長と教育長に質問いたします。

1番目、伊豆の特産品について。

市長はトップセールスをするためにも市長の肩書きが要るんだと選挙中も言っていました。特産品の数が余りにも少ないと思いませんか。新たな特産品の開発が必要だと思いますが、どのような方法を考えているのかお聞かせ願いたい。

2つ目、少子化対策について。

伊豆市において少子化対策は大変重要な問題だと思います。栃木県鹿沼市ではいろいろな施策を行っているようで、その成果が出てきていると聞いています。その1つに第3子に対しての出産祝い金や入学祝い金の支払いがあると言われていました。伊豆市としての対策はどのようにされるのかお聞きしたい。

3つ目、学校の統廃合について。

先般、市長は小学校の適正規模を考えたときに、我が伊豆市では幾つ必要なのかを考えたというような発言をされたように記憶しています。適正規模という点では異存はありませんが、どこに学校を持ってくるのかということについてお尋ねします。子供たちも教育環境を考えたときに町の中にあるよりは自然があり、青空が見え、清流があるほうがよいと思いますが、市長と教育長のお考えをお聞きしたいと思います。市長については行政側の立場として答弁願いたいと思ひますし、教育長は教育者としての答弁をお願いいたします。

答弁は簡単明瞭によろしく願ひします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答えします。

まず、伊豆市の特産品ですが、私は数そのものよりも総合化して商品化することのほうが大事ではないかと思ひています。市内にある富士山のビュースポットとか、美しい自然、豊富な温泉はそれ自体が観光の特産品ですので、それを総合化して商品化してほしいという思ひがございます。

また、今、既に農業のほうの特産品も、新たな第4、第5の特産品をふやすことも大事だけれども、そのレシピ開発、新しいメニュー、よりおいしく食べるためのメニューというようなことも、その開発と宣伝が必要だと思ひておひまして、市には直営の観光施設の中にレストランが何カ所かありますので、そこで新しいメニューを試行してみるというようなてこ入れを現在考えておひます。

少子化対策につきましては、鹿沼市の例を拝見しましたけれども、大変巨額のお金がか投資されておひまして、なかなか伊豆市では難しいんですが、子供の医療費の助成制度の拡充はお約束申し上げておひましてござひます。さらに、特別保育として延長保育、一時保育、ゼロ歳児保育、これはそれぞれ延長が133名、一時保育は441名、ゼロ歳児も11名ということで親御さんの負担はかなり軽減されているのではないかと。あるいは子育て支援教室というものを市内の5会場毎週やっておひまして、月2回は修善寺保育園へ一括して委託して指導員を派遣しておひますが、平成19年度の利用実績で延べ4,274名でござひます。このような子育ての支援の策というものは、実行可能な範囲でかなり網羅されていると考えておひます。

ただ、出産祝い金につきましては、第2子が1人2万円、第3子以降が5万円ということで、財政力のある市よりは金額では少ないとは思ひますが、平成19年度実績でこれまた94件、281万円を支出しておひます。さらにはチャイルドシートの購入補助、そしてファミリーサポートセンター、これも県の補助事業でござひましたが、子育てを応援したい方の登録、これは協力会員と称しておひまして、そして子育てを応援してほしい方、これは依頼会員と称しておひますが、これをあらかじめセンターに登録して育児の援助活動を実施しておひます。実績は平成19年度末で会員数が103名、協力会員が33名、依頼会員が65名で、両方に登録している方が5名、そして平成19年度の取り扱い件数は56件になっておひます。

また、放課後児童クラブで基本的には小学校を利用させていただいて、保護者が昼間家庭にいない方の小学校低学年児を放課後保育しておりますが、これも市内5カ所に設置をして、本年9月現在において151人の子供さんたちが利用しております。

このようないろいろな施策を総合して、その中で負担に感じておられる若いお母さん、お父さん方を少しでも市民全体で支えていくという、その気構えと気配りのある政策というものはこれからも進めてまいりたいと思っております。

学校の再編成におきますところの場所の問題ですが、私は小学校再編における場所の問題は、行政サイドが一方向的に決めるのではなくて市民の皆さんに話し合ってもらっていただくことがよいのではないかと考えております。環境重視がもしもせし、通学の利便性、つまり親御さんの通勤途上ということがもしもせし、あるいは幼稚園、保育園の場所との関連があるのかもしれませんが、これは教育委員会に意見集約をさせていただいておりますけれども、基本的に行政が場所を決めることではないだろうと考えております。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 教育委員会におきましては、ただいま教育振興審議会という審議会に学校の再編成についてということで、今諮問をしているところでございます。伊豆市の地理的条件を加味したもので、子供や保護者から見た、また教師あるいは地域から見た学校の適正規模、適正配置について審議をしていただき、これらの答申を受け教育委員会でその後、配置計画を作成したいと考えております。

ご質問の設置場所についてであります。ご質問のとおり子供たちによりよい教育環境を整備するということは大変重要であると考えております。特に総合的学習や理科など、課外学習に事欠かない環境は魅力でもありますが、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であることと示されておりますし、学校の位置は教育上適切な環境にこれを定めなければならない、あるいは通学環境について児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校と通学区域の適切な均衡を保つことができることが望ましいと文科省からは示されておるところであります。

伊豆市の現況の小学校は、ご存じのとおりいずれの学校も自然や清流、住宅地など隣接するなど、静かで子供たちも伸び伸び勉強ができ、大声で活動ができる環境にあると考えております。これから適正配置についても審議していただくところではあります。新たに新設などには財政負担も多く、既存の学校を利用せざるを得ないと考えております。学校再編の中で学校環境整備も並行して実施し、通学環境整備も改善する必要があります。

いずれにしても、次代を担う伊豆市の子供たちに豊かな人間性をはぐくむ教育ができますよう、それぞれご協力いただければありがたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

11番（飯田正志君） 最初の特産品について再質問いたします。

先ほどから聞いておりますと、特産品については現存しているワサビ、シイタケとか、食のほうにどうしても優先的に話がいつてしまって、昔、江戸では江戸彫りがあったり、岐阜に行くとき岐阜ちょうちんがあったり、そういう工業製品みたいなものも伊豆には昔あったかどうかわかりませんが、そういうふうなものをつくることによって、1年じゅう定期的にそれが販売できるというふうなことがあると思います。どうしても地産地消とか、今、環境で農産物を優先的に特産物として売り込もうというふうな考え方がありますけれども、実は私、衣料品関係の仕事をしていますけれども、竹の製品でつくった衣料品というのが非常に好評でありまして、夏は。そういうふうなことも考えていく必要があるではないかと思えます。例えば、竹を使った炭をつくりましたけれども、それはつくただけで、市長が言う二次製品をつくって販売しなければいけないというふうな発想もありますから、ぜひ農産物ではなくて工業製品とか、いろいろなものをつくっていくようなプロジェクトを組んで研究していくということも必要だと思います。

なぜかといいますと、我々の年代が退職になります、ほとんど同級生が。いろいろ聞きますとまだまだ働きたいという気持ちが非常にありまして、NPOをつくって自分の技術とかノウハウを生かして地域に貢献したいという方はいますので、いろいろな人が集まってそういう特産品をつくるようなことをやれば、新しい特産品、農業以外の、そういうものができればいいというふうに考えておりますけれども、市長の考え方はどういうふうにお思いですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 公約で申し上げましたとおり、トップセールスは観光と農業に限らず、あらゆる面でやらせていただきたいと、今でもその考え方は全く変わっておりません。一部の方が非常に精密な木工品をつくっておられますけれども、あれなどは本当にロンドンとかベルリンのデパートへ売りにいきたいぐらいなんですけど、ちょっと外国旅費がありませんのですぐというわけにはまいりませんが、非常に高いレベルで、しかも高い価格で売られるものが多々あるかと思っておりますし、特に竹はアジア以外ないもので、非常に特色のある資源ですから、ぜひもう少し使い方をというふうに考えているところでございます。

ともあれ、私個人あるいは市役所の中で考えても限界がございますので、もしそのようなみんなで新しい特産品、それは工業品も含めてということであれば、そのような活動を市としてご支援させていただくということはぜひ積極的に考えますので、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

11番（飯田正志君） ぜひ積極的にお願いいたします。

次に、2つ目、少子化対策ですけれども、今聞いておりますと子育て支援のほうは一生懸

命やるようですけれども、子供が生まれませんと支援もありませんので、どうしたら子供が生まれるかというふうなことも真剣に考えていかないといけないと思います。ずっとこの4年間、同僚の内田議員が結婚の相談会で頑張っておられるようですけれども、なかなか成果が上がってこないということで、その辺についてなぜ結婚しないのか、結婚したくてもできないのか、したくないのか、結婚しても子供をつくるのがいやなのか、つくる環境にないのか、それらも調べて、やはり私は人間ですから結婚すれば子供が欲しくなるだろうし、なぜ鹿沼市が第3子かといいますと、結婚して第1子を設けた方は3人が欲しいという、アンケートをとったら非常に多かったということで、それでは結婚しない人を結婚させるよりも、第2子を産んだ方が3子を産んでくれるほうが人口がふえるだろうということから始まったということですね。

ですから、我々もそれを参考にするのはいいんですけれども、非常にお金がかかるということでしたら、結婚できるような環境づくり、例えば生活の安定ですよね。仕事がないからこちらに住まなくて、地方へ行ってしまふ、都会のほうへ行ってしまふ。例えば通勤がここは非常に大変であると。だったら通勤可能なようなことを考えたり、地元で産業を持ってくるとか、4年間いろいろな方々がそういうことを言ってきたんですけれども、なかなか実行に移せずに子供がふえていかない。子供がふえていかないから高齢化率も上がってくるということで、非常に一人一人の負担が伊豆市はこれからふえてくるということになりますので、ぜひ結婚をするすすめ、結婚して子供ができるような環境づくり、それから支援があるわけですから、とにかく最初に人間がふえる、子供がふえるような対策をとるようなことが必要だと思っておりますけれども、市長のお考えを伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、結婚につきましては、ふれあいパーティーのやり方を少し変えさせていただくということで、わずかな変革かもしれませんが、若い方皆さんに公募しまして、自分たちでまずパーティーを企画してもらおうというようなことで1回トライをしてみたいと思っております。そのほか、合計で1,000人を超す適齢者の方々がまだ独身ですので、ふれあいパーティー以外にもどのようなご紹介のやり方があるのかを、これも検討させていただきたいと思っております。

出生数はことしは少し、去年よりふえる傾向にはあるようですが、これは一過性のものという可能性もありますので、そこで一番危惧しているのはもちろん日赤の問題なんですけど、これはちょっと我々が、伊豆市役所で決められるものではございませんので、そのような出生に対する環境整備というのにも図らなければいけないと思っております。

確かに、第3子、第4子になると親御さんの負担も大変で、あるところで一、二カ月前でしようか、双子が2組、双子をお持ちのお母さんがさらに双子さんができたというようなことでご相談がありまして、新たに何か補助をつけるということは現在やっていないんですが、ただ、担当の部課のほうも承知しておりまして、定期的に訪問されたり、少しでも心身とも

にサポートするようなことを既にきめ細かくやっておりますので、もし具体的に子供さんたくさんいて困っているんだ、大変なんだということがございましたら、ぜひご遠慮なく担当部のほうにご相談いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

11番（飯田正志君） いろいろな面で大変なことです。個人の自由ですからなかなか強制はできませんので、サポートぐらいは一生懸命やるものと、一緒に環境づくりを一生懸命やっていきたいと思います。

次に、学校の統廃合ですけれども、適正規模は我々も委員会のほうで勉強しましてわかっております。ただ、今の子供たちが非常に生きる力というふうなことを文部省は言っていますけれども、その力がないということで、それはやはり小さいころに自然と触れ合って、自然の中で自分というものを見つめながら、けがをしたり暴れたりなんかしながら、いろいろなものを得てくることがなかったのではないかと考えていますので、そういうふうなちょっと普通の人から考えるとマイナス面のことが、子供についてはプラスになることがいっぱいあります。小さいときにけがをすれば、ここへ行けばこんなことがあって痛い思いをすると、大人になってからはそういうことをしなくなりますし、そういうふうな教育の面で田舎がいいというふうに私は言ったわけで、都会のほうへ行きますと、コンクリートの中に危なくないようにしてプランターでトマトをつくったりキュウリをつくったり、バケツでお米をつくったり、お米をつくるのにバケツではないだろうと思いますけれども、そういうふうなことを田舎では自然の中でお米をつくったり、川へ行っただりということが非常に人間性を豊かにするというふうに思っていますので、そういう意味で学校の統廃合のときには、やはり自然のあるところで子供たちを一生懸命育てていただいて、我々の老後の保障ですので、しっかりと教育長さんもわかっていると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） それでは、これで飯田議員の質問を終了します。

#### 鍵 山 堅 一 君

議長（堀江昭二君） 続いて、14番、鍵山堅一議員。

14番（鍵山堅一君） 14番、鍵山堅一です。1点、市長に質問します。

市内観光ルートの活性化について。

富士山静岡空港が来年4月開港になり、より多くの観光客が伊豆に入ってくると考えられます。海の玄関、土肥港、また陸の玄関、修善寺駅もしかり、土肥、修善寺を結ぶ西伊豆スカイラインの景観を生かしたルートの開発が不可欠である。それには国道土肥側平石地先、バス停のあるところ、より旧道市道までの改良工事、これが必要であると考えられます。市長の考えを伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの鍵山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ご指摘のとおり来年3月開港の富士山静岡空港から駿河湾フェリー、そして土肥を経てだるま山という経路は、インバウンドのみならず静岡以西からの国内観光客にとってもセールスポイントになり得るものだと考えております。その際、平石のバス停の横の三叉路から旧道を経由して西伊豆スカイラインに入ると、かなり確かにショートカットになりまして2.6キロメートル、そこのまず平石三叉路から旧道までは500メートルの整備が必要になるんだらうと思います。旧道部分は、この間も敬老会のときに通ってみたんですが、植生流木の整備で、まずはバスは通行は可能になるんだらうと思っております。

したがって、どこかのタイミングでその経路の整備をぜひさせていただきたいと思いますが、まず現在、ご承知のとおり天城北道路と国道136号、船原への接続、そして土肥新田地区の国道改修工事、これを計画及び既に着工しているところがございますので、まずは市を挙げて市民の皆さんと声をそろえて、そちらの早期完成のほうでトーンを合わせていただけないかとお願いを申し上げます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

鍵山議員。

14番（鍵山堅一君） 私の質問は、改良工事のことが主といたしますが、これ1点に尽きるわけです。これについて今後考えていくというより実行していきたいと、こういう答弁をいただきましたので、これで私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで鍵山議員の質問を終了します。

#### 室 野 英 子 君

議長（堀江昭二君） 続いて、10番、室野英子議員。

10番（室野英子君） 10番、室野英子です。

私は2点、市長と教育長に質問いたします。

1点目、伊豆赤十字病院の産科存続を望む。

伊豆赤十字病院の産婦人科医師が辞表を出されたとの新聞報道に驚いています。全国的に産科医の不足は事実ですが、伊豆市及び伊豆南部の住民にとっては大変な問題だと思いますが、市として今後どのように対応していくのかお伺いします。

2点目、市内の各小学校にもAEDの設置を望みます。

子供が学校のプールでおぼれたり、運動中に倒れたり、心肺停止状態になったときにAEDによる電気ショックが救急車の到着までに必要となります。救急車の到着は全国平均で約6分かかると言われています。心臓停止後、約3分で生存率は50%に落ちると言われています。そのために市内の各小学校にも設置することができないか伺います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 室野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの室野議員の産科医の問題についてでございますが、伊豆市にもたくさんの子供たちが生まれ、そして元気に育てていただこうとの思いで子育て支援策を検討していた、まさにやさきに伊豆赤十字病院の産婦人科が閉所の危機に直面しているとの報道に接して、正直な話、大変ショックを受けているところでございます。

これは一人伊豆市だけの問題ではなく、ご指摘のとおり伊豆半島南部地域にまたがる重要な問題だという認識はもちろん共有させていただいています。今後、伊豆赤十字病院に対してタイミングを図りつつ善処をお願いするとともに、これはそもそも全国的、構造的な問題でもありまして、あらゆるルートを通じて国に速やかなる対応策を要望してまいりたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 続いて、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） A E Dの関係であります。現在、伊豆市内には4つの中学校と本庁と3支所、その他の公民館、体育館等、合計11台が設置してあります。また教育委員会に移動用として設置して、バレーボール等スポーツ大会などの会場には携帯をしておるところです。ご指摘のとおり大切な機器であることは理解はしておりますが、いまだ小学校には設置できていないのが現状であります。不測の事態が起こったときには、最も近くに設置してある機器を使用する以外に、現在のところはそれ以外にはないわけであります。

なお、中学校に設置した際に、小学校の教諭にも取り扱い説明会を実施して、操作のできるように一応は準備をしてあります。

学校は子供たちの日々生活する場所であり、事故等による心停止等はできるだけ早い措置が必要であることを考えますと、各小学校にも設置することが望まれます。現在は運動会、校外活動等、危険が伴うことが予想される場合は支所や中学校にあるA E Dを準備して、不測の事態に備えるように指導はしております。近隣の伊豆の国市や函南町では既に小学校にも配置されておるということでもあります。今後順次配備できるよう予算確保をしてまいりたいというぐあいに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

室野議員。

10番（室野英子君） 日赤の産婦人科の産科について再質問いたします。

私たち年代、またその上の年代の方たちは、お産は病気ではないからとふだんも何ら変わりない生活をして、平均3人ぐらいの子供を産院や助産婦さんにお世話になって出産していました。今、妊婦さんは2回から5回と妊娠中の健診の無料の回数もふえました。定期的な毎月の健診で逆子だったり、帝王切開が必要になるのではないかと出産は以前よりも事前にわかるようになっていきます。普通分娩では、これは無理だというリスクの予想されるお

産のときには、順天堂病院の産科が拠点病院として搬送することがスムーズにできるように、今受け入れがスムーズにできるようになっています。たしか平成18年に日赤の産婦人科が休診になったときには、まだ順天堂にスムーズに搬送できるかどうか確かでない状態だったと思いますけれども、現在、難産とかそういうときに順天堂がスムーズに受け入れてくれる体制ができています。私は昔のように助産師さんが活躍する場がふえているのではないかと考えています。お産というのは普通分娩がほとんど大部分であり、難産というのは少ないし、その折の不幸な事故が訴訟や事件になって世間を騒がせ、また産婦人科の先生が少なくなっていく原因だと言われています。

そこで、私は日赤に今いらっしゃる有能な助産師さんたちの確保のためにも、院内助産院という制度があるんですけども、日赤に院内助産院の創設を市としてもお願いできないかと考えています。それはまず、3点あるんですけども、1点目として、院内助産院を日赤にお願いする理由の1番目は、日赤に次の産婦人科の先生が来てくれるまで産科の診療を続けていく、継続していくために今いる有能な助産師さんたちが散らばってしまわないように、確保するために必要だと思うこと。また、今まで年間200人から300人の出産の実績があった日赤の設備が充実している、そういう状態であるということ。3点目は、助産院といっても日赤の中にできているものでしたら24時間先生が、どの科の先生かがいてくださることですから、患者にとっては非常に心強いことです。何とか女性の立場からして里帰り出産とか、お嫁さんたちがお産のしやすい伊豆市であるために、院内助産院を日赤にお願いできないかと考えていますが、市長さんのご意見を伺いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 以前、現職の助産師さんに伺ったところでは、助産師さんの数そのものも全国で20万から約2万人ぐらい、以前の10分の1ぐらいに減っているんだそうでございます。やはり夜中の勤務がありまして、いろいろなことがあるようでございますけれども、その中で伊豆赤十字病院には既に助産師さんがこれまでずっと勤務しておられましたから、確かに分散しないようにそのような院内助産院でまずはしばらく勤務してもらえないかというご指摘は非常に説得力あるんだと思うんですが、これまた我々が決められるものではございませんので、ぜひしっかりご意見を念頭に置いて、赤十字病院を相談、調整をさせていただきますと思っています。

あそこの近傍にも同じ、旧修善寺地区の中にベテランの方の助産院もあるんですが、やはりお母さん方はどうも傾向として、病院に行けば安心というような心理状態があるようでございまして、それは強制できませんのでいかんともしがたいんですが、子育て支援で助産師さんと接していただいたり、やはりああいったことも口コミでの、ここがよかった、あそこがよかったというようなことがあるでしょうから、あるいは妊婦健診のときに実際に助産院というものを見ていただいたり、いろいろなことで産科の病院と助産院さんとのいい意味で

の協力とすみ分けというようなことも図りたいと思っておりますし、まずはその中でいろいろな策を考えなければいけない中で、今ご指摘の件につきましては、伊豆赤十字病院のほうと相談をさせていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

10番（室野英子君） 今、市長さんが言われたように伊豆赤十字病院に相談をしてくださるということで安心しました。

次に、AEDのほうに移ります。

教育長さんのお話で、実際、行事があるときには移動式のを持ってきて、それを準備しておられるということで少し安心したんですけども、やはり学校というのは人が集まるところで、運動会やマラソン大会とか、学習発表会などは今、1人の子供に両親とまたその両親の親が4人来て、1人の子供に6人の応援団がつくとか言われている時代なので、ぜひAEDの小学校にも設置を前向きに今後も考えていっていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） それでは、これで室野議員の質問を終了します。

#### 杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 次、5番、杉山誠議員ですけれども、11時半から市長ちょっと用事で出かけますので、表題だけ質問、とりあえずしておいていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、5番、杉山誠議員。

5番（杉山 誠君） 5番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、農商工連携による地域活性化について伺います。

農商工連携とは、商工業者と農林水産業の生産者がサービスや商品の開発で連携し、地域活性化を促す取り組みです。生産者が単に農林水産物をつくって売るだけでは経済的な波及効果に限界があり、生産者が中小企業者と連携して、相互の経営資源を活用し、新商品や新サービスを生み出すほか、工夫を凝らした取り組みを展開することで経営の改善とともに地域経済の活性化を促し、ひいては雇用の拡大にもつながるとされています。

ことし7月21日に施行された農商工連携促進法によって、地域を支える中小企業と農林水産業が連携して新たな事業を起こす場合、事業計画が認定されれば設備投資や生産、販売、需要拡大など一連の事業展開にわたって減税や低利融資、債務保証など、きめ細かな支援措置を受けられることになりました。予算面でも経済産業省と農林水産省は共同して農商工連携の支援を進めるため、2008年度予算にそれぞれ100億円ずつ、合計200億円を計上しています。農商工連携の取り組みが新規事業における地域製品の消費の促進や販売の拡大など、地域活性化への有効な手段となります。本市としても大きな課題である中山間地域の活性化策の一環として、農商工連携の推進に積極的に取り組んではいかがでしょうか。

次に、生活排水処理事業について伺います。

汚水処理対策は、電気、ガス、水道とともにライフラインの基本とされています。河川の水質汚濁の原因は炊事や洗濯、トイレなどの日常家庭から排出される生活排水が大きな割合を占めています。環境を守り快適な日常生活を送るために生活排水処理は欠かせません。現在、生活排水処理は下水道事業がその中心を担っていますが、下水道は住宅が密接した地域では合理的な処理方法と言えますが、中山間地域の住宅のまばらな地域では管渠敷設に多額の費用を要する上に、対象戸数が少ないので利用料収入も限られており、自治体にとって大きな負担となっております。生活排水処理を多くの経費と長い年月をかけて下水道整備で進めるだけでなく、地域の実情に応じた適切な施設整備を行う必要がありますが、いかがでしょうか。

最後に、不妊治療費の助成について伺います。

不妊治療は医療保険が適用されず高額の医療費がかかります。出産を望みながら不妊症に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、不妊治療を受けやすくするため、県では特定不妊治療費助成制度として1回の治療につき10万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間にわたって助成する制度がありますが、これとは別に自治体独自で助成制度を設けているところもあり、隣の伊豆の国市においては特定不妊治療だけでなくすべての不妊治療にかかる費用の一部を助成しております。少子化現象の著しい当市においては必要な支援策と思いますが、いかがでしょうか。

以上、答弁よろしくお願いいいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答えします。

まず、農商工連携による地域の活性化ですが、伊豆市には農業振興会の組織で23の生産団体、これは構成員が約1,000名ですが、一部のワサビ生産者の方を除いてはほとんどが収穫物をそのまま市場等へ出荷しているのが現状でございます。品目によっては加工品として多様な使われ方ができ、生産者だけでは商品開発や商品の製造能力に限界がありますので、ご指摘の消費者ニーズに合った商品開発や生産を求めるための地元生産者と、そして商工業関係者が、農林漁業関係者も含めて連携する事業推進というのは極めて有用なんだろうと考えております。

ご指摘のありました農商工等連携促進法、まず本制度を市内の関係業者の皆さんに周知徹底するとともに、行政でも可能であれば魅力ある企画提案づくりというものを推進してまいりたいと考えております。

次に、生活排水処理事業ですが、下水道の目的はそもそも公共用水域の保全や地域環境の改善であって、目的達成が可能であれば集合処理方式に固執する必要はないのではないかと考えております。最近では建設コストの安価な個別処理方式の合併浄化槽が見直されていると

も聞いております。事業の公共性にかんがみ、効果があつて目的達成可能な複数選択の幅がある場合には、判断基準はコストになるんだらうと。ただし、これまでの経緯もあり、また県との緊密な調整が必要となりますので、その中で最適な解を求めて再検討をしたいと思っていますところでは。

最後の不妊治療費の助成制度につきましては、ご指摘の県の特定不妊治療費助成制度、この本制度を利用した伊豆市民は平成19年度に5件、3人、20年度は7月まで1件となっております。ただし、県の不妊専門相談センター、これは三島にあるそうですが、毎年600件近い相談があることから、恐らく潜在的な需要というものはかなり伊豆市内にもあるのだらうと思つているところでは。近隣市町では伊豆の国市でもその制度、市単独の助成制度を導入して、現在、東部健康福祉センター管内で制度が未整備の市町は函南町、清水町と伊豆市だけになっております。伊豆市の人口減少に歯どめをかけるのは、これはもう再優先課題とも言える課題でございますので、市としても早期にこの不妊治療費助成制度の導入を目指したいと考えております。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

初めの農商工連携ですけれども、現在、市長の言われましたように団体間の連携というのは私も伺っておりませんでしたけれども、全国的には農林水産省と経済産業省が農商工連携88選ということで公表をされております。これは全国のモデル的な事業なんですけれども、ここではいろいろな取り組みがあるわけなんですけれども、例えば生産者の女性団体が会社を立ち上げて、トマトの生産者なんですけれども、規格外の商品を使って手づくりのトマトケチャップを製造販売している。これは岐阜県の郡上市というところなんですけれども、年間の売り上げ、18年度が1億7,000万円。

そして、ほかにもいろいろあるんですけれども、いわゆる連携がうまくいっているところは、ある程度生産者の規模というのが必要ではないかと私も思います。梅で有名な紀州の和歌山県の日高郡にある団体では、梅の成分を鶏の飼料に混ぜて、それを使って生産した卵を販売して、18年度に16億円の売り上げを上げているというようなすばらしい成果が上がっているところもあるんですけれども、いろいろな88選の事例にもありますような全国的な取り組みを伊豆市でも参考にして、ぜひこれを実際に生産者の方あるいは商工業関係の方、そして最近では建設業も非常に仕事は減っております、それぞれに事業の展開に苦慮しているということも伺っております。そういうことから、また先ほど前の質問にもありましたけれども、森林資源、これを活用して建設業の機動力何かとも連携して、そういう資源を有効利用するような、伊豆市にある資源をより有効に活用できるような、それを行政として企画提案する、そういう取り組みもやはり生産者だけではなかなか追いつきませんので、何かそういう企画を立ち上げるというか、考えてまた提案していくというようなそういう取り組みも必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1点目の農商工の連携の中で規模の問題は、これはなかなか厳しいところがございます。自宅付近の畑で、今、ダイコンが余っているから、あるいはハクサイがよくできたからというものを集めても、恐らく事業化までの規模にはならないのではないかと。ちょっとこの支所の前とか湯の国会館の前とか、大平のあそこでしたら小遣いかせぎ程度のことは、そういった使い方もあるんだろうと思うんですが、集めて加工してということになると、かなりの規模が必要なんだろうと思います。

現在、私の脳みそにある中では、土肥地区のビワ、白ビワだけではなく普通のビワも含めて、これはかなりあるにもかかわらず10%以下しかとっていないようですので、そんなものはどこかの事業者さんと協力をして、加工食品に回すようなことも可能なのかなと思っておりますが、その他の現在ある中での一定規模がまとまって収穫できるようなもの、ちょっと念頭にないものですから、少し時間をいただいて、具体的に農商工連携促進法がどこで使えるのか研究をしてみたいと思っております。

それから、森林との関係ですが、これは実際に私も企業を訪問して聞いてきたんですが、バイオエタノール、木材を使ってそれを燃料の一部、ガソリンに混ぜて使うというものは、これは京都でバス100台、トラック100台で事業化しているそうです。これはたまたまそのこの関与している企業が大きな会社で資金力があって、なおかつ建設廃材の中の木材を使うということに限定してのことだそうですので、ちょっと特殊な例なんです。伊豆市内には先ほどもご指摘ありましたように放置されている間伐材がたくさんありますので、資源そのものはあるわけです。それをいかにバイオエタノールとして燃料化したらいいのかというのは、ちょっと今勉強に着手しているところなんです。そのほかにも森林資源がどのように転用できるのかについてもぜひ研究を進めておきたいと思っておりますので、もし皆さん、ほかの伊豆市に合ったような例がございましたら、また恐縮ですが情報提供いただければと思っております。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 確かに規模という点では、伊豆市の生産者は非常に大規模というのはありません。一つ私が思うのは、やはりこれからの農業というのは、確かに規模は小さいけれども、守っていかなければならない。それは小さいから後継者がいない、生活ができないということでもどンドンやめていく現状です。食料自給率の低下が加速されると思います。伊豆市でどうしたら農業を守ることができるかということ、やはり農業者同士の連携が必要だと思えます。今、国でも集落営農というようなことも推進しております。やはり小さな規模でそれぞれに直販所を設けてグループでやられていられる方たちも大勢いますので、その直販所同士のネットワーク化した連携、それで情報を収集して足りないものを生産者から融通してもらおうような、そういう伊豆市全体でネットワーク化したような制度というのも一つ有

効な手段ではないかなと思いますので、またそういう取り組みを行政がどこまでできるかということを考えていただけたらと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 葉っぱのビジネスで有名な徳島県の上勝町で、あそこが成功した理由の1つが、ネットワークを早くつくってしまって、お年寄りが使えるパソコンを配布したところがあったと思うんですね。それが成功の理由の1つだと思うんですが。

今、伊豆市内をつらつら見ますに、大きな工場とか集会所とかというよりも、何らかの形でもう少し情報が一元的に集められないかなという気がしております。実はシカなんかもそうなんですけれども、今、ほとんどシカ肉も捨てられているやに聞いているんですが、どこのお宅に何年何月にとれた、どこの部位が何キロあるという情報がわかるだけで実はもう少し使い勝手がよくなるんですね。農業も同じでして、今、お年寄りの少し孫の小遣いをふやしたい、収入を上げたいということであれば、恐らく情報収集システムができるだけでお手伝いできるだろうと思います。他方、若い方が一生涯ビジネスとしてやっていく規模をするためには、これは相当やはり工夫が必要かなと思っておりますので、両にらみで、どちらかを優先的にということはないんですが、どちらの実行の可能性があるかということをも具体的に詰めていきたいなと思っています。

議長（堀江昭二君） それでは、ここでお昼休みの休憩に入りたいと思います。

再開は、1時ということによろしく願います。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

再質問、杉山誠君。

5番（杉山 誠君） それでは、再質問させていただきます。

生活排水の処理の問題についてでございますけれども、下水道の計画区域というものが1回認可されている以上、なかなか計画の変更は難しいというお話を私も今まで何回か質問させていただいているんですけども、この問題点として下水道これから非常に非効率になっていくという問題と、もう一つ期間が非常に長期にわたるということで、市長が熱心に取り組んでおられます河川の浄化、狩野川の清流を取り戻す、それに非常に年月がかかってしまうということで、やはり早く排水の処理対策を講じるということ、もちろん財政的な面で効率的な事業を行っていくことは必要なことでありますけれども、早くということになりますと非常に将来的に10年、20年、30年あるいは途中で変わってしまうというようなことも考えられるわけですので、今からそういう方針というか、何とか切りかえる方法はないものかと

ということで私もいろいろ今まで勉強させていただいたんですけれども、その中でこれは平成17年の事業だったと思いますけれども、市町村設置型の合併処理浄化槽ということで区域を限定して、その区域内でこの地域は公共下水道、この地域は農業集落排水、この地域は合併処理浄化槽ということで、市町村設置型の合併処理浄化槽の制度があるということをやっと学んだことがあるんですけれども、それもやはりなかなか難しい問題があったんですけれども、3年たちましてその辺のところ、状況というのは変わらないものではないでしょうか。

今現在、各家庭で使われておりますのはほとんど、新築の家を除いて単独処理浄化槽、今はし尿処理だけでは浄化槽としては認められていない。といいますのは、河川を汚染する原因というのはし尿よりも洗剤とか、そういう雑排水のほうが汚染率が高いということで、合併処理浄化槽が普及すればそれで一つの河川の浄化は非常に進むわけですので、下水道整備と同時に合併処理浄化槽の普及も進めてはいかかと思うんですけれども、法律的な計画区域あるいはそういった事業計画の融通性というか、見直しはできないものかお伺いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ご質問の趣旨は非常に論理的でよくわかります。本当にほとんど同感という感じがしております。ただ、行政同士で事務方同士で調整をしますと、過去の経緯、それから法理論、それから過去の投資、必ずこういったことが議論になりまして、そもそもということになってしまうわけでございます。ある意味、そのために選挙によって選ばれる市町村長とか、知事、政治家が存在しているわけですから、その政治的な計算というものがないと、行政職員同士の意見調整ではなかなか難しいだろうなという考えを今持っているところです。

これは、実は下水に限らずいろいろな補助金事業はおおむね似たような状況にありまして、ある時点で思い切って過去の経緯はそれはそれとして、現在及び将来を見据えた全体の投資の中で、どれが一番効率的で、そして目的を達成できるのだろうかというような議論は必要になってくるんだろうと思っています。そのような包括的な考え方の中で、とりわけ投資予算の大きな下水道に関しては、これは今、全国紙で議論が、ここ数週間以内に出てきておりますのは、偶然なのか、どこかが意図的に流しているのか、それは私にはわかりませんが、少なくとも問題認識として全国に広がったことはいいことだと思っておりまして、ぜひ検討してまいりたいと思っています。

ご指摘のように既に計画区域に入っているから、じゃ、全部そのとおり計画どおりにやらなければならないかということではないのではないかと。伊豆市により効果的なやり方があるのではないかとことを予期しつつ検討を進めてまいりたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） ただいま質問させていただきましたのは、実は国会のほうでも、公明

党は非常に効率的で河川の浄化にも効果のある合併処理浄化槽の普及を推進しているわけですが、ちょっと日にちとか委員会は忘れてしまいましたけれども、当時の福田総理に質問した中で、やはり地域の状況を考えて施策を講じていくべきだというような答弁がありまして、国のほうでもちょっとそういうふうな動きがありますので、今後はそれらを見きわめて伊豆市としての将来像をこれから検討されてはいかかかと思えます。

ちょっと、それから現実的な話に戻るわけなんですけれども、先ほど言いましたように現在の単独処理浄化槽では浄化能力が十分でないということで、現在使われております単独処理浄化槽計画区域に入っていると合併処理浄化槽に転換するにも補助金がないということなんですけれども、一つこれだけはやってもらいたいと思うのは浄化槽の保守点検、これが行われていないという家庭が多いというお話を伺っております。これは浄化槽法が改正されて、それが義務づけられているはずなんですけれども、県の指導範囲というふうに伺っていたんですけれども、市のほうではそういうことのお願いというか、調査はできないものか、その1点。

そして、下水道が今整備された。これは今度下水道の話に戻りますけれども、下水道の本管整備が終わった区域で、住民への加入の周知の方法、これがちょっと問題ありということをお伺いしているんですけれども、といいますのは、下水道工事の計画とか完成時期というのは区長さんを通じて、行政のほうから区長さんあてに連絡があるそうですけれども、個々の家庭に対する連絡が十分でないというか、いや、私のうちではできたのも知らなかったというような話も伺います。その辺のところの周知方法がどうなっているのか、ちょっと問題があるのかなと思うんですけれども、やはりお願いするのは個人のお宅ですので、本管がつながりました、ぜひつないでくださいというご案内をするのはやはり市役所の仕事ではないかと思えます。その場合にやはりある程度の、皆さん不安を持っていますので、下水道つなぐのには非常に工事費がかかるという、個人負担が多いという不安も持っておりますので、大体標準料金であるとか、下水道の使用料がどの程度かかるというような見積もり、これらも示す必要があるのではないかと思います。それでないと、やはり高齢者で所得の少ないお宅であるとか、若い人が後継ぎがいらないようなお宅は、現実にもうこの先何年この家に住むかわからないから、本管が来てもつながらないよという、はっきりと明言されているお宅も何軒か、私も耳に入っておりますので、きめ細やかに行政のほうから、市役所のほうから直接一軒一軒そういうご案内をする必要があると思えますけれども、その辺いかかでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、1つ目の計画区域内で単独浄化槽を合併浄化槽に移行するための苦勞といいますか、理屈の上では確かに法理論的にはそうなっているんですね。ただ、そこではいずれにせよ、もちろん補助金も使うにしても市の支出もあるわけですから、引き続き計画を進めることと、その他の第三の道といいますか、新たな工夫の中で要する経費とい

うものを見ていくことも一案ではないかと。単独浄化槽を合併浄化槽にかえる場合の経費負担というのがどの程度必要なのか。それは下水を引き続き整備する場合とどの程度差があるのかないのか、そこは県とのどの程度の調整が必要になるのか、これまで私、具体的に検討していないものですから。十分問題認識を持っておりますので、検討させていただきたいと思っています。

点検の仕方についても、その文脈の中で市で何ができるか、早急に検討させていただきたいと思っています。

下水の接続率の問題で、これは6月の定例議会にもたしかご質問いただいたと思っていますんですが、市は単に広報だけではなくて、必要があれば個別に伺って接続していないところをお願いをしているわけで、決して接続率が低いとは思ってはおりませんが、ただこれはちょっと大きな問題になりますけれども、確かにコストがかかるんです、上水道も下水道も。ただ、伊豆市が全体として人口をふやしたい、人口減少に歯どめをかけたい、可能であれば世帯を持っている方に、お子さんを持っている家族に来てほしいというときに、上水はありません、下水はつなげませんということでは、そもそも戦にならない。そうすると、問題は負担に集約されるわけでございます。上水はつくります。下水も、どちらをとるかはともかくとしても、下水につなぐか合併浄化槽か、整備します。これは明言せざるを得ないわけですから。問題は負担の問題。

そこで、過去の行政との整合性がとれているかどうかわかりませんが、私は、負担はこれからの伊豆市民はなるべく早く公平にすべきだろうと思っています。過去、地域ごと投資額が違いますのでそれが現在も上水道の負担の差とかになってあらわれているんですが、合併を機に、それはそれとしてこれから生活をしていく伊豆市民は、お互いに公平に負担しようという考え方のほうが、より将来に向けての政策議論をしやすいのではないかとこのように考えております。一気にというわけにはいかないかもしれませんが、したがって、その中で地域ごと、下水につないでいるのにこちらは30万円です、こちらは5万円ですという、なるべく差が残らない負担の公平化というものを進めてまいりたいと思っています。これは上水もなんですが、下水もその中でなるべく早くできればというふうに考えているところです。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 個々にご案内というか、接続のお願いを、今やっていない状況を市長一軒一軒お尋ねすると言われていたんですけども、やはりそれは昨年度の工事が完了したところは早急にすべきだと思うんですけども、それは今さっき質問させていただいたんですけども。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 接続の周知のことなんですけれども、実を申しますと私も4月に来て具体的にまだその辺把握していなかったんですけども、区長会を通じてもお願いをいたしました。それから、先ほど市長が申し上げましたとおり、特に中伊豆地区から要請

がありましたので、個別にその地区に説明に伺おうと思うんですよ。個々というよりも地区別に説明に行こうということを考えております。

それから、もう少し積極的な方法があるかないかを、担当職員のほうもちょっと消極的かもしれないので、その辺を研究させたいと思います。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 質問ではないですけども、やはり文書でもって一軒一軒に案内したほうが私はいいと思います。それも接続の工事が終わってもう何カ月もたっていますので、やはり終わり次第すぐにそういうことはやるべきではないかなと思いますので、また検討してください。

最後の不妊治療の件に移ります。伊豆市ではそれほどの対象者はおられないということなんですけれども、やはり本当に子供さんをつくりたくてもできないという方の切実な希望というのは本当に深刻であると思います。やはり少子化対策を進める上でも、伊豆市としてぜひこれを取り組んでもらいたいと思うんですけれども、早期に導入を目指したいという答弁では、早期というのはいつなのか、現実味があるのかどうかということがはっきりわからないものですから、それほどの予算はかからないと思うんですけれども、ちょっと決定ができないんでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市民の皆さんの中にどの程度の人数があるかというのは、さっきの東部の中の推測でしかないんですが、私も個人的に30代後半から40歳ぐらいの方の中でするので、人数の多寡にかかわらずこういった問題を抱えている方がどんなに苦労されているかというのは承知しているつもりでございます。それで、なるべく早く予算化を、ここで約束するとまたいろいろあるかもしれませんが、21年度の予算の中に組める方向で検討させていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 必ず組んでいただきたいという希望なんですけれども、具体的にまだ組まれていないものですから質問はどうかと思うんですけれども、またこれは検討していただきたいんですけども、特定不妊治療、県では特定不妊治療に関してだけ費用の助成があるんですけども、伊豆の国市ではその治療のいかにかわらず助成を行っているということなんですけれども、まだ本当に具体的にここでどうこうということはわからないと思うんですけれども、やはりより多くの方に恩恵をこうむっていただくためにもある程度対象枠というか、そういうものを広げていただきたいなと思うんですけれども、また所得制限というのがどの場合でも設けられるんですけども、これもどういう方向で検討されるのか。まだ検討の段階ですけども、すみません、ちょっとお答えをお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ただいま市長が来年の予算に入れる方向で検討するというお話でございました。実は、伊豆の国市の状況をちょっと調べさせたところ、ことしの4月から始めているということで、それで14人ほど対象があって、1人10万円以内ということでその程度、ですから伊豆の国市の規模と私どもの出生規模、約2分の1ですので単純計算するとその半分くらいかなという、金額的なことを考えるとそういうことかなと思っていますし、また担当者の考え方を申しますと、伊豆の国市と同程度のサービスはお願いしたいということをして市長にお願いしたいという、そんなような意見を持っております。

したがって、来年度の予算の中ではそのような方向で検討をしたいと、要望をしたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、これで杉山誠議員の質問を終了します。

西 島 信 也 君

議長（堀江昭二君） 次に、1番、西島信也議員。

1番（西島信也君） 1番、西島信也です。

最初に、新ごみ焼却場候補地の選定について質問させていただきます。

堀切へのごみ焼却場の建設が白紙撤回になり、当初計画が大幅に先送りになったわけですが、新しい候補地の選定から焼却炉の稼働までどのようなスケジュールを考えておられるのかお示し願いたい。

焼却場建設は、できれば合併特例債を使いたいわけですが、そのタイムリミットはどういうことになっているのか、あわせてお聞かせ願います。

次に、市長は、8月19日に行われた定例記者会見において、新焼却場建設についてプロセスから決定まで行政の責任でやらせてほしいと強調したとの新聞報道がありました。焼却場候補地の選定あるいは建設については行政の責任でやるのは当然のことであると思いますが、これには何か特別な意味があるのでしょうか。堀切がまだ候補地であったとき、設立準備会は住民への説明の中で、建設候補地を選定する方法については専門機関である第三者に依頼し、公平かつ客観的に選定を行う方法を採用したとっておりますが、その結果が白紙撤回であります。行政の責任であるということは前期選定方法と同じなのか、それとも別な方法を採用するというのか、どちらなのかお伺いをいたします。

次に、AED（自動体外式除細動器）の小中学校への設置について。

小中学校では、体育の授業中やクラブ活動中には健康な子供でも突然の心停止が起こり得る危険性が大なり小なりあります。その原因としては、野球のボールが胸に当たって心臓震盪が起きるとか、プールでの事故とかさまざまであります。

突然の心停止の多くは、心室細動と呼ばれる不整脈が原因です。完全には心臓がとまっているわけではなく、電気信号がばらばらで細かくけいれんを起こしている状態です。この原

因を取り除く役目をするのがA E Dです。倒れてから1分ごとに生存率は7%から10%ずつ低下していきます。5分後で40%、十二、三分後にはほぼ全員が死亡または植物人間になってしまいます。そういう観点からすると、いざというときにA E Dが設置されているかいないかで、人の命が助かるか否かの大きな分かれ目になるわけであります。また、法改正により2004年から医師でない一般市民でもA E Dの取り扱いができるようになりました。

この際、伊豆市のすべての小中学校にA E Dを導入すれば、親御さんは安心して子供を学校へ送り出せるし、先生方は後顧の憂いなく教育に打ち込めるのは間違いのないと思いますが、いかがでしょうか。教育長及び市長のお考えを伺います。

教育長さんと市長さんに伺うわけですが、教育長さんにつきましては、先ほど室野議員への答弁で概略わかりましたので、教育長さんは簡単で結構でございます。

以上です。お願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの西島議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、ごみの新焼却場につきましては、タイムリミットはもう本当に日々刻々迫っておりまして、一日でも早くということしか申し上げられない状況でございます。

そもそも私が申し上げました仕切り直しの定義について、これはもう議員、重々承知のことだと思えますけれども、決め方自体幾つかの選択肢があったわけでございます。その決め方についても準備会で当初議論しました結果、行政が責任を持って決定プロセスから決定までやらせてもらうということで準備会の中で話がついたわけでございます。

施設の整備には生活環境調査などの事前調査や施設計画に約2年、それから施設建設に約3年程度ということでございますので、建設候補地が決まってからさらに約5年を要するというところでございます。

財源につきましては、一般廃棄物施設整備の財源は一般的には対象事業の3分の1が国庫補助で残りの75%が、つまり3分の2の中の75%が一般廃棄物整備事業、25%が一般財源からということになっております。合併特例債が活用できる場合にはその対象期間が合併の翌年度から10年間ということでございますので、伊豆市の場合は平成25年度までに完了しなければならぬということでございますので、まさに今、そのような組み合わせを使う場合には今、ぎりぎりのところに立っているということになります。

なお、小学校へのA E Dにつきましては、小学校への設置は教育委員会の専権事項でございますので、私は先ほどの教育長さんの答弁に全く異存はございません。

議長（堀江昭二君） それでは次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 小学校へのA E Dの問題については、先ほど室野議員にお話ししたとおりであります。小学校の場合は体育館であれ、グラウンドであれ、社会スポーツの際にも使ったり、あるいは非常時の避難場所にもなっておりますので、教職員がいない夜間

であるとか休日等、地元の、例えば消防団の方々が使えるように設置場所も一工夫要るのかなと、そんな思いで検討をしていきたいと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

西島議員。

1番（西島信也君） それでは再質問させていただきます。

初めに、新焼却場の候補地につきましてでございますが、焼却場建設のプロセスにつきまして私が理解しているところを申し上げます。用地が決定してから基本設計へと移るわけでございますが、この基本設計が大体1年から1年半、環境調査、環境アセスメントですね、環境調査に2年、公告の後、実施設計に入るわけですが、これが約1年、県へ設置届を提出いたしまして、審査、承認の後、初めて着工という運びになると思います。用地決定から着工まで4年半、さらに焼却場の建設から2年から2年半、要するに用地決定から完成まで、私の計算ですと合わせて7年かかるのではないのでしょうか。

合併以来、4年6カ月が過ぎたわけでございます。合併特例債の期限は合併してから10年と聞いておりますが、よほどピッチを上げなければ特例債を受けられないのではないかと危惧するところですが、さっきの計算からいきますと、あるいは事実上不可能になっているかもしれません。先ほど市長さんは、決定から5年たてば建設にぎりぎりというお話をしたわけですがけれども、私の7年というのは過大なあれかどうか、これはちょっと事務局の方に聞いてみたいと思います。

それから、設立準備会が昨年、平成19年1月に示したところによりますと、建設候補地の選定方法は3つあるよと。1つは公募による選定方法、2つ目は行政が候補地案を作成し、住民の皆さんの意見を聞きながら選定する、これが2番目。3番目、専門機関である第三者に依頼し公平かつ客観的に選定する。これはさっき言ったものでございますが、この3つがあるということで、3番目の専門機関である第三者に依頼し公平かつ客観的に選定するというのを採用したということでございますが、私が申し上げたいのは、市長が行政の責任でやるということをおっしゃったわけですが、私はこの建設におきまして、住民やその他の市民の意見を聞かないで候補地を決定するのではないかと、そういうことを心配したものですから、あえてお伺いしたわけでございます。

合併特例債を受けたいがために急げ急げで民意をからにして候補地を当たっても、よい結果をもたらさないということをお心配するのでございますが、このことにつきまして、要するに急ぐがために行政だけで決めるというのではなくて、あくまでも住民の方のご意見を伺うというようなことも入れなければ、せっかくいいところまでいくけれども、結局はだめになったというようなことになるのではないかと危惧するわけでございますので、その点どういうお考えかお伺いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） この件は、私も4月25日に就任以来、繰り返し申し上げていること  
でございますけれども、幾度か当時、仕切り直しを決定する前に3区の修善寺のニュータウン、  
それから堀切区、熊坂区の関係者の皆様のご意見を伺い、その中で反対意見の中で私に明  
確に答えられた方で米をつくりたいという方がお1人、そして修善寺ニュータウンの方でい  
ろいろなデータを信用できないからという方がお1人、残りの方はやり方がとにかくまずい  
と。一方的に決めてこれしかないというやり方に不満があるという方でもございました。そし  
て、それが原因ということが今回明白になっているわけでございますので、まず今、3つ決  
め方があるといった中の専門機関ということはありません。というのは、客観的な  
データはもう既にお示ししているわけで、それが危険だからとか、有害であるからという反  
対はなかったわけです、私の耳の中に。少なくとも私に届いた中では、データがこれこれこ  
ういうことであって第三者機関のデータが間違っていて、本当は有害だからということは一  
つなかったわけなんです。そうすると、その問題ではなくてやり方のハウツーの問題ですから、  
そこで今、我々が気にしているわけでもございまして、その最たるものが地元の皆さんにご説  
明する前に無理やり出してしまったということが、そもそも堀切区の問題だったわけござい  
ますので、今、極めて慎重に、かつ地道に幾つかのところでは情報収集させていただいてい  
るわけでございます。

私が一番危惧するのは、これはもう何度も申し上げていることなんです、そもそも住宅  
地付近に有害なものをつくろうとして誤った行政判断が失敗の原因だったというような風潮  
にならないことを今お願いしているわけです。やり方は確かに悪かったということはもうた  
くさん伺いました。したがって、今、技術的に2つの方式の中でどちらを採用するかも  
決めていない、どのような附帯設備をつくるのかも決めていない。そういったことも含めて  
地域の皆さんとお話をしたいということで今、当該地域の情報収集を進めているところで  
ございますので、その結果を、結果については行政が責任を持ちますので、冷静にお待ちい  
ただきたいということでございます。

なお、7年か5年かにつままして、事務方の確認をしたいということでございますので、  
担当部署のほうに答えをさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 確認ということですが、市長の命によりまして事務局は動い  
ておりますので、25年完成ということの中で伊豆の国市、伊豆市、広域一般廃棄物の基本構  
想ができ上がっておりますので、そのとおりに事務を進めていると。したがって、25年完成  
で実施をしていく、基本構想の中で進めているということでございますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 西島議員。

1番（西島信也君） 基本構想ができているということでございますが、基本設計、用地決

定がまず第一にやらなければならないわけですが、基本設計、それから環境調査、公告、実施設計、県への届け出というような非常にたくさんの事務が待っているわけですので、ぜひ的確にやっていただきたいと思います。

それからまた、前回の白紙撤回のときに住民の理解が得られない、何で反対しているのかわからないなどということがありましたが、これらのことはぜひ今後二度と言わないよう、住民との対話を深めて着実に結果を出されるようお願いいたします。

続きまして、A E Dのことについて、これは市長さんにお伺いをいたします。

先ほど市長は、教育長さんが言ったとおりだと、そういうことだったわけですが、私が聞いたかったのは予算面のことでございます。幾ら教育委員会がいいといっても予算をつけるのは市長のほうですから、予算の提案権は市長にしかないものですから市長にお伺いをしたいわけですが、児童生徒、大人でもそうですが、心臓停止等で倒れてから救急車が来るまで5分や10分はどうしてもかかってしまいます。その間にA E Dが設置されていないというだけの理由で助かる命も助からない、命を落としてしまう子供がいるということは、どう考えても気の毒でならないわけでございます。

今や機器も安価になり、取り扱いも容易になってきたわけでございます。先ほど室野議員さんの教育長さんの答弁にもありましたが、ほとんど全小中学校に設置する自治体も急増しているところでございます。先ほどのお話で伊豆の国市では、函南もそうでしょうけれども、すべての小中学校10校に本年度設置したそうでございます。我々伊豆市でも早急にすべての、中学校は設置してありますから、すべての小学校に設置すべきだと思います。

今、伊豆市では定住化促進ということで市長の音頭とりでやっておるわけですが、これは若い人、働き盛りの人たちをふやそうということになるかと思いますが、子供たちの安心・安全が図られていなければ、若い人はどんどんよそへ行ってしまいます。この伊豆市に住み着くはずもありません。近隣市町村に多少おくれをとりましたが、ぜひ早急に設置をお願いしたいところでございます。費用の点では、レンタルで設置すれば全小学校へ設置しましても年間100万円以内で済むかと思うわけでございます。ぜひ早急に設置していただくことを要望するわけでございます。

伊豆市内のP T Aの会員の皆さんは、このことにつきまして今、かたずをのんで見守っているところでございます。この設置が早期に実現すれば、伊豆市それから伊豆市教育委員会はさすがだねと市民の皆さんは多くは拍手喝采をすると思います。反対にぐずぐずしているようでしたら、市民の多くはたかだか100万円ぐらいのことで子供の命をどう思っているのかという非難が出るのは免れないことだと思うわけでございます。

そこで、市長さんにお伺いするわけですが、急で申しわけないんですけども、このA E Dの設置の予算を上げていただけるのか。もし上げていただけるとしたらいつごろ、急に言われても困るかもしれませんが、いつごろ上げていただけるのか。先ほど健康福祉部のほうへも不妊治療のお話がありましたが、伊豆の国市並みにしたいという話もあ

りますので、ぜひこれは今年度中、20年度中、遅くとも21年の当初予算には上げていただきたいと思うわけでございます。

以上、お伺いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は小学校にAEDをつけませんと言っているのではなくて、教育委員会のほうの検討を待って、それは必ず教育委員会のほうで検討いただければ予算化は、それこそ間に合えば来年でもと思っているんですが、そもそも今、小中学校が話題になっているわけですけれども、一番確率が高いのは、やはり固いボールが胸に当たった、それは野球に限らずいろいろなケースがあるんですが、もちろんプールもあるんですけれども。そうすると、伊豆市内であれば小学校の野球よりも、うちの子も小学校の野球に入っているんですが、中学生のシニアの野球のほうがより危険度が高いわけです。それはどこのグラウンドをやっているのか、どこで主として大会を開いているのか、そこには小学校から持っていくのか、中学校から持っていくのか、あるいは青年のほうのスポーツ大会はどうなのか、その他、実際にあした何かがあるかわからない、消防の方は全く配置がなくていいのか。そんなことを考えて、総合的にどこに何個あるのがいいかというのを教育委員会のほうにお願いしているわけですから、その結果を待って適正な場所に数を準備したいと、こういうことでございます。

したがいまして、これは予算も決して高くない、1個50万円ぐらいでしたか、四、五十万ですかね。

〔発言する人あり〕

市長（菊地 豊君） ということで、予算規模の問題ではなくて、今、一番どこに置くべきか、どこが一番危険が高いのか、それは運用振り回しがきくのかというようなことを教育委員会のほうで検討をいただいているところです。

議長（堀江昭二君） 西島議員。

1番（西島信也君） 今、市長のほうからどこに置いたらいいかというような答弁があったわけですけれども、先ほども言いましたが、もう心停止になるとほんの数分が命の分かれ目でございます。3分、4分、5分、6分というのが命の分かれ目でございます。ですから、どこから持ってくるとか、救急車が来るまで待てばいいとか、そんな余裕はないわけでありまして。ですから、子供が、小学生が常日ごろいる小学校へ置いていただきたいと、こういうことを申し上げたわけでございます。

私は常日ごろから学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であると同時に、地震等の非常災害時には多くの地域住民の緊急避難場所となるなど、大変重要な役割を果たすところであると思っております。特に児童生徒が安心して教育を受けられる教育環境を整備することは、PTAの皆さんの最も関心が高いところでありまして、ぜひ前向きに

ご尽力いただきたいと思います。子供たちの命を守るため、学校施設へのAEDの設置は、最も緊急を要する最優先事業として取り組んでいただくことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了します。

以上です。

議長（堀江昭二君） 西島議員の質問を終了します。

松 本 覺 君

議長（堀江昭二君） 続いて2番、松本覺議員。

2番（松本 覺君） 2番、松本覺であります。

発言の種別は限界集落への対応について1件であります。通告どおりそれに沿って発言をいたします。

私が今、ここで申し上げるまでもありませんが、限界集落への対応で、限界集落とはそもそも何かということですが、65歳以上の住人が過半数を超えて、自治、冠婚葬祭、道路、神社、寺等の管理保全が不可能な集落を言い、共同体として生きていくことが限界であるという意味で、やがては消滅に向かうことが予想されると。この集落を一般的に限界集落と言っているようであります。

しかし、伊豆市の実態を見てみますと、ただ単純に50%を超えるというような年齢の数字で区切るというだけで、それで決めつけることはちょっと無謀ではないかなというふうに思います。というのは、数字上で該当しても現実には大変活発な村活動をしている例もございます。そして、必ずしも消滅に向かっているとは思えないというような実態もありますので、そのことをまず心に置いて私たちは考えなければいけないのではないかなというふうに思います。言いかえれば、今対策を講じれば、楽しい生活を送れる長寿村というような意味合いで、優しいプラス思考の概念でとらえることもできる、そう思いますし、一方、高齢化、過疎化の概念よりも緊急を要する厳しい状況であるということを考えなければならない概念でもあるというふうに思います。

そこで、以下3点、具体的な観点について伺いを申し上げます。

1番目は、そのような伊豆市の実態をどのようにとらえているか、当局にお尋ねをいたします。

2つ目は、集落の機能が明らかでない具体的な支援、対策ができませんが、市として集落の機能をどのようにお考えしているか、それを伺いたいというふうに思います。

3番目は、その対策、支援をどのように進めていくつもりであるか。

3つに分けます。3つに分けたアとしましょうか。限界集落解消策としてせめて若年層60から65歳、これはこの5歳の年齢を若年層というのは若干奇異に映るかもしれませんが、実際には生産年齢ということを考えまして、この地域の方々はこの年代のことを若年層というふうに思っているわけでありまして、若い人と言っているわけでありまして。あえてその言葉を

使わせていただきたいと思います。それをどのように招聘するかという具体策であります。

それから、イとして高齢者への支援策はどのように進めていくか、行政としてですね。当然、今住んでいる方々は自分たちでやっているわけですがけれども、行政としての援助が必要であろうかと思えます。

以下、具体的に幾つか述べます。そのことについてお考えを伺いたいと思えます。まず、生鮮食料品の供給です。買い物にも不自由しているという実態がございます。それから、大変気分的にも不安を持っているのは救急医療やその通院であります。緊急時の対応、つまり災害時の緊急の対応マニュアル、これをやはりある程度示しておかないと、それに備えてくださいというような心構えの要請だけでは足りないと思えます。例えばこういうことが必要ですというようなマニュアルを行政としては示す必要があるのではないかというふうに思えますので、そこら辺はどうであるかということでもあります。

それから、もう一つは心のケア、つまり孤立化の防止等についての具体策があれば伺いたい、このように思えます。

そのほか、ウとして、それ以外に市としての具体策や方針があれば伺いたいと思えます。

以上であります。

議長（堀江昭二君） ただいまの松本議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの松本議員のご質問にお答え申し上げます。

限界集落という言葉は、大変個人的な感情を出す不愉快な言葉でして、何かもうちょっといい言い方はないかなと思っているんですが、伊豆市にはおおむね120ほどの集落がございまして、その中でいわゆる限界集落と言われているところが8カ所あるというデータがございます。本年5月から6月にかけて、全部ではございませんが当該集落の区長さんにアンケート調査を実施しましたところ、現時点では集落の共同活動や問題点、課題、あるいは活性化などの観点から、共同体として存続していくことに限界を感じているような段階ではない。そのような状況には至っていないというようなアンケート結果ではございました。他方、5年後、10年後、どうなるかと考えますと、それは非常に正直な話、厳しい状況なんだろうと考えております。

集落の機能はそもそもいかなるものかというご指摘ですが、私たちは、伊豆市の行政を担っているものはそこに住む人たちが地域の人々と協力し合い、助け合いながら生き生きとした暮らしを維持できる、そのような集落を集落の機能として前提に置いております。伊豆市ではこの5月に人口定住化のためのプロジェクトチームを設置し、定住化、企業誘致、そしていわゆる限界集落の対応策等について、現在まさに研究調査中でございます。その中で具体的に都市部に住む若い人たちや、あるいは家族世帯を呼び込むための体験ツアーの実施、これも今計画段階にございますけれども、あるいは空き家対策、移住者への支援策などについて、具体的に研究をしているところでございます。

なお、不便な生活に対する支援策はということですが、本年度、平成20年度の事業として生活支援資源マップの作成というものを進めておりまして、これは地域包括支援センター、これは本庁の生きいきプラザ内と、そして土肥地区の土肥支所でございますが、それと4カ所の在宅介護支援センターと協力して行う事業を想定しておりまして、調査の内容は生鮮食料品等食生活、それから床屋さん、理容・美容、電気関係、移動販売、牛乳販売、配達等、生活に直接に、交通に支障のある方々の支援策というものを調査をして、対応策を具体的に講じていく、そのような事業を現在進めているところでございます。

なお、緊急マニュアルと心のケアにつきましては、心のケアのほうは必要に応じて個別に訪問させていただいて顔色を見させていただいたり、最も懸念される緊急マニュアルにつきましては、これは折に触れて地域の皆さんに実はご協力をお願いしているんですが、地域の中でひとり暮らしのお年寄り、あるいはご夫婦でご高齢の方々に対して緊急時を想定して、行政ですべてお世話することは恐らくできません。そのときに市が何をするかというと、市内の被害状況の情報収集に恐らく全力を挙げているんだらうと思います。職員はそれぞれの地域の中で支所等に集合することになっておりまして、そのときの、これは大規模災害が前提でございますので、そのときの市長の関心事項は最も被害が大きいところを正確になるべく早く情報収集して、自衛隊、消防等の運用に資する判断材料を集めることでございますので、本当に個々のそれぞれの問題のある、支障のある方々の情報収集とか、ふだんからの連絡とか、安否の確認というのは地域で今から、ふだんから準備していただいて、定期的にそのようなことをやっていただきたい。これはまさにお願いでございます。

それから、具体的な地名を出して恐縮なんですけど、このいわゆる限界集落、あるいはそれに近づきつつある集落を具体的に見てまいりますと、土肥地区に集中をしております、その中でも小下田の地区が多い。他方、多少私の個人的なコメントも入りますが、小下田というのは伊豆市内で最も景観が美しい地区の一つだらうと思っております。先ほどご指摘の中に団塊世代の誘致ということもございましたけれども、来ていただく方はもちろんウエルカムですが、私はあえて団塊世代の方々にこちらに来ていただくような、誘導するような政策はとりたくはないと思っております、小下田あるいは小土肥地区でありましたら、駿河湾フェリーを使って週末にセカンドハウスとして使う。つまり向こうで若い世代の皆さん方も、土日はこちらで過ごしたい、子供と一緒に海辺とかきれいな環境で過ごしたい、そのような意味でのセカンドハウス化というものはぜひ進めていきたいと思っております。

そのためにも上下水道の確保でありますとか、あるいは必要なPR、このようなことに関しては行政もさらに尽力をしてみたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

松本議員。

2番（松本 覺君） まず1点、実態でございますが、私の個々に当たった限りでは9集落があると思います。というのは、もう少しきめの細かいと先ほど言いましたが、例えば学生

とか、こういったらどうかと思いますが、職人さんとか、つまり通勤手当の必要のない方は外に行っても現住所は置いてあります。そうすると45%、40%を超えますと、実際には過半数を超えているというような集落がありますので、40%を超えたらちょっと見直していただければ、もうちょっと現実に近い数字がつかめると思います。

だからどうだというわけではありませんが、実態をとらえるときにはそういうところまで細かい配慮をしていただきたいというのが1点であります。

それから、区長さんの言うことですから本当かもしれませんが、私の考えたり見たりした限りでは、従来の葬儀についてはもうできないという集落が約4集落あります。これはいいか悪いかともかくとして、従来のものはできない。したがって、遠くの葬儀場に頼んで、村としてのそういうことではできないので、そういう処理をせざるを得ないというところまで実は来ているのが4集落ございます。いずれは見直しをしていただきたいというふうに思います。それがまず1点目。

それから、先ほどとにかく大災害のときのいろいろなケアについてはそのとおりであります。しかし、我々素人、その方たちが素人目に考えますと、何をどういうふうにケアしていいかというのわからない。つい見落としてしまう。勘でやっているんですね、今は。ですから、こういうことが必要ですというようなことをやはり行政が考えて、その地域の方々に教えておかないと、うっかり漏れてしまったということが当然あるから、そういうことをお願いしたい。これは防災関係でお願いしたい、こういうことであります。

次に、集落解消についてでございますが、これは限界集落解消については若い世代がそこに住んでいて会社に勤めればいいわけですがけれども、その会社がなかなか来ない、職場がないわけですから、当然どうかというときに、私は60歳から65歳、つまり定年を迎えたら実家に帰ると。相当そういう人間がいます、この集落には。日本全国といっても、東京、京浜地区が多いんですけれども、そこで立派に働いている人がいるんです。集落は捨てたくないけれども、その点便利な都会生活をしたいから帰ってこないという人が多いんですよ。したがって、少なくともまだ生産年齢であるその方々が、有能な能力を持った方が里へ帰ってくると。ここはひとつやるしかないと言ったんですけれども、私はそのほうが手っ取り早い。そうすると60歳から70歳までの人間が帰ってくれば相当活力が生まれますよ。限界集落なんてとんでもない話なんです。実際に迷っている、どうしようかな、おふくろのところへ帰ろうかな、よそうかな。私も実はその中の1人でありまして、59歳で当時住んだ、私はその実例であります、同様、私と同年代のものでどうしようか、現在迷っているわけです。

そこで一つ提案なんです、例えば住民税、それから固定資産税、年金をもらうまでは免除します、減免する。例えばそういうような一つの引き金を与えればぼんと帰ってくる可能性がある。66歳からはもらうんですから、もともと来ないんですから、ゼロです。来れば65歳からとれるわけですから市としてもこれはプラスになるんですね。例のパナマ、ドバイ方式ですよ。古く言えば楽市楽座方式ですね。そういう発想の転換も私は必要ではないかと。

ぜひ前向きに検討するというお答えをいただきたいと思います。これは現実の問題です。理念の問題ではありません。そんなふうなことを考えておりますが、市長さんいかがでしょうかと。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと私も幾つか誤解をしております、緊急時のマニュアルが、これチェックリストがあると見ながら何をしたらいいかというのは確かに必要だと思っておりますので、これは早急に検討して作成をいたします。

それから、60から65歳の方々、私もいわゆる鹿嶋市等でやっております団塊世代の誘致かとちょっと誤解して答弁申し上げたんですが、生まれた故郷に帰るとするのはこれまたちょっと別の次元で、ぜひそういった方々がおられればこの美しい伊豆にお帰りいただきたいというふうに、本当に切に思っています。

今、住民税、固定資産税等の軽減措置あるいは免除措置、この税金に関する措置は先ほどの定住化プロジェクトチームの中で実際に検討しておりますので、検討項目の中に加えさせていただきます。

議長（堀江昭二君） 再々質問ありますか。

松本議員、どうぞ。

2番（松本 覺君） くしくも市長さんからさっき出ましたけれども、限界集落というのはその地域にいる人間にとっては大変わびしい言葉であります。伊豆市はそういうことはやらない、必ずこの集落は楽しい楽園にするという願いを込めて、長寿集落というような公式の呼び方をして、日本全国に発信をしていただきたい。提案というかお願いをいたしますが、いかがでしょうか。

これを最後にします。お願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 長寿集落というのは、これが悪いとは申し上げませんが、例の後期高齢者に対して長寿制度に変えるような、ちょっと連想させてしまうので、新たな名前をちょっと考えさせてください。

議長（堀江昭二君） これで松本議員の質問を終了します。

それでは、10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯 田 宣 夫 君

議長（堀江昭二君） 16番、飯田宣夫議員。

16番（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

発言通告書に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに市長にお伺いいたします。ごみ処理施設の建設についてでございます。

今、伊豆の国市と共同での建設を計画しています廃棄物処理施設はどのような施設を目指しておりますか。また、伊豆市のごみ問題と環境整備をどのようにしていくのか、お考えを伺います。

さらに、具体的な以下の質問をします。

処理施設建設候補地選定状況と施設完成時期をいつと設定しておりますか。

予定している施設の規模と導入設備機器についてわかる範囲で教えていただきたい。また、施設運営はどのような方法で行われるのかお聞きしたい。

建設にかかわる予算規模と財源は何を充てるのか。また、ランニングコストはどのくらい見込んでいるのかお伺いしたい。

次に、市長に行政の透明性と公平性についてお伺いをいたします。

行政の仕事が透明で公平であることは、市民にとって大変に有意義であります。本来、当たり前に行われているだろう職務についてお伺いいたします。

伊豆市では情報開示、その透明性は何%くらいとお考えですか。

各部署での業者や人材を選定する際の方法は、情報公開し公平なやり方で行われておりますか。

次に、市長に引き続きお伺いします。

修善寺駅周辺整備についてでございます。修善寺駅周辺整備の進捗と今後の取り組みや方向性を明確かつ具体的にお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。

小中学校の再編についてでございます。市内小中学校の再編について教育長は、就任当初より前向きな発言をされておりますが、初めに、本来、学校が果たすべき役割とあるべき姿についてご意見をお伺いします。

以下、具体的な質問をいたします。

小中学校の再編につきまして、現状の進捗ぐあいと再編の内容をどのように考えているかお伺いします。

実施計画のでき上がり、実施時期はいつになりますか。

1クラスの人数はどのくらいがよいとお考えでしょうか。

複式学級についてのお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（堀江昭二君） それでは、ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの飯田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、ごみ処理施設関係でございますが、どのような施設を目指しているかということですが、2市の広域一般廃棄物処理施設基本構想にうたわれているとおり、環境負荷の低減など地球環境の保全という視点に立った安心・安全なごみ焼却施設の整備を目指すということでございます。より広い視点で考えてみますと、長期的には伊豆市の繁栄を考える場合には83%を占める森林や、市のまさにど真ん中を流れている狩野川の清流を維持すること、これがやはり伊豆の一番いいところを後世に残すということなんだろうと思います。そのような大きな政策の中で、我々は環境問題とかごみの処理の問題、そのようなものを考えていくべきではないかと考えております。むしろ環境問題というのはごみの減量化やりサイクルや、それから最新施設による焼却場等をむしろ売りにすべき施策なのではないだろうかというように考えているところでございます。

それから、処理施設建設候補地選定状況と施設完成時期につきましては、先ほど西島議員にお答え申し上げたとおりでございます。

処理施設の規模、システムにつきましては、平成19年3月に施設の基本構想を策定を既にしております。その中ではごみの減量化方針、分別推進による可燃ごみの減量計画、これらの考え方をもとに1日85トンの可燃ごみ焼却を想定をしております。システムは、焼却灰の減量化とリサイクルの観点から、1つの選択肢は焼却施設プラス灰溶融施設、そして別の選択肢としてガス化溶融施設、この2つのシステムをまだ残したまま、これからの検討課題としております。

運営方式につきましては、公設公営、2市がつくって2市が運営するものと、公設民営、2市がつくって民間に運営をお願いする方式がございますが、これは基本計画策定の中でこれから決めていきたいと考えています。

なお、現時点での事業費見積もりは施設基本構想における施設規模から施設建設に約70億円、ランニングコストは年間約4億円を想定しています。財源は先ほど申し上げたとおりですが、合併特例債を使えるか否かは、候補地決定後に行われる環境省と循環型社会形成推進地域計画の協議後に財務省及び県で適否を検討していただくことになっております。

2つ目の行政の透明性、公平性につきましては、行政運営、日々いろいろな行政事務を遂行しておりますので、なかなかそれをパーセンテージでどれくらいかというのは難しいんですが、私が市長に就任する前に市の状況をいろいろ確認するときにホームページでかなりのデータが公表されているものだなと、一市民の感覚で見たときにはそのような印象を持った記憶がございます。情報公開条例は、原則としてすべて行政文書は公開することになっておりますが、個人法人等の機微な情報もございますので、開示が不適当な情報も確かにあります。平成19年度伊豆市情報公開条例に基づく開示請求は12件あり、そのうち非開示が2件あります。したがって、あえて数字を上げれば条例に基づく開示率は86%という数字は出

せるのかなという気がいたしております。

それから、各部署における、まず1つは公共事業の場合の業者選定は、これは伊豆市契約事務規則がありますので、これにのっとってやっております。そのほか各種審議会、委員会等の委員の人は公募がふさわしい場合には極力公募をしております。私もつい最近、幾つかの人の選については、全員ではもちろんありませんけれども、数名について公募でお願いしますということをお願いしたことがあります、それには応じてくださっている方が何人か実際にありました。

このように公募制の導入や、あるいはパブリックコメント、いろいろな意味で市民の皆さんの意見を直接収集する具体策などを活用して、積極的な行政への市民参画を求めてまいりたいと思っております。

修善寺駅の周辺整備事業につきましてですが、平成19年度に構想取りまとめの基礎となる関係交通機関との間で合意に向けた意見聴取を行い、地形測量、構想の設計業務等を行い、本年、平成20年3月に構想の素案図を作成いたしました。今年度は修善寺駅南北を結ぶ自由通路を核として、南北広場の整備、これらを中心に素案の精査等を行い、概算事業費の算出や素案の道路整備計画の実現性等の検証を重ねて、基本構想の早期取りまとめを目指しているところでございます。

平成19年度の繰越事業である伊豆箱根鉄道に依頼した鉄道関係施設の基本構想作成業務の早期完了、これは今月ぐらいをめどにしておりますが、提出していただくことになっております。その後、実際に修善寺駅を使用するのは市役所の職員とか伊豆箱根さんの職員さんではありませんので、実際に使用する市民の皆さんから修善寺駅に対するアンケート調査及び公聴会的な意見集約をしたいと思いますと思っております。

それから、南北駅広場の整備改修に係る市道等の交通規制に対する県の公安委員会の意見も確認する必要があります。年内に作業を完了し、財政的な裏づけや駅舎内に伊豆の市役所の出張所を設けることがあるのかどうか、あるいは伊豆半島全域の観光案内所のようなものを設置する必要があるのかどうか、設置するとすればどのような内容がふさわしいのか、具体的なことを検討して方針を決定してまいりたいと思っております。

既に計画作手から4年が経過をしております。伊豆の玄関口たる重要性にかんがみて、合併特例債の期限である平成26年度完成を前提に来年度、平成21年度は整備メニューの具体的な事業化の第一歩となる基本設計の着手を断固として実行してまいりたいと思っております。

議長（堀江昭二君） それでは、次に教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 小中学校の再編についてであります。最初に学校が果たす役割、目的についてでありますけれども、教育基本法に次のようにあります。各個人の有する能力を伸ばすこと、社会において自立的に生きる基礎を培う、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことというぐあいにもありますし、私自身もそのように承知を

しております。

それから、人づくり、教育等については、学校だけではすべてはできません。家庭、学校の役割についてアンケート等を見ますと、学校においては基礎的な学力、上級学校への進学に必要な学力あるいは英語の能力、パソコンの活用等、学力、技術に関する役割を求める方が多く、また家庭においては生活習慣、あいさつ、読書習慣等が家庭の役割というものが多くあります。

いずれにしましても、人づくりと教育は学校だけが受け持つものではなく、家庭と学校と地域がそれぞれ子供たちをはぐくむ責務を持っているものと考えます。

そこで、伊豆市では伊豆市の教育目標である豊かな人間性をはぐくむ教育のまちづくりを我々は今進めようとしているところであります。

お尋ねの1点目でありますけれども、小中学校の再編については、現在、教育振興審議会をお願いをして13名の委員を委嘱し、これから随時、適正規模と配置について審議をし、その間、保護者あるいは市民との協議を進めて再編方策を策定していくこととしております。

2点目の実施計画のでき上がり、実施時期についてでありますけれども、教育振興審議会の答申を待って、教育委員会において審議し、決定をしたいと思っています。その後、市長への答申ということにしています。年度末を目標にして、答申のほうは21年度前半をと考えております。

3点目の1クラスの人数でありますけれども、現行法では40人以下というぐあいになっていますが、最近の学級編制の傾向として30人学級を目指す他県の例もあります。また、県内では磐田市等が35人学級の認可を受けて進めていると聞いております。伊豆市の小学校ではほとんどの学校が単学級であります。81クラスありますけれども、30人以下のクラスが75、35人以下が3クラス、35人以上というのは熊坂小学校の4年生、5年生、大見小学校の6年生となっております。適正というのはなかなか難しいところではありますが、20名から30名くらいが一番授業がしやすく、生徒の掌握もしやすいというぐあいに考えます。また、現状、4人、5人、7人、9人という学級もありますが、これは明らかに少な過ぎるかなというぐあいに思っております。

4点目の複式学級についてであります。これは記録によると前教育長より繰り返し答弁をされていると聞いておりますが、小規模校のデメリットあるいは複式学級の現状を見ますと、複式学級は避けていきたいなというぐあいに考えているところであります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

16番（飯田宣夫君） 再質問する前に、私のことを飯田宣夫と呼んでいただきたいと思えます。飯田は2人おりますので、すみませんけれども、これからは飯田宣夫と。よろしくお願ひします。

まず初めに、この伊豆市、伊豆の国市の一般廃棄物の共同でやるというこの仕事、要はこれだけの大規模な事業を、私の認識では候補地選定においては伊豆市のほうがぜひ伊豆市のほうでやりたいというような形で伊豆市の堀切地区になったという認識であります。それが白紙に戻ったと。それに当初、80トンぐらいのものをつくるということで大体80億円ぐらい。結局、要するに80億円の、伊豆の国市さんと半分にしても40億の事業になるわけですね。それが今後、伊豆市においてこれだけの大きな事業というのはまず出てこないんじゃないかなというふうに思う、そんな事業であるわけです。それがここ2年間の時間と経費をロスしたということについての総括をどのように市当局、担当部局はしているのか。そして、次にどのような姿勢で向かっていくかということをもっと初めに伺っておきたいと思えます。

それと、市長は先ほどの質問で一日も早くやりたいというふうなことなんですが、やはり目標設定は時期をはっきり決めて、あくまでも目標ですからそれはやらなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。その点につきまして、私は個人的には、要するにもう総合計画のあれを見ましても、伊豆市は平成22年の推定でありました3万6,500人に現在なってしまうんですね。そういうことを考えると、人口は減ります、交流人口も恐らく今のこの調子では減っていくということで、ごみの量は当然減っていくというふうなことが想定できるわけですね。先ほども出ました、私の手元にもあるんですけども、一般廃棄物施設の基本構想のものがあるんですけども、それによると結構ごみは、17年から見ると22年には10%以上減るという予測をしているわけですよ。それをその当時の、例えば40トンを2つつくるとか、そういう考え方を今見直さなくていいのかということは1点伺っておきたいというふうに思えます。

私は、まず先ほど来、期間の問題ありましたけれども、当初、この話が出たときに、ある専門家に聞いたときには、やはり最低、候補地が決まってから6年かかるよと、こういったものは。それはやはり環境アセスの期間とかいろいろ建設期間とか、多少なりとも半年か何かになると思うんですけども、そういったことを考えて、やはり今、現実に毎年数千万から1億近いようなお金を修理費に充てているわけです。もうここかれこれ十何年充てていると思うんです。そんなことをいつまでも続けておいていいのかということをお考えすると、やはり一番、私が考えているのは既設の施設を何とか拡大して、今まで考えていたものよりも少し規模が小さくてもいいんじゃないか。それでも処理できる。要するに先ほど市長もおっしゃってありましたようにごみの3Rですけれども、リユース、リデュース、リサイクルですか、それを徹底してやるということになれば当然ごみは減りますし、有効利用もできるということで、もう一度その辺を見直す必要があるというふうに思えますし、既設のそういった施設が伊豆市、伊豆の国市にありませんかということをお聞きしたいんです。そういう可能性のある施設があるなら、そのほうが時間的には、多分私の考えでは環境アセスも楽だし、地元の合意も早くできるということで、その辺をもう一度ぜひ検討してみたいかがでしょうか。これが2点目です。

要するに新しい施設については、本当に決まっていないうのが現状だということですね。とりあえず、その2点だけ先にちょっと答えていただきます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ご指摘の当市にありましたこの2年間の総括と、それから時期はやはりきちんと決めるべきだということ、これはセットでお答え申し上げたいと思うんですが、まさにそのとおりだろうと思います。ご指摘の行政側の問題点も重々承知しております。他方、今、新たな候補地の選定作業、主として情報収集、幾つかの候補地の本当に慎重かつ精密な情報収集をやっているところをございまして、そこに悪影響が及ばないようにということもまた行政サイドとしては非常に慎重になっているところをございます。それで、必ずこれ最終的にはこれまでの経緯も、それから行政側の責任も含めて明らかにさせていただきませんが、今この9月の議会でこれまでの2年間の総括というのは、大変申しわけないんですが控えさせていただいて、今着実に進めております選定作業のところに少し冷静な作業をさせていただく環境をぜひおつくりいただきたい。結局、ここで伊豆市議会で、あるいは伊豆市長がこういった発言、こういったものがやはり活字に出ること自体が、正確に情報が伝わらない場合にやはりそれだけで刺激になってしまうものですから、そのような機微な状況にあることを何とぞご理解いただきたく思っております。

時期もまた明示してしまうとそれだけでプレッシャーになるものですから、今、本当になかなか難しい段階にあるということをございまして、ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから、ごみの量につきまして、我々は必死で人口減少に歯どめをかけたいと思っております。確かに来年、再来年にプラスに転じるということは多分不可能に近いくらい難しいんだらうと思っております。他方、流動人口、今でも流入観光客数が1,200万人で宿泊が半島全体で400万、これを必死でふやしたいと思っております。当然バブル期が特殊な状況であったとはいえ、当時と比べると約半減しているわけですから、今の数を倍増というのも目標設定としていかがかとは思いますが、やはり10年ぐらいの視野の中でプラス10%とかプラス15%とかはぜひ上げたいわけをございます。

実は先般のタウンミーティングあるいは区長会だったか、観光の事業者さんから、非常にやはり現実の問題として毎日収集してくれないと困るとか、あるいは分別も現実の問題として非常に難しいとか、いろいろな個々の問題になりますと、やはり流入人口、観光客の交流人口はふやしたいし、ふやせばふやすほど処理が難しくなってくる。でも、それはある意味、観光が主要産業であるとすれば、これはもちろん我々の意思なんです、あるとすればやはりそこもこれから無視はできない。むしろそこをふやしたいと思っております。そんなことを考えますと、根拠はなかなか数字で根拠をつけることはできないんですが、あえて今、ごみ焼却施設を小さくするというは少し何かギブアップ宣言のような感じがして抵抗があるところをございまして、現在の規模というのはそんなに問題のある規模、基本構

想ではないのではないかと私自身は考えているところでございます。

それから、既存の施設もしくは場所の活用ということですが、これはまた、今、伊豆市の中にある柏久保と、それから土肥・戸田については、これはいずれともかなり老朽化しておりますので、特に柏久保のほうは民家に近いこともあって、ちょっとこれを再利用するということが難しいのかなと。伊豆の国市さんのほうは全部は承知しておりませんが、そんなことも含めて検討させていただきたい。

議長（堀江昭二君） 再々質問、飯田宣夫議員。

16番（飯田宣夫君） 市長のお考えはよくわかりましたし、頑張ってくださいなというだけですが、ぜひ今、燃やすごみの量というのは、全国的に燃やすごみが足りなくて、結構ごみを買うということではないですけども、欲しがっているという現状が行政間でよくあると聞いております。結局先ほどのごみに対する日本人の3Rが徹底してきてリサイクル等のことが浸透してきたのかなと。これからますますそういう形は進んでいくと思いますので、焼却施設については余り大きなものは私は必要ではないというふうに思っています。そのほかの、今例えば化学製品でできたものを逆に機械に入れると合成石油が出てくるとか、そんなものは家庭用で80万円ぐらいで出ているというんですよね。それで、何でもいいから入れてしまえば固形燃料になって、その固形燃料を北海道の製紙会社ではその燃料を使っているとか、いろいろな形のものがどんどん開発されておりますので、その辺は担当部局が少し勉強していただいて、徹底して最新のものを取り入れていただきたいというふうに思いますし、その辺、部長に一言その辺の意気込みをお願いします。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 飯田宣夫議員のおっしゃるとおり進めるべく私たちも努力し、市長の行政報告にもありましたようにそれらを受けて、それは有料化というようなことも受けまして、事務局で進めていければと思っております。

構想の中では、かなり減額した計画処理量ということでつくってもありますので、ぜひ皆様のご協力を得て進めていきたいと、このように思っておりますのでよろしく願いをしたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 飯田宣夫議員。

16番（飯田宣夫君） 続いて、行政の透明性と公平性ということについて先ほどちょっとお伺いしました。情報開示とかというものは結構伊豆市も進んできたなというふうに私も感じております。建設関係、廃棄物の処理とか、介護、アウトソーシングの問題、コンサルの問題、いろいろあるんですけども、やはり私ちょっと、自分が土木の委員会ですので、建設関係はなるべく地元の業者に仕事を発注していただけるような形をとっていただきたいということは常々部課長さんたちにはお願いしております。やはり地元の業者が食べていけなくなるというようなことは、伊豆市にとっては決していいことではないわけですので、そうした分割の発注をお願いしたいというふうに思いますし、私の耳に入ってくる場所により

ますと、廃棄物関係とか介護関係では、わかるんですね、やはり安全性の問題とか、いろいろ業者の選定についてはなかなか難しい点はあると思いますけれども、そういった意味で地元の小さな業者は結構不満があるということは承知しておいてください。あえてどうこう、この場では申し上げませんが、そういったことが現実にあると思いますし、そういったことで部長さん、課長さんにそういうお話をしたことも過去にはありますから、そういった意味でやはり安全ばかりをとっていくと、どうしても大きな業者さんだけが仕事を与えなければならないというようなことが出てくるわけです。その辺は微妙なこともあるかとは思いますが、きめ細かなところで各職員の皆さんが仕事していただければなというふうに思っております。

公平さという問題は、いろいろな意味があるんですけども、今一番私たちの委員会の中で問題になっているのは水道料、湯ヶ島の百二十何円から土肥の五十何円とか、はっきりどこが幾らということが言えないくらい複雑な形の水道料金なんかを、いつこういった形で統一していくかということも大きな問題ですし、同じ伊豆市民でありながらいろいろな形でそういったバランスが崩れているということは、やはり一日も早く直していかなければいけないのではないかとこのように思いますので、そういったことを各部署では努力していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

今、市長がいろいろなことを考えて、人材を必要とするプロジェクトをいろいろ組みたいとか発言をされておりますけれども、そういったときにもやはり自分たちの都合のいい人材だけをお願いするのではなくて、公募するとか、隠れた能力を引き出すようなことをこれからは積極的にやっていただきたいなというふうに思っております。

それで、次に、修善寺駅の周辺整備ですが、これは皆さんいろいろもう何度もお話しされて、平成15年に中心活性化法の基本構想を出して以来、全然目に見えたものが現実としてあらわれてきていないというのがこれが現状なんです、鉄道協議がいろいろ中に入ると、これはなかなか難しいということはこの間の委員会報告で、この間行政視察に行ったところもそうなんです。やはり十数年、20年ぐらいかかってしまって、鉄道が入ると。それはわかるんですけども、もう少し住民に情報を流していただいて、そういったことをもっと積極的にやってもらわないと、ただ、例えば平成16年からワークショップはやり、いろいろなことを住民巻き込んでやってきたのに、その結果として何も住民の前に出されていないという、その辺がすごく不満がある。何もやっていないじゃないかと。ぜひこれから先は新しい計画案を出されると市長は言っておりますけれども、その辺は住民と一緒にその中に巻き込んで話をしていくという、やっているんだということを見える形にしていくということをぜひお願ひしたいと思います。その点、担当は都市計画の課長さんにその辺を言っておいていただきたいというふうに思います。建設部長、よろしいですか。市長、それでよろしいですか。その辺で何かご意見があったら。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） では、簡単に。

まず、地元事業者からなるべくということ、まさにそのとおりだと思っています。ほぼ毎日、決裁が回っている紙を見ながら、どれだけのお金が市の外に流れるのかなと考えると、大きな事業ほど伊豆市内にできる事業者がなくて外にやはり、億単位のものほど外に行くというのを目の当たりにすると、それは元気もなくなるわなという感じがしているわけでございます。これはきれいごとではなしに、伊豆市のもちろん市役所の財産は大事ですけれども、市内にお金が回るといのは経済でだれが考えても当たり前のことなので、もちろんそこで不正があっては決してなりませんけれども、重々承知はしております。

それから、水道料金につきましては、これは皆さんご承知のとおり合併協議に入っておりますので、合併協議を前提に水道審議会で結論を出していただくというようなお願いを行政としては申し上げます。

それから修善寺駅、まさに私もいろいろな方に伺って、全く同じご指摘を繰り返させていただきます。既にアンケート調査は無作為抽出で、これも1,000人ぐらいの単位で準備しております。それから、ほぼそれにあわせて今月末ぐらいに素案が出てまいりますので、それは必ず市民の皆さんにご意見を伺いますので、そこで本当により使いやすい、より活性化に効果のある絵を市民を挙げてつくりたいと思っておりますので、もう数週間お待ちください。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 飯田宣夫議員。

16番（飯田宣夫君） よろしく申し上げます。

それでは、小中学校の再編についてでありますけれども、先ほど教育長のほうからのお話をいただきました。私も教育長が校長先生のころ、PTAと一緒にやらせていただいたりして、教育長の教育におけるスタンスというのはよくわかっているんですけども、もう少し熱いご意見がいただけるのかというふうに思っておりました。

確かに、小中学校の再編はただ数合わせだけで済む問題ではないということは重々承知しておるわけですけれども、やはり地域の伝統文化とか、いろいろな環境がありますので、簡単にはいかないなというふうに思っておりますけれども、私の手元に20年度の学区別の出生の人数があるんですけども、これを見ると本当にあと10年後は大変なことになるわけですね。本当に今現状は各小学校12、中学校4カ所あるんですけども、恐らく10年後、今のまいったら中学校が1つで、数合わせだけでいくと1つで十分なぐらいの学校、そしてその中で教育をしたほうがいいのかというような、単純に言えると思うんですね。

そういったことを考えると、これはただ急げばいいという問題ではないかもしれませんがけれども、いろいろなことを準備しながら、通学の問題とか、いろいろなことを準備しなければならぬと思いますけれども、期限をしっかりと決めて10年後にはこうなりますよとかという絵をぜひ出していただいて、市民と議論を早くからしてください。そうしないと、やはりこれはもう初めから理想的な形なんかなるわけはないと思いますし、いろいろな意見の方が

おるはずですから、そういったことで大変だとは思いますが、教育長初め事務局長も頑張ってください、ぜひこれを早急に仕事していただきたいなというふうに思います。この点につきまして、教育長、一言お願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） おっしゃるとおりであります。私個人としては幾つか考えるところはありますけれども、片方ではできるだけ大勢の方のご意見聞いてというお話も承っておりますので、ちょっとジレンマに陥っているところであります。

私は、これは言っていないかわかりませんが、従来、小学校5年生、6年生の授業というのは、今、現行6・3制で行っている限りでは、私はちょっと不似合いになっているなど実は思っています、全教科は無理にしても教科担任制みたいなものをぜひ導入してやっていきたいなというぐあいには思っているわけです。子供たちの体格といい、初潮の始まりといい、もう2年も早くなっているという統計もありますし、それらがどういう格好で導入できるかなというぐあいには常々思っていました。ただ、現行でいくと小学校の教員の定数といいますか、数が非常に少ないものですからなかなかできにくいという問題があります。それらも再編成にあわせて考えられるかなと思ってみたり、あるいは中1ギャップという言葉が教育界では最近よく言われるのは、中学生になると途端に不登校が多くなっていくという実態も、これは全国的にあるようであります、中学校に入った途端に高校入試の問題が保護者も生徒自身も、あるいは教員の学校側も意識をし始めて、途端に環境が変わることと相まって不登校が多くなっていくという実態もあります。

それから、私は三島高校に7年ばかりおりましたが、その福祉科という生徒は非常に伸びがいいんです。というのは、3年間で8週間ぐらい老人ホームや特別老人ホーム等に実習に行きます。行くたびに彼らは生き生きとして前向きになっていく姿を見ていますと、どうしても今の学校、午前中のご指摘にもありましたけれども、実習というか体験といいたいでしょうか、午前中のご質問は自然に触れさせるというお話でしたが、そういうものを取り入れていかないとだめだなというぐあいに、これは個人的ではありますが、ボランティア活動でも結構ですし、そういうものが取り入れられていくような方策が何かないのかなというぐあいには思っています。再編成の作業と一緒に考えていきたいなと実は思っているところです。

議長（堀江昭二君） 飯田宣夫議員。

16番（飯田宣夫君） 教育長、いろいろまだ就任して間もないものですから、皆さんが教育長のお考えをまだまだ理解されていないと思いますから、積極的にいろいろなところでお話をいただければなというふうに思っております。

それと、市長、いろいろなことをやらなければならない、大変だと思いますけれども、この再編に関しましては一番の問題は子供たちの通学の問題だと思うんですね。その辺はやは

り思い切った財政を投入してやるしかないと思うんですね。その辺はすべてのことが一度にはできませんので、一つ一つ着実にやっていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで飯田宣夫議員の質問を終了いたします。

森 島 吉 文 君

議長（堀江昭二君） 次に、3番、森島吉文議員。

3番（森島吉文君） 3番、森島吉文です。

市長に2点ほど伺いたいと思います。

1番目、有害鳥獣捕獲の特措法利用度とハンターの待遇について。

1、捕獲鳥獣解体処理施設の計画の進行状況について伺いたい。

2、肉の地域資源としての活用計画について伺いたい。

3、ハンターの待遇で非常勤公務員、狩猟税軽減とありますが、実際に実現可能か伺いたい。

2番目、伊豆市内における住宅用火災警報器の設置状況について。

1、田方地区消防組合火災予防条例によると、住宅用火災警報器の設置が来年、平成20年と書いてありますけれども、21年の間違いです。21年5月末までと義務づけられていますが、現在、伊豆市内での設置状況は。

以上2点、簡単な質問ですので、簡潔な答えで結構ですので、よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの森島議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、いつも答弁が長くなりがちで申しわけありません。

まず、有害鳥獣に関しましては、現在まだ着想段階、構想段階でございまして、具体的な計画化には至っておりません。施設の設置には場所の選定や加工処理の人材の確保、周辺住民の皆さんの理解などが必要でございますし、また野生獣肉のビジネス化ですので安定供給体制や衛生管理、これに怠りがあってはならないと思います。ただ、可能であれば来年度以降、処理施設を開設できればなと考えているところです。

また、2万頭とも言われているシカをかなり減らさなければいけないということで、これはハンターの皆さんに今ご協力いただいているわけですが、そのインセンティブをふやすという意味でも少しでも収入源になればということで、ことし10月29日、30日に天城温泉会館でしたか、シカのジビエ料理の試食会を既に計画化しております。なるべく多くの市内の飲食店の関係者の皆さんとか、もしご関心あれば旅館の皆さんにもおいでいただいて、シカのジビエというのは実際にどのような味なのか、そしてその中でいいものを11月9日、これは市の行事でございますホリデーイン伊豆でも、さらに多くの市民の皆さんに試食をしていただいて、評価の高いものから市直営のレストランでメニュー化すると。そして、さらにその

実績を見て、また市内の飲食店の皆さんに情報を提供申し上げると。そのようなサイクルを現在考えているところでございます。

それから、捕獲実施隊の身分についてですが、鳥獣被害防止特措法では人材確保なども規定されておりますので、実施隊を設け民間の隊員を非常勤公務員とすること、対象鳥獣被害捕獲員にあっては狩猟税の軽減措置等の措置が講じられると明記されておりますので、ご質問の内容については法的に可能であるということでございます。

これまでは猟友会に依頼をしまいましたが、ことしからNPOからの申し出もあり、猟友会の枠を超えて伊豆市有害鳥獣捕獲隊を組織化をいたしておりますので、その身分化については今検討しております。事故発生時等の保障は当然改善されるわけですが、逆に公務員化することで義務も課せられます。行政としては報酬や費用弁済、保険料等の事務手続がふえるということ、それから隊員の皆さん、直接的には非常勤公務員として活動するために公務員としての規範順守、それから要請された業務に6割以上参加することなど、公務員としての制約と義務が発生をしまします。その中で条件を受け入れてくれる方々を組織化するというようなことがありますので、ご承知おきください。

それから、別の質問で住宅用火災報知器についてですが、これは法制化されておりますので、平成18年6月1日から新築住宅については義務づけられておりまして、基準日以降の新築家屋で建築確認届け出区域に係るものについては、伊豆市内では352件、これは警報器が設置をされております。法的に設置義務があるものの報告義務がない既存住宅については、これは把握をしておりません。市民の皆さんの自由意思にゆだねるしか現状ではございません。なお、市営住宅につきましては、平成19年度に土肥、天城、中伊豆地区への設置が終わりまして、今年度中に修善寺地区の市営住宅の住宅用火災報知器を設置をしておるところでございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

森島議員。

3番（森島吉文君） 1番目の1、2、鳥獣の処理施設、活用計画については現在進行中と。そして、来年から本腰を入れるというようなお答えをいただきましたけれども、その非常勤公務員ですけれども、狩猟税軽減とかありますけれども、消防団といえば消防団員になって消防の法律の適用を受けるわけですけれども、出勤する日の6割を出るとするのは本当に今、猟友会員の皆さんにお願いしてもまず不可能ではないかと思っておりますけれども、その点の猟友会、実動に行ける人のほとんどが入れるというようなことではないかと思っておりますけれども、6割以上というのは大分厳しい条件だと思っておりますけれども、今まで駆除狩りとかいろいろなことをやっても、100人いて二、三人ではないかと思っておりますけれども、この辺の条件を少しは緩和できるとか、そういうことというのは可能でしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 今年度も既に捕獲実施隊を編成しておりますが、捕獲業務は9月15日

で終わりますので、ことしは市の捕獲事業としては、残りはことし初めて実施しています困  
いわなに限定をされます。したがって、実際にこの特措法に基づく実施隊の作業は、次  
は来年になるわけですので、それまでの管理、猟友会の皆さんとそれから担当部局のほうで、  
その身分の取り扱いについて、これは非常勤公務員化でなければならないということではあ  
りませんので、身分保障と、それから特に事故のときの保障が一番の論点だと思いますので、  
参加してくれる皆さんと意見を交えた上で、どのような身分保障が一番いいのか、議論する  
時間が半年ほどございます。その間に最適な組織づくりというものをしてみたいと思っ  
ています。非常勤公務員は、これもできるということであって、それでなければならないと  
ういことではございません。

議長（堀江昭二君） 森島議員。

3番（森島吉文君） 先般、伊豆市の鳥獣被害の防止計画の資料をいただきましたけれども、  
どうもありがとうございました。市としての取り組みの姿勢がうかがえると思います。そん  
な形で全国で食害が100億円ですか、伊豆市内で2億円ほどあるということですが、  
いろいろな質問の中で現在進行中、また来年考えてみるということで、特措法ももう実施さ  
れておりますので、そしてまた被害の防止計画もできていますので、ある程度スピード感も  
必要かと思われます。スピード感も踏まえて前進していただきたいと思います。

2番目ですけれども、田方地区の消防署調べによりますと、火災警報器の設置率、伊豆市  
内では4.3%と聞きましたけれども、この数字は今、市長が言われたように新築住宅で既存  
住宅の設置率はゼロに等しいと思います。これらについての何かいいお考えはあるでしょ  
うか。

議長（堀江昭二君） 総務部参事。

総務部参事（鍵山光男君） なかなか妙案がないというか、現状、伊豆市以外でも設置率と  
いうのは非常に低い状況です。県内で助成事業を行ってやっておる市町が、近隣ですと長泉  
町にございます。市では袋井でやっております。ただ、その設置率を私も消防長からいた  
だいた資料で見ましたところでも、やはり先ほど4.3とおっしゃいましたけれども、3.4では  
ないかと思っておりますが、同じ助成事業を行っているところでも3.4%ということで非常  
に低い状況。これは罰則規定がないとか、努力義務で個人の住宅に、自分の身は自分で守る  
という中で設けるといようなこととございますので、いかにこれを普及させていくかとい  
うことにつきましては、私どもでは市の広報がございまして、できれば来月号に大きく取  
り上げさせていただいて、啓発をしていく以外にないかなと思っております。

議長（堀江昭二君） 森島議員。

3番（森島吉文君） 4日前の9月6日の静岡新聞では、全国の普及率が推計ですが35.6%、  
県平均が16.7%というそうです。そして、住宅火災の死者のほとんどが逃げおくれ、火災に  
早く気づけば最悪の事態を防げると、そういうようなことが書いてありますけれども、地震  
対策では伊豆市では17年から高齢者宅の家具の転倒防止、地震対策では17年から19年まで3

年間で五百数十軒ほど完了しています。今質問している建物火災では、火災警報器が設置がゼロに近いという状態ですけれども、そこでせめて身障者世帯、高齢者世帯だけでももしあれなら多少補助金でも出して設置を推進するというお考えはどうでしょうか。ありますでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私も勉強不足で、これが身障者家庭、高齢者家庭、どの程度既に設置されているか、手元にデータがないものですから、恐縮ですが勉強させていただきたいと思っております。優先順位をつけるという意味では、そのような選択肢もあるのかなという気はしておりますが、少し勉強の時間をいただければと思います。

議長（堀江昭二君） それでは、これで森島議員の質問を終わります。

それでは、15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時 4分

再開 午後 3時 15分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 7番、内田勝行議員。

7番（内田勝行君） 7番、内田勝行。

通告に従い質問をさせていただきます。

しずおか子育て優待カード事業について、市長に答弁を求めます。

静岡県では、少子化対策の一環として平成18年4月から市町と共同で、しずおか子育て優待カード事業を展開しています。伊豆市は平成19年3月1日から実施をしております。事業参加は県内全市町に及び、協賛店舗、施設は4,800店、伊豆市は144店です。事業期間は平成22年3月までです。この事業は、18歳未満の子供を同伴した保護者または妊娠中の方が優待カードを県内すべての協賛ステッカーを掲げる協賛店舗施設で提示すると、決められた特典を受けられることができる事業です。伊豆市はホームページで事業の目的を次のように掲げています。地域ぐるみの子育て支援、親子の触れ合いなど、温かな心の通い合いを目指してとあります。

そこで、質問をいたします。

事業開始から1年半が経過しましたが、効果はいかがですか。

残り期間約1年半、どのように取り組んでいきますか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 内田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、本事業の目的が子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する機運の醸成、子育ての孤立感をなくし、子育て家庭の安心感の醸成、そして子供と保護者との触れ合いを深める機会の提供ということが目的とされておりまして、子育て家庭に対する経済的支援が主たる目的ではないかとまず再確認をさせていただいておきたいと思えます。

その効果ですが、市独自で効果を検証することはやっていないんですけれども、平成19年12月に県がアンケート調査を実施しておりますので、成果をご報告いたします。

まず、カードは子育て支援に有効かという問いに、有効であるというのが43.8%、有効とは思わないが19.8%、利用したことがあるという方が48.1%で、利用したことがない47.9%、これはほとんど拮抗しています。優待を受けられてよかったとの回答が72%、優待は不要であるが12%、伊豆市単独の調査ではありませんが、この調査からはおおむね所期の効果は上がっているのではないかと判断をしております。

当市では、人口比率で見ますと加盟店数が144、これは人口の多い伊豆の国が105でございますので、加盟店数は多い、つまり町でこれに参加する機運があるということなんだろうと思えます。

また、同じアンケート結果から今後の課題として、まず利用者の回答の中では、これは子供同伴、つまり子供を連れて買い物に行かなければならないという条件を見直してほしいというのが59.3%、協賛店数の拡大、特にデパートとか大型スーパー、コンビニのようなどころに加盟をしてほしいというのが57.4%、それから協賛店舗の明確な表示をしてほしいというのが51.9%出ております。また、期待しているような特典がないというちょっとネガティブなご意見が44.4%。それから、実際に参加してくれている協賛店舗、お店のほうからの立場の意見としては、特典は協賛店舗の負担である。つまり県がお金を出しているわけではなくて加盟している店の負担であることをPRしてほしいということが1つ。それから、子供が同伴という条件を撤廃した場合に、今ある特典を維持できるかどうか不明であるというような意見があったそうでございます。

平成22年度以降の対応といたしましては、県の意向は現行制度で事業を継続したい。それから、利用者の対象、利用条件等を一部見直しすることを検討したい。協賛店の意見を参考に、店舗数の増加と、それから行政と協賛店舗の良好な関係を維持をしていきたいというようなことがあるそうでございます。

伊豆市といたしましては、今年度に次世代育成支援行動計画、これを策定するためのアンケート調査を行いまして、その中に子育てカードに関する調査項目を含めて、その結果を県に提出して、県が事業を見直す際の改善資料としていただきたい、そのようなことを考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

内田議員。

7番（内田勝行君） 今、おおむね市長が、私が用意していた再質問をほとんど話されましたので、困っておるわけですが、協賛店舗に対して、私どももやっておるわけですが、利用者の数の把握、これはカウントですね。これをしろというふうな指示がなかったわけですが、今4,800店舗が展開しておるわけですね。ですから、何らかの形でこの数字というものを県としても大変興味があるのではなかろうかと私は思うんですが、その辺、伊豆市としてはどのように考えているのか。それが1点。

それから、この事業期間は4年間でやっておるわけですが、この目的の中に先ほど市長が言いました醸成という言葉が2回出てきます。これは広辞苑で引きますと、醸成とは発酵作用を利用してお酒、おしょうゆをつくる、または機運あるいは雰囲気などを次第につくり出すこと、つまり醸し出すこと、一夜にしてはできないわけですね。ですから、私はこの事業期間4年間では目標が達成できるのか、大変疑問に思っております。伊豆市としてその辺をどのように考えておるのかお伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 最初のご質問は、協賛してくださっているお店の方に対して、どの程度の利用者があるかというデータを上げてくださいということでしょうか。多分なかなかそれぞれの企業の、事業者さんの売りに上げに直結するわけではないんですが、そういった中身を出すことに対してちゅうちょがあるのではないかと考えておりますので、ちょっと強制して数字を出してくださいというのは難しいのかもしれませんが、先ほどのとおり割引がお店側の好意ですので、ある意味効果を信じてといたしますか、期待して必ずしも経済効果というのは、つまり経済的支援というのは主たる目的ではないということから考えますと、厳密にお店の側に数字を出してくれというのは、ちょっと行政としていかがなものかなという気もしております。

したがって、先ほどの次のご質問の醸成に関連するんですけれども、実は私もよく昔の職では醸成という言葉を使っております、行政側の強引なやり方ではないんですよ、皆さんのほうに雰囲気が芽生えるような、そのようなことをやりますよということで、よく使いたがる単語なんです、まさに先ほどの次世代子育て育成のアンケートもございましたけれども、まずは子育てに負担を感じておられる若いお母さん、お父さんに今どんなことが困っているのか、その中で買い物とか、あるいは負担とか、そんなことをどんなに感じているか、これも実際にはアンケートにどの程度書いていただけるかというのがありますが、そこを見た上で、なるべく負担に感じるところは地域全体でカバーしていく。その中に買い物も少しあったかい雰囲気の中で、市内で買っただけのようなものをみんなで盛り上げていくというようなことですので、必ずしもお店だけではなくて、我々行政側、それから皆さんも含めてみんなで見守っていこうというふうな、まさに雰囲気を盛り上げていただくことのほうが、個々のお店に対するさらなる働きかけよりも有効ではないかという気がしております。

ます。

議長（堀江昭二君） 内田議員。

7番（内田勝行君） 最後の質問をいたします。

しずおか子育て優待カードタウンミーティングというのが各地で開催されておるわけですが、最近では沼津市でやられたわけですね。これにはカード利用者、協賛店舗あるいは行政、こういう方々が集まって意見交換をして、問題点を洗い出すという作業をしておるわけですが、これを伊豆市でやるというふうな計画はあるかどうか、それが1点。

もう1点は、22年3月終了するわけですが、延長があるのかどうか。あるいは市からさらに延長してほしいというふうな要望ができるのか、あるいはそういうふうな気持ちがあるのか、その2点をお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ただいまの内田議員の質問にお答えいたします。

今のところ、これは県の事業でございますので、タウンミーティングにつきまして県のほうからの指示は今のところございませんので、指示がございましたらそれには対応していきたいと思っております。

それから、今後、継続でございますが、市長の回答にもございましたように、県のほうでもこの事業を続けたいという意向があるようでございます。それから、次世代育成行動計画、これが来年見直しの年になっておりますので、これはあと2年ほどございますので、そこらで対応していきたい。そしてまた、市としてはぜひ続けて、民間の方にもご協力いただきながら子育て支援を続けるという、そういう方向でいきたいと思っております。

以上でございます。

7番（内田勝行君） ぜひその方向でお願いいたします。

議長（堀江昭二君） それでは、これで内田議員の質問を終了します。

木 内 一 郎 君

議長（堀江昭二君） 次に、18番、木内一郎議員。

18番（木内一郎君） 18番、木内でございます。

通告に従いまして発言いたします。

急激に増加する高齢者への配慮について。

平成16年の伊豆市合併当初の高齢化率は26.10%、これは65歳以上ですが、平成20年には28.97%と2.87%急上昇しています。地域別に見ると、土肥地区が3.41%、最も上昇率が高く37.38%となっている。一般に高齢化率の高いところは限界集落に近いところが多いのですが、限界集落というのは先ほどもいろいろ話題になりましたけれども、私は地域としての機能を果たすことが困難になっている地域ととらえておりますが、したがって、高齢

者は買い物や医療に不便していると聞いております。このような地域にコミュニティバスの運行や細かい手だてができないか、市長にお伺いいたします。

以上。

議長（堀江昭二君） 木内一郎議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり特に土肥地区では高齢化率が上昇しておりまして、安全・安心な生活を保障するための具体策について大変苦慮しているところでございます。特に交通手段の確保については現在、函南町が取り組んでおります丹那地区巡回バス運行の例を研究するなど、伊豆の現状に合った対策を講じたいと思っております。

丹那地区では、週に2日、1往復があるそうで、行き先を見ますとやはり役場、病院、キミサワなどで、やはり買い物、行政事務手続、それから病院というようなことでございますので、伊豆の現状にどのようなニーズがあるのかを調べた上で対策を具体化したいと思っております。

その際、ぜひこれはお願いになるんですけれども、各地区の地域で皆さんご自身で公共交通手段が必要なお年寄りの数とか、あるいは生き先、必要な日時などを、基礎となる情報を収集して提供していただければ大変ありがたいと思っております。これを行政が自分でやろうとしますと、それだけで時間がかかってしまいますので、それからなるべく地区ごとに行きたい先というのは違うんだと思うんですね。先ほども支援資源マップで床屋さんであるとか、生鮮食料品店というそういう具体的なことがございましたけれども、このようなことも地域ごとに多少差があるかと思しますので、改めて私も市長として区長会の場でお願ひしたいと思っておりますけれども、事は具体的な生活に密着する施策だと思しますので、ぜひ地域の皆さんに現状の把握をお願いしたいと思っております。

この問題の深刻性は重々承知しておりますので、ご協力をぜひよろしくお願ひいたします。

議長（堀江昭二君） 再質問、木内議員。

18番（木内一郎君） 今、地域のバスということで週3日としているということで、そういう細かい配慮が考えられているのはすばらしいことだなと、こう思います。

そこで、私は高齢化率は今後、各地域で進んでいくと思えますけれども、そうすると余計行政と地域との緊密な関係、これが大事になってくるなと。そこで、こういうところにワンボックスカーでも地域のコミュニティバスといいますか、車が動いているということは非常に住民にとっては心強いという感じがいたしますので、こういうことは進めていただければありがたいと。

もう一つは、先ほどの説明の中にありました隣人同士、隣同士の助け合いといいますか、相互援助といいますか、お互い乗り合わせといいますか、こういったことが大事なことになるなと。私はこの点にも行政の細かい配慮の手が差し伸べられるといいなと。一緒に定期的

に子供の送り迎えをしているとか、そういうところがありましたら、こういうところへは多少でも援助の手を差し伸べると、こんなことができれば私はすばらしい。

もう一つは、民間のバスというか、公共バスといいますか、そういったものはバス停までは来るわけですが、バス停と各自宅との間の連携といいますか、そういったものについてこういったことにも近所で誘い合ってその補助をするようなことができればすばらしい。こういったことに私はぜひとも細かい配慮ができるよう、また公共バスとの時間的な打ち合わせとか、バスのほうは年々、乗客が少なくなって大変になってくるわけですので、ぜひ地域とバスとの話し合いを今後とも進めていただければありがたいと、こんなふうに思いますが、市長さん、いかがでございましょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、行政と地域との緊密化、全くそのとおりだと思っております、今、ちょっと別の観点から市の中の組織改編を考えているんですが、そこで課の規模も10人以上の課に整理をしたいと考えているんですが、その中の目的の一つに、なるべく、別に市役所が暇だということは全くないんですが、少しでも課長さんの運用できる人をふやして、その中で1人でも2人でもちょっと町を見てくると、現場を確認をするというような人材運用ができるようなことを今考えているものですから、非常に市が広くて大変なんですけれども、支所の機能もあわせて、まず現場に確認に行く、自分の目で見てくるというような行政と地域とのかかわりというのは、市の役割として必要なんだろうと思っております。

それから、どうしても公共交通機関はバスになるんですが、私自身もしばしばバスを使うんですけれども、やはり乗っている方は固定していますね。柿木では3人だけなんですけれども、国道に出てから、立野の日赤前でおられるんですけれども、ほぼ同じ方がほぼ同じところで乗って、ほぼ同じところでおられています。これは多分、推測ですけれども、ほかのバスでも同じではないか。そうすると、先ほど申し上げましたとおり各地域ごと、ニーズを把握していただいたら、観光客以外の方はほとんど固定しているのではないかなという気がしています。もちろんそのほかにきょうはという方もあるだろうと思うんですが、そうしますと必ずしもバス停というものは、めどとしてバス停はあっても、この人はここだからうちまで回ろうということも、ワンボックスカーを運用することによってできるんだと思うんですね。そんなことを考えながら、ことしの秋から1カ所でコミュニティバスの実験を行いますので、その成果を見て、そしてあわせて、ほかの地域の現状把握をお願いをしながら、なるべく路線バスと市バスとの最適な組み合わせというものを考えてまいりたいと思っております。

議長（堀江昭二君） それでは、これにて木内議員の質問を終了いたします。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 本日は、議事の都合により、これにて散会をいたします。  
次の本会議はあす11日、午前9時30分より一般質問を再開いたします。  
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時37分

開議 午前 9時30分

### 開議宣告

議長（堀江昭二君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから平成20年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

### 一般質問

議長（堀江昭二君） 前日に引き続き一般質問を行います。

#### 関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 最初に、20番、関邦夫議員。

20番（関 邦夫君） 20番、関邦夫です。

1、伊豆市の財政をどのように立て直すか。

前市長は、伊豆市の財政は厳しいというだけで、対応ができていないのではないかという質問に、徹底した行政改革を推進し、売却可能財産の処分等により歳入確保を図るとともに、歳出全般を再度見直し歳出総額の抑制を図る一方、各種施策の優先順位について厳しく選択し、行政のスリム化、効率化をなお一層しなければならないと考えていると答えています。

財産処分による一時的歳入増は安定した継続的な歳入増にならないし、旧町時代においても売却により歳入増はどの町長でもできたが、いざというときのためにとか、替え地等のために残していたと思われまます。歳入増は徹底した行政改革という抽象的な答えと資産売却の考えでいいのか、歳入増をどのように具体的に図るのか、よくわかりませんでした。歳出について行政のスリム化、効率化を図ることはいいとしても、余り抑制すると住民サービスの低下で味気ない社会になるのではないか。

市長は伊豆市の財政をどのように進めるのか、歳入歳出について伺います。

2つ目、自主防災会は今の命令体制でいいのか。

身近な例で幾つか疑問に思うことについて伺います。

発電機、可搬ポンプからスコップ、ロープまで補助金で購入し、機材はどこでもそろっています。自主防災組織は、昭和34年の伊勢湾台風の甚大な被害を教訓に災害対策基本法が制定され、この法律によって生まれた組織です。伊豆市での自主防災組織は今すぐに来てもおかしくないと言われている東海沖地震が叫ばれ、それを機に組織され、真剣に取り組んできましたが、時間が過ぎ危機感が薄れているのが現状です。自主防災組織ができたころは、情報班、救急班、消火班等に組織され訓練していましたが、今はそのときはそのときで皆で何

とか対応できるのではないかという考えに変わってきているようです。

自主防災組織の命令体系がわからないと、土肥町のと時から何回か質問しているわけです。消防団は自主防災組織の会長より情報の収集等を行い、災害対策本部へ連絡を行うとともに、広域避難地派遣職員による自主防災組織の会長とコンタクトをとり、本部との連絡体制の確立を図る。みずからの命はみずから守る、自分だけで守れないときは地域のみんで守ることが原則、小さなものは自主防災組織、大きなものにつきましては広域避難地派遣職員、消防団で伝達、または命令等が行われると考えられますと答えています。

伊豆市の多くの自主防災組織は、災害時いるかいなかわからない会長の命令で活動できるのか。会長は危険なことの命令はできません。自主という名前でも行政が介入し、命令体制の確立をする必要があるのではないかと。縦横の連絡体制の組織図を作成し、命令体制の再確認が必要だと思いますが、伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの副議長の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 副議長のご質問にお答え申し上げます。

まず、財政再建策につきましてですが、平成19年度決算は所得税の税源移譲等があり多少伸びはいたしましたけれども、少子高齢化やまさに今厳しくなりつつある経済動向から、将来は極めて厳しいものと考えております。

歳出削減は行政のスリム化及び効率化を一層徹底すると。これは繰り返しになりますが、特に多額の補助金を出したり、多額に一般財源から補てんしている事業の効果と将来性については、これまでも幾つかの答申を得ているところでございますが、英断の時期に来ているのではないかと考えているところでございます。

問題は、ご指摘のとおり、歳入の問題でございまして、確かに市有財産の売却やふるさと納税という活用もございますけれども、いずれも安定財源とはなり得ません。結局は、長期的に考えた場合に、人口減少を食い止めて、可能であれば人口をふやすような方策を考えていくしかない。特に伊豆市の場合は、自主財源の8割、9割が住民税と固定資産税という構成になっておりますので、人口減少が一番大きなボディーブローになっております。それもあって、企業誘致や産業振興も含めた定住化促進プロジェクトチームを部横断的につくっているわけでございますので、ここ半年程度はその成果を見てまいりたいと考えておるところでございます。

2つ目の自主防災会組織につきましては、基本的に会長、副会長、防災委員を中心とした体制で、法制化された詳細の経緯は私自身は承知はしていませんが、阪神大震災等の大規模災害においては、おおよそ80%前後の自力では脱出できない方々を近隣の皆さんで救出している。このような事実と、それから自衛隊、あるいは消防団等の大規模組織は基本的に一番被害が大きいところに集中運用されて、そこに1人、こちらに2人というような場合には、そのような大きな組織を持ったところは基本的に運用されないと。そのようなことが

ら、この自主防災組織ができたんであろうと推測をしているところでございます。

法の精神は、まさに従ってということになりますが、行政指導ではない地域の自主的組織となっているんだらうと思いますけれども、伊豆市の現在の状況にかんがみますと、ご指摘のとおり、地域ごとの自主防災組織と行政とのより一層緊密な関係とか意見調整というのは、必要なんだらうと思っております。

地形とか人口構成が異なりますので、最適組織の姿というのは地区ごとに異なると思いますが、機能としては、少なくとも救出と消火という2つの機能は、やはり今の組織にあるように大事なんだらうと思います。また、市長の立場で言えば、情報収集という機能も、これもぜひ欲しいと。

問題は、紙に自主防災組織を書いたからそれで機能するだらうかということで、私も実はいろいろな場面を自分で想定してみたわけなんですけど、それぞれの会長さんが昼であれば仕事をしているかもしれないし、ワサビ田に行っているかもしれないし、夜であればみんな寝ているようなとき、どんな状況でどういう災害が起こるだらうかと考えますと、これとこれとこの方は救出、こちらのこの方は消火というのが果たして言葉で表現したとおりに動けるものなのか。実際に、自主防災会組織の組織を脳みその中でイメージトレーニングしますと、こちらで火が燃えているから、そのその人たちはバケツを持って来いと。こちらに人が埋もれた、それがほぼ確実な場合、近くの者はすぐ来いと、スコップ持って来いと。こんなことが現実なんではないだらうか。そうすると、組織そのものというのは一体どれほどの効果があるんだらうかという気が確かにするわけでございます。

ですから、機能は、情報と救出、消火という機能はしっかり残しながら、本当の組織づくりのあり方というものについては、ご指摘のとおり、これから検討していく余地は十分にあるんだらうと思っております。

今、明確にお答えはできないんですが、その問題点は重々承知しておりますので、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

関議員。

20番（関 邦夫君） 1番から再質問させていただきます。

歳入増を図るに、財産処分と徹底した行政改革という考えの前市長に対し、菊地市長はどのような考え方で歳入増を図るのか、よくわからないので質問しました。

所信で、産業振興について定住化促進プロジェクトチームを設置して、農業の活性化や企業誘致、ベッドタウンとしてのまちづくりなど、固定観念を排して具体的に提示すると述べておられます。自主財源43.5%、依存財源56.5%、自主財源の市税と約同額の地方交付税47億778万4,000円で市の歳入は賄われています。交付税がなくなる前に、自主財源の確保ができるようにしなければなりません。自主財源確保ができることは、伊豆市全体が活性化することだと思えます。固定観念を排し、農業の活性化を図るとはどのようなことを指すのか。

今までと違った新たな産物の開発をしてもすぐに模倣されます。継続でき、安定した新たな産物の開発ができるのか。

質問 1、特産物はすでに関係各位の努力で全国的に有名になっていますが、トップセールスでどのように変わると考えているか、伺います。それが 1 つです。

企業誘致についてであります。今までは出ていく企業はあっても来てくれる企業はなく、お手上げの状態、何かよい案があったら教えてくれという答えしかありませんでした。伊豆市になり 4 年半が過ぎましたが、過疎対策は進まず、若者の多くは安定した職場を求め、学校が終わるとよそに出ます。伊豆市に暮らす人々が豊かに生活できることと、市の財政は大きな関係があります。

質問 2、大きな工場は立地条件の不利から誘致できなくても、固定観念を変えることで職場の確保ができるとしたら、どのようなことができると考えているのか、具体的に伺います。

歳出について、行政のスリム化、効率化は今まで 4 年半やってきたと思いますが、結果は市民サービスの低下につながっているだけではないか。

質問 3、行政のスリム化、効率化とは具体的にどのようなことをするつもりか、伺います。  
議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、1 つ目の特産物、既にあるものをトップセールスでということでございますけれども、まさにそのとおりでございます。今現在、例えばシイタケは高値安定になっておりますけれども、これも中国のより品質の高いものが来ることはもう確実でございます。その間にどの程度の時間が残されているかわからないのですが、その間に販路をしっかりと拡大して、そしてこちらのこれは、ワサビの皆さんもシイタケの皆さんも本物のそのものにこだわるところがあって、それはそれで大変貴重なことだと思うんですが、他方、やはりそのうちの一部は加工食品としても使うようなこともやはり考えないと、ビジネスとしては厳しいのではないかとというようなことを考えておりました。あるいはきのうも申し上げたことですが、レシピのほうです。食べ方のほうを我々が開発をして、より新しい食べ方を考えて案出をして、そして実験をしてそれをまた市内、あるいは将来的には市外の飲食店、ご家庭の皆さんにも紹介をしていくと、そのようなことで販路を確保し、そして拡大していくというようなことはぜひ続けさせていただきたいと思っております。

これはシイタケに限りませんが、現に市内にある特産品についてはそのようなことをやらせていただきたいと思いますと思っております。

それから、職場の創出は、企業誘致というのは 2 つの観点があると思います。新たな企業に来ていただくことももちろんそうですが、現にある企業の皆さんが外に出ていかないこともこれは同じ効果でございますので、これは両にらみで、現に市内に所在して下さっている企業の皆さんを何とか外に出ていかれないようにする工夫も、これは企業誘致と結果的には同じ効果だろうと思えますし、それから職場の創出ということで、ベッドタウンとして、

例えば、職場のいい三島市とか裾野市に修善寺近傍から通えるようにということもござい  
ますが、反面、土肥から静岡市、清水市に通うことだって物理的には不可能ではないわけ  
でございます。

今回、エスパルスが2隻が1隻になりましたけれども、私は本当に車を載せるカーフェ  
リーが2隻必要なんだろうかと、実は個人的には前々から思っておりまして、将来何とか1隻  
は客船だけの、より小型のものの導入をお願いできないだろうかと。それは早朝と夜も残し  
ていただけないだろうかと。したがって、西海岸の皆さんが静岡に通勤、通学できることも、  
ある意味、フェリーが1隻に減ったことを逆に新たな視点から要望を、話をさせていただき  
たいなと、そんなことも考えているわけでございます。したがって、職場の創出とい  
うのは必ずしも市内だけでなく、ベッドタウンとしての市のまちづくりの仕方というのも  
あるのかなと考えているところです。

もちろん、農業の法人化とか集団農業とかで既にある休耕地の活用策とあわせながら、産  
業としてより採算性の高い産業に、これは急激にいくとは思いませんけれども、伊豆の地形  
を考えた場合にはそのような施策も必要だろうと思っております。

それから、スリム化と効率化は、これはいろいろなところで申し上げますけれども、  
公的な機関をスリム化する、効率化すると、必ず市民の皆さんというのは不便になるんです。  
これはもうゼロサムですから当たり前のごとでございますので、市役所の組織を運営する意  
味で、固定経費となっている水道光熱費とか、それから車です。車を所有するのもそうです  
し、それからより小型車にしていくと。あるいは将来的にはハイブリッド型にしていくとか、  
そんな固定経費を可能な限り抑制しながらも、しかし、地域地域の皆さんに必要な行政サー  
ビスはそれは支所という形で残すのか出張所にするのか、今議論されているように郵便局に  
もう一回お願いをするのか、あるいはコンビニを使うのか、いろいろな選択肢があると思  
いますが、行政サービスをなるべく住民の皆さんの近くに残すということは、伊豆市の場合  
には必ず考えていかなければならないと思っております。

なお、いろいろな方から要望の多いコンビニでの納税もやらせてくれということは、現時  
点ではちょっと経費が逆に高くなってしまいますので、必要経費を見ながらいろいろな施策  
を考えていきたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再々質問。

関議員。

20番（関 邦夫君） 天城温泉会館の経営状況が、4,930万円の繰り入れがあっても正常  
会計であるという判断なら、市長はこれに手をつけて、そして直そうというようなことを書  
いてありましたけれども、そのままにしておいて見直しの必要がないのではないかと。市民が  
正しく判断できるように、すべてのことにおいて正確に説明すべきだと思います。厳しいな  
ら厳しいなりに市民の協力を得て、財政健全化に向けて進まなければならないと思いた  
すが、伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 天城温泉会館につきましては、資金不足という意味ではゼロとなっておりますが、現実には約5,000万円が一般財源から繰り出されていると。その内訳はホールの部分が約1,800万円です。それから温泉の部分が約3,000万円、売店と食堂はわずかながらも赤字ということでございますので、これをどういうふうに見るか、天城温泉会館のホール部分をこの天城湯ヶ島地区の中央公民館的機能であると見れば、必ずしも黒字にならなくても残す意味があるのかもしれませんが。一番大きなところは、やはり温泉の3,000万円のマイナスというところでございます。これを営業強化することで少しでも地域の活性化と結びつけて赤字を圧縮することは可能なのか。あるいは第3の道、資本力のあるところに指定管理としてやっていただくのか。あるいは全く別のことを考えるのか。今、幾つかの選択肢を改めて、その選択肢を今までのようにこうすべき 答申もいただいているんですが、新たな使い道がなければ廃止すべきだという答申もいただいておりますけれども、具体策を2案か3案ぐらい検討しまして、本年度中には必ず決心をしたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20番（関 邦夫君） では、2番について、再質問させていただきます。

小さな災害については、何々地区の自主防災会長の指揮下、協力し合ってみずからの命はみずから守る。自分だけで守れないときは地域のみんで守る。大きなものにつきましては何回も言いますが、広域避難地派遣職員、消防団で伝達または命令等が行われている。自主防というのは、何区自主防、何区自主防というように、独立した組織が独自の判断で災害時活動する意味合いのようですが、訓練時においても総理、知事、市長というような命令伝達で行動をしていて、とても自主的に行動を起こしてはいない。確かな上層機関の情報による命令に従うのがわかりやすく、非常時、命令を外れて行動しなければならないとき、みずからの判断で行動しなければならないのではないかと。

地震で津波の警報が出て、避難しろという命令は市長が出し、自主防はそれに従って避難するような場合は命令体系があります。がけ崩れ等命令体系が待てない緊急時、自主防災の判断で行動する。これを組織図において日ごろから訓練を重ねないと、今のままではどの命令に従って行動するのかよくわかりません。自主防といえども市の中の組織は活動しやすいように行政が介入し、充実を図る必要があります。今の状態で自主防はみずからの判断で活動はできないのではないかと心配です。命令体制は今のままでいいのかと。私はさきの市長の答えとはちょっと違う考えを持っていますけれども、どう思われますか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 災害時、特に初動の対応というのはこれはもう現場ごとというのは大原則でございます。上に行けば行くほど情報が集まるまで時間がかかってまいります。例えば、関議員お住まいの八木沢で崩落がある。あるいは何かの橋が落ちる云々の災害が起こ

ったときに、私が正確な情報を掌握するということは多分不可能だろうと思うんです。手元に小型のヘリがあれば、すぐ飛んでいくことができますけれども、そのときにはほかの地区でも同じことが起きている可能性があるわけですので、市長という立場で区の自主防災組織に対して命令をするというのは、これは現実的ではないと思っています。

それで、いろいろな消防にせよ、自衛隊にせよ、いろいろな防災も含めて訓練をやるわけですが、あれはそのとおりのことが起こるからではなくて、そういう訓練をしておく、全く別の事態でも対応できるということが、それが経験的にわかっているから訓練をするわけです。

ことし防災指導員の方に5月でしたか、お集りをいただきまして、実は危険箇所のマップ化をしていただいているわけですが、これがまず第一歩で、自分が担当している地域にどういう危険があるだろうかということをやまずイメージアップをしていただく。次に、その危険が発生したとき、がけが崩れる、道路が落ちるときに、どんな災害がどのお宅に起こり得るだろうかと。そのときに、地域ごと、区ごと、どんな救出が必要になるだろうかということをやイメージアップしていただく作業の中で、これが必要だ、これはできないということが一つ一つ出ていくわけです。確かに、まどろっこしいことなんですけど、これを重ねていかないと、地域ごとで本当に対応すべき具体策というのは出てまいりません。

したがいまして、防災指導員の皆さんにはなるべく任期を3年をお願いしているのもそこでもございまして、ある方が担当して経験を積んで、訓練を積んで一定期間やっていただきたい。ぜひ各区ごとの防災指導員の皆さんには任期3年の全うをお願いしたく、その中で必要な作業をしていただいて、そのメニュー、プログラムはこちらのほうで、まさにそれは市が行政のほうで準備をさせていただきますので、その中で地域ごとに本当に起こりそうな想定と本当に必要になるであろう対応策というものを、なるべく広く認識を共有していただきたい。そういうように思っています。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20番（関 邦夫君） 組織力で行動することに詳しい市長に、ぜひお願いしたいのは、必ず来るであろう大地震に対し、訓練で解決できないことが多くあると思われませんが、人的被害の最小化に全力を傾けてもらいたいと思います。

私が心配するのは、今の状態では市も市民もマンネリ化して危険な状態です。このマンネリ化をなくすにはどうしたらよいと考えているか、伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） マンネリ化というのはなかなか言葉にあるとおり、災害は忘れたころにやってくるで、やはりどうしてもそのときのショックは長続きしないのは、これはもう伊豆市の市民だからということではなくて、人間の宿命なんだろうと思います。

それで今月、湯ヶ島温泉の地区で、旅館の皆さんがお客様の避難を想定した勉強会をされるそうです。そして、11月になるうかと思いますが、当市と陸上自衛隊の富士教導団で共同

の図上演習をやるように今準備を進めているところでございます。

そして、来年の防災訓練にはもう少し本当にあり得る状況で、あり得る想定で地域地域の皆さんに統一シナリオを市のほうで、今回は各地域ごとにやっていたんですが、統一シナリオの中で本当に起こりそうな事態で、本当に動いていただくべき行動というものを検証を試みたいと。このようなことはどうしても、あしただって地震が起こり得るから、きょう準備しておけということは当然あるわけですが、他方そのリスクは承知の上で、段階的に訓練、準備することもございますので、市長の立場で申し上げますと、これから来年の9月にかけて、本当の対応力を我々がつけることのできる準備と訓練に向けて準備をしてまいりたいと、こう思っております。

確かに、ご指摘のとおり、特に地形的にも厳しいし、道路網も制約が多い土肥地区の状況は重々承知しておりますので、よろしくお願いたします。

議長（堀江昭二君） これで閣議員の質問を終了します。

塩谷尚司君

議長（堀江昭二君） 続きまして、19番、塩谷尚司議員。

19番（塩谷尚司君） 19番、塩谷尚司です。

私は、2点につきまして市長からの答弁をお願いしたいと思います。

1番目に、生活交通手段の確保。

生活環境の変化、自家用車の社会、また少子高齢化時代で路線バスの利用者が減少し、バス会社の業績も悪化、バス会社では路線の廃止、運行本数の削減を検討していると聞いております。公安委員会では高齢者の免許証の返納を進めております。また、市では一部国・県の補助金を受けているとはいえ、毎年5,300万円余りのバス路線維持費を計上しています。等々を考えると、二、三年後を見据えた生活交通手段のあり方を考えておかなければならないと思いますが、市長はどのような方策を考えているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

2番目に、急斜面地の崩壊対策。地球温暖化の影響でしょうか、近年全国各地で集中豪雨による災害が頻繁に発生して大きな被害をもたらしております。一度災害が起こるととうとう人命、財産を失うばかりでなく、復旧費用は伊豆市の財政負担に大きくなってしまう。伊豆市は危険箇所が148カ所と、県のほうからのお話ですが、あるとのことでございます。危険箇所の整理、被害を最小限にとどめるための方策はどのようになっているのでしょうか。

財政の問題もあるが、市民が安全・安心して暮らせる早急な施策が必要かと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上です。

議長（堀江昭二君） 塩谷尚司議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 塩谷議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1番目の生活交通の手段ですが、ご指摘のとおり、平成19年度のバス事業者への補助金支出は5,300万円で、そのうち2,000万円が県からの補助になっております。また、経費削減のためにバスの本数を減らすことで、つい最近も減らすことを決心をいたしましたけれども、さらに利便性の低下を招くことで、市民のニーズとそれから財政負担のバランスが極めて不安定になっているのはそのとおりでございます。

この秋に、約1カ月、柿木地区でコミュニティバスの運行試験を行います。市がっております小型車両を使用して地域ボランティアの皆さんに運転をしていただきます。実験は現在のバスの運行計画の変更を伴いますので、中部運輸支局のご指導、あるいは県の承諾、そしてバス事業者の理解と、さらには地元住民の皆さんのご理解とご協力が必要になってまいります。その成果を見まして、同じような状況の地域がございますので、その効果をしっかり見きわめていきたいと思っております。また、バス事業者の立場で考えますと、採算を維持するためには、やはり路線バスは国道と主要県道に集約をせざるを得ないんだろうと思っております。これを補うためには、きのうも申し上げたんですけれども、できましたら、各地域ごとに公共交通機関を必要とするお年寄りの数とか、希望時間とか、行き先とかをなるべく詳細に情報提供いただきますと、あとの措置が市としても早くなりますので、ご協力をお願いできればと思っております。

それから、次の急斜面地ですが、県の調査によりますと、土石流危険渓流が480カ所、地すべりの危険区域が8カ所、急傾斜地崩落の危険地区が371カ所で、計859カ所の危険箇所がデータとして上がっております。地区ごとのデータもございしますが、これは少し置かせていただきまして、これまでの実績が国の直轄砂防事業として119カ所を施工し、事業費で7億6,000万円です。今年度の施工は直轄砂防が4カ所で7億6,000万円、県の砂防が全部で108カ所、今年度が4カ所で事業費が約1億3,000万円。急傾斜地の崩落対策事業はことしは指定促進をお願いしたのが48カ所で、施工済みは38カ所、これは過去の実績です。今年度中の施工箇所が9カ所、事業費は2億3,000万円になっております。

治山事業もしておりますけれども、このように国と県には伊豆市の地形特性にかんがみまして、非常に補助をいただいております、投資合計が12億6,600万円。これは伊豆市の規模としては県と国は非常にやっつけていただいているんじゃないかという感じもしております。

ただ、他方、そもそもが先ほどのとおり約860カ所近い危険地域をいまだ残しております、そしてすべての危険箇所に早急に措置するのもこれまた極めて困難、正直な話、全部に同時に措置するのは不可能な現実がございますので、県のほうも危険箇所の啓発看板を設置をして、地域ごと住民の皆さんに周知徹底を図っているということで、市もそのような危険箇所の表示と周知徹底に尽力をしてみたいと思っております。

このような事業をやりますときに、いつも思いますのは、やはり市としてはすべてをしっ

かり一覧表にして優先順位をつけることが必要なんだろうと。その優先順位も声の大きな地区からということにはどうしてもまいりませんので、冷静に見て、数はかなり多いんですが、なるべく客観的な優先順位をつけてまいりたいと思っています。それでもこのような急傾斜の地形の中で、台風とか大水とかちょっとした地震で変わることがございます。市の担当職員もパトロールはしておりますが、担当部署だけではやはり全部をタイムリーに回り切れませんので、もし危険箇所とされているところに変化が起こったり、新たな危険箇所が生じたときには、市の担当のほうにご一報をいただけるような市民の皆さんのご協力も、あわせてお願いをしたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

塩谷議員。

19番（塩谷尚司君） 昨日、木内議員の質問にたしかコミュニティバスを試験的に運行するという、今お話を柿木地区をやるということでございます。大変心強く思うわけでございます。実はうちのほうの地区にも高齢者が、車を運転する方がいるんですが、あと二、三年すれば、もう車も免許証も返納しなければならないというような方が大勢おります。後をどうしたらいいだろうかと。恐らくバスは既に一部地域ではもう10月からバスが来ませんという話を聞いております。その皆さんは心配をしております。柿木の試験の結果を踏まえて、ぜひあちこちの地域に広げていただきたいと思います。

また、こういうコミュニティバスになるかどうかわかりませんが、中伊豆の姫之湯地区というところがあります。そこは今、バスが通学時に1台上から下る。それからあとは日中はもう車はないと。夕方もないと、本当の中学、高校生が通う1台しかないというようなところでございまして、そこにいる小学校の子供たちは3キロか4キロぐらいの道のりを歩いて学校へ通っております。もっと近いルートがあるんですが、そこは人家がないということで、遠回りをしながら通学しております。

今、子供たちを取り巻く環境は大変危険があるというようなことが言われておりますが、その子供たちも往復、集団でなるべく歩くようにしているようですけれども、人家のないところを歩いて通学しているというような状況もございます。また学校再編になりますと、そういったところももっと厳しいところが出てくるのかなと思っています。我々のころは5キロ、7キロを歩いても平気で学校へ通っておりましたが、今の時代とちょっと違いますので、昔のようなわけにいかないと思いますので、そういったところも少し考えてほしいと思います。

また、経費でございますが、たしか財政の支出の見直しということで、企画部ではここを一番初めに手をつけたいというようなことを数年前から言っておりますが、今の状況ではなかなか財政を切り詰めていくことはできないということで、やはりこれをずっとこのまま引っ張るわけにいかないと思います。

県でも、なるべくバスの補助金は減らしていこうというような方向に向いているというよ

うなことを、新聞でも聞いておりますので、この辺も考えて、コミュニティバスを走らせるのが財政的に安いのかどうかわかりませんが、路線バスのバス会社ともよくご相談をいただきまして、すぐにはできないことだと思います、はっきり言って。これは市長も言いましたように、現状を調査してからやっていきたいということで、住民の皆さんの意見を聞きたいと言っておりますので、ぜひ地域の皆さんの話を聞いて、またバス会社とも連携をとりながら、市の財政が少しでも軽減できる、そして地域の皆さんが安心して生活できる、そういった方向へとひとつ持っていってもらいたいと思いますが、市長にもう一度その決意を聞かせていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 今の路線バスはどうしても通学時間を重視しておりますので、朝と夕方に集中しているんですが、他方で通院のお年寄りではそれでは早過ぎるんです。9時ごろ出て3時ごろ戻りたい。そのバスはおおむねないというようなことで、いろいろなところで問題が起こっているんだろうとっております。そこをきめ細かく走らせるにはやはり小型のコミュニティバスで、地域の皆さんが一番心配するのは、うちのほうはバスがなくなったということが一番精神的に不安を感じるものですから、この実験のときにもとにかくバスと書いてくれと、大書してくれと、ポディーに、車は小さくても大きくバスと書いてくれと。地元の皆さんのご要望は東海バス、伊豆箱根鉄道バスにこだわらず、とにかくバスを維持してくれということですので、そこは工夫の仕方があるんだろうとっております。

実験段階では1時間置きになるか、2時間置きになるかわかりませんが、空振りの車も出てまいるとは思いますけれども、その結果、どの時間帯にどの方向にということが出てくれば、またほかの場所でも同じように運行実験をして、最終的には一番効果のあるところで、もちろん各地域のボランティアの皆さんのご協力をいただきながら、私はより経費が少なく、より使い勝手のいいであろうというような、伊豆市自前の交通システムができるんだろうと思っております。

先般、塩谷議員からもご報告いただきました、ほかの市の先行例などもぜひ参考にさせていただきながら、必ずや結論を出させていただきますので、よろしくまた引き続きご協力をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 塩谷議員。

19番（塩谷尚司君） 大変、具体性のあるようなお話をいただきました。ありがとうございました。

では、次に、急斜面崩壊対策についてということでございますが、私は148カ所なんて、ちょっと小さかったようですけれども、これは自民党のほうからの要望に対しての答えだったものですからあれですけれども、12億6,000万円というお金を伊豆市に投入してもらっているということで、大変ありがたいことでございますが、我々が見ても、きょう私が家からここまで来る間にも、土砂流出危険流域とかがけ崩れ危険地帯とかという標識がきょう数え

てきたけれども、10個も立っておりまして。これも皆さんに危険地域をお知らせするという  
ことで大変ありがたいことですが、標識がいつ外れるのかという心配もありますけれども。

実は、私の隣の隣の家なんですけど、その玄関のところのがけ崩れ危険地帯という看板があ  
ります。そこのお父さんが「うちじゃ、嫁をもらうだけど、これが玄関先に立ってたんじゃ  
嫁の来手もねえな」と、そんな話も聞きました。確かにそういう思いもするでしょうねと。  
だけれども、皆さんの意識ということでこういうものを立ててあるんだから、来てくれるお  
嫁さんにも、そういう形でお話をさせていただきたいなんていう話をしておきました。

ただ、まだたくさん危険箇所があるわけですから、土砂の流出危険地域とか、がけ崩れ  
危険地帯の標識の上にはすぐに山があるわけです。その水が入ってきて危険地帯になるん  
だろうと思いますが、きのうもお話がありましたように、間伐促進法とかやはり県の森の力  
再生事業とか、そういった事業がありますので、また今度、県のほうでは保安林というの  
を見直して保安林法というんですか、条例というんですか、何ですか、見直して、新しい保安  
林というものをもう一回見直そうというような話が出ておりますので、それについても何か  
補助金が出て、間伐、あるいは砂防みたいなこともできるようなことを書いてありましたの  
で、ぜひその流域のその上をそういった事業を使ってなるべくそういうところを先に、優  
先的にそういうところの山の整備をしていただければと思っております。いかがでしょうか。  
よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 確かに、急傾斜地の崩落危険地域はこれは手当てするしかないんです  
が、川と関連するところはなかなか皮肉な結果でして、流れが急になってしまって、あるい  
は雨水が一遍にたまるようになってしましまして、これは大きな川を有するドイツでも100  
年に一遍の洪水がもう毎年起こるようになって、周りの遊水地を埋めてしまうと、そうな  
ってしまうんです。ですから、川が絡む問題、非常にイタチごっこになってしまうんです  
が、他方、今ご指摘の、土石流のおそれがある川の上流部から間伐をしたらというご意見は拝聴  
に値すると思っておりますし、山の整備についてはもう国も県もかなり今もう認識を強めて  
おりますので、あとは我々のセットしていた補助金の使い方、我々が今工夫を求められてい  
ると思っておりますので、その視点で、今まで私もそういった川の上流からということとはち  
ょっと念頭になかったものですから、検討の1項目に加えさせていただきたいと思いま

議長（堀江昭二君） 塩谷議員。

19番（塩谷尚司君） いろいろと答弁ありがとうございました。

ぜひ、市民が安心して安全で暮らせるような、そういった施策でひとつよろしく願いま  
いたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） 塩谷議員の質問を終了いたします。

小 野 忠 宏 君

議長（堀江昭二君） 続いて、21番、小野忠宏議員。

21番（小野忠宏君） 21番、小野です。

2つの質問をさせていただきます。

最初に、風力発電というか、太陽光発電とか風力発電を計画するに当たって、前にも一般質問でちょっと触れておるんですけども、太陽光発電、風力発電の導入を提案したんですが、その後どうなっておりますでしょうかということでございます。

この中で、新しい、もう既に当局はつかんでおられるのかもしれませんが、風力発電は種々の技術問題が未解決のようでございます。特に低周波騒音というのが、大変周辺の住民に健康被害を発生させるというようなことを聞いております。そんなことを踏まえまして、その後の経過についてお聞かせいただければありがたいと思います。

2番目、長期的な財政対策に関する提案でございます。

具体的には国道136号線と414号線の完全分離、そういうことです。

少子高齢化が原因で、日本全国であらゆる面での縮小、再構築が言われておるんですが、伊豆市におきましては、一般的に全国的な少子高齢化とそれのほかに若者が外へ出ていってしまう。それから新しく入ってくる人がいないというようなことがこれらに拍車をかけまして、人口減が既に顕著になってきている。こういう現象だろうと思います。これに歯どめをかけるのは、普通の施策では到底不可能だと思います。

私は、全国的にも悪評の高い修善寺駅、横瀬地区の渋滞、特に通勤時間帯のそれを根本的に解決することが効果的対策と思っております。このためには、国道136号と414号線を完全に分離する必要がある。中豆地区には国道が現在2本通っております。とはいっても、田京とそれからこの近くの出口の間の十数キロメートル、ちょっと私、車で走ってはかってみましたところ12.4キロメートルぐらいの距離が、同じところを414号線と136号線が走っております。こういうことで、これが通勤時間帯における渋滞となって諸悪が発生しているんだと思っております。

私の私案は、414号を田京の三福で136号と合流させないで、数百メートルから1キロメートル亀石峠へ向かって東上させまして、そこからトンネルをつくって大野を通り、年川、または柏久保で伊東修善寺線と合流させて、鮎見橋を渡って狩野川の右岸を通過させる。こういうことをやれば、414号と136号が完全に分離される。トンネルが相当大規模になるとは思うんですが、いろいろ聞きますところ、トンネルはかなり立派なトンネルでも1メートル当たり200万円、天城北道路の立野トンネルはそう言われております。70億円程度で完成するのかなというふうに私は思うんですが、国・県への要望事項として、こういったことを伊豆市だけで実現するということはできないので、国・県への要望事項として全市レベルでの議論をテーブルに乗せるべきと考えておるんですが、市長はどのように感じられるか、お伺い

いたします。

蛇足でございますが、これが実現しますと出口から横瀬までの渋滞、これは完全になくなってしまわないだろうかと。その結果として、サラリーマンの新規転入の期待が相当高まる。特に中伊豆地区、転出している人たちのUターンの期待が高く、帰ってくるであろうと。観光シーズンの渋滞も半分以下になり、好評が得られるのではないだろうかと。

それから、4番目に、修善寺駅周辺のまちづくりにも極めて重要度が高くなっていくと。企業誘致、企業誘致とよく聞きますが、企業誘致も今の状態では企業誘致といってもかけ声だけでございますが、これが実現できるとわずかなんですが、現実的になってくるであろうということでございます。

こうすることで、最終的にこういったことが実現できてきますと人口増につながりまして、財政は安定方向に向かってくるであろうと、こういうようなことでございますが、市長の所見をお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 小野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、風力発電のほうにつきましては、伊豆市では西伊豆スカイライン沿いの東側稜線の平和寺付近において現在民間企業が風力発電施設を検討をしております。環境影響評価のための調査は終了したと報告を受けておりまして、このデータは公表させていただく予定でございます。今回の環境影響評価は対象地域の電波障害、動物の生息状況、それから植物の植生の状況、それから景観、景色について調査をいたしました。ご指摘の騒音とか低周波の問題は新エネルギー産業技術総合開発機構、これはN E D Oと略称しているようですが、N E D Oの風力発電のための環境影響評価マニュアルにより、騒音の場合には半径500メートル以内に住宅がないことという条件になっておりまして、低周波の場合には特に配慮が必要な学校、病院、住宅がないことなどが条件になっておりまして、当該地域は土肥からは十分に離隔をして、上船原の一番近い住宅からも1キロほど離れておる状況で、騒音、低周波等の環境の問題はありません。

ただ、市長という立場で申し上げますと、現在生活しておられる地元住民の皆さんには影響がないとはいえ、何といたっても観光地としての景観の問題をどう考えるか。実は、入ることが予期される固定資産税の金額なども目にはしているんですが、将来の後世にどのように判断をされるんだろうかということを考えて、正直な話を申し上げますと、非常に判断に苦慮しているところでございます。現在、当該事業者さんにより詳細なモニター写真、そこがどのような絵になるかということをお願いをして、最終的には判断せざるを得ないと。判断というのは、やるかやらないかの判断をせざるを得ないと考えているところでございます。

それから、国道の136号、414号の分離につきましては、国道の2本の136号と414号を分離させるとするのは、その案と伊豆縦貫道との話の整合性が出てまいりますので、それを置くとすれば、魅力的なものだろうとは思いますが。ただし、やはり政治は夢、理想と現実とのバランスでございますので、今の日本の経済力、それから税制を根本的に議論し尽くしていない政府及び中央政界の状況を見ますと、我々にとって今必要なのは、何としても天城北道路とそれへのアクセス道路を確実に予算化していただくということなんだろうと思えます。

天城北道路とそれからアクセス道路ができましたら、天城湯ヶ島地区から、すぐそこから矢熊を通過して日向から中央道に、中伊豆からも加殿の交差点を通過して伊豆中央道にというルートができますので、当面は伊豆の市民にどなたに聞いても、とにかく天城北道路をお願いしますというトーンでぜひ統一をお願いしたいと思っておりますが、それをこの場で私がお願いしなければいけないほど、天城北道路に十二分な予算がつくのか、我々が期待している時期にできるのか、大変厳しい状況でございますので、多種多様なご意見はぜひ引き続きちょうだいしたいと思っておりますけれども、道路に関しましては可能な限りそこにまずエネルギーを集中していただければと、お願いを申し上げる次第です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

小野議員。

21番（小野忠宏君） 再質問をさせていただきます。

風力発電、今、半径500メートル以内と言われましたけれども、私の調査結果ですと、2キロメートル以内に住宅があると何か血圧が上がってしまうというようなこと、そんなことをちょっと聞いておりますんですが、もしやられる場合にはそのようなこともよく調べたほうがいいんじゃないか。GEだとか何かが風力発電のほうの一番、トップランナーのようでございますけれども、データを出してもらえませんか、いや、そんなデータはまだありませんなんていうことを言われているとか、はっきり申し上げて、私の友人がちょっとそんなことに関係しておって、やる場合にはちょっと注意したほうがいいんじゃないのかな、伊豆市でももしかしたらやるだろうからということ、ちょっと私にメールが入ったものから、それでこんなことを申し上げております。ぜひ注意して、ただ風力発電も太陽光発電もクリーンエネルギーでございますので、孫子の代のことを考えれば積極的に導入していくということがいいのかななんて私は思ったりもしております。ですから、そういう、ただそのときに住民に被害があったんでは困りますので、十分に注意をしていただくことを要望いたします。よろしく願いいたします。

それから、2つ目のことでございますが、確かに天城北道路は天城北道路で、私はもともと伊豆縦貫道と言っているのは、今現在あります伊豆中央道から修善寺道路、天城北道路、ここらあたりは伊豆縦貫道の支線に国では考えておったようですが、ただいま現在ではもう伊豆中央道そのものが伊豆縦貫道であると、そんなような表現になっておりますので、私は大変そのことも心配しております。

特に、伊豆市全体を考えたときに、中伊豆地区の住民の皆さんが中央道に乗る場合、鮎見橋を渡って加殿、日向を通過して日向から乗る。それからそれに乗って、ずっと三島、沼津、何か向こうのほうまで出かけて行く。かなり相当な、距離がかなりのあれになるんです。車で考えればそんな大したものではないと言われるのかもしれないんですけども、これから本当にガソリンが大切な時代にもますますなっていくだろうと思いますので、要望としたら、私は本当に今言ったような、私が申し上げているようなこんなことが、ただ簡単に2年、3年、5年で実現できるなんてことは決して私は思っておりません。こういう議論だけはやっていかないと、人口増につながっていかない。今の市長のお答えのとおりでございまして、中伊豆地区からは鮎見橋を渡って行けば一応は行かれる。それで人口増に本当につながってくれば、私はそれはそれでいいと思うんですけども、恐らく、それはちょっとどうかなというような感じがするわけです。そんなことでこんなことを提案してあるんですが、議論だけはある程度要望事項としての議論をしていくべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 限られた資源をどこに投資するかということで、ご指摘のとおり、修善寺駅から数キロの地域をベッドタウン化して、よりアクセスがよいようにということも一案ではありましようし、きのうからご説明申し上げております商業地域、今大仁のある地区でとまっているところを何とか修善寺駅まで伸ばせないかと。そのための駅の再開発もやっておるわけでございます。また他方、道路と並んで企業誘致、あるいは自宅で仕事をするためのツールとしては、ある意味道路以上に必要なのかもしれない、光ファイバーの整備もかなり伊豆市のほうは他市に既におくれているわけで、ですから限られた資源をどこに投資するかを考えたときには、もちろん道路は大変魅力なんですけども、全体のバランスの中で考えていくべきではないかと、こう考えているところでございます。

136号と414号の分離というのは、超長期的には大変魅力のある話だと思いますけれども、ちょっと現在、政治、行政課題に上げるのはどうかなという気はしております。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

21番（小野忠宏君） 長期的な、私は財政策ということで申し上げておりますので、最終、本当に20年、30年後にはこういうことでいかないと、伊豆半島全体にこれはつながっていくことではないのかな、伊豆市だけの問題ではないと私は思っております。そんなことをあえて考えていくべきではないかと思っておりますので、そういったことを要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで小野議員の質問を終了いたします。

45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

木村建一君

議長（堀江昭二君） 26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 3点にわたって市長にお尋ねいたします。

まず第1は、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度の廃止を国に求める考えはありませんかと。国会ではございませんので、別に詳しくああしろ、こうしろということは当然言いませんが、通告にありますように、高齢化率の高い伊豆市の市長として、やはり高齢者の尊厳を守る立場にあるというふうに思うんです。そういう立場から後期高齢者医療制度についての所見を伺いたいというふうに思います。

3点伺います。

1つ目は、75歳以上の外来医療は、必要とされる診療が今までは受けられたんだけど、制限されて受けられなくなるという制度になっていないでしょうか。

2つ目に、後期高齢者が負担する保険料は2年ごとに見直しがされて、保険料、それから保険料の率ともに値上げされる制度になっていないでしょうか。

3点目に、夫の年金が201万円、妻が無年金という夫婦世帯の場合の妻の保険料は幾らになるでしょうか。命と健康にかかわる医療に対して年齢で差別する医療制度をつくった国は、地球の中で、世界の中でどこにもありません。高齢者に身を寄せて国に対して廃止を求めるということを求めますが、いかがでしょうか。

大きな2点目です。教育長にお尋ねします。

1学年2学級以上が適正規模ということ、タウンミーティングでもお話がされておりましたけれども、それを前提にした統廃合は私は見直しを求めるわけですが、4点にわたってお尋ねします。

市当局で、教育長が言う適正規模とは教育的に適正ということでしょうか。学校の統廃合を考える上で、基準をどこに置いているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

2つ目に、統廃合による、両面あると思うんです。メリットもデメリットも当然あるでしょう。その点についてのご答弁をお願いします。

3点目です。1973年に文部省通達、公立小中学校の統合についてということが出されましたが、それをどのように評価しておりますか。

さらに、1963年の文部省学校施設基準規格調査会という報告があります。通学距離の適正基準というものが出されましたけれども、ここから見たときの学校のあり方、どのようにお考

えでしょうか。

最後の質問です。市長にお尋ねいたします。

修善寺駅前整備事業がなぜ長引いているのか。その経過について商店街を中心とした関係者の市民の皆さんに説明を求めるわけですが、3点お尋ねします。

第1点目、平成17年度以降、とりわけ平成18年度以降、各年度の整備計画と業務委託の内容及びその相違点は何でしょうか。一連の流れを踏まえて説明をしていただきたいというふうに思います。

2点目です。市長は、修善寺駅前周辺のまちづくりに地元の声を聞くという姿勢を所信表明で述べられました。まちづくりに商店街などの地元の方からどんな要望があるのでしょうか、その要望を計画にどのように反映しようとしているのでしょうか。昨日の答弁の中で、今年度アンケート調査等々やりたいというお話がございましたので、その辺の中身はある程度わかりましたけれども、今までの要望も多分出ていたんではないだろうかと思しますので、そのことも含めてお尋ねします。

3点目、最後です。担当部署を企画部から今、ことしから土木部でしょうか、変わりましたが、変更した理由についてお尋ねいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの木村議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度の問題ですけれども、いわゆるかかりつけ医制度の導入と、これに伴う後期高齢者診療に反対するご意見の中には、必要な医療が受けられなくなるというようなご指摘があるように報道等で見ております。ただ、制度が変わった以降、必要な医療が受けられなくなったという報告は上げられていないというように、これは伝え聞いております。かかりつけ医という制度がそもそもすべての診療を行うと限定するものではなくて、医療の調整的な役割への報酬、つまり特定の患者さんを診て、この人はこちらに行ったほうがいい、この人はうちで大丈夫だ。そのような調整に対する報酬と考えるべきではないだろうかと考えております。

かかりつけ医に義務づけられておりますのは、年1回以上の検査や診療計画に基づく治療及び健康指導。この健康指導というのがかかりつけ医特有の制度で、いいところを見ていただくことも必要なのかなという気がしております。

保険料の2年ごとの見直しでございますが、2年を1期とする保険料を算定見直しというのは、これは制度上事実でございますが、保険料というのは当然医療費の動向に応じて、出ていく金額によって変わるわけですから、それは制度としてはそういうことでしょう。

ただ、いつもはこれも余りにも当然の議論なんですが、出ていく支出に対してだれが負担するのかということで、保険料だけではなくて、医療費の自己負担分も1割か3割かのとこ

るは、お年寄りの場合でも380万円余り、383万円でしょうか、1割か3割かの境界になっているようにございますが、市役所で調べたところ、これおおむね31歳程度の職員の給料に匹敵するわけです。31歳で子供を1人、2人持っている職員だと自分の負担は3割して、正直な話、子育ても終わり安定したお年寄りだと、同じ380万円でも1割というのが、負担を背負っていく世代から見ると、どうなんだろうかというところに行くんだろうと思います。

したがいまして、これは我々が伊豆市の市長という立場でどうあるべきだということは申し上げられませんが、問題の本質はだれがどのように負担するかということだろうと思いますので、やはりそこを論点をどのように整理していくかということでお考えいただければと思います。

保険料の額でございますが、軽減の判定は世帯が単位ということだそうで192万5,000円で5割軽減、238万円で2割軽減。具体的なご質問は夫婦での収入が年金で201万円ということでございますので、2割軽減世帯となり、均等割の3万6,000円が8割掛けで2万8,800円という数字だそうでございます。

年齢で差別する医療制度は世界じゅう地球上にないというご指摘ですが、そもそも年齢で割ってしまったのがかつて導入されました70歳以上の高齢者医療費を無料にしたと、つまり70歳以上の高齢の方々の医療費をただにしたということが年齢で切ってしまったということでございますので、もしその年齢に基づく制度が悪いということであれば、当時、無料化したことがそもそも問題だというご指摘であれば、それは一つの論理なんだろうと思いますけれども、高齢者医療費をただにしてしまったところの、余りに負担が大きくなったところの整合性を今図っている議論でございますから、年齢で切る切らないというところは、今回の件については、理屈っぽい話をすれば、余り本質的な問題ではないのかなという気がいたします。おおよそ70歳以上、あるいは75歳以上の方を年齢差別をなくして現役と同じにしたいという議論は、多分どなたからもないんだろうと思いますので、余り年齢のところ論点を集中しないほうがいいんじゃないのかなという気がしております。

そもそも論でございますけれども、日本は低負担、中福祉なんです、現状が。そこをどのように、多少時間をかけて負担のところを中負担に持っていくかというところで、今中央も我々現場も苦労しているというところだろうと、そのように私は判断をしております。

それから、小学校再編は教育長にお任せをいたしまして、修善寺駅周辺整備につきまして、過去との相違点は、私は直接承知しておりませんので、これは報告を受けた限りでございますけれども、平成17年度に修善寺駅前商店街の空洞化が進み、衰退している状況を踏まえ、平成16年度に設置された修善寺駅前まちづくり会議、延べ11回にわたるワークショップ形式の会議を重ねて、整備メニューの提案を得ながら修善寺駅前地区都市再生整備計画策定業務委託をメインとして、伊豆の玄関口にふさわしい都市再生を目指した由でございます。

その内容は、空洞化対策を主眼とした都市再生整備計画を作成するための交通状況の調査、次年度以降の整備計画を策定するもとなる調査、これが平成17年度でございます。

平成18年度は、視点を駅前活性化対策から伊豆市建設計画等の上位計画を受けて、その課題を駅前周辺渋滞対策と陸の玄関口整備の2つに絞り、過去のデータを利用しながら再度実施に向け計画の練り直しに着手したということでございますので、平成18年度に1回性格が変わっている。具体的には修善寺駅前周辺整備、それから整備計画策定業務委託を行って、そのときには駅前の渋滞の対策の解消に向けた、トンネル掘削によるバイパス計画の案もあったやに聞いておりますが、そのルートや概算事業費等で、この事業化の可能性はその時点ではなくなったということのようでございます。

平成19年度におきまして、大きく3つの業務を実施しておりまして、1つは修善寺駅前周辺整備測量業務委託。これは構想取りまとめの基礎となる関係交通機関と合意形成に向けた地形測量。それから修善寺駅前周辺整備計画作成業務委託は、事業化の是非を決定していくための駅を除く修善寺駅前周辺の整備構想案の作成業務であって、本年3月、平成20年3月に構想の素案図を作成をしていただいております。

3つ目の修善寺駅前周辺整備に伴う調査設計は、これが今回の修善寺駅前周辺整備事業のメインでもございますが、伊豆市の陸の玄関口、伊豆箱根鉄道修善寺駅の南北自由通路開設を中心とした鉄道関連の整備計画でございます。

この後、どのように市民の皆さんのご意見を拝聴するかということですが、この伊豆箱根鉄道に今委託しております構想が、今月末をめどに提出していただくことでございますので、それから地域の、地元の商店街の皆さんのご意見をどのように加えたかということですが、その構想の素案図の中には、過去調査をした地元住民の皆さんのご要望が含まれていると私は聞いておるところでございます。ただ、駅という特性から、そこを活用するのは地元の皆さん、あるいは市の職員や伊豆箱根さんの職員ではなくて、周りからそこに流入をしてその商業地域や駅を使うということでございますので、やはり利用者の皆さんの意見をそもそも入れなければいけないだろうということで、アンケート調査とそれからこれから利用者の広聴会になりますか、意見集約といいますか、そのような形で広く意見を取り入れたいと考えているところでございます。

担当の変更は、構想から計画段階に移行したということでこれまでの企画課から都市計画課に移行したと、これは事務方から報告を受けております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 教育長、お願いします。

教育長（遠藤浩三郎君） 1学年2学級以上が適正規模かどうかという問題でありますけれども、現在、きのうもお答えいたしました、学校振興審議会で審議しているところであります。現在のところ、まだ1学年2学級以上の適正規模を前提とした学校統廃合という結論が出ている状況ではありませんし、我々教育委員会の協議の中でも、正確に1学年2学級という話もまとまっているところではありません。ただ、文科省からの基準では12から18クラス、1学校で1学年が2クラスから3クラスという標準が示されているところではあります。

また、平成19年度に伊豆市で生まれた子供が177人と聞いておりますが、大変少なくなっている状況で、伊豆市では4校の小学校という計算も成り立つわけでありまして、現在、1学年2学級を前提としてはおりませんけれども、この177人、今後どうなるかわかりませんが、同じような状況を想定したときに、かなりのまとまりの小学校にしていかなければならないという必要があるというぐあいには考えております。

国の学校配置に関する現行制度でありますけれども、配置についての法令上の基準というのですが、はっきりうたっているものはないんであります。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というものでは、やはり学級数12から18というのが交付税単位費用積算基礎の基準となっております。また小学校において、おおむね4キロメートル、中学校においておおむね6キロメートル以内であるということも示されております。学校教育法施行規則においては、学校の位置は教育上適切な環境にこれを定めなければならないと。整備指針においては、通学環境について児童の疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましいというぐあいにはなっております。

これらを参考にして、今審議会に答申をお願いしているところであります。

2番目の、統廃合によるメリット・デメリットの問題でありますけれども、これは地域ごとにより条件や環境に差異があります。統合要件の採用において、メリット・デメリットは一概にははかれないものがありますけれども、現在協議している小規模校のデメリットの解消が、子供たちにとって再編によってメリットになるよう検討すべきであるというぐあいには考えておるところです。

3番目の、1973年（昭和48年）のものでしょうか。統合についてという文部省通達があるのは承知しておりますが、無理な統合や住民意見を無視することのないよう留意し、総合的に再編計画を判断していきたいというぐあいに考えます。

その次の、1963年の問題、昭和38年でしょうか。このときの基準は都市部においては小学校は0.5キロメートル、中学校においては1キロメートル以下。農村部においては1キロメートル以下、小学校が1キロメートル以下、中学校が2キロメートル以下というものであります。当時、昭和30年代は農村部にも多くの児童生徒が就学しており、だれもが徒歩で通学できる距離とされ、子供たちは地域から守られながら歩いてくる環境というものであったらというぐあいには思います。その後、町村合併等々、学校の校舎の鉄筋コンクリート化や小規模校学校、分校などをコンクリート化し統合してきた経緯があります。また、当時1学級50人以上の学級もあったというぐあいに聞いております。ただ、その当時と時代、大分条件が異なってきておりますので、それらを留意して議論をしていきたいというぐあいに思っています。

現在の伊豆市の小学校の1学級の平均は21人です。現在、中学校3年生が355人、昨年生まれた子供の177人等々考えますと、とりあえず2学級ということを考えていったとしても、将来的には必然的にも1学級になって、かなりの小規模な学級になっていくだろう

というぐあいには思います。メリット・デメリットのことも考えますと、複数の学級でクラスがえができたたり、教員同士がより研修機会がふえたり等々も考えると、メリットもあるんだろうということも考えて、審議会で議論をすることになります。

以上であります。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） では、後期高齢者医療制度の廃止をぜひ国に求めていただけないかということで質問いたしました。大前提で、いわゆる昔は70歳以上が医療費は無料化だったというお話をなされました。確かに歴史的にはそうあるんですが、今回の制度の根幹というのは、窓口に行って病気になったお年寄りの方が医療を受けるときに、その負担をどうするかということが中心ではなくて、冒頭、市長がお話しなされたかかりつけ医制度の問題とかいろいろあるわけですけれども、いわゆる75歳になったら、例えば外来診療については高血圧症の疾患がある人とか糖尿病など、いわゆる慢性疾患の治療にかかる費用を1カ月6,000円で頭打ちにするんだという診療報酬の包括払い制度をとったから、今お年寄りの方は怒っているんです。

どうなるかということ、それ以上やろうとすると受けられなくなってしまふ。医者もそれ以上やろうとすると自己負担やるか、それとも、後期高齢者の人、これ以上1カ月かかるんだけれども、あなた払えますかという仕組みになって、確かに市長言われるように、包括払い制度、1カ月6,000円というのはほとんど実行されていません。なぜかということ、後期高齢者の人たちがあちこちでおかしいではないかと。なぜ年齢で差別するのかと、医療に対して。それから医師会も、これでは本当に年齢差別ではないかという運動が起こりまして、その背景としていわゆる包括払い制度を選択せずに、従来と同じ治療、報酬とすることが可能になるんです。今、可能なんです。選択制になっているんだけれども、なぜそういうふうを選択制にしたかということ、今お話ししたように、あちこちでおかしいではないかと。なぜ75歳になったらそういう包括払いで、1カ月6,000円以上の治療を受けられないのかという運動が起きたからなんです。

厚生労働省の見解も、これはあくまでも医療機関が手を挙げるかどうかによるんだから、別にいいんですと言いだめたんです。でも、75歳以上になったら、そういう1カ月6,000円以上については治療をしないようにしましょうよという制度そのものは、残っているということなんです。では、74歳だったらそういうことをしなくていいのかということの矛盾が出てきているということなんです。

75歳以上でなぜ今回切ったのかと。国会答弁いろいろと聞いていますと、こういうことなんです。後期高齢者、75歳以上には心身の特性があるんだと。だから、それにふさわしい医療をきめ細かくというのが政府の見解なんです。でも、では心身の特性とは何かといたら3つあるというんです。第1に老化に伴う治療の長期化、複数の慢性疾患が見られますと。

2つ目に多くの高齢者に認知症の問題が見られます。3つ目に新制度の被保険者である後期高齢者は、この制度の中でいずれ避けることのできない死を迎えると、こういう規定をしているんです。だから、いずれ死ぬとばかりに医療費の節約のためにお年寄りを差別すると、今論議になっているのは。

だから、現実に75歳以上の健康診断の実施義務、法律的に外されましたね。今年度は後期高齢者の広域連合がいわゆる住民健診をやっていいですとなっているんだけど、外してしまったんです、75歳になったら。人間ドックも受けなくていいと、自己負担しろと。なぜかと、いずれ死を迎えるから。舛添厚生労働大臣も国会の中でいろいろ言っていますけれども、生活習慣の改善が困難なので、予防効果が健診でどこまであるのか、それよりも残存能力をいかに維持するかと、これが大事なんだということを言っているんです。本当に、75歳以上になった人たちに差別です。

それから、保険料の関係について言っておきますけれども、2年ごとに見直しやります。どう見直されるか。自動引き上げ装置が仕組みとして残っているんです。あるんです。その一つが、後期高齢者の人口がふえていくと連動して保険料の負担率がふえますと、仕組み。もう一つは、当然医学は進歩します。それによって1人当たりの医療費が増加した分、それもさらに上乘せして引き上げられると厚生労働省が言っていますけれども、いわゆる団塊の世代です。今全国平均で1人当たり保険料が7万2,000円なんです、年間。平成25年、団塊の世代が16万円です。今の試算でいくとどんどん上がっていくような仕組みになっている。問題なのは、やはりいろいろなところに故障が起こり得る人たちがたくさんいらっしゃるんです。75歳以上だと人生どうしてもそうなるんですけれども、そこだけ一くくりにして、本来、保険というのはリスクの高い人も低い人も一緒にして、みんなでそのリスクを平均的に低くしていくという制度だったんです、今まではずっと。それを今度は、君たちは金がかかるから一くくりを集まってそこで医療をやれというようなことをやっているから、皆さん怒っている。そのところはしっかりとつかんでいただきたいと思うんです。

それから、いわゆる収入においてとか所得において平等にというような話がよく出るんですけれども、今、市長に1つの参考例としてちょっと質問として出したんですが、夫の年金が201万円、妻が無年金、いわゆる収入ないんです。それでも2万8,800円取りましょうと。今、参考的に数字が飛び交いますから、ちょっとわからなくなるから見ていただきたいんですけれども、後期高齢者医療保険、今回も政府は9月でしたか、今度は長寿医療制度は改善されましたと。所得の低い方の保険料さらに軽減しました。こんなでかい、これ幾らかかっているんですか。全国紙にずっと入れて、2億何千万円のお金をかかかって、国民の税金を使ってまた改善しますと。もう次から次へと手直し手直しです。

今、市長にお渡しした、担当部長、課長のほうにちょっとお話ししておきましたけれども、間違いないと確認を得ましたが、例えば、Aさんという夫婦がいらっしゃる。年金収入、夫が260万円、妻が42万円のときに、このときの保険料というのは14万5,188円なんです。同じ

ようにBさん、夫が152万円、妻が152万円、収入の合計、年金です、304万円。保険料どうなるかと、2万1,600円なんです。同じ年金収入なのに約7倍の差がある。今度軽減しますと言いました、8.5割になる、7割軽減が。計算してみたら、同じように、今言ったBさん夫婦が304万円なんですから、もう均等割7割から今度均等割8.5割になっています。そうすると1万800円なんです。さらに、Aさん夫婦、先ほど言ったご主人が260万円、妻が42万円、同じ年金収入なのにそれこそ14倍の開きがどんどん出てくるんです。もう所得においてきちんと負担の公平をしますと言うだけけれども、今の制度そのものから収入にしたってこんな問題が起きているということを、ぜひとも知っていただきたいというふうに思います。ちょっと一方的に今の制度の問題点を、私がつかんでいる範囲の中でお話ししましたけれども、市長、もし見解がありましたらお願いしたいんですが。

ちなみに、市長はずっと長年ドイツにいらっしゃたということで、いろいろなお話をよく聞くんなんですけれども、ドイツの外来で受けたときには、全額国が持っているんです。自己負担なし。入院するときは1日約1,000円ぐらいと。日本はどちらも3割負担ということですから、国民総生産に対する割合についても日本は8.0%しか医療費関係にやっていないんだけれども、ドイツは10.7%、いわゆる国が集めたお金をどこにどういうふうに割り振るかということを考えたときには、日本は本当にそういう意味で貧弱なんです。だからこういう問題が起きているんです。ドイツの制度、参考程度に言っておきます。そういうこともちょっと頭の中に入れていただきたいと思います。

見解がありましたらお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、制度設計の議論は国でなされることなんで、伊豆市の市長としてこうします、ああしますというお約束はできないんですが、他方、市長として、あるいは一市民、国民として日本は税制、年金、医療が余りにも複雑なんです。複雑なものをさらにいろいろな要望が出て手直しているから、さらに複雑になっていく。これはパソコンのソフトに似ていて、シンプルなものを使うと故障はほとんどないんですけれども、あれやこれや足したり引いたりすると、どんどんパソコンは動かなくなっていく。それと似たことが今起こっていて、可能な限り本当はシンプルなものにすべきだと私は思っていますし、要望もしたいと思っています。

そもそも、ご指摘のように、保険の制度とかあるいは社会インフラというのは、大きくくりであればあるほどいい制度ができていくものを、これをどちらかという政府がやりたくないものを市町村に任せてしまうと、体力差で物すごく内容に差がついたり、あるいはこういった何でしょうか、ちょっと手心を加えてみてまた設計を変えたりというようなことで、実はきのうもそうなんですけれども、市役所としてのぐちになってしまいますが、市民課の担当のところは本当にきのうも夜10時過ぎだったでしょうか。もう4月からずっとそんな状態

が続いております、おびただしい数の連絡票とか、床の上に散らばっているということで、本当に現場に対するしわ寄せ、それはすなわちそのまま市民の皆さんに行くものですから、市民の皆さんが同様の負担と混乱の中にあるんだろうということで、制度設計が乱れるとこういうものだということで、その意味では国に対して、政府及び国会議員の皆さんに対して、国家のあり方、それから法的制度の制度設計のあり方について、ぜひそもそも考え直していただきたいというようなことは考えております。

他方、これも繰り返しになりますが、確かにご指摘のとおり、ドイツでは医療費も、それから大学の実は授業費がただだし、有料の道路というのは一つもないんです。その背景には、やはり19%の消費税、これも2年前に16%から19%に消費税を上げ、それからもう一つは、今は16なんです、州なんです。人口1億人を超える経済大国で中央集権国家という国は日本以外にはありません。日本に非常にいろいろな意味で似ているドイツは連邦国家制をとっております、それも今からなるべく16を9に集約したい。つまりおおむね人口1,000万人程度でないと、市民の皆さんに一番ふさわしい行政サービスができないというのがほぼ世界共通の認識なんです。よく引き合いに出される、年金でも医療でも引き合いに出されるスウェーデンは800万人ですから、オーストリアもスイスも七、八百万人、非常にやはりそこに規模として適正規模というのがあるんだろうと思います。

それを考えますと、さっき言った国家の制度設計をシンプルなものにしてもらうということと、1,000万人単位の道州制というのが、恐らく、これは日本が繁栄を維持する意味では、絶対に避けられない道なんだろうと、私は思っております。もしその議論が、ちょっとこの中身にあれでしたら申しわけありませんが、後ほど詳細についてはまた担当部長に答えさせますが、内容的に余り市の行政がちょっと口を出せるところがないものですから、ちょっと哲学論になってしまいました。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 制度そのものをどうしろ、こうしろということではなくて、現実にお年寄りが困るような制度になっているというようなところは、なかなか立場的にそうだと思います。思っているか思っていないかわかりませんが、なかなか言えない立場でもあるのかなと思うんですけれども。

次に移りますけれども、よくお年寄りがふえて大変だから、若者の負担を軽くするためにということをよく、今回もそうなんです。ただし、きのうのニュースでもやっていたけれども、現役世代でもこの制度における負担がふえているんです。ご存じのように、昨年のもので、持ち帰りすしの大手の京樽が健康保険組合を解散しました。8月には大手の西濃運輸、これも健康保険解散だと。なぜかと、後期高齢者医療制度になったら、皆さんがやっている共済もそうなんです、負担がふえているんです。一体全体何なのと、本当にみんなの負担をふやしておいて、お年寄りと現役世代の格差をなくすんだと、こんなごまかしはないです。本当に、結論からいうと、国から出している分まだきちんと認めていないんです。国が後期

高齢者医療制度の始まったときの負担というのは低くしているんです。だからみんな国民にしわ寄せが行っている。それこそ、これはお年寄りだけの問題、現役世代すべての問題だというように思っていますので、そういうこともまた大いにつかんでいただいて、本当に後期高齢者と、我々だっていずれ年をとるんです。75歳に入ったときに、本当に今の医療制度でいいのかどうかということは本当に考えていく機会ではないかなと思っています。

次に移ります。

学校統廃合の問題に移りますけれども、ちょっと適正規模というのが何なのかよくわからなかったです。ちょっと確認したいのは、1つ目、タウンミーティングでは1学年2クラス以上、クラスがえができる学校が最も適しているのではないだろうかということを書いてたんですね。昨日の議会では、1学年、4、5、いわゆる10人以下では少な過ぎると。20人から30人が適正だというふうに思っている。そうすると、何を答申しているのかよくわかりません。いわゆる小規模だからだめだと。今、デメリット・メリットは何ですかと、統廃合による。いわゆるデメリットをなくしてメリットに切りかえていきたいんだと、何だかよくわからないような答弁なんです。

それはいいですけども、もう少し具体的に、やはりどういうことが今の小規模だから問題なんだけれども、小規模だからこその特典があるんだということも、しっかりとやはりとらえる必要があるのではないかなと思うんです。具体的に、次にお尋ねします。

幼稚園から小学校、よく出るのは、幼稚園から小学校まで9年間同じ顔ぶれだと。だから仲よし集団でいいんだけど、一たんその中でこじれてしまうと、いつまでもこれがずっと響いてしまう。運動でも勉強でも、何かにつけてやろうとする前から順位が決まっているから、頑張ろうとする気がなくなってしまう。たくさんの友達と触れ合う機会が少ないから自主性や社会性が育たないのではないかなというようなことが大体です。大体の雰囲気です。そこで、具体的にお尋ねします。小さな子供集団で育ってきたから、いわゆる小規模で育ってきたから、多人数で接してきた人、いわゆるクラスがえのできるようなところと比べたときに、社会人になったときに対応できない、人格的に何か困ったなというふうな例が具体的にあったら教えていただきたい。

私は、学校統廃合、絶対だめだという考えは持っていません。両方出しながら市民の皆さんに論議をしてもらおうと。きのうも複式学級、私は前の教育長と同じように、よくないと思いますということを言われましたので、複式学級の論議をするつもりはありませんが、小規模の学校、いわゆる複式なんですけれども、現実にやられているのは。平成18年に福祉文教委員会で視察に行ってきました。そこで幾つかお話ししておきましょう。

こういう質問を出したんです、委員会として。幼稚園から小学校までずっと同じ集団の中で生活しているかと。今、先ほど言った競争心が育たない。仲よし集団になってしまうのではないですかと。ある程度の集団で育たないと将来は心配ということについて、どう考えますかと。答えは、小規模校では競争心を持たせることより、ともに力を出し合って問題を解

決して互いのよさを認め合うことを大切にしている。それは、相手に負けたくないという気持ちの消失とは違うんだと。人としての競争心はだれでも大なり小なり持っているんだけど、それをあおるのではなくて、さまざまななかかわりの中で活動して、互いに協力してさらによいものにしていく。生きる力を育てることにつながるんですということを言っています。

人数は愛知県新城市の連谷小学校、全校生徒11人。もう一つ行ったのは、愛知県豊田市の築羽小学校、16人です。いわゆるどこにあるんですか。大東小学校に匹敵するか少ないぐらいなんです。それで、では将来どうなっているかと、この子たちが。進学した中学校によると、本校卒業生の学力、体力、リーダー性の優秀さが目立つということ報告を受けています。ちゃんと結果を見ているんです。だから、私は小規模校だと今のだめだよ、デメリットが多いよということに対しての検証をちゃんとやっていただいて、こちらはちゃんと検証してその結果としてはさほど問題ではないんじゃないですかと。

それから、もう一つ、保護者の方がよく心配されている学力の問題です。これは連谷小学校、合併したものですから、当時のちょっと町名というか違いますけれども、国語の全観点評価というのをやっています。その中で複式学校で幾つかあったらしいんですけども、全国が全観点評価77.9%です。鳳来町という町でした、このときは、新城市になる前。町全体の評価は80.2%、複式学校は80.8%なんです、高いんです。もう一つ、算数も同じです。全観点評価、全国72.8%、町全体75.4%、複式校76.9%。全観点とも全国平均より上回っています。こういう結果なんです。だから、私は小規模校だからだめだとか、そういうレッテルを張るのではなくて、本当に何が大事なのかと、小規模校だったら何がだめなのか。何がいいのか。どういう不足分が小規模だから働いていくのかということ、しっかりと見ていただきたいと。

それから、いわゆる文部省通達等々質問しましたがけれども、教育長も言われていますけれども、いわゆる通学距離というのも大事なんです。地域に守られながら通学すると。そうすると、スクールバスも将来的にあり得るかもしれない。でも安心して通学できる、そして疲労感を味わわないようにということも言われます。まさにそのとおりの基準を幾つかきちんと提起しながら、やはり私は論議をしていただきたい。道草をしたり、おしゃべりしながら、自然や暮らし、おじいちゃん、おばあちゃんと触れ合いながら、おはようとかこんにちはと言いながら通学していく、それも教育なんです。そういう観点で見ていただきたい。

最後、もう1点、紹介しておきましょう。

逆方向で、札幌市中央区に17の学校があります。そのうちの1校が分校なんですけれども、ですから、普通の小学校は16校ある。そのうちの1つだけが6学級113人という学校なんです。これはちょっと調べると大体湯ヶ島小学校の規模ぐらいなんですけれども、いわゆる単学級です。ここ、何をやろうとしたか。盤溪小学校というんですけども、小規模の特認学校になっているんです、ここは。また詳しくはインターネット等で調べてほしいんですけれ

ども、わざわざクラスがえができる学校から、ここは自然環境なんかに恵まれているいろいろな条件の中で、ここに来てもいいですと、いわゆる、学区を超えて認めているというふうな学校もある。

だから、クラスがえができないからデメリットだという考え方は、やはり私は余りにも上から物を見るというのではなくて、地域の皆さんと小規模校のよさ等々もほかに実際たくさんありますから、その辺も出しながら、かといってそれ一方通行ではだめで、大規模校はこういうところもやっているんですということも、ぜひ両面紹介していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 少し僕も弱いなと思ったのは、教育効果というのはなかなか実証しにくいという問題があります。今、議員が紹介したところでも、何年も何年もそうかというのと、一概にはそうではないだろうというぐあいには思います。

それから、もう一つは、統合することで学級規模が必ずしも大きくなっていくわけではありません。子供の数は1つの学校で大きくはなっていくかもしれませんが、今、僕らが調べた範囲では、学級、クラス規模はどう見ても大きくはならないという意味では、学校全体の規模と1クラスの子供の人数というのは、そんなに大きくはなっていないという意味では、少人数クラスのある程度の大きな学校になっていくという意味では、教諭を長くやっていた中では大変運営もしやすいし、子供の掌握もしやすいし、彼らの活気も出てくるし、いいんじゃないのかなというくらいには実は思っているところであります。

ただ、どうしても問題になるのは、通学距離が長くなってしまおうというのは議員ご指摘のとおりでありまして、先ほどの塩谷議員のお話にもあったとおり、通学距離の問題はマイナス点だというぐあいには思っているところであります。これは、現在でも3キロ以上に通学補助を出しているわけでもありますし、スクールバス等の効果的な運用で解決していくしかないのかなというぐあいには思っているところです。

僕らの資料でも、小規模校のメリット等についてはかなりの資料はあるんですけれども、それ以上にマイナス点のほうが大きいんじゃないかというのが、内部で今考えているところであります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員、5分を切っていますので、まとめに入ってください。

木村議員。

26番（木村建一君） 1つ聞きます。今、デメリットがあると言われました。具体的にお話ししてください。

それから、これはもっと大きく、学校をどうするかというのではなくて、学校がなくなったらどうなりますか。例えば若者が住みたいと。この地域は学校がない、大変だと引いてし

まうんです。だから、よく学校がなくなると嫁の来手もなくなる、その地域は。だから地域の魅力とか、核である学校というのはただ単に教えるところだけではないんです。いろいろな波及効果というのがあるから、なくなれば必ず地域の衰退の引き金になることはもう明らかなんです。だから、学校統廃合だけ考えなくて、地域全体をどうするのと、伊豆市全体をどうするのという立場でやはり見ていただきたいというように思うんです。どうでしょうか。

地方交付税の算入基礎というのがあります。答えなくていいですけども、学級数によって決まってくるんです。いわゆる基準財政需要額、クラスがだんだん減ると国は喜びます、地方交付税をしなくていいんだから。そういうマイナス面も国は助かるからこういうことをやりなさいということを僕は言っているのかなと。公費も前年度ついていたけれども。

最後に、教育関係で1点だけ聞きます。きのうの話を聞いていますと、いわゆる財政力を考えたときに、教育長、こう言っておったんです。建てかえらと思うのに、小さくてできないと。だから既存の施設を使わざるを得ないと、こういうお話でした。そうすると、どこかの小学校がなくなってどこかに行くのかなと、そういうふうに市民は思ってしまう。ただし、市長は就任早々、これ新聞報道ですけども、どこの学校、どことどこの小学校を統廃合するというのではなくて、伊豆市に小学校は幾つ必要なのか、こういう観点、大きな観点に立って論議したいと。でも、教育長はさらに突っ込んでそうではないと。財政問題を考えたときに、いわゆるどこか廃校してどこかにくっつけるという考えをお持ちなのかどうか。デメリットも含めて教えてください。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 学校がなくなると、住民が来なくなるという問題は確かにそうだろうと思うと同時に、そこへ行くと複式学級の学校しかないのかということでもた引くという問題も、逆にはあるんだろうというぐあいには思っているところであります。

それから、建てかえをというか、新しい学校をつくらなければという問題は、これは僕のほうで毎日部長会等へ出るとお金がない、お金がないという話がありますもので、おもんばかりで言うという話でありまして、例えば、湯ヶ島地区で湯ヶ島小と狩野小をなくすことになれば、真ん中の月ヶ瀬小あたりに大きな学校を1校つくっていただければ、湯ヶ島地区はそれが一番いいのかなと個人的には思っているところであります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） また、複式学級はだめだということなんです。複式学級とは一体全体何なのというところをぜひ学んでいただいて、やってください。前の教育長にもお話ししたんですけども、では全国にある複式学級はだめですよ、人間的に成長も学力もだめだということを言っているみたいなものです。そうではなくて、複式学級は複式学級なりのよさも苦しさもあるんだから、その辺もひっくるめてやる必要があるということなんです。常に一方通行なんです、やろうとしていることが。もうだめだめ、これが私たちのように一番正

しんだというやり方ではまずいですよと、市民が判断する題材をきちんと与えてください。

最後、少ししか時間がありません。修善寺駅前、平成11年度から、どうも18年度あたりからちょっと変わったような気はしたんですけども、市民が全くわからない。合計して今まで約3億9,000万円使っているでしょう。それで具体的にちょっとお尋ねします、最後です。18年度の駅周辺整備計画策定業務委託約900万円、株式会社建設技術研究所。19年度、また同じような名目です。整備計画作成業務委託、またここが600万円で建設技術研究所。17年度も同じようなところがありますけれども、何をやっているのかというのが本当に見えないんです、今までは。何を委託して、今度2年連続委託して結果も全く出てこない、公表されない。それで、同じ会社があっさり言って、今言った建設技術研究所、別に疑わしいとかいうのではなくて、3年連続です。ずっと委託しているんだけど、全くわからないで、今現在来ているんです。やはり過去きちんと話しながら、何が改善されて何が残ったのかというところはやはり公表すべきではないですか。わかっているのはだれですか、企画ですね、たまたまそうだから。今年度土木部長は移ったばかりで、多分過去は余り詳しくわからないと思うから、もっと明確に過去何をやってきて今あるのかということをお話してよ。それこそ市民が言っている税金の無駄遣いではないかと。どうでしょう。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 企画部長に説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 平成16年度にいろいろな地元の方々との話し合いの中で協議をしてきて、その結果としていろいろな要望を聞いたわけですが、その後、平成18年、それらの要望を踏まえた中で、今現在伊豆市としてできるものはあるのかなのか。当時ですと、トンネルの構想であったりとか、駅前の整備であったりとか、それから修善寺の線路の上の高架の問題、こういった要望があったわけですが、それらをいろいろ精査したのが18年だったというふうに記憶しております。それからそれらを整理した中で、県道の整備とかありましたけれども、それらを精査した中で、トンネル構想とかそういったものは非常に莫大な費用と時間がかかるというようなことがありまして、それらを切り捨てていったという時期がございました。平成19年に入りまして、では具体的に駅前の整備、それから周辺の道路の高質空間化といいますか、いわゆる照明であるとか案内板であるとか、こういったものについてきちんと整理していこうということに方向が決まりまして、その後、今度伊豆箱根鉄道さんと具体的に、地権者がほとんどあそこは伊豆箱根にあるものですから、伊豆箱根さんといろいろな協議を詰めていったと。その詰めていく中で、やはり地主さんとの絡みの中で、ある程度その部分の公表がおくれたという経緯はありました。それが一連の流れだというふうに理解しております。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質問を終了いたします。

それでは、これで昼休みの休憩に入りたいと思います。

1時から再開いたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 0時59分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

鈴木基文君

議長（堀江昭二君） 6番、鈴木基文議員。

6番（鈴木基文君） 6番、鈴木基文です。

新しい市長、教育長になりまして、多分最初で最後の質問になると思います。

先ほどから聞いていまして、今までにないと思って、非常に理念的、哲学的な話が飛び交っていていいなという気持ちで聞いておりました。

それでは、質問に入ります。

タウンミーティングで市民の意見を聞くことができ、私も非常に参考になりました。うわさで聞きますと、市長は小学校のときに通学途中、憲法を暗記していたといううわさを聞きましたけれども、変な子供だなというふうに思っていますが、その憲法にも書かれてあります主権は市民にあるという当たり前のことを、これからも大事にしてほしいと思います。

市民は、行政からいろいろなサービスを受ける権利を有しますけれども、同時に、官民が協働で行う事業に主体的に参加する必要もあると思っています。これまで官民協働で行われてきた事業を見ましても、市民がイニシアチブをとって行われた事業がよりよい結果を出しています。以下、3点の質問をいたしますが、市長がこれまで市内を回って知ったボランティアの方たちや市民活動に参加している皆さん、ほかにも、いろいろ地域をよくしようとしているいろいろな活動をしている方たちと協力して事業を進められる可能性についても含めて、お答えください。

まず1番目、市民の健康増進施策。

今、医療費の増大が国や地方の大きな問題になっています。これに対する政策としては1つには財源の確保がありますが、これは国のレベルでないとできないことです。もう一つは、国民が健康になって医療費が下がるということです。これは、市町が中心になって行うことだと思っています。伊豆市の場合、健康面ではほかの市町よりもいいようですが、より市民の健康増進を図るための新しい事業のお考えはありませんか。

次、2番目としまして、文化の薫りあふれる伊豆市に。

伊豆市は、明治、大正、昭和と当時の日本を代表する作家や画家、歌人、俳人など、多くの方たちが訪れ、また住み、非常に高いレベルの文化を残してくれました。市民がこのような伊豆市に誇りを持ち、現在の文化レベルをより高めようとする活動が必要だと思いましたが、市長の考えは。

また、教育委員会としまして、具体的なそういうものを伸ばしていくというような施策をお考えでしょうか。

3番目、観光振興の対策。

市長は選挙公約の時点から、トップセールスをやるぞと産業の振興に意欲を見せ、実際に行動に移してくれており、ありがたいと思っております。その中で、時々、観光で何をセールスすればいいのか、材料がなさ過ぎるとぐちも聞かされます。これからの伊豆市の観光が地域の基幹産業として発展するために、まず民間に望むこと、行政のできることにしてお聞きします。

特に、市長は六次産業のお話をされました。ほかの産業との連携を図る場合、行政の果たす役割が非常に重要になると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの鈴木議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

個々のご質問の回答に入る前に、確かに地域でいろいろなところでボランティアをしてくださっていて、本当にこの輪を広げてほしいし、もし行政側でこことここは一緒にやったら相乗効果ができるんじゃないかなというところは、まだそのような口を挟むようなことはしておりませんが、やはりわき上がるようなエネルギーというのが一番町の活性化にはふさわしいと思いますので、ぜひその観点は私もこれからも忘れないようにしてまいりたいと思っています。

まず、市民の健康増進につきましては、以前私は、市民自身が住みよい町だと思わないところに観光客は来ないと申し上げておりました。実はこれは健康増進策でも同じではないかと思うんです。温泉を利用したウエルネスであれ、森林ウォーキングであれ、あるいはスポーツ大会の誘致であれ、対象を市内外に分ける必要というものは余り意味がないのではないかと考えております。別の言い方をすれば、観光客の皆さんが楽しむ健康リゾートは、市民にとっても有益であり楽しいはずなんだと思うんです。そしてこの際、大変残念ながら財政力に乏しい当市では県の主要事業であるファルマバレー構想とか、あるいは空港でありますとか、このような県の主要施策にうまく乗る知恵というのでも必要なんではないだろうかと思っております。

一昨日、ファルマバレーに関する本をちょっと読み直したんですが、その中には、日本交通公社理事さんのコメントで海、森や溪流などの自然環境の治癒の効果など、地域トータル

の自然治癒力に着目し、その回復に努めるところがありまして、これこそ伊豆に一番適しているのではないかと。そしてそこに温泉の治癒力というものを加えれば、まさにファルマバレー構想のままではないのかなという気がしております。お年寄りの健康維持はインセンティブ、お年寄りの意見を考えますと、孫の小遣いを稼げる程度の畑仕事や海辺の仕事を続けることが一番いいのではないかと考えておりますけれども、それに加えて観光ビジネスになり得るウエルネスの要素を加えていけば、さらに一層の効果が期待できるのではないかと考えています。その結果として、高齢化が急速に進む中で、高齢者の医療費が抑制されるのであれば、まさに最良の福祉政策になるのではないかなと考えているところでございます。

次いで、文化政策につきましては、まさに伊豆市には多くの文化人が訪れ、あるいは滞在をしていただきながら数々の作品を残されてきました。これはまさに伊豆市にとって貴重な財産だろうと思っております。ただ、文化レベルを高めるには市民、我々一人一人が多くの作品に触れ、みずからの感性を磨くことが肝要であり、そのためには市内のどこにどんな作品があるかなどの情報をできる限り収集をして、広く紹介できる体制、仕組みづくりが必要だと思っております。市外からのお客様にも市民みずからが案内できる組織づくりをしたり、あるいは作品に触れること、もちろん手にされるということではなくて、作品を直接見ることのできる環境整備、展示スペースの確保などを早急に検討したいと思っております。

具体的には、修善寺の総合会館地下にあります郷土資料館を拡張再整備をして美術館とするのがよいのか、あるいは虹の郷の施設の一部を転用して郷土資料館と併用して使うのがいいのか、具体策を検討して比較をしてみたいと思っております。

最後に観光振興ですが、現在、東アジアの国々が急速に経済発展を遂げておりまして、これは日本はすでに70年代に経てきた道ですので、日本に同じことは二度と起こらないわけです。そして、太平洋の向こうにありますアメリカというのは極めて特殊な国であって、およそ我々のモデルにはなり得ない。そんなことを考えますと、自分が生活した経験があるから思っているのかもしれませんが、これまでのストックの財産をもとにして豊かな生活を現在享受しているヨーロッパ諸国というのは、やはり参考にはなるんだろうなと思っております。

その中で、国境を開放したり通貨を統一したりして、その中でも実は地域の伝統・文化・歴史というのは非常によく守られている。国際観光地として発展したところは、むしろ地域のよさを残しているから観光地として発展しているのがヨーロッパの現状でございます。その中でもシンボリックな意味では、市庁舎、市役所といいますか、市庁舎はおおむね歴史と文化の館でもあって、行政と市民が一体となって地域とその文化伝統を守っている姿を見てまいりました。伊豆市が、あるいは伊豆市役所がそのようなモデルになり得るかどうかはともかくといたしましても、現在我々に求められているのは人材の活用であり、あるいはIT技術の活用であり、顧客志向の把握とサービスレベルの向上であり、あるいは魅力ある地域

の創造であり、官民それぞれが得意とする分野の相乗効果を図ることで、むしろ独自性ある産業形態、観光を含む産業形態を構築できるのではないかと考えています。

この中での行政の役割というのは、プロデューサーとして、あるいはコーディネーターとして事業全体を把握しつつ、それぞれの皆さんのエネルギーとか底力をうまくリンクさせることが行政側の責任かなと。そのためには我々自身の企画提案能力とか調整能力をさらに高めてまいる必要があるかと思っております。このために、関係する市内外の諸団体の皆さんと行政側の情報交換を加速させ、あるいは市職員の部外研修をふやすなど、まずできることから着手してまいりたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 昨年、おとし、井上靖生誕百年記念祭につきましては多くの市民に参加をいただき、大成功であったと伺っております。その後、その実行委員の方からは引き続きというお話もあって、教育委員会としても応援をしていきたいと思っております。市で作成しております伊豆市文学散歩のパンフレットでも文学、歴史の史跡を観光スポットとして現在取り上げているところであります。そのほかに、梶根基次郎の檸檬忌、志賀直哉の東府会、川端康成の湯本館、井上靖の白壁荘など、日本の文学者、あるいは専攻する学生等が集まり研究会等を開催しているところであります。

市長のほうからも話がありました伊豆市内に眠っている美術品などの取り上げ、展示会などの開催、そのほか井上靖だけではなく、機会あるごとに伊豆市に縁のある人物を取り上げて読書感想文の募集、あるいはそのほか芸術鑑賞事業、グリーンコンサート等は続けて開催をしていく予定であります。

極めて具体的なことで余談ではありますが、井上靖誕生日の10月27日には市内全小中学校の給食で、おぬいばあさんカレーを食べることになっていることを申し上げます。

終わります。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

鈴木基文議員。

6番（鈴木基文君） それでは、再質問いたします。

まず、健康増進のことにつきまして、市長、本当によくわかられているなというふうに思います。その理解をどのように結果が出る事業として市が行っていくか。市民にそれを知らせて参加してもらっていくかということが、これから非常に大事になると思います。

まず、各部課にわたりまして健康に関するいろいろな事業がありました。人たちがいたり、施設があります。今、ざっと見てみますと、例えば老人介護であります。地域の支援事業という事業もあつたり、老人保健の事業があつたり、温泉の活用の事業があつたり、ウエルネス産業の育成の事業がある。委員にしても民生委員がありました。保健委員がありました。食のほうの委員さんがいたりとか、いろいろな方がいらっしゃる。施設にしましても、今非常に困っています天城温泉会館があり、湯の国会館、ほかの地域に行っても熊坂

のものの老人の憩いの家、あそこにも温泉があったり、白岩にも温泉があったり、そういうものの活用がそれぞれで単独に行われている状態ではないかなと。

多分、最終的な目標が同じなわけですから、そういう事業、委員会、施設なんかがもう少し複合的に協力して行っていける体制がもしできれば、今の結果が何倍にもいい結果としてあらわれるのではないかなというふうに思っています。そのために、多分、行政側がちょっと大変なことが出てくるかもしれないんですけども、今までやったことがないのかもしれないんですけども、部課をまたがってやったりとか、いろいろな施設だとか、事業だとか、人たちだとか、そういう人たちでもまたがってやるというのは多分今までないことだと思いますが、ぜひそのあたりをちょっとトライしてもらいたいと。そうすれば、今まで以上に結果が出せる事業ができるのではないかなというふうに思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 健康増進に限らず、各部課にまたがる事業というのはこれは当然あるわけございまして、そこは伊豆市役所に限らずおおむね共通的に公務員組織の欠陥でございます。

実は、きょうの夜、職員研修の時間を設けて私自身が自分の思うところを教育といいますか、紹介しようと思っているんですが、その中で強調したいことの一つがやはり縦割り、縄張りの事業、やり方を排して部課横断的な仕事のやり方をしてくださいと。まさに、実は今夜職員の皆さんにお願いしようと思っていたところなんです、さらにそこで健康増進について具体的に申し上げますと、できればそういった経験のある方から具体的なプランをいただきたい。それが結果として市役所、行政内部で部課横断的な調整が必要であればそれは果敢に、今までやったことがない事業であっても、そのように内部調整はいたします。確かに市内各所に地域とかいろいろなちょっとした行動が散在しておりますので、それを包含するようなもしアイデアがございましたら、ぜひ直接いただければと思います。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

6番（鈴木基文君） 本当にそれをぜひ進めていただきたいと思います。

もう一つ、市長もわかられているみたいですけども、自然治癒力、自己治癒力。多分、保険給付費を下げたり、非常に難しいことかもしれませんが、市民が本当に健康になってというところで、病院でできる部分と民間でできる部分があります。病院でできる部分はやはり病気の場合は病院で治してもらわなければいけない。だけれども、民間で市民がみずから市民の気持ちで治る部分というのがこのあたりではないかと思うんです。

自然治癒力、人間の体が持っている治癒力なんかを伸ばすというような事業をするのに、まず必要なのがこれがあるから来てくださいてはなくて、行政が、またそういうボランティアがみずからその地域に入ってきてまして行っていかないと、実際に結果が出るまではいかな

い。今までいろいろやってきましたけれども、それが本当に一番必要なところだと思いますので、もっと何かその地域に入って、おじいちゃん、おばあちゃん、何か1人ずつ話をしながらそういうことを進められるような体制をぜひつくっていただきたいなど。そのために、多分伊豆市が向いているというのは、各地域にそういう民生委員さんとかいろいろな人たちがいるし、いろいろな施設が各地域にありますし、それにうまく事業を結びつけた展開ができれば、きっと伊豆市はいい結果が出ると思いますので、ぜひそんなことを進めていっていただきたいというふうに思っております。

2番目の、文化の薫りあふれる伊豆市に。

実は、伊豆市になりまして、非常にあちこちで怒られていることがあります。ついせんだって県の方とちょっと会ったときに、さっき教育長が言われました井上生誕の話が出まして、天城のときはあんなにいい事業をやっていたのに、伊豆市になったらなくなってしまったのではないかと、伊豆市は何をやっているんだと、よく怒られます。すみませんでしたと思わず謝ってしまうんですけども、何で私が謝らなければいけないのかなと思ながら謝るんですけども、外部の人は実際にそういう目で、何であんないい事業がなくなっているんだというふうに見ています。生誕百年をやりまして、これからも予算はないながら続けていきたいなというふうに思っているんですが、本当は、そこにちゃんと予算づけしない伊豆市はおかしいのではないかとまで、外部から言われています。

ただ、きのうからの話を聞きまして、議員の皆さんがこうしたらいいのではないかといろいろな提案を市長にしますと、市長は前向きですから、ではこれもやりましょう、これお金がかかるけれども、では何とかという話をしていきまして、危うく道路までつくられそうになっていますけれども、実は、そのよくしようというお金がかかる部分と、多分財政的にこれから伊豆市がどうなるかというあたりの、本当に大変な調整をしながらやっていかなければならないほど、本当に向かっていくと思っています。その中で、例えば文化事業を進めるというに当たりまして、実は2つ提案がありまして、これならできるのではないかなということをちょっと質問します。

1つは、先ほど教育長が言われましたけれども、例えば井上生誕に関して、百年祭は終わったけれども、教育委員会としても協力していきたいとおっしゃってくださいました。ほかの事業もほかにもいろいろあると思うんですが、実際に予算がつかないところの活動に市の職員がどこまでかかわっていいのかという、多分職員のほうもそういう問題を持っていると思います。ボランティアで勤務時間外にやるのは問題はないわけですけども、でもそれだけで済まない。例えば今まで本当に必要ではないかという文化事業というのもあるんで、そういうものに予算がついていなくても、職員のかかわれる体制といいますが、かかわってもいいという体制がとれるのかどうか。それを1つ質問させていただきます。それは全部ということではなくて、そういう例えば事業によってはいいという形になるのか、それを判定するのはどういうものが判定していくのかという問題も出てくると思いますけれども、でもそ

れが考えられることなのかどうかと、これが1つ。

もう一つは、今回の議案の中にも出ていますけれども、ふるさと伊豆市の寄附条例があります。この条例で4つの事業に目的での寄附が認められるという形に多分なると、議決されると思うんですけれども、もう少し細かく、この事業にこのボランティアだったら寄附したいというケースが多分出てきて、それを認めるとかなりたくさんの寄附が集まるのではないかというふうに思っています。先日ちょっと井上生誕のことで話したときも、もう予算がないんですと。みんな会費を集めて会費の中でこれから事業を進めていこうと思いますと。ただ、こういう寄附のことが出ているので、それを目的で、例えばその事業にだったら寄附してもいいという人を探せば、いろいろな方が出てくるのではないかと。それが大きい、ただ文化事業というだけでなく、その中のこの事業というところまでも細分化した寄附ができるかどうかという、この2点をちょっと質問したいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目は私が、2つ目は企画部長に答弁をさせますが、職員の事業へのコミットというのは、私はぜひそのような基本姿勢でいてくださいと既にお願いをしているところなんです、グレーゾーンも確かにあるかもしれませんが。それから、土日、あるいは夜間に、それぞれの地域のまちづくりのようなボランティア活動とかあれば、ぜひ積極的に出てほしいという願いはしています。

それから、公務時間中に市として予算措置はできない。つまり市としては公務としてやりませんという中で、ではマンパワーを提供させていただくということで職員が出られるかどうかについては、これは私はケース・バイ・ケースなんです、ぜひしかるべく部長さん、課長さんに判断してもらって、公務として問題ないというならやってもらえればと思っています。これは必ずしも全部市長が判断しなくても、やはり管理職というのは判断能力があって管理職になっているわけですから、公務としてふさわしいというものは支所なり各部課なりでやって、まちづくりのために 私は判断基準はいつも2つだと思っているんですが、1つはその措置が伊豆市のために、あるいは伊豆市民のためにプラスであるかどうか。それから、予算を使うこと、つまり今回のケースであれば、お金は使わないけれども、職員を動かすという意味で予算を使うわけですから、その予算を使うことが市民の皆さんのおおむね70%に理解いただけるだろうかと。グレーゾーンの場合には、そのようなフィルターで判断いただいて、大丈夫だとつかさつかさで判断していただいたら、職員が公務時間中にそのようなことに参画することは大いにあってしかるべきだと思っております。

寄附条例につきましては、企画部長のほうから答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） ただいま、生誕百年の関係で井上靖の記念事業をやりたいと、このふるさと基金についての利活用ができないかというようなことだと思います。基本的には我々そういう地元のやる気、あるいは各種団体の方々のやる気、こういったものがあれば、

当然そういった形での利活用というのは私は何も断ることはないというふうに考えています。やはり、そういったものをやる場合に、その方々が本当にその気になって、伊豆市のために何かをしようというものが意識としてあれば、これはそういったものに使うことが我々としても、このふるさと基金の目的でしょうから一番いいと思います。

問題は、まだその基金が集まっていない状況ですので、これからまた皆様方にも応援をしてもらおうようになると思いますけれども、とにかく基金を集めたいということで、これからこの予算が通って条例が通れば、皆様方にもご協力いただいて基金の収集といたしますか、徴収といたしますか、そういったご尽力をいただければというふうに思っています。

よろしくお願ひしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

6番（鈴木基文君） 企画部長、井上の事業だけでなく、ほかのいろいろなボランティアの活動にしても、特に観光地の場合、ほかの地域から来てそれに参加してくれるという方が多いもので、そういう方たちにそういうことを知らせることによって、それだったらその目的寄附みたいなものというものは、実際に参加してくれて払ってくれるということが一番いいと思いますので、そんな形をぜひ進めていってほしいと思います。

次、3番目に移ります。

この夏も非常に厳しい状態で、いろいろな逆風が観光の業者の中に吹き荒れているわけです。どうしようどうしようと言いながら、旅館の数というか、今まで民間の資本の旅館なんかの数も減ってきたりとか、大手のチェーン店に統合されたりとか、いろいろな問題が起きています。その中で、では何を行政がすればいいのか、では何を民間ですればいいのかというはっきりとした目的、目標というものがいない状態で早走りしています。そのあたりをお互いに何か責任が、責任ではないけれども、あなたたちがやらないからだと言いつけているところがあるんじゃないかというふうに思っています。

民間にしてみれば、何も市がやってくれないからと思っているところがあります。市にしてみれば、民間がやらなければしょうがないじゃないかと。そのあたりが、どこが民間がやるべきことなのか、どこが市がやるべきことなのか。それでお互いに向かっていく一番目的というのは何なのかというあたりを、しっかりと決めるということがすごく必要になっていると思います。合併しましてもう5年目を迎えているわけで、総合計画10年の半分たつわけで、その半分たつ間に、では今どういう状態にいるのか。どういうふうの実現しているのか。実現していないところはどうかすれば実現できていくのか。あるいは、あとまだこれから先10年後に伊豆市はどうなっていくのかというような、何かそういうちゃんとしたトータルのことをお互いが考えたり、実行したり、話し合える、そういう場が必要ではないかというふうに思っています。

前市長のときは、ほかの議員さんも質問しました、観光振興計画が必要ではないか。必要ないということで今伊豆市にはないわけですが、これが振興計画なのか、実行計画な

のか、それはこれから、もしできればつくったときのことでいいわけですが、そういう官と民と学が入ってもいいですし、そういうものが一緒になったある程度トータルのことを考えられる、実行のことも考えていくという組織を、ぜひつくっていただきたいというふうに思っています。その中で、もう一つお願いするとすれば、その組織は民間が主導ができるような形の組織にしていきたい。そうでないと、官が主導で成功したというのはまず今までないと思いますので。そのあたりをこれから行政ができることとして、一つ考えられないでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私は、観光戦略の欠如だと思っているんです。やはり明確な観光戦略を構築することが必要だと思います。戦略という言葉を使いますと、菊地は元自衛官だからだろうと思われるんですが、戦略というのは目的を明らかにすることなんです。伊豆の観光が主要産業として職場創出に向けてのために総体として進行していくのか、非常に厳しい今の旅館の維持なのか。要するにその目的がはっきりしていないと皆さんで考えていることが違うわけです。これはもう旅館の話だと、これは飲食店の話だ、これは私たちは関係ない。つまりその目的を明らかにすること、それが観光戦略なんです。ですからまずそれをしっかり作成する。そのために、私は伊豆市、行政ではなくて、観光協会につくっていただく必要があるだろうと思っております。今、ちょっと市の行政の中の観光商工課と観光協会とそれから旅館組合さん、それぞれかぶっていたり、別々になっているところがありますので、あくまでも市というのは連絡員が1人いればいい。基本的に観光戦略、観光事業というのは民間でやっていただくものだろうと思いますので、観光協会の法人化の可能性も見据えて、観光協会の皆さんにはぜひ一層頑張ってください。そのための全力の支援を行政としてはしていきたいというように考えているところです。

私は、観光事業は素人ですから、どうすべきだということはないんですが、一つ明らかにターゲットとして必要なだろうと思うのは、リピーターのお客さんがどれくらいあるだろうかということだと思えます。再三再四半分になったと。伊豆にはお客さんが来なくなったと言っている中で、1,200万人、流入人口、半島全体で。それだけの方が入っている観光地というのは一体どれくらいあるのだろうか、日本全国で。その中で我々は一体何にお客さんにまたぜひ伊豆に行きたい。来年も伊豆に行きたいと思っていただいているだろうかと。ある意味そこにターゲットを絞って一緒になって勉強し、腹藏なく話し合う機会の場というのは必要なのではないかなと、この4ヵ月間で今考えているところでございます。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

6番（鈴木基文君） それでは、最後の質問になります。質問というか、お願いというか、最後の発言になります。

今回、この一般質問の中で3点、観光の前に2点、健康増進のこと、それと文化のことを質問させてもらいました。期せずしまして、私がこれから言おうとすることを市長も言うっ

てしまったわけですが、観光は本当に住民が光り輝いている。それを見に来るのが観光だと孔子の言葉にあるわけで、そのためにはやはり福祉も必要でありますし、文化も必要でありますし、それがあって初めて、本来の観光というものがやはり完成するのではないかと考えています。

そのための事業をぜひやりたいと思っているわけですが、これは民間中心でやっていかなければいけないんですが、民間だけではできない部分もどうしても出てくると。そのあたりを一緒にこれから協力してつくっていききたいというふうに思っています。ある程度トータルでコーディネート、全体を見る力というものが必要になってきまして、それは一番はやはり市長だというふうに思っています。その下にある部長さん、そのほかのやはり職員の方たちも同じようにその力が必要になってくる時代になってくると思います。

私は、それが先ほど理念、哲学の話が飛び交っていていいなと言いましたのは、そのやはり地域をつくる、そのための人に必要なものというのは、私は3つあると思っていて、1つは理念、哲学。もう一つが私、五感と言っていますけれども感性。その感性というのは自分がやっていることが本当に正しいのかどうかという判断できる感性。それともう一つ、情熱なんですけれども、情熱は継続できる情熱。その3つが多分これから皆さん、私どもにとっても必要になってくると思います。

私もこれで一市民に戻るわけですが、一市民としまして主権のある市民に戻るわけで、市長に協力して伊豆市をよくしていきたいというふうに思っていますので、これからもよろしくをお願いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで鈴木議員の質問を終了します。

酒 井 勲 一 君

議長（堀江昭二君） 続いて、17番、酒井勲一議員。

17番（酒井勲一君） 17番、酒井勲一です。

議長に発言の通告をしたところ許可をいただきましたものですから、質問をいたします。道州制と新たなる合併戦略について。

47都道府県制度になって120年となるようですが、市町村の数は明治に7万余あったものが来年度の3月には1,779市町村になるというような予定のようであります。しかし、都道府県数は47は変わっておりません。道州制の議論も当初からですと、40年余の時間を経過しております。ようやく政府も平成22年は道州制のビジョンの策定をすることを決めております。最近、東部地区の首長さんたちの発言もメディア等で目にすることが多くなってきました。合併特例を使った本市としても、未来を考えますと議論をしなければならないことと私は考えます。伊豆市のリーダーとして、道州制と新たなる合併戦略をどのようにお考えか伺います。

2 番目、市営施設運営委員会の答申を受けて。

12月議会の全協において、伊豆市営施設運営委員会よりの答申の内容が知らされましたが、それを見てどのようなご指示をなされましたか。また、内容では集中改革プランにも触れております。集中改革プランについては計画の変更、または前倒して実施等の変化はありますか。

3 番目、市有地の売却について。

ホームページによりますと、一般競争入札が不調に終わったので、先着順売り払いにするとありました。売却価格はどうして決めたのか。駅前地区は再開発の計画があるが、代替地等の必要が出てきます。考えなくてよいのか。市建築条件はなぜつけないのか。本件は駅前地区の住民より私に質問がありましたものですから、ぜひ質問してくれというようなことだったものですから、質問いたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、道州制と将来の合併戦略についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、世界を見据えてということになるかと思いますが、先般ちょっとテレビを見ておりましたら、竹中平蔵氏が、人口1億人以上で経済大国は日本とアメリカだと述べていました。ここで問題なのは、やはり1億人以上で中央集権国家というのは日本だけ。それが今うまくいかないということですので、私はもう日本の繁栄を維持するには、道州制と地方分権という言葉がここであうのかどうかという疑問もあるんですが、不可避だろうと思っております。

その中で、伊豆半島全体の将来の姿というのは、やはり何年先かというのは当然市民の皆さんご自身が主権者ですから、その判断と議論を待つことになるわけですが、歴史的、伝統的、文化的、さまざまな背景をしっかりと見据えた上で、我々はどこまで地域の一体性を持っているのか。それは将来の我々の孫やひ孫たちから、おじいちゃん、おばあちゃんはそのときお金がなくてどこどこ一緒になったのと、そのレベルで笑われないような哲学のある新しい行政区の姿というものを考えていくべきだろうと思っております。

ただ、そこで私が繰り返し申し上げましたとおり、行政区間の合併というのは役場のリストラですから、我々地域地域の生きざまと文化とかを失う必要性は全くないわけであって、むしろ地域のよさを失わないからこそ、おおむね合併がうまくいっているところは地域の特殊性を大事にしているところですので、そこは間違いのなきように、我々も気をつけてまいりたいと思っております。

それから、市営の施設につきまして答申をいただいて、私も読ませていただきました。

昭和の森について、答申の中では特別会計に移すべきだということもあったんですが、他方、規模が小さい特別会計は一般会計で処理しなさいということでございますので、経営内

容がはっきりしていれば一般会計でこのまま継続をしたいと思っております。非常に環境がいいところですので、ハイキングコース。あるいは何というんでしょうか、山の中へ、森林へのダイビング。もし環境を損なわない方法があるのであれば、よくゴルフ場で使っているようなカートも使って、お年寄りも入っていけるようなルートも考えてもよいのかなというように考えています。ぜひ、環境のよさを活用していきたいと。

天城温泉会館は廃止、売却等を含めた早急な方針決定が必要との答申をいただいております。即時廃止というのも答申の中に入っているんですが、まず一つは、より活性化する方策は本当はないのか。我々これまで全力で使う努力をしてきたのかということが1点。それから、やはり資本力のある、これは国内に限定する必要はないと思うんです、外国資本も含む資本力があって、あのよさを損なわずに使ってくれる委託先が民間にあるかどうかということ。そのようなことをまずは可能性を考えた上で選択していきたいと思っておりますが、他方時間は確かにございませんので、これは年度内に決定をさせていただくつもりであります。

湯の国会館につきましては、建設から20年がたちまして、ここは利用者の半分が地元の皆さんでありますので、ある意味厚生施設に近いところもあるんですが、下田街道沿いで観光客の皆さんも立ち寄りやすいところで、あれをお食事処と書いただけで食堂のお客さんがふえたそうですから、やはり地元の料理のアンテナショップとして、それなりに社会的な役割を果たしていきたいと思っておりますが、少し障害が今発生しておりますので、検討の時間をいただきたいと思っております。

最後に、柏久保の市有地の売却について、私が承知しているところでは、8月5日に一般競争入札で購入者を募集したものの申し込みがなかったために、先着順の随意契約による売却募集といたしました。価格は地方自治法の施行令で変えられませんので、入札時の最低価格として、公共用地取得事業特別会計における平成17年2月の取得時の価格を基準と、これは法制度上変更ができないものと聞いております。

修善寺駅周辺再整備のときの代替地用ということでございますけれども、内部の検討では確かに場所は修善寺駅から近いんですが、線路沿い際であったり形がきれいな三角形であったりということで、決して正直な話、使い勝手のよさそうなどころではないんで、なるべく早く、どなたかお使いいただけるところがあるのであれば使っていただけるように、早く処分をしたほうがベターではないかというような判断をさせていただいたもので、建築条件についても同じような判断で、あえてそのようなことをせずに、あの地形、あの位置をお使いいただける方を今募集させていただいているところでございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

酒井議員。

17番（酒井勲一君） 市長のマニフェストを読みますと、たしか50ぐらいの項目があったかと思いますが、この50項目を4年でやるということは大変なことだと私は考えております。

特に当市にとりましては、税収の伸びが悪いということを考えますと、現在生まれた赤ちゃんが、子供たちが生まれてくるときには400万円とか500万円の借金を背負ってくると言われている中で、どのようにしてその資金をつくっていくのか。それには、私は合併が最良の方法ではないかなと、一番早くできるのではないかなというようなことを考えております。これは私の個人の理論ですけれども。

というのは、きのうも市長も質問の中で答えておられましたが、まだちょっと、もうちょっと待ってくれというようなことが再三ありましたが、それは初めてこういう職場についたから仕方ないといたしましても、今、伊豆市全体になっても、どうしても財政力の弱い自治体が多いわけですし、その中で周辺地域を見ましても、合併特例債を当てにするとかということも大事ではないかなと思っています。

きのうのごみの件でも、どうも平成26年の合併特例債を使う期限までに186億円でしたか、それを使い切るのには容易ではないというようなことを感じました。これをやはりあと10年間延ばしてくれとかいうようにするには、新しい合併戦略を立て直し、それに向かって突き進む。そうすればまたリスクもふえてくるわけですが、それはそれでまた新しい方向に進んでいくのではないかと私は考えております。

ある東部の市長さんの中では、伊豆半島から奥は知らないとおれたちがやるんだと。伊豆の国市までが合併するんだというようなことを言っている人もあります。これは、新聞等で私は拝見しましたが、しかし、私たちは合併を選択したわけですから前へ進むしかないとお私は考えます。後退はできません。

市長は幸い若さもあり声も大きくて、私どもは期待しております。ぜひリーダーとして大きな声でアピールをし、伊豆市の司令塔としてでかい声でリーダーとなっていていただいて、伊豆半島のリーダーとなれるようアピールを続けてほしいと、そのように考えています。

市長、どのようにお考えでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 強力な応援どうもありがとうございます。

確かに、税収は少ないし、それから構造的に交付税が大きいのはそのとおりでございますけれども、他方、我々はことしですけれども、400人ぐらいが成人して、恐らく100人ぐらいは大学生となって外に出ているんだろうと思うんです。私自身もそのような人生を歩ませていただきましたけれども、そのような上で地域構造にのっとって交付税というのが定められているわけであって、物の言い方は気をつけなければいけませんけれども、正々堂々と交付税をもらってくればいいと。それは日本の今の国家の仕組みとしてそんなに恥ずべきことではないと思うんですが、ただ我々の努力も当然必要なんで、税収を上げる努力は引き続きさせていきたいと思っております。

確かに、東部の中で経済力の強いところ、弱いところ、最も静岡県内で財政力がある、平均の所得が高いところは市では裾野市、町では長泉町ですので、この伊豆半島の地域と大差

がある。2倍以上の差がついている。我々はそれを嘆いていても仕方がないし、あるいはお金だけを考えて、先ほど申し上げましたとおり、弱いから強いところとくっつきたいという、子供に説明できないような議論も避けなければいけない。その中であるべき姿、そして我々自身が、先ほどの鈴木議員のご指摘にもあったように、では予算をつけられないときに、我々はどんな形でほかの行政サービスができるのかと。そんなことも総体として工夫しながらやっていかなければいけないんだらうと思っております。それは先頭を切って、まだ元気に動けますので、市の職員さんの460名の皆さんのご協力をいただきながら、総力を挙げて行政として町の繁栄と発展のためには尽力していく覚悟でございますので、また今後ともよろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

17番（酒井勲一君） 2番目の市営施設運営委員会の件でございますが、市長の回答はわかりましたが、決算内容を見てもかなり人件費部分が大きくて、湯の国会館の件ですけれども、中に入ってみますと食堂にかなり人がいるというようなことを感じます。忙しいときにやっているようなことですから、そこの部分の人件費は少ないかなとは思いますが、ご近所の食堂等のおやじさんにちょっと聞いてみましたんですけれども、私が一番心配するのは、やはり公営施設で最後の現場まで、お金をもらうところまでやるということは、民営を圧迫しているのではないかということでございます。

私がもうちょっと、二、三十年の若いころの南地域を見ても、やはり出口、あるいは篠原、湯ヶ島におきましても食堂がたくさんありましたし、そういうことがだんだん、時代かもしれませんが、少なくなっていくと。公営がそういうことをやるということは、頑張れば頑張るほど民を圧迫すると私は考えております。できれば私の提案でございますが、あそこに畳を敷いて柔道場にするとか、あるいは合宿施設で泊まるところがないというようになれば、大きな広間をつくって500円で泊めてあげるとかというようなことになれば、需要はまだあるのではないかと私は考えます。特に学生さんたちは、今の時代ですと全部1部屋ずつというのが人気がありますが、それはそれでまた五、六千円の宿泊料をいただかなければならないような形になりますので、大広間でごろ寝ならばというクラブもあります、実際に。ぜひそんなこともお考えになったらと、私は考えております。

以上です。

何かご意見がありましたら。

議長（堀江昭二君） ありますか。

市長。

市長（菊地 豊君） 宿泊施設も重複しますので、民営圧迫というのはなかなか難しいんですが、したがって、そのところは私もそういった傾向にあることは存じておりまして、したがって、市が直営するところのレストラン部分についてはアンテナショップ的、新しい料理開発の実験の場として、商売でされている方にはちょっとまだ怖くて手を出せないな

もの、全部ができるかどうか自信がないところもありますけれども、そのような新しい役割というものを担わせること。そしてそこには、できれば将来的には将来人事異動がある場合には、もうみずからやりたい職員を公募するというようなことで少し活性化をしていきたいと思っております。その効果を見てから判断をまたさせていただきます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

17番（酒井勲一君） 私有地の売却について再質問いたします。

三角形の土地だから、使い勝手が悪いから売れなかったというようなことをおっしゃいましたが、実際、現在、他の部署だと思いますが、駅前の再開発ということは持ち上がっているわけです。地元の人たちもこのことについては「ちょっとちょっと」と言う人もいます。現実には、それで私はこのご質問をするわけなんです、あの土地が今ゲートボールを老人がやっているところです、場所は。

〔「鴻野写真館の」と言う人あり〕

17番（酒井勲一君） 鴻野写真館横の大平の再開発の代替地の用意したところです。あそこは多分、私は区画整理の地図を見ましたところ、駅前のところはいろいろな色が狭いところをつけてあって何地域がよくわからないんですけれども、商業地域かと私は思うわけですが、そうですか。

そこで、ホームページを見てみましても、商業地域ということがうたっていないかったり、あるいは3年以内に建てなさいとか。普通はまず公表して3年たったら、今度は固定資産税が入るとかということは私は常套手段だと思いますが、そのぐらいのことはしてもらわないと私は困ると思うんです。3年以内に会社か貸店舗をつくれれば税金がいただけるわけです。そういう条件をつけなければ私はいけないと思います。

それとか、先ほど言った、エリアの設定がちゃんとうたっていないです。住宅地なのか商業地域なのか。ホームページを見ましたけれども、指定は確かにありますから、それをちゃんとそういうことまで考えながら、ただ不調だけではなくて、事業を行っているわけですから、その辺はどう思われましょうか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 今おっしゃられている土地の場所でございますが、まず、基本的には鴻野写真館という、要するに線路沿いの三角地でございます。これは都市計画法上では第2種の住宅地域ということになっていきますので、今回そういう形での公募をかけて、その上で応募がなかったというのが経緯でございます。ですので、その土地、三角形で現在は非常に宅地条件として不利な条件。もしこれをまた再公募ということになりますと、その場合にはまた再評価をする。要するに不動産鑑定をして、また評価替えをした価格を決めて販売するという形になります。不動産鑑定をすると四、五十万円かかりますので、もしこの段階で先着順でこの価格が変えられませんか、その状況の中で応募があれば、我々のほうとしては早急に処分したいというふうに考えている状況でございます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

17番（酒井勲一君） 不動産鑑定をすればベストで、市民も不信感を持たないと。私はそう思いますが、でも不動産鑑定を必ずするということがいいかどうかということは、私はそうは思いません。売買事例等を考えれば、そこで納得してもらえることが幾らもあると思います。

さきの土肥のふじみ荘についても、1回目の不動産鑑定は非常に僕はよかったと思っております。でも、不調で2回目に売り出したときに、その不動産鑑定価格をそのまま使ったということに私は不信感を持ちます。なぜならば、当初の不動産鑑定したときと2回目の売却額とが同じということは、建築の必要条件が大分違っているわけです。初めは観光施設に限るで不動産鑑定に出しました。2回目は何に使ってもいいですということで出しました。それとこれとでは不動産鑑定の人たちは鑑定をしなくなるはずであります。そこらもやるんでしたらちゃんとやってください。やらなかったならば、売買事例等で私は結構だと思えます。

以上です。これで多分終わりだと思いますので。

〔発言する人あり〕

17番（酒井勲一君） 答えていただけますか、お願いします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 当初、公募をかけたときの価格というのは先ほど市長が申しましたように、これを買ったとき、いわゆる公共用地の取得事業としてこの土地を買ったわけです。その価格を平成17年2月の取得時の価格ということで市長に言っていたいたわけですが、この価格を最低価格として提示して公募をかけました。これは我々不動産鑑定云々ではなくて、当時は買ったときがあったわけですから、その価格で公募をかけたわけですから、それが今回、この三角形という形状の悪さから鴻野写真館の横の三角形ですと、線路に近いとか、いろいろな諸条件あると思います。これをもし不動産鑑定をかけたとすれば、恐らく値が下がると考えています。そのときに買い手があるかないかという問題はありますが、一度我々この事業を公募してやったわけですから、それで1回様子見をして、その結果として申し込みがないようでしたら、また再度不動産鑑定をかけて売却をやりたいというふうに考えているところです。

議長（堀江昭二君） それでは、これで酒井議員の質問を終了します。

加 藤 章 君

議長（堀江昭二君） 次に、9番、加藤章議員。

9番（加藤 章君） 9番、加藤です。

市道大平日向線の進捗状況について、市長にお伺いします。

伊豆聖苑、田方南消防署の供用開始により、大平日向線の一刻も早い開通が市民からの強い要望です。特に、救急活動には文字どおりの生命線となる道路ですので、その進捗状況を

お聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 加藤議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

平成19年12月議会で報告されておりますとおり、総延長520メートル、橋梁部分が88.5メートルで道路幅員が片側3メートルの2車線、下流側 修善寺駅側です に歩道が2.5メートルの構成で平成16年度より着手をしております。16年度には計画設計とボーリング、それから平成17年に用地買収と狩野川にかかる橋の中心付近の橋脚のみの施工。それから幾つかの事業を経まして、平成20年度の計画としては国道から国土交通省が施工したボックスカルバートから市道を横断する農道の施工を計画して、これからなるべく早く橋をかけて、そして反対側の田方南消防署の横に完成をさせなければいけないわけでございますけれども、いまだ1名の地権者の協力が得られず、大変難航しています。

伊豆聖苑とそれから田方南署の供用がなされ、そして大平インターは既に完成をし供用開始され、矢熊の、湯の国会館の反対側の、狩野川の反対側のところの拡幅工事の完了が本年度末に予定をされ、そして日向の合併支援道路。この中で市の道路、これだけ我々が繰り返し繰り返し道路が必要ですからぜひ申し上げますと、国と県にお願いをしておきながら、最後の一番肝心の市道ができないというのは、もう大変にこれはじくじたる思いでございます。何とかしてでも地権者1名のご協力ご理解を得て、早急に着工できる体制を一日でも一秒でも早く獲得する。そんな環境をつくらせていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

加藤議員。

9番（加藤 章君） この問題で、市長は大変に苦慮されているということは聞いております。わかりやすい事例ですが、例えば修善寺の温泉場へ緊急活動に行く場合に、現在だと大体10分ぐらいです。修善寺東小学校の南側の道路を136号へ上がっていくルートになっているらしいんです、消防署に聞きましたら。それが大体10分ぐらいかかるそうですが、今、市長にご答弁いただきました大平日向線が完成しますと、推測ですが、大体四、五分で行くではないかということにもなっています。今、市長が答弁されましたように、個人の権利の前には国家といえども、いかんともしがたいという非常に大変な問題を抱えておりまして大変だと思いますが、ぜひ頑張って一日も早く開通するようにお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

議長（堀江昭二君） それでは、加藤議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

## 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の本会議は、あす12日午前9時30分より再開いたします。この席より告知をいたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時 3分

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日までに、お手元に配付いたしました請願書の写しのとおり、請願を1件受理しております。所管の総務委員会に付託をいたしましたので報告をいたします。

#### 議案第61号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより議案第61号の質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

最初に、4番、稲葉紀男議員。

〔4番 稲葉紀男君登壇〕

4番（稲葉紀男君） それでは、財政指数の状況についての質疑を行います。

まず1点目ですが、これは決算概要報告書の12ページ、13ページに関連することです。実質収支について、実質収支の黒字幅が平成16年の14.58億円をピークに17年度12.8、18年8.12、19年度は6.63億円と確実に低下しています。この大きな原因は何ですか。また、この傾向は今後も続き、赤字に転落する危険性はありませんか。

2つ目です。経常収支比率についてです。経常収支は、去年は82.6%まで下がりましたが、19年度は再び86.7%まで上がっています。財政構造の弾力性はかなり損なわれていると思います。今後もこの傾向は続くと考えますか。一般的には、都市では75から80%が健全とされていますが、伊豆市では幾らを目標としていますか。税源移譲ほかによる地方税の増収は期待するほど望めなく、一方、交付税は削減される状況では人件費ほかのより一層の経常経費

の削減が必要と思いますが、いかがですか。

3番目です。実質公債費比率は、平成17、18、19年度で、それぞれ14.6%、14.7%、15.1%と増加の傾向にあります。一方、公債費比率は、上記の年度でそれぞれ17.2、16.0、15.2と減少にあります。この両者の定義と傾向の違いはなぜですか。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） おはようございます。

回答を申し上げます。方針のみ私のほうから申し上げまして、あとは担当から回答させますけれども、ご指摘のとおり、経常経費が特に財政規模が小さい伊豆市においては、相対的に経常経費比率が高まってまいりまして9割近い数値になっております。

これまで行ってきました対策と同様に、大変残念ながら新規採用を3人あるいは多いときでも5人に抑えて、組織を維持する意味では非常に厳しいんですけども、退職者に比して3分の1ということですが4分の1くらいの新規採用にとどめていること、それから、水道光熱費、車両等々の経常経費、固定化している経費を可能な限り圧縮すること、これまで行ってきた措置を引き続き引き締めてまいります。そのようなことを今度の予算編成の中にも徹底をしてまいりたいと思っております。具体的な項目につきましては担当より回答をさせます。

議長（堀江昭二君） それでは企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは稲葉議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、実質収支の問題でございますが、平成19年に減少した一つの要因としましては、基金積立がございます。これは17年度の、ちょっとさかのぼりますと、普通会計ベースですが、17年度の積み立てが1億9,255万円、18年度については2億6,065万円、19年度につきましては、特に環境施設整備関係の基金として3億6,079万円の積み立てを行っております。

この積立金は基本的に即繰越金へと反映されます。繰越金が多いということは基本的に余裕資金があるわけでございますが、将来的な目線といたしますが、健全財政を維持する上で当然償却施設の整備等がございますので積み立てたということが大きな要因と考えております。実質収支の黒字が年々減少しているのは確かですが、予算繰越の額などによりまして実質収支額は増減します。この辺をちょっとご理解いただきたく思います。要するに、積み立てると繰越金額が減るということですので、そういったことが今回の大きな要因でございます。ですので、これがすぐ財政の悪化につながるというような考え方は我々持っておりません。

それから、2番目の経常収支比率でございますが、経常経費が18年度82.6%、それから19年度86.7%というふうに大きくなりました。これは、分母となる経常経費に充当可能な一般

財源が地方交付税の減等によりまして3億9,300万円ほど減っております、合計でいきますと107億5,800万円。ということになりますと、経常経費が上昇したという要因については、いわゆる分母部分が上昇しているということからこのような状況になったと考えています。これは、今後とも地方交付税が減ることは間違いがございませんので、経常収支比率という目線は我々も常にチェックしていかなければならないというふうに思っています。

ご質問の中にございます我々財政当局としますと、経常収支比率が80%を切ることを一応目標としております。ですから、前年度82.6ということで比較的我々も安堵した経緯がございますが、内容としては分母の関係から19年度86.7%になってしまったというような考え方でございます。

それから、3点目の実質公債費比率の定義ということでございますが、公債費比率は自治体それぞれが毎年度普通会計の公債費に充当した一般財源の標準税収入に対する比率でありまして、一方、実質公債費比率は、従来の普通会計の元利償還金に加え上水道などの公営企業等が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、駿豆学園等の組合負担、組合の公債費類似経費を加えることで、いわゆる連結決算の考え方を導入したというものになっております。

ですから、計算は単年度ごとに行い、さらにその実質公債費比率については3カ年の平均値をとるというようにうたわれておりますので、その部分で若干というかかなり違ってまいります。公債費比率が減少しているのは、普通会計においては公債費の充当経費が減少していることが要因でございまして、実質公債費比率が伸びるという点については、分母となる標準財政規模が減少していることが要因と考えています。ちなみに、標準財政規模でちょっと見ますと、前年度と比較しますと5,200万円ほどの減になっておりますので、それが大きな要因ではないかというように考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

稲葉議員。

4番（稲葉紀男君） 実質収支なんですけれども、その実数を見ますと、確か16年、17年、18年、19年、それぞれ歳入、歳出が違うわけで、特に17年と18年については歳入が、かなり20億円以上違うということがあります。しかしながら、18年と19年を見ますと、確かに翌年度繰越の金額が2.6が3.68になったと、約1億円違うという話ですけれども、一方では収入も19年は18年に比べて3億円ばかりふえていると、支出のほうを見ると5億円もふえているということで、繰越金がふえたということはもちろんございましょうが、歳入もふえているけれども、それ以上に歳出のほうもふえているというような気がいたしますが、いかがでしょうか。

それから、公債費比率と実質公債費比率の話ですが、これはつまり分母とする対象が違って公債費比率の増加は負債がふえたのではなくて、要するに分母となる標準財政規模が小さ

くなったということによろしいわけですね。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 決算規模の歳入歳出の観点というとらえ方より、この実質収支については結果としてどうなったかという指標でございますので、実質収支というのは、形式収支引くことの翌年度への繰り越すべき財源をマイナスするわけですね。これが1億円ほどございますので、結果的に形式収支から1億円引いて6億円という数字になっているわけですが、それからさらに実質収支というのは、単年度の収支、当該年度の実質収支と前年度の実質収支を引いて単年度収支というのを出すわけです。ですので、それが次にいくのが実質単年度収支という格好になっていくわけですので、実質収支、先ほど言ったように確かに減ってはきていますが、これについては我々そういう目線でなくて、例えば5年とか10年とかいうスパンで財政をどう切り盛りしていくかというとらえ方をしています。

ですので、例えばここで積み立てを先ほど言った環境に3億円積み立てたならば、当然9億円近い金があるわけです。ですから積み立てるということがいいか悪いかという議論は当然あるわけですがけれども、我々とすれば将来を見据えた繰越金の中の一部を積み立てて将来に備えようという考え方を持っておりますので、今回の決算においては当然このレベルでいいのかなというふうに思っています。

それともう一点、この6億円という数字が次年度に当然絡んでくるわけですが、我々とすれば繰越額を当然補正予算の財源であるとか、そういったものに充当していくわけですが、それらをいかに切り盛りしてうまく回していくかというところは、これは財政のやるべきところではないかなというふうに考えています。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。いいですか。

それでは、これで稲葉議員の質疑を終わります。

続いて、16番、飯田宣夫議員。

〔16番 飯田宣夫君登壇〕

16番（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

私は、借地料についてお伺いをしたいと思います。

市では、所有する公共用地等の余剰なものについては既に整理を行っておりますが、健全財政を確保する上で、無駄を省き土地の有効利用を図ることは当然だと考えております。19年度予算を見ますと、一般・特別会計双方でおおよそ9,100万円以上になると思っておりますが、今後この借地料をどのように精査し見直しを進めていくのか、市当局のお考えを伺います。また、この借地にかかわる固定資産税はどうなっているのか、あわせて伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） この20年間の日本の景気の全体のダウンサイジングの中で、地価が下がるということは過去の日本にはなかったことがこの20年ぐらいの間に起きていて、まさにそれは旧町から伊豆市にちょうど移行する期間に、経済的理論でいけば恐らく地価は下がっているところはあるんだろうと思います。そういった場合行政的な措置で、以前の借地料を維持するかあるいは状況によっては上げてくるかということがあったと思いますが、これはなかなか地権者の皆さん等のご了解いただきながら進めるということは決して易しいことではないと思いますが、改めて借地料がかなり上がっているものですから検討させていただきますが、行政が一方的に決められませんので、その辺の難しさは私自身も承知しているところでございます。詳細につきましては、担当の部長より回答させます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） 借地料につきましてお答えいたします。

この案件につきましては、行政改革の特別委員会でもかなり議論をさせていただいております。結果として、なかなか思うようにいかないというのが実情でございます。しかしながら、現在借地をしている中で利活用されていない、こういった用地については極力返還ということで、現在もそれは進めているのが実情でございます。

それ以外にご質問の中にある単価の問題、これは当時のそれぞれ旧町時代からその地主さんとの交渉の中でいろいろ決めてきたという経緯もございまして、なかなか思うように単価は実情に合った形で下がっているとか、上げる場合もあるでしょうけれども、下がったりというような状況がなかなか生まれてこないというのが実情でございます。しかしながら、これらについても今後鋭意努力していくしかないかなというように考えております。

それから、最後の固定資産税の問題でございますが、基本的には地代、いわゆる土地代、借地代の中に基本的に含まれているやり方と、それから通常の借地料プラス固定資産税分を地主さんに払うという形態がそれぞれ各町ごとにありまして、これもできれば一本化したいなというふうに考えております。どちらがいいかというのはちょっとまだ問題点としてありますが、それは当然、当時の借りるときに地主さんとの交渉の中でやりくりしているそれぞれの状況でございますので、我々担当部局としてはできるだけ一本化したいんですが、なかなか現実難しい部分がございますので、ちょっと時間をいただきたいなというふうに考えております。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

飯田議員。

16番（飯田宣夫君） 当然この借地につきましては、いろいろ過去の経緯等があったなかなか地主さんとの交渉等難しいことは多々あると思いますけれども、今一番やっぱり考えなければならないことは、継続性があるこの借地料は、これは今例えば9,100万円以上多分あるんですね。それに例えば10年間このまま納めたら9億円のお金がそこに当然必要になって

くるわけです。そういったことを考えていくと、やはり1円たりとも精査して見直していかなくちゃいけないというのはもう当然のことだと思います。指定管理者等の営利をある程度絡めた場合に、借地料とか建物の改築の費用なんか30万円以上はみんな市がやるわけです。そういったことは我々普通一般の市民から見ると、ただで物を借りて商売をやればだれでもそこで利益が生まれないほうがおかしいわけですよね、単純な計算でいくと。そういったことをやはりこれからも、そういう借地料は指定管理者に先々はやはり見ていただくとか、そういった努力をしていただきたいなというふうに思うわけです。その点、ひとつ市長の考え方を聞きたいと思いますし、そういうふうにしていかなければ指定管理者にした意味というのは余りないのではないかなというふうに思うわけです。

極端な話、年間1,000万円で借りていた土地は10年間たてば1億円になるわけです。それでしたら、では本当にその土地1億円の価値あるのという話になるわけですよ。それだったらもう市がとっくに買い上げちゃっておいたほうがいいんじゃないのという考え方が当然生まれてくると思うんです。そういったことを何ら見直さないで、ただ継続性があるからだからやっているというのはこれからはいけないと思いますし、各担当部局でそれぞれみんな借地料いろんな形で絡まっているわけです。非常に難しいどうにもならない部分もあると思うんですけれども、それらもやはり1円でも安くしていただくような交渉は必ずやっていただきたいなというふうに思います。

行政というのは、そこに住民が住む以上は民間と違ってずっと継続してやっていかなければいけないわけです。そういったものがずっとつきまといっていくわけですので、そういった点を認識を持ってやはり仕事をしていていただきたいなと思いますので、単純に余剰地を売却してそこで多少なりともお金ができましたというよりもよっぽど長いスタンスで見ると、借地料を削っていくことも重要であるということは申し上げるまでもなくおわかりだと思いますから、ぜひ担当の部長さんたちも職員にしっかりその辺のことを認識してもらうようなことをこれからはやっていかないと、口先だけで財政改革、財政改革なんて言ってもなかなかこういうものはできませんし、小さな積み重ねだと思うんですね。

ぜひこの辺をよろしく願いますし、その点これは市長の指導力によってやっていただくんですけれども、恐らく見直せばいろんな形で、まだこんなところが何とかあったんだなというところが出てくると思いますので、そういった点から一言意見を求めたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。  
市長（菊地 豊君） 今まさにご指摘いただいたとおりに、市が直営で事業しております虹の郷、これは指定管理ですけれども、あるいは湯の国会館、天城温泉会館、いずれも借地が絡んでおりまして、これ全部買い上げるという条件であれば恐らく事業化としてはほとんど継続しないという判断になるんだろうと思うんですが。

したがって、例えば湯の国会館でございまして、半分が地元の皆様のご利用ということで、それも市民の厚生施設としてどの程度評価をするかというような観点なんだろうと

思いますし、天城温泉会館も先日申し上げましたとおり、ホール部分を天城湯ヶ島地区の公民館的な考え方をどの程度しんしゃくするのか、あるいは虹の郷の場合には、特に一番大きな規模なんですけれども、もしその虹の郷という事業そのものが借地料も含めて事業採算に合って、それ自体が伊豆の一つの観光施設、独立的なものだということであれば、どっかに買い上げていただいて純粋に民間ベースでやっていくことが本当は一番望ましいんだろうと思うんです。

ただ、それを伊豆の幾つかの観光施設の一機能として修善寺温泉場地区を中心とする宿泊をふやすための市が運営する一ツールだということであれば、指定管理のまま全体の観光戦略の中の一手段という考え方もできると思うんですが、虹の郷につきましては非常に運営そのものがほぼ純粋なテーマパークになっておりますし、今のような指定管理がいいのか、規模を活性化するのか、それとも将来大きなりニューアルとかがあった場合にはまた20億、30億円の単位になるうかと思えますんで、どの方向で行くのかまだ決めてはおりません。決めてはおりませんが、おおよそ半年ぐらいの間に虹の郷の方向というものは、内部で検討して新しい方針というものは打ち出してまいりたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 飯田宣夫議員。

16番（飯田宣夫君） ぜひお願いしたいと思いますし、当然指定管理者の場合は3年とか5年でみんな契約しているわけですから、それが済むまではなかなか難しいと思いますけれども、そういったことを踏まえて今後の計画を各部署でつくっていただいて取り組むということを重ねてお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで飯田宣夫議員の質疑を終わります。

続いて、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第61号 平成19年度一般会計決算認定について質問いたします。

繰り返し、私は決算認定のときに自分なりの考えを述べているんですが、1年間こういうふうにお金を使いましたよ、確かにそこは大事なんですが、大事なことはその中で総括して将来に向かって何を生かしていくのかというふうな方向性を持って総括すべきだろうというふうな思うんです。そういう立場から当年度予算でいろいろと審議してきましたけれども、幾つかについてお尋ねいたします。

1つ目です。無駄を省き効率のよい予算執行というのを、いつもそうなんですけれども、目標としてきたわけなんですけれども、そのために各部や各課ですべてとは言いません、重点とすべきものというのは当然あったのかなと思いますので、何を重点にしてこの19年度を取り組んできたのかをお願いしたいと思います。

それから2つ目は、たびたび今回の議会の中でも大いに論議になっておりますけれども、地産地消の問題です。地産地消を推進すべく協議会を立ち上げたということが19年の当初の方向性でした。そして、いろいろ言っているんですが、食を柱とした地域づくりというこ

とでうたっているわけですがけれども、そのことにどういうふうに取り組んできたのか。

それから、地産地消だけの問題ではなくて、いろいろと市当局のその当時のお話と関連がある、私もそう思います。TO-JI博の問題やグリーンツーリズム、ウエルネス、それぞれ独自にやりながらも関連性があると思いますので、関連と独自の取り組んだ状況いうところをお願いしたい。それから、当然これ継続になっているものですから、前年度から発展させてきたところありましたらお願いしたいと思います。

3点目に、虹の郷の親水公園ができました。これによって、新聞報道によると公社の考え方をちょっと述べてあり、なぜふえたのか。夏場の入場者がふえたのはこの親水公園ができたことによるんだというふうにコメントを出しておりましたけれども、市とすればこの辺どう考えているのか。

虹の郷の管理でもう1点です。親水公園整備工事、予算額が3,000万円でした。決算額を見ますと2,999万8,500円、1,500円違い。入札予定価格も当然あるわけです。これインターネットで公表されていますから私は数字はつかんでおりますけれども、それとの兼ね合いでどういうふうを考えるのかよくわからない。説明してください。

4点目です。森林の荒廃防止、これも今議会でも大いに論議されています。ですけれども、さまざまな取り組みを当然やられたと思います。取り組んできた状況、なかなか山の中に入ってチェックするということが市民はできませんので、さまざま取り組みをしてきたというようなところがあると思いますので、内容についてお願いします。

5つ目です。これも当初予算のときに少しお話聞きました。具体的な予算にあらわれてないんだけど重要課題として取り組んでいきたいということを行った新エネルギービジョン、どのように取り組んできたのかをお願いしたい。地球温暖化対策の問題としても本市にとっても極めて重要な課題だと思っておりますのでお願いします。

最後です。政治の仕組みとして、過去というか19年度にかかわらなかった菊地市長が、行政のトップとしてその過去をきちっと見ながらやっていくということが立場的にそうなるわけですがけれども、19年度を総括してどのように判断されているのか、総括的な形で結構でございますのでお願いしたい。というのは、今回で2回目なんですけれども、議場でいろんなほかの議員も私も含めて質疑したり答弁したりする中で、今までの尺度と大きく方向転換しながら市政をやられてきているのかなというふうに思っておりますので、当然19年度から学ぶべきところと改善すべきところがあるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 私のほうから6番目のみお答え申し上げまして、ほかは担当の部長が

ら回答させます。

市の活性化を阻害している惰性を廃し、合併の真のねらいを確実に具現し、これの思っているところは、合併というのはあくまでも行政機関のリストラであって、それぞれの地域地域のよさを失ってはならない。土肥には土肥の、修善寺には修善寺の、中伊豆には中伊豆のそれぞれの、湯ヶ島には湯ヶ島のよさがあって、そこは大いにいい意味で競争していきたい。ただ、行政機関が一つになったわけですから予算は本当は振り回さなければ、つまり重点運用をしなければいけないだろうと思うわけです。それが昨年並みの均等配分で同じことをやっているのであれば、それは4町のダウンサイジングと全く同じことになるわけですから、年度年度できるかどうか、正直なところちょっと来年度予算の編成でまだ自信がないところはございますけれども、可能な限り重点を定めて単年度なのか3年単位なのか、ものの事業によって違うと思えますけれども、重点運用をしない限りは、それは単に旧4町がダウンサイジングしただけだということになるんだろうと思っております。

それからもう一つは、惰性を廃しというのは、これは実は私自身への戒めもあるんですけども、伊豆市の行政を担っている市長を含む伊豆市役所職員として、一つ一つの事業を、これは何のためなんだろうか、この本来の目的、その事業の本質はどこにあるのだろうか、そんなことを考えていただきたいし自分も忘れてはならないという意味で、実はこれを書かせていただいたわけでございます。

議長（堀江昭二君） それでは企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） 木村議員のご質問にお答えします。私のほうからは、1点目の関係とそれから新エネルギービジョンの関係でお答えします。

まず、1点目の無駄を省くという部分でございますが、これは基本的には集中改革プランに基づいて実施をしてきているというふうにご理解いただければと思います。その中で、ちょっと個別に拾ってみますと、例えば情報システム課においては地域ネットワークの保守点検事業、こういったものを自分たちでやろうというようなことで500万円ほどの減額をしたとか、あるいは管財課においては公用車の集中管理によりまして車を廃車するような、結果として290万円ほどの減、それから環境衛生課においてはごみの収集回数であるとか業務内容の見直しをしましてトータルでは747万8,000円ほどの減額、それから財政課におきましてはご存じのように繰上償還等高率の利息のものを廃しまして支払い利息の軽減をしたと、これが621万9,000円ほどございます。

それから、上水道・下水道この関係でございますが、これも同じように高率の起債の借りかえをするというようなことをしまして、上水道については139万1,000円、下水道については1,148万円、これは今後20年、21年においても同じような形で進めていこうという状況でございます。それから、学校教育課においては、土肥の給食センターの廃止等々ございまして451万3,000円ほどの減額、それから生涯学習課においては生涯学習センター、こういった

ものを整理いたしまして2,000万円ほどの減額というようなこと等が今回の無駄を省きという部分で実施したものと我々理解しております。

続きまして、新エネルギービジョンの関係でございますが、この新エネルギービジョンにつきましては短期的にできるもの、それから中長期にわたって実施できるもの、こういった区分けをしてございます。ごらんいただければおわかりかと思えます。その中で、廃食油の活用ということで、これについてはもう既に一般質問等でもご説明しておりますが、BDF燃料、これを市のマイクロバス、あるいは清掃センターの車へ活用するというようなことで実施をしております。その廃食油に関してどの程度経費的に見たかというのはまだ結果として出ておりませんので、それは省かせていただきます。

それから、きのうも一般質問でございました風の力のプロジェクト、これは風力発電でございます。これは現在、環境影響評価という調査を行っております。場所については西伊豆スカイラインでございます。現在、13基ほどの予定をしているということで、きのう市長が申しましたように、それだけの大きなものになりますと2,000キロワットが13基ですので相当な規模になります。ですので、市長は景観的に非常に心配があるよということで、その環境影響調査の結果をもって判断したいというようなことを言っておりました。これらは、我々とすれば環境部分の世界的な環境の面からすればいいと思えますが、景観の問題もあるものですから少し時間をいただきたいというように考えております。

これらが現在進めてきている状況だということでご理解いただきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、観光経済部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは私のほうから、2番目、3番目、4番目についてのお答えをさせていただきたいと思えます。

まず2番目の地産地消の推進ということでございます。これにつきましては、市では平成19年2月に地産地消を推進すべく伊豆市地産地消推進協議会を立ち上げたところでございます。協議会の構成といたしましては、農業委員、JA、旅館組合、観光協会などの代表者17名で構成されておまして、事業を推進する上で一般消費者推進研究部会、旅館飲食店推進研究部会、学校・病院等推進研究部会の3部会を設けて推進しております。

昨年度は初年度ということもありまして、関係各団体や市民に地産地消の意識を持ってもらうように先進市等の視察や研修会等を実施したところでございます。また、学校給食食材の地場産品利用促進のため栄養士を交えた研究会や児童生徒と生産者との交流会や収穫体験なども実施したところでございます。また、伊豆市食育推進委員会と連携いたしまして、食育の推進活動を兼ねました地場産品のレシピを作成し、市内の小中学校の児童の全家庭にも配布をしております。また、市内の学校では月1回の伊豆市統一メニューの日を設けまして、地場産品を利用した給食の献立を計画し、また利用の促進を図っているものでございます。さらに、今年度より伊豆市の給食食材の利用を図るために、取引先の商店、八百屋さん

等への協力や情報交換を設けまして、地場産品の利用の促進を図っていきたく考えています。また、旅館や飲食店を対象にした特産品の利用促進で、シカ、イノシシの肉につきましても流通ルートの研究を進めていきたいと、このように考えております。

また、TO - J I 博覧会につきましては、民間の方々に組織されてます企画会議を中心といたしまして、昨年は10月1日から11月25日までの2カ月間にわたり開催し、10月からは市民への理解・促進のため市民が参加しやすいプログラムを、また11月は一般のお客様を対象に多くの皆さんに楽しんでもらえるような体験プログラムを提供しているところでございます。

ウエルネスにつきましては、栄養、運動、休養の3大要素をバランスよく生活の中に取り入れたライフスタイルをつくることであり、いわゆる健康事業であり市民の健康づくりでもあります。ウエルネス産業の振興では、あくまでも観光をベースにして考えているところでございまして、伊豆市の豊富な温泉資源の活用や眠っている地域資源を活用し、いやしやリラクゼーションをテーマにTO - J I 博の期間限定のものと通年対応できるものを合わせ、約80件もの体験プログラムを用意することができました。

また、プログラムを紹介したガイドブック「ビタミンIZU - C」を作成し、伊豆半島はもとより当該年度におきましては重点的に首都圏等にも配布し、大好評を得たところでございます。

グリーンツーリズムにつきましては、グリーンツーリズム協議会を中心に首都圏の小学校や田植えの体験、稲刈りの体験など、農村と都市との交流事業を初め旅行会社主催のツアーの受け入れなどを行いました。今までは、主に中伊豆地区での事業展開ということでございましたけれども、今後は伊豆市全域に広げていきたいとこのように考えています。

なお、昨今の着地型旅行商品、いわゆるここ伊豆市に泊まってもらうとか伊豆市にお金を落としてもらうと、そのような必要性の高まりということがございますので、ウエルネスとグリーンツーリズムにつきましても、同じようなツアー商品の提供を各事業と提携して積極的に効果的な展開を図っていければと、このように考えております。

次、3番目の虹の郷の件でございます。ことしの虹の郷の入場者数ですけれども、7月は前年比124.4%増、3,371人増の1万7,186人、8月は前年比105.9%、1,532人増の2万7,294人でした。ガソリン等の諸物価の高騰により景気の後退の中で、入場者の増につながっているというのは指定管理制度導入による企業努力のことも考えられますけれども、主な要因としては親水公園というのがこの4月にオープンしておりまして、マスコミを初め県内の小中学校にチラシ等の配布等をしたことも一つの要因には挙げられるのかなと、このように考えております。親水公園は、夏季10時から4時の間の散水ということも好評を得ていたわけですけれども、来期からは時間を延長して対応していきたいと、このように考えております。

次の、親水公園整備工事の入札予定価格ということでございます。事業費は3,000万円で

ございまして、入札予定価格は2,845万5,000円でございます。契約額は2,835万円ということになっております。決算額で2,999万8,500円ということで、決算額と契約額との差が164万8,500円ということで差額があるわけでございます。これは、当初予算を編成するときに、工事を水遊び遊具等のウォーターゲート1基、手押しポンプ1基を当初の事業計画などで計画していたところなんですけれども、予算編成時以降になりまして鉄等の高騰等に伴いまして設計全体の単価が上がったということで、当初の入札設計からはこの2基分を除いて入札をし、入札差金が生じたことからこの2基分を追加計上した変更設計をして契約をしているということでございます。本来ですと、ベンチ、ポンプ室の目隠しと植栽等、必要な工事も実施したかったところなんですけれども、予算の範囲内ということで3,000万円以内におさめたというようなことでございます。

次に4番目の森林の荒廃防止に取り組んできた状況ということでございます。森林の持つ水源涵養は災害防止機能を再生するため、県では平成18年度から森づくり県民税を導入いたしまして、この税を財源とする森の力再生事業、補助率10分の10でございます、これを実施しております。なお、本事業は平成18年度から27年度までの10カ年ということでございます。

本事業では、風倒木の処理、列状間伐を実施いたします。列状間伐は一般的に実施する間伐とは異なりまして、列状に伐採することで森林内に太陽光を入れまして、下草や広葉樹の発芽が期待されるというものでございまして、将来的には杉、ヒノキなどの針葉樹と広葉樹の混合林化を図るということで森林の持つ力を再生することができるということの目的でございます。

現在、市には風倒木被害を含め間伐等の森林整備が必要な森林が約3,900ヘクタールございます。このうち風倒木被害面積は32ヘクタールでございます。過去2年間での、森の力再生事業の実績といたしましては、事業量過去2年間で129ヘクタール、事業費規模で1億2,700万円を実施しております。このうち、風倒木処理につきましては18ヘクタールということで事業費3,500万円となっております。また、ことしは今現在ですけれども、事業量としては12ヘクタールということで実施をされております。市では、森林所有者の負担がなるべく少ない、このような事業を主体にして今後も森林整備を図っていきたいということで、ほかの整備ですとどうしても個人負担、今ですと2割、多いところは3割という負担があります。なかなか事業がそうなりますと実施していけないということがございますので、なるべくこの事業を優先的に実施していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑はありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） お答えになった順に、また確認しながら質疑いたします。

市長が述べられたこと、方向性がやっぱり違ってくるのかな、今までと違って、一律に伊豆市を見て、例えば財政が厳しいからどんと補助金等々を減らすということではないのかな

と、ではないと今後は、それぞれのところで予算配分、重点決めていく、いわゆるそれが市民の身近な、市当局が何やってるのかなということの反映なのかなと思っています。

いわゆる、集中改革プラン及びその前の総合計画にのっって当然予算が編成され執行される、こう見ていきませんと個々ばらばらになるもので。きょうは、総合計画云々という余りにも広すぎますからそれはよしますけれども、ちょっと主題から余りにも離れ過ぎますから。当然今、企画部長がお話しなさったように、もっと短い目で、短いというかさらに詳しい点、総合計画から見てもっと詳しくとなると、私はその一つがきょう持ってきましたけれども集中改革プランだと思うんです、平成18年3月決められた。その中で幾つかのところが、いろんなところでそれぞれ努力されているなということはわかりました。ただこの中で、大枠の中で、集中改革プランとやっていった中で、全部聞きませんけれども、ここに6つの項目を挙げてやるという方向性が出ているんですね。それは当然19年度の決算の中にも多分反映されているだろうというように思っているんです。

一つお尋ねしたいんです。民間委託等の推進等々がこの中に1つあるんですね。2番目に書かれてあるんですけれども、また詳しくはいろんなスケジュールはこの中にずっと載っています。これは省きます。その点、1点だけお尋ねしたい。学校の給食センターと生涯学習センターの件については、私は担当委員会なもので余りここでコメント挟むとちょっと脱線しますので、本来の総括主義の、それは委員会のほうでまた質疑をしていきたいなと思っています。その点、1点だけお尋ねしたい。

それから、地産地消の取り組みというのはある程度わかりました。以前、どこかで議会が終わったときも、食材を地産地消ということでおいしくいただきましたけれども、当初の計画ですと、地産地消の推進協議会を立ち上げて、19年度当初計画をつくっていききたいということだったんです、それぞれの委員会の中で立ち上げて、今部長言われたように。そのあたりがどういう計画、もしそれは方向性でしたが当時は、1年経過した中で協議会の中でそれぞれの部会の中で計画ができたのかどうか。そのできたのが、例えば全生徒に地元食材のレシピを配布して自宅でもつくりなさいよといったのかどうか、ちょっとその辺がわからないもので、そこをお願いしたいと思います。

それから、ウエルネスの関係でいきますと、いろいろとガイドブックをつくったりモデルツアーとかメディアのほうへ積極的な働きかけをやっていきたいということで今お話しなされたように、プログラムを作成して外へどんどん、好評だったというお話を伺いましたが、この中で一つ方向性としてウエルネスをどうするのかというところで、民間主導へと引き継いでいきたいという流れがあったんですね、当初は。そのあたりをちょっと確認したい。

それから、グリーンツーリズムについて今後中伊豆からさらに外へ広げていきたいということだと思うんですが、非常に重要な交流人口をふやしたり地元の地産地消問題等々農業の荒廃の問題等をひっくるめて非常に重要な役割を果たしているなと私思っているんですが、決算的な数字の面についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、振り返ってみますと、平

成11年が約540万円でした。平成18年度が約280万円でした。そして今年度が220万円、しりすばみしてると思わないですけども、決算の状況を見る限りは、数字上で見る限りは発展させていってるのかどうかちょっと見えないものですからお願いしたいと思います。

それから、虹の郷の件について、数字書き切れなかったもんですからお願いしたい。振り返ってみますと、虹の郷に親水公園をつくっていきたいと言ったときの当初の予想は、初年度だから今年度ですね、今年度予算審議するつもりはさらさらありませんが、平成20年度に6,000人ふえるだろうということでやっていって、約6,000万円投資したのを4年間で投資資本に対する回収見込みこうなるんだよ、だからぜひとも親水をつくっていただきたいということが公社側からの要請でした。結果としては今執行されましたが、平成19年度の7月、8月の入り込み数を見ますと、これ公社のほうから資料あるんですが3万9,577人です。そうすると6,000人ふえるであろうと、絶対にとは私も思いませんが、当初の見込んでいたことからすると4万6,000人になるであろうという数字がはじき出されるんですけども、ごめんなさいね、ちょっと数字書き切れなかったもので、その辺の確認を人数的にお願いしたい。

次に決算の関係です。通常、契約をした額2,835万円に対してどうしようかということになってくると思うんですね。それで契約したから物をつくっていただきたいと、普通そうなんですね。いろいろと設計全体の単価が上がったからということで、予算に対してわずか1,500円しか変わらないようなところというのは、私勉強不足だからわかんないんですけども、いまだお目にかかったことないですよ。基本的に予算イコール決算額というからね、工事やっているときに、そんなことがあり得るのかなというふうにちょっと疑問に思っているものでお答え願いたい。いわゆる20社ぐらいがこの虹の郷の親水公園整備工事に入札しているんですけども、その落札した業者は税抜きで2,700万円、今結果的に契約というか予算が執行されたのは1,500円マイナスの額だと、約3,000万円に近い額。そうしますと、この契約金額、入札した金額をずっと見てみますと、全部その決算額に対して下回っているんですね。何のために入札したのかなというのが、そういう意味では次に出てくる疑問が不思議かなと思っているもんでお願いしたいんです。

それから最後ですが、新エネルギービジョン、前の状況ですと1年前は新エネルギーの推進協議会（仮称）ということを立て上げていきたいんだとこういうお話でしたよね、仮称として。この1年間どういう方向性でやるんですか、そのときパンフレットできたんですが、いわゆる新エネルギービジョンとはどういうものかなかなかよくわからないと、市民は。それをやっぱり市民の皆さんに徹底、もっともっと知らせて、本当に家庭でできることとかいえるんなところで、それこそ循環型社会を形成していきたいんだということだったんです。そのためのパンフレットをつくったということぐらいです。

それから、今言った推進協議会というのは、そのときの状況を見ながら1年ぐらい様子を見てどうしようかと検討していきたいということだったんですね、19年当初は。その辺、経過についてお願いしたいんです。このエネルギービジョンを見ますと、いろんなところで、

それこそ企画部からはみ出て、あちらこちらでさまざまな事業をやられていることは幾つか、できたら結構ですけども、修善寺駅前のにぎわいプロジェクトで太陽光を使って明かりをとるとか、木質バイオマス問題とかいろんなことがあるんですね。この辺が1年間予算の中にないもので、目に見えない形でもしそういうことが内部的に検討されているんだったら来年度とか再来年度で生きてくるのかなと思ってるもので、もし検討されてる中身があったらお願いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

観光経済部長。

観光経済部長（久保田義光君） まず、たくさんあったものですから、まず、地産地消の推進委員会を立ち上げ3部会、一般消費者推進部会、旅館飲食店推進部会、学校・病院等推進研究部会、3部会を立ち上げて計画を作成したのかというご質問です。特に3部会の中で実際に動いているというのは、学校・病院等研究部会というものでございまして、具体的に学校給食とか食材等に地産を取り入れてやっていくということで、これは具体的に進んでいます。ただ、旅館飲食店とか一般消費者研究部会につきましては、まだちゃんとした計画というものはできていない。これから具体的に進めていくという形になると考えております。

次の2番目のウエルネス民間への移行ということでございます。ウエルネスにつきましては温泉を活用したということで、今年度は特にTO-JI博とかを中心にちょっとスタイルを変えて、先ほども言いましたように着地型ということで、なるべくこのウエルネスのTO-JI博に参加していただける店舗の皆さん等に、独自にそれぞれが自分たちでいろんな商品を提案してやっていけるようなそんなような仕組みづくりをしていただければというように考えております。

次のグリーンツーリズムが発展しているのかということですが、まだ中伊豆の体験農園とかそういうものが初めはなかったんですけども、18年に完成させまして、主にその辺を完成した後指定管理としてそちらのほうに移行してるということもございまして、グリーンツーリズムとしては金額的には減っているということでもありますけれども、中伊豆体験農園とかの整備事業のほうに移っているところで決算上はここでは減っているんですけども、そちらのほうでは実際的にはふえているというか、実際には事業としてはやられているというように考えております。

次に、虹の郷の入園者数との質問ですが、ことしの7月が1万7,186人、ことしの8月が2万7,294人、合計で4万4,480人ということで、19年度の3万9,577人に対しては4,903人ということで目標の6,000人までちょっと達しないんですけども、それなりの効果は出たのではないかとこのように考えております。

それと、親水公園の工事ですが、事業費が3,000万円ということで一般的に先ほども説明したんですけども、入札差金と、当初の入札では2,845万5,000円ということだった

んですけれども、この中に当初からウォーターゲートと手押しポンプにつきましては当初計画から入ってたんですけれども、どうしても実際的に当初の入札をする段になりまして、先ほど説明したとおり、単価が上がったということ、特に鉄の単価等が多分影響しているんだと思いますけれども、そのためにどうしても当初の契約の中からは外さざるを得なかったということで、実際入札をして差金が出たものですから、その差金を活用いたしまして2基分を追加契約して変更契約をしたということで、なるべく事業費、これ補助金をもらっておりますので、なるべく3,000万円の予算内につけるといいう形での変更契約ということでさせていただいたということで、差額は1,500円しか出てなかったということになるのかと思っています。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 先ほどの中で、土肥の給食センターの関係で民間委託という、その管理経費の差ということをお聞きしたい、そういうことなんでしょうか。ちょっとその辺がよくわからなかったんですが、最後がうやむやになったものですから。基本的に天城給食センターに統合しまして、最終的には今までの管理経費をざっと比べてみますと300万円ほどの減になるということで、これらも一つの効果としてあろうかなと思います。

それから、エネルギービジョンの関係ですが、ビジョンのほうお持ちですから104ページをお開きいただけるとおわかりになりますが、基本的にはこれらのプロジェクト名が幾つかあります。この中ですぐできるもの、それから中長期的にかかるもの、こういった区分けの中で、先ほど言いましたようにBDFであるとか、それからハイブリッド車についても今度市長のご理解をいただきましてハイブリッド車を購入するとか、こういうようなことはすぐできますのでどしどしその段階でやっていけるということでございます。

それから、風力発電については、基本的には民間事業でございますので、我々がどうのこうのできません。ただ、かなり伊豆地区にはそういう民間業者が実は入っております。今まで4業者ほどもう来てまして、実際調査もしてあるんですが、風力がないと、足りないということから撤退しているという実情もございます。たまたま今回の場所については、風力的に十分年間を通してあるだろうということから現在動きがあるという状況でございます。

それから、木質バイオについては、市長もこれは進めたいという意向は持っているようですが、これは農林サイドと打ち合わせをしながらやるということになるかと思えます。

それから、もう1点の太陽光発電、この太陽光発電は現在国の動きもその太陽光発電について今後検討してこうと言っておりますので、我々もその補助制度等ができ上がってくるんではないかと想定してますので、その後の結果として、いわゆる市民の皆様方のご理解が得られればこういったものやっていくことも必要であろうし、それから特にこういうものやる場合には公共施設が優先してやっていくという必要もあろうかと思えます。ただ、余りにも財源的にかかるものですから、やっぱり国の施策を見ながら判断していくということになっていくかと思えます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） いわゆる虹の郷の親水公園の決算でお尋ねしますけれども、経過はわかりました、流れは。当初計画した2基の施設というか、やろうとしたんだけれども、当初物価が上がっているんで入らなかったんだけれども、入札差金できたからそれを当初に追加していったということなんですね。なぜその2基分が外れたかという、最初の計画、鉄が特に単価上がったということだったですね。そうしますと、経過的にもう1回確認したいのは、ここで平成19年11月9日に入札場所でこうやった。当然その日かどうかわからないですけども、数日後か、契約というかこの業者ですよとこうなった、市としては。そういったときに、当然この業者というの、鉄の物価上昇というの当然加味してこの2,835万円というのを契約したと思うんです。入札差金というのが当然予定価格よりも差が普通は出るんですよね、どこの契約やったって。それが入札差金だと僕は思っているんだけれども、それが通常だったら次に回すとか云々ということになるのかなと、入札差金が出たから全部やりましょうということになってしまうと、一体全体この契約というの何だったのかなというふうに思ってしまうんですね。というのは、こういうものをつくりたいんだけれどもあなたの会社だったら幾らでできますかということやるわけですよね。後で追加になりましたとなると、どうなのかなと、その辺はちょっとわからない。

それから、もう1点。もう一度確認したいんですけども、約4万4,000人、だから約5,000人ふえたということの報告を受けたでしょう、虹の郷から。ちょっと確認したいのは、新聞報道等によると、ゼロとは申しませんが、私はその親水公園ができたから全部マイナスと思わないけれども、こういう言い方をしているんですね、新聞報道によると親水工事ができることによってふえたんだよと。でも周りの施設等との夏場の結果報告を見ますと全部ふえてるんですよね、入場者数というの。別に虹の郷だけふえてるのではない、全体がふえている、伊豆半島全体の施設は。そういったときに、分析するに当たって今後施設を持っているのは市ですから、当然それに対して指導したり何かの関係が出てくると思うんですけども、そういったときにふえた原因がこれだよと、繰り返しになって申しわけないが、虹の郷のほうでは新聞報道によると親水公園ができたからふえたんですよと、こう言ってるわけですね。そうすると、例えば親水公園に私も行きましたけれども、そこに行かずとだれかが見てて、何人そこで遊んでるなということがわかればそれはわかるんだけれども、あくまでそれは一部かなというような気がしているんですね、断定は僕もわかんないから。だから、すべてがすべて、この親水公園ができたがためにプラスというのはどうなのかなとっているものですから、その辺の考え方、チェックしているのだったらちゃんとお答え願いたい、わからなければわからないで結構なんです。

それから、TO-JI、ウエルネスといろいろと関連するから一緒にしてお尋ねしますけれども、例えばTO-JI博については事業の実績書が1年前19年当初できましたと、それを踏まえて当然そのメニューは、平成18年度の事業が主眼になるであろうからということで

やってきたと思うんですね、当然19年度は。そうしたときに、T O - J I博そのもの、宮田橋のところの大きな看板出てる、ことしの目玉みたいな形でね、すごく目立つんですが、何を総括して今後どう生かすのかというところが、お話しされたかもしれないけれども見えないものですからお願いしたい。

最後に、グリーンツーリズム、すみませんね、額だけの問題、別にこだわるわけではないんですけども、中身がわかれば結構です。ちょっと決算の数字だけ見ると年々減っていることがすごく気になっちゃうんです、僕は。数字は先ほど言ったから言いませんけれども、17年度から比べると約半分以下になったんですね、決算状況で見ると。そうすると、本来はもっと発展させて都市との交流とか田舎のよさということ売り出して、伊豆市民も農業をやる楽しみ、苦労するんだけども都会の人がすばらしい見方をしているなということで、誇りを持って休耕田対策の問題とか田畑を守るとか子供たちへの教育環境というのは、それこそ本当にすばらしい教育環境だと思いますので、発展させていきたいなと思っっているんですが、数字だけ見ると下がっている。その辺の理解をどう判断すればいいのかお願いしたい。議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（久保田義光君） まず、虹の郷の親水公園の契約の話なんですけれども、当初事業、予算で3,000万円の事業費があったわけなんですけれども、それには当初からウォーターゲート1基、手押しポンプ1基というのはもともと入っていたわけでございます。ですけれども、実際18年の予算を編成するときその1年前という形になりますので、そういう含めた中でやっていたということで、それから19年の契約のときまでに期間があって、相当金額が高騰してそのときの当初の契約の中では入れることができなかつたということでそれを外して契約をした。もともとこの事業は県の補助金をもらって3,000万円という事業費を持っています。そのままやりますと、当然補助金をもらっている中で返さなければならぬということも生じますので、生じたその入札差金を有効に活用するというので、その2基を入れるとちょうどその事業費にかなり近い数字になるということで、それを変更契約で入れさせてもらって契約して実質的に1,500円、最終的には1,500円の差額しか出なかつた。先ほども言ってますけれども、そのほかにもベンチとかポンプ室とかいろいろまだまだやりたいところがあったんですけれども、もともとその事業費でそこまではいかなかつたということで、その3,000万円の予算の中でできる限り近い金額でおさめたということでございます。

それと、虹の郷の入園者数がそれがすべて親水公園ができたことかということについて、すべてかということとはちょっと断定できないと思いますけれども、かなりその親水公園ができたことよっての効果はあつたのではないかと、このように考えております。

それと、T O - J I博の関係につきましては、18年度は1カ月だったんですけれども、19年度は期間を2カ月とかに延長しても実施をしておるところでございます、そういう点では観光客誘客にかなり貢献をしたというように認識をしております。

それと、グリーンツーリズムにつきましては、実際予算上のことでは220万円とかという

数字なんですけれども、ほかに体験農業とかいろんなところで市民農園とかそういうところで実際にやられてまして、予算的には220万円その部分ではなっているんですけども、市民農園とかほかの部分でそういう効果というのは出てるのではないかとということで、実際には予算上では220万円ということで少なくなったような形になりますけれども、実際のグリーンツーリズムの事業自体は発展していると、このように考えているわけでございます。

議長（堀江昭二君） それでは、これで木村議員の質疑を終了いたします。

それでは、55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時56分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、23番、三須重治議員。

〔23番 三須重治君登壇〕

23番（三須重治君） 23番、三須です。

19年度一般会計決算について3点伺います。

最初に、73ページの花いっぱい事業ですが、市民は市内を花いっぱいにし、市民や観光客が楽しむ観光立市としては大変重要な事業だと考えますが、この程度の予算で当初の目的が果たしているか伺います。

次に、同じく73ページの路線バス維持事業、一般質問でも取り上げられておりますが、路線バス維持の検討は過疎化の進む本市にとっては常に必要だと思いますが、路線バス問題協議会で話が進んでいる直近の内容を伺います。

次に、266ページからの災害復旧費、災害復旧は、二次災害の防止や被災者の不便の解消等の意味からも1日も早い復興が望まれるわけですが、多くの繰越明許が発生しております。速やかに測量、設計を済ませ、入札にかける努力が必要だと思いますが、そのあたりの意識と努力についてお考えを伺います。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 内容が個別具体的でございますので、担当の部長に回答させていただきます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは、花いっぱい事業について回答いたします。

決算額は391万8,602円でございます。事業概要といたしましては、市内全域を対象に花いっぱいコンクールを展開し、春夏秋で延べ65回、これは花壇等の数も含めてですけれども参加がありました。また、花飾り教室では、ハンギングバスケット教室とあわせて寄せ植え教室、さらにパンジーの苗づくり教室、そのようなものも4地区で実施をしているところでございます。

支出は、希望のあった各地区へ春夏に配布するパンジーなどの花の苗等共同の購入費といたしまして252万3,000円、そのコンクールでの参加賞といたしまして11万7,000円、その他の費用が19万7,000円でございます。また、旧4地区の公園等の花壇の管理をしていただいております4地区花の会への活動費といたしまして108万円の助成をしているところでございます。

この花いっぱい事業は、住民が地区の住環境をよくするための共同作業をしていくことによりまして、コミュニティー意識が向上したりあるいは市民の美化意識の向上につながる、そういうようなものの効果が期待できるということで考えてございます。

観光資源の面から見た花いっぱい事業に関する事業といたしましては、予算科目は異なりますけれども、小土肥地区の菜の花舞台、虹の郷でのハンギングバスケットコンテスト、休耕田の景観作物用の種子補助制度による菜の花やレンゲ、コスモス等の苗の配布などしております。また、予算書への記載はないんですけれども、静岡県のグリーンバンクの助成制度を活用しまして、各種苗木の支給を希望する地区へ配布いたしましたり、ほかにも桜のテングス病対策、そうしたものにもグリーンバンクの補助制度を活用しております。他に、この花いっぱい事業の予算だけではなくて、花に関連する市のほかの施策やそうしたものを総合して観光資源につなげていきたいと、このように考えています。

議員今ご指摘のとおり、花いっぱい事業は決して十分な予算とは言えないんですけれども、予算の範囲内の執行にとどまらずグリーンバンクなどの利用できる助成制度を最大限に利用いたしまして効果的な事業を実施できるように努めていきたいと、このように考えています。議長（堀江昭二君） それでは、続いて企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、三須議員の2点目の路線バスの問題についてお答えします。

路線バス問題対策協議会、実はこれは民間の方を8名含む13名の委員で構成されております。特には地元の区長さんとかそういった方々のご理解をいただきまして、その協議会を開いているところでございます。それについては、特に毎年4月、5月、6月の3月間で乗降調査、こういったものを行います。その結果をもって、この委員さん方にいろんなご意見をいただいております。直近の委員会の内容ということでございますので、それについてお答えしますが、まずその乗降調査の結果を踏まえまして、これをどうしていくかという視点でのいろんなご意見をいただくという点が一つ。

それから、代替手段がどういう方法があるのかどうなのか、この辺についても議論をいただいているところでございます。ちなみに、中伊豆路線については実はこれは国と運送会社の直接的なつながりなものですから、我々はなかなか口が挟めないという状況がございます。天城地区の場合には、10月1日より1便の廃止、それから、来年4月1日より2便の廃止というようなことのご理解をいただいて、協議会の内容になっておるところでございます。

それから、代替方法については、我々のほうとしていろんな資料を提供してございます。ただ、これは非常に難しい問題がございます、例えば一つの例ですと、いわゆる路線バスをそのまま維持するということになりますと、地域公共交通会議というこういう会議を開くことになります。それは自治体であるとか住民代表、利用者代表、県、運輸支局、問題はこの旅客自動車運送業者、こういった方々を入れて会議を開くということになっています。これが否決されますと、結果的には難しいという状況がありますので、おとといでしたか一般質問でありましたように、いわゆる無償で走らせる、こういったバスしか現状としてはなかなか対応策がないということから、それらもその問題協議会で議論して、市長の判断でそういったものを一回やってみようということになったという経緯でございます。これが内容というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、建設部長。

〔建設部長 鈴木幸司君登壇〕

建設部長（鈴木幸司君） それでは、3点目の災害復旧費についてお答えします。

災害復旧事業は、早急に復旧するのが原則だと私も考えております。しかしながら、災害は一般的には9月から10月ごろ多く発生して、国による災害査定が11月か12月ごろ、補助金の決定が12月か1月、それから入札をするというのが通常の流れとなっております。本来なら翌年度施工が順当ですが、一刻も早く復旧し被災者、住民の負担の軽減を図るということが目的でありますから、繰り越しを覚悟の上発注するというのが現状です。今後も早期復旧を目指していきたいと考えております。なお、平成19年度の災害につきましても、一般土木、農林合わせて62件中36件が年度内完成、26件を繰り越しているものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

三須議員。

23番（三須重治君） 後半の2件はわかりました。最初の花いっぱいについてだけ質問をします。

やはり今、この花を、きのうも市長の答弁にもありましたけれども、やはり市民の潤いコール観光客の潤い、そういうものを求めた観光地づくりというのが、特に今いやしの、そういう観光客のニーズですが、そのようなやつも北海道の富良野あたりに代表されると思いますが、やはり全国各地でそういった景観作物により誘客を図っていくという事業がとり行

われているところが多いと思いますが、非常にいいなと。私の住んでるほうでも、修禅寺から修禅寺奥の院の所までの修善寺八十八カ所の道路周辺をそういったような形でボランティアでいろいろ景観作物を何反歩かつくってくれておりますが、やはりなかなか面積が広がっていかない。ということは、やはり補助金は種子代ぐらいしかもらっていない。彼らも自分たちが楽しみたいという気持ちもあるわけですが、やはりその八十八カ所、そのルートを観光客が大変利用しておりますので、その人たちにとってもということも含めてのそういう景観作物をつくってくれてるわけですが、その辺もう少し事業として拡大していくような対応をしていく必要があるのかなと。そのルートだけでなく、ほかにやはりそういったところも探しながらやっていくというのが大事ではないかなと思ってこんな質問をしているわけですが、その辺のところは担当部長でなくて市長の考え方で答えていただきたいと思ます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 8月に県の砂防協議会の枠組みで北海道に研修に参りまして、第一義的には砂防工事を視察してきたわけですが、その中のルートの中に美瑛のまさに今ご指摘のような花畑がありまして、非常に広いところをボランティアで花を植えてきれいに整備をして、その中をトラクターで遊園地のような貨車を引っ張って案内してもらったんですけども、トラクターに乗るには500円なんですけど、その場合花園に入って楽しむのは実はただなんです。帰ってみると、これはボランティアで運営してますのでぜひ寄附をお願いします。もう喜んで入れるわけですね。500円でトラクターにも乗ってるんですけども、あえて、そうかこれみんな地元の人たちがボランティアでやっているんだといって500円ずつまた入れてるわけです。そうすると、そこに入場200円とされるよりも、何だ花見るのに200円かというよりもボランティアでやってます、ぜひご協力をなんていうと、逆に500円を喜んで入れてしまう。一つのヒントかなと実は思ってまいりまして、確かに行政の施策として、特に伊豆半島の道路沿いが決して景観がよくないと、これは観光客の皆さんからご指摘いただいておりますので、行政の一つの誘導策として、施策としてやることも当然考えたいとは思っておりますが、他方そのような他の成功例というの、いろんな知恵をフルに使うという意味で、場所場所、地域地域でいろんな組み合わせがあるかなというように考えております。

議長（堀江昭二君） いいですか。

それでは、これで三須議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第62号～議案第74号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第3、議案第62号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第74号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定についてまでの13議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第64号、議案第71号及び議案第73号について一括して、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第64号 平成19年度国民健康保険特別会計の決算認定から質問させていただきます。

中心は当然くどのようなのですが、19年度の決算認定どうするのかということなんですが、この会計だけは複数年度見ながらやっていかないとなかなか次の見通しが立たないという形になるんですね。それともう一つは、加入者の健康を保持するという意味合いから極めて重要な制度だと思いますので、3点にわたって質問いたします。

まず第1に、この会計の中の例えば収入の中の1%というのは、本当に何千万円という額になります。収納率については前年度とそれほど変わりません。しかしながら、年々収納率が下がっていることを見ると、その原因と対策をしっかりと分析する必要があると思いますので、どのようにお考えなのかお願いしたいと思います。

それから、2つ目に、当初の担当部長の説明、それから全協における担当課長の説明にありますように、退職の医療費が今年度19年度大幅に伸びました。そこでお尋ねしますが、国民健康保険税に、全くとは言いませんけれども、それほど大きなこの退職医療費の伸びが与えないのではないかとこの制度上思っていますので、そういうふうな考え方でよろしいのかどうかお願いしたい。

国保認定の最後の質問です。保険事業、極めて重要な事業だというように思いますが、今年度19年度は人間ドック見ますと、いろんな保険事業あるんですけども、直接的に市民とのかかわりというならば、人間ドックだけの決算なんですけれども、それでよかったのかなという感じがします。というのは、前々年度は総合健康づくり支援事業、それから前年度いわゆる平成18年度は国保ヘルスアップ事業とかいろんなことやられてきたんですね。その積み重ねの中で19年度に生かされるからということで人間ドックだけというふうにやられたのかどうかお願いしたいと思います。

次に、議案第71号 天城温泉会館事業特別会計決算認定について質疑を行います。

当初の予算の編成の折には、こういうふうに内容的に承りました。天城温泉会館の温泉を利用すると、それをセットにして健康食の改善、検討が今後の課題となっていると。健康食ではいいんだろうけれども、一般のお客さんに味の関係等々でなかなか広がっていかないということで、当時の担当部長は議会の場で苦勞をちょっとお話ししておりましたけれども、その点についてどう取り組んできたのかお願いします。

議案第73号 平成19年度上水道事業特別会計決算認定について質問いたします。

有収率が19年度は63.1%、こういうようになっているわけだけれども、それをどのように判断されているのかをお願いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 私のほうから基本的な考え方だけ申し上げますが、特に国民健康保険の収納率の低下、これはどこに本当に問題性や所在があるのか、負担の公平性が民主主義の大前提でございますので、生活を圧迫しているのかどうかその辺の実態をよく把握をして、血の通ったかつ公平性をしっかり維持した対策というものをしっかり練ってまいりたいと思っております。その他については担当の部長から回答させます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、1点目の関係につきましては、今市長が回答いたしましたけれどもそのとおりと、そのまた命を受けて私たちは原因と対策についてしっかり分析しながら進めると、こういうことをいたします。国民健康保険税につきましては、すべての加入者に課税がされることから納税についての理解を得ると、こういうのも一つあります。それから、もう一つは病気をしないから払わないというような悪質滞納者にあっては、資格証明書等の交付や財産差押えといった手続を厳しくしていきたいと、このように思っているところでございます。

それから、2番目の問題につきましては、65歳以上の退職被保険者は前期高齢者として健康保険の加入者割合による財政調整がされるため、医療費の伸びが保険税の伸びにつながるということは間違いのないわけでございますけれども、引き上げ率につきましては緩和されるということになるかと思えます。

それから3番目につきましては、保険事業の目的は医療費の削減を目的としたものでありますので、17、18年度に行った結果を生かし、より効果の出るような形で保険事業を展開していきたいと、このように思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは、温泉湯をセットにした健康食品の改善、検討概要につきましてはの回答をさせていただきます。

天城温泉会館利用者の多くは観光客でございますので、地元食材を生かした地産地消商品、健康食、また減塩によりますヘルシー料理の研究、開発についてはウエルネスセンターと共同で県のアドバイザーの石川先生や管理栄養士さんの助言を受ける中で、シシ肉のつくね、ところてん、シイタケを使ったつけ合わせ料理等試作品を完成しております。現在、主なメ

ニューといたしましては、山芋豆腐を使った天城定食、黒米うどん、ワサビそば等地域の特性を生かしたメニューで営業をしているものでございます。健康メニューとしての取り組みにつきましては、シシ肉を使ったしゃぶしゃぶ料理等を予約により注文を受けまして特別メニューとして提供しているところでございます。

ウエルネス事業等でのイベント会館利用者以外には、このメニューの予約がほとんどなく、特別メニューとして実際にはなかなか定着をしなかったというのが現状でございます。そうした中で、19年の4月の異動によりまして職員であります板前が1人いなくなりまして非常に厳しい状況に落ち込んでまして、パート職員で対応しているということもあり、新たなメニュー開発に取り組む環境になかなかないというのが現状でございます。

なお、今後は昨日からの一般質問にもありましたとおり、市長が答弁しております会館の方向性も踏まえた中で最善の努力をしていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長（堀江昭二君） 続きまして、上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） 有収水量率63.1%ということでございます。非常に低いとは担当課でも思っております。これは、管渠の老朽化等による漏水が主なものと思われま。これが大部分だと思えます。予算の許される範囲で速やかに老朽管の布設がえ工事を進めてまいりたいとも思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 国民健康保険の決算認定から少しお尋ねします。

冒頭質疑のときの話で複数年度ちょっと見させていただきました。19年度の調定額、いわゆる保険者から幾らもらおうというのがこれが調定額なんですね。予算と違うから、それこそこれが目標なんです。実際に収入調定額は幾らなのか。19年度、調定額は約でいきます、17億6,000万円ぐらい。それで収入済額、いわゆる幾らもらったのかというと13億6,000万円ですね。18年度と比べてみますと、調定額は19年度のほうが多いんですね。約500万円ぐらい多いんです。ただし、幾ら税として納めたかというのが、結果として1,200万円、約1,300万円少なくなっている。調定額は本来はこれだけ集めましよう、19年度多いんだけれども、結果としては入ったお金が18年度よりも少なかった。だから、トータルとして19年度の収納率は、前にも当初の決算の説明のときにあったと思うんですが、75.97%、18年度が76.93%、17年度がちょっと振り返ります77.20%と、残念ながら、多分いろいろと職員の方々は努力されてると思うんですけれども、どんどんと下がっちゃう。下がっちゃうと繰り返し言っているんだけれども、結局医療費は下がるということはまずなく上がっていくんですね。でもそれに見合った国保税をやろうとするんだけれども、実際に税そのものが下がっちゃう。そ

うすると、その差額がだんだん出てくるもんだから、ずっと長い目で数年後見ちゃうと結果的にまた国保税収入が実質収入が少ないもんでまた値上げだというふうな、苦労というか、悪循環とは言いませんが、ぐるぐる回っちゃってやっていくというようなところは、やっぱり本当に市長も冒頭述べられたが、本当に深刻になって考えていかななくてはならないと思うんですが。その中で、今部長がお話しなされた納税の理解というのは当然なんですね。

それから、何人かに私聞いてます、直接でなくて。病気にならないからいいんだと、俺は、国保税払いたくないという人も確かにいるということは聞いてるんですよ。なんだけれども、そういう人たちに資格証明を出すということは話は出たんですけども、そういう意味では負担の公平という意味では全国で今資格証明がどんどん出回ってるんだけれども、資格証明そのものの判断というのはしっかりと、私は今後のこととして、その話がたまたま出たのでやってもらわないと、本当に前年度のいわゆる所得に応じて今年度の国民健康保険税を払わなくてはならないもんで、それこそ急にリストラになったとか首切りになったとか、賃下げになった、賃下げということはないですね、自営業の場合は下がったときには払いたくても払えない状況というのはどうしたって続くんですね。だから、私はそういう意味で、もっと丁寧に負担の公平というのを、いわゆる一律に取れというような制度をやってませんので、本当にもっと詳しくどういう人たちが本当に滞納しているのかということをお願いしてやっていていただきたいなと思ってるもんで、その辺のことをお願いしたい。

あとはある程度わかりました。いわゆる退職者がふえても退職医療費交付金制というのは一つの制度がありますので、退職者の医療給付費及び療養費のかかった額そっくりそのまま退職医療費交付金で賄えるとは思いませんけれども、でもほぼそこに近づいてくると、国保税に直接影響しないということでは判断しました。

次に、会館はわかりました。今後の方向性というか市長も述べられておりますので、新たなメニューづくり、なかなか苦労されるかなと思ってるもんで、その辺は理解しました。

上水道事業会計についてお伺いします。低いなと思っている、私もそう思います。それで、そこでお尋ねしたいんですよ。19年度の収納率が63.1%なんですね。前年度幾らだったか、65.8%、その前の年、有収水量率が68.4%ということでどんどん下がってきちゃう。で、なぜ下がるのかなということをお尋ねしたいのは、平成18年度には熊坂、田沢、大京の導配水管を工事したと、土肥地区導水状況が把握できるように流量計を設置したと、こういう方向なんですね。本年度は茅野導水管、古川とか大京をやったと、もっと余り昔を振り返ると外れますから。

こう年々見てきますと、漏水対策というのは約4,000万円ぐらい、これは量水器の修理等とも含めてですからね。実質的に漏れがあるというのはちょっと別でしょうけれども、トータルで修理費、修繕費の中で約4,000万円から四千五、六百万毎年使ってるんです。通常考えると、だんだんと漏水するところが年を追うごとに少しかもしれないけれども減ってくるのかなと予測するんですけども、結果的にはどんどん有収水量率が減ってくるということ

がちょっといまいわからないもので、そのあたり説明していただけますか。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今、滞納の関係でおっしゃったことにつきまして、今回だけでなくて前回、その前もいろいろ言いわけも含めて対策の強化についてはやってきているわけございまして、議員のおっしゃるとおりであります。また、先ほどの市長のほうも冒頭の方針にも原因と対策というようなことも強く言うておりますので、それらを再度踏まえまして実施していきたい。

資格証明にあっては国の指針もあります。そういうものをきちんとした中でやっているわけでありまして、それらをもう少し厳しくすれば、もうちょっと上がるのかなと思いますけれども、国の指針もあることの中で実施をさせてもらって、それは少し滞納があるからといって子供が病院に行けなくなるとか、それから老人が病院に行けなくなるとか、そういうようなことも今の社会の中では許されないことでもありますので、国の指針を守りながら、また先ほどもお話いたしましたように、悪質なものにつきましての厳格な滞納処分というようなことを見きわめながらということで、なお一層頑張ってくださいですのでよろしく願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 続きまして、上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） なぜ毎年下がるのかということでございます。それと、導水管の布設がえを行ったのになぜ向上しないのかということでございます。総配水量をはかるのには、基本的には最初の配水池の出口、ここで大きなメーターをつけますのはかるわけでございます。ただ、現実問題といたしまして、このもとへつけるメーターが非常に大きなメーターでございまして、一基350万円から400万円ぐらいするような、メーターです、このメーターがちょっと古いメーターが実際出てきているそうでございます。それで、まことに申しわけないですけれども、本当のことを言いまして非常に本来の総配水量の把握というのが現実には難しい問題がございます。現実的には老朽管の布設がえと導水管の布設がえをやってくれば、これは実際向上していかなければならないと思いますけれども、逆にどんどん老朽化している部分もございまして、このあたりが微妙に減少している原因ではないかと推測するわけでございます。正直言いまして、本当に正確な原因といいますか、はっきり申し上げることができない状況でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 国保の悪質の定義というのは、滞納するからすべて悪質だということに見ないと。指針は出ていているんな国会論議の中で、悪質というようなところをきちっと見きわめていただくということの確認でよろしいですね。滞納するとすべて悪質になっちゃうと、ずっとほかの静岡県下で見えますと、伊豆市はそういう意味では何とか資格証明、ことしかどうかちょっとわかりませんがずっとなかったんですね。短期でずっとやっていて納税相談やっていたという意味では本当に、一概にいいとは言えないんですけども、きち

っとやっぱり現状を見ながら把握されていたのかなというふうに思いますので確認したい。

それよりもさらに重要なところお話を聞きまして、上水道有収水量率。今聞いててちょっとびっくりしましたが、上水道の事業会計の中で、常にこの報告書の中に年間配水量は、給水量はということで有収水量幾らと、ここに書いているんですね。年度ごとに少しずつ年間の配水量も当然のこと、わずかですけれども違ってくるんだけれども、今のお話を聞いてますと、年間の配水量さえクエスチョンマークだと。クエスチョンマークなんだけれども有収水量率幾らですよ。これだったら、もとをきちっと、幾ら配水してるのかわからないんだけれども、どこかで漏れてるかもしれないから漏水修理だと、これではそれこそ長いスパン考えたときにいいかげんな数値ですよ、これじゃ。もしそこで、本当に古くてきちっとした配水量がわからないというのであれば、正確にやっていかないとどこで漏れてるのか、どれだけのやってるのかわからないでしょ。そう思いませんか、もとがだめなんだから、今、話聞いてると。もとがだめなのに、有収率が下がるのはそこかなというような、そんないいかげんな決算、僕はちょっとどうかなと思いますよ。それで、よくその前にも給水原価とかいわゆる出した費用に対して幾ら収益があるのかということをしきりに言ってるじゃないですか。そういったときに、市民に説明つかないですよ、それじゃ。それだと、それこそ幾らの水道料にすれば本当にいいのかということ出てこないですよ。ちょっと聞いて、初めてなんですよ、びっくりしましたけれども、どういふように見解お持ちですか、それ。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 私の申し上げてるのは、今老朽メーターがもとの配水池にもあるわけです。そのメーターが多少読みがおかしいという部分もあります。これをつけかえたいんですけども、これにはもとをとめてメーターをつけかえるというのは非常に費用がかかることございまして、現実問題としてそれを、各水源から配水池までは導水管なんですけれども、本来そこにはつけないと思います。ですから、その次の配水池、総配水量を確認するために配水池の先にメーターをつけて総配水量を調べなければならぬんですけども、正直言いまして旧修善寺の時代にはついておりませんでした。そういうこともございまして、非常に事業費がかかる問題ですので、今回もないものにはつけてまいりましたけれども、確かに古いものがございまして、これをつけかえるには相当な費用がかかるので今ちゅうちょしていることはございます。

それから、決算状況とか給水単価、供給原価ですか、こういうものの算出、それから料金改定、これらはポンプアップ、動力をかけて井戸からポンプを上げる部分につきましては正確に水量を把握していかないとこれは動力費に影響していきますので把握していきます。ですけれども、料金改定に今反映しているのは有収水量で計算を行います。分母は有収水量です。ですから総配水量のところでは、私も修善寺地区しか本当はよくは知らないんですけども、いろいろな水源の状況がございまして、全部が全部総配水量を把握しなければ正確な供給単価とか給水原価を出せないということではございません。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） そうしますと、漏れてるか漏れてないのかはさほど問題ないということになりますね。ということは、わかりますよ。別に水源から取ってきて量水器をつけてるわけじゃない、その配水池から出ていく所ですよ、そこにメーターつけてるのは当然なんですよ。そこから出ていく水が幾らで、実際に各家庭とか事業所全部使ってるのは幾らということを経算するわけですよ。その差がひょっとしたら漏れがあるのかなとか、当然そこは消防で放水したらそれはないから、それは使わないと、絶対にイコールとはならないですよ、それは。漏水プラス使った水イコール貯水池から出た水とイコールならないことは当然知っていますよ。でも、今のお話だとどこが漏れてるのかわからないような対策というのはとれるんでしょうかね。ちょっとその辺がわかんない。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） どこが漏れてるか大したことじゃないなんてことは申し上げておりません。これは非常に重要なことでして、ただ表面に出てくる漏水、これは皆さんご存じのとおり職員が行って地元業者にお願いしまして直ちに修理していると思います。ただ現実問題は、上に出てこない漏水がどの程度あるかというのは、これはなかなか伊豆市の管路を全部探査しなければ発見できることではないんです。中には、大きな管ですと道路の陥没等が出てきますので、そういうことは非常に大変なことなものですから、漏水があってもどうということはないというような、そういう認識は持っておりません。

議長（堀江昭二君） それでは、これで木村議員の質疑を終わります。

続いて、議案第71号について、23番、三須重治議員。

23番（三須重治君） すみません。通告してありましたけれどもきのうの一般質問の答弁で、本年度中に結論がはっきりすることになりますので取り下げます。

議長（堀江昭二君） それでは、これで三須議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第74号までの13議案については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

#### 議案第75号～議案第83号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第16、議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第24、議案第83号 平成20年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの9議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号から議案第83号までの9件については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第84号～議案第92号の質疑、委員会付託及び討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第25、議案第84号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第33、議案第92号 静岡県市町総合事務組合理約を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの9議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第87号について、1番、西島信也議員。

〔1番 西島信也君登壇〕

1番（西島信也君） 1番、西島信也です。

ふるさと伊豆市寄附条例につきまして質疑をいたします。

ふるさと伊豆市寄附条例の制定により多くの寄附が集まり、伊豆市発展の一助となればまことに喜ばしいことだと思っております。さて、そこで、この伊豆市寄附条例の第2条に、事業の区分として次の4つが掲げられております。

1番目、豊かな清流を保全するための事業、2番目、里山の緑を守るための事業、3番目、未来を担う子供たちを応援する事業、4番目、歴史及び文化を保存するための事業、いずれも意義のある事業だと思っておりますが、これ以外は受け付けないのかという質疑でございます。

都会に出ていった人がふるさとを思うとき何を思い出すかといえば、自分が育った山や川、あるいは海などの自然、そして年老いた両親や近所のおじさん、おばさん、あるいは同級生、つまりふるさとへの思いは自然や人など多岐にわたっているのではないかと思います。寄附をしようとする人が、例えば伊豆市の福祉のために寄附をしたいと申し出ることは十分考えられることだと思います。その場合どのように取り扱うのか。福祉の項目は条例にないので寄附は受け付けられませんかとするのか、それとも別な方法があるのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 今回のふるさと納税制度以外にも寄附の制度が幾つかございますので、その詳細、仕組みについて企画部長に説明させます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、お答えいたします。

伊豆市には、既に一般寄附あるいは指定寄附ということで、寄附条例ではないんですが、そういう形での寄附の受付の門戸は開いております。ご質問の福祉のための寄附をしたいといった場合に、通常ですと一般寄附なのか指定寄附なのかということになりますが、今まで

の経過を見ますと指定寄附として地域福祉基金、これに積み立てております。これは現在4億円ほどございますが、こういう形での門戸は開いております。

ただ、今回ふるさと伊豆市の寄附条例につきましては、もう既に寄附条例の2条にございますように、この4つの項目についてのみ寄附を受け付けていこうということですので、それによって今回の条例は基金をつくるということ、それからメニューをつくって透明性を図ろうということから今回ふるさと寄附条例をつくったということです。ですから、一般的に伊豆市のために何か役立ててほしいといった場合には、一般寄附で受け付けることもできますし、それから福祉基金として積み立てたいというようなお申し出であれば指定寄附という門戸も開いているというようにご理解いただきたいと思います。

なお、この条例については、このふるさと基金条例を制定するときには当然伊豆市の税条例が絡んでまいりますので、これにつきましては5月の臨時議会で税条例を可決していただいたものですから、いわゆる今までは税額の適用下限といたしますか、それについては10万円ということだったんですが、このふるさと納税という制度ができたことによりまして、全部一律5,000円となっているということをご理解いただければというように思います。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。いいですか。

それでは、これで西島議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号、議案第87号、議案第89号、議案第90号及び議案第91号の5件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号、議案第85号、議案第88号及び議案第92号の4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第84号、議案第85号、議案第88号及び議案第92号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論ありませんので、討論を終結いたします。

それでは、これより4議案について順次採決を行います。

初めに議案第84号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 伊豆市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 静岡県市町総合事務組合規約を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第92号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第93号～議案第95号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第34、議案第93号 市道路線の廃止についてから日程第36、議案第95号 市道路線の変更についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第93号から議案第95号までの3議案については、議案付託表のとおり土木水道委員会に付託をいたします。

#### 議案第96号の質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第37、議案第96号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

1番、西島信也議員。

〔1番 西島信也君登壇〕

1番（西島信也君） 1番、西島信也です。

議案第96号 建設工事委託に関する協定の締結について質疑を行います。

3点、伺います。

1番目、この本契約の締結でございますが、なぜ入札によらないで地方共同法人である日本下水道事業団との1社随契としたのか。

2番目、契約の内容は、設計、発注、管理監督、検査等、初めから終わりまで事業のほとんどすべてと思われませんが、日本下水道事業団とはどういう性格、目的の団体か伺います。

3番目、同事業団の規模、受注実績は、どのようになっているかお伺いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの質疑に答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 本件は、大規模な事業でございますが、私自身、直接ほかに施工可能な事業者がないのか確認いたしましたけれども、このような結果でございますので、その詳細につきましては上下水道部長に回答させます。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） それでは、日本下水道事業団との協定につきまして3点ほどご質問でございますが、すべて関連しておりますので一括してお答えさせていただきます。

今回の契約の対象でございますが、土肥浄化センターの工事につきまして、これは污泥処理、それから監視制御に関する機械設備設置工事、それと電気工事が主なものでございます。この工事はそれぞれ密接な関係にありまして、工期も17カ月ほど必要となりますので、債務負担行為を議決いただいたわけでありまして、この工事を進めていく上で、設計から工事管理、監督、検査、引渡し、これまでの間、相当な高度な知識と専門技術が必要であります。ところが、下水道法第22条によりますと、このような建設工事に対しましては、専門的な技術職員を配置しなければならないという規定がございます。残念ながら、当市におきましてはこの専門知識や技術を持つ職員がおりません。また、職員として養成し勤務させることは大変不経済でございます。このように、専門的な技術職員がいない自治体に対して、自治体からの要請により、自治体にかわりまして業者選定、競争入札、それから建設工事、工事管理監督を代行してくれる、これが日本下水道事業団でございます。建設と申しましたが、実際の工事は一般競争入札で落札した専門業者が施工しまして、当事業団は、伊豆市にかわって指導管理をするものでございます。つまり、入札は事業団が一般企業に発注するに当たりまして一般競争入札を適用いたします。

このように、下水道事業に関しまして自治体からの要請を受けまして自治体にかわり業者選定、入札、建設、管理監督、それから国の会計検査の受検、これまでの一連の事業を実施できるのは日本下水道事業団法、これによります日本下水道事業団のみでありまして、地方

公共団体の下水道に関する行政を補完するために、平成15年10月1日、地方公共団体の趣旨によりまして運営される地方共同法人として、国土交通省の認可団体となっております。

このような一連の下水道に関する事業を市にかわって実施可能な団体はなく、ほかに競争する相手がいないということと、その業務の性質または目的が競争入札に適さないということで、伊豆市から事業団への契約は随意契約といたしました。日本下水道事業団法26条の2、下水道法22条の適用除外条項によりまして、下水道事業団が代行することにより本市としては専門的な技術職員を配置する必要もなく、一時的な職員の増員をしなくて済むわけでございます。

それから、日本下水道事業団の実績でございますが、当事業団は旧4町時代におきましても、それから最近では伊豆市になってからも本市に対して実績がございます。ご存じかもしれませんが、平成17年度、平成18年度にかけて債務負担行為をいただき白岩浄化センター、水処理施設の増設工事を行っております。また、県内の実績となりますと、神奈川東部、それから西部の浄化センター、沼津市、伊東市などの浄化センター、そして19の県及び市町の処理施設、また流域下水道の建設等の実績がございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

西島議員。

1番（西島信也君） 再質疑を行います。

上下水道部長のただいまの説明では、このような巨大な下水道工事には専門的な技術職員が必要であると、しかしながら伊豆市にはそのような職員はいないので日本下水道事業団に頼んだということでございます。それではちょっと細かいことになりますが、下水道事業団の技術職員の種別あるいは人数等どうなっているのでしょうか。わかりましたら説明をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 技術職員ということになりますと、まず土木の技術職員ですが、けれども195名、それから建築につきましては34名、機械の専門技術者これは90名、電気が69名、水質が14名ということで、私の手元には平成20年4月1日の人数ということでございます。なお、事務のほうにつきましてご質問はありませんでしたけれども、76名ほどの職員がございます。合計478名ということになっております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 西島議員。

1番（西島信也君） ただいまの上下水道部長の説明、先ほどから大変わかりやすく私もよく理解ができました。

以上で質疑を終わります。

議長（堀江昭二君） それでは、これで西島議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第96号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第96号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより本案について採決を行います。

議案第96号 建設工事委託に関する協定の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第96号は原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月26日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知をいたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午前11時59分

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 議案の修正

議長（堀江昭二君） 初めに、議案の修正の申し出がありました。

議案第86号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての中で、別表中、学校医、学校歯科医の「50,000円を超えない範囲内」を「年額50,000円を超えない範囲内」に修正したいとの申し出がありました。

この申し出のとおり修正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認め、修正を許可することに決定しました。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、今定例会初日の8日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 19番、塩谷尚司。

ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、総務常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果を申し上げます。

初めに、企画部の関係であります。当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。当議案の審議においての質疑の主なものであります。まず委員より、概要書20ページ、投資的経費が昨年と比べわずかだがふえた理由と、将来に向かっての発展なるものはあるかとの質疑に対し、火葬場建設、災害復旧、中伊豆の特別養護老人ホームの建設補助がふえたこと

が主なものである。投資的な考え方として、天城給食センターの増築は、土肥との統合を図ることによる行政のスリム化ととらえることができます。土肥中学校の耐震補強については学校の安全・安心、市道上和田線の工事については雇用の創出であるシダックスとの連携を図るということもありますので、そういった部分では無駄のない、先を見た投資と考えていますとの説明がありました。

続きまして、総務部の関係であります。決算書15ページ、市税不納欠損額が18年度よりふえている理由はとの質疑に対し、大口の不納欠損者が2件、1億2,000万円ほどあったので、前年度との大きな差が出ています。競売などできなかったものを不納欠損するので、外的要因があると思いますとの説明がありました。

次に、委員より、決算書77ページ、新グループウエア導入委託料について、職員が使いやすくなることはよいことだと思うが、これだけの予算を使ってどのくらいの効果があったのかとの質疑に対し、これまで使っていたグループウエアが、今後保守・管理ができないという状況になり、やむなくかえましたが、いろいろな業者がある中で効果や経済性を考え、一番経費が安かったものを選定いたしました。これは業務上どうしても必要なもので、新しく買いかえたということですのでとの説明がありました。

続きまして、市民環境部の関係であります。委員より、決算書139ページ、伊豆市沼津市衛生施設組合負担金が1億3,000万円ある。特別に施設の修理などがなければ毎年このくらいの負担があると思う。伊豆市では伊豆聖苑ができたが、この組合の火葬事業について今後の見通しはとの質疑に対し、起債が終わらない間は、毎年このくらいの負担金だと思っています。伊豆市では2つを経営することは財政的にもどうかということもあり、伊豆市沼津市の火葬場については沼津市と協議を始めています。今後の運営については協議次第ですとの説明がありました。

次に、委員より、決算書141ページ、し尿処理プラント管理事業の施設改良工事は、事業費の3分の1くらいかかっているが、どのような内容か。計画中の新しい施設ができるまでの出費予想はとの質疑に対し、し尿から肥料をつくる乾燥設備の改良工事と、投入をしてすぐに水で前処理する部分の腐蝕や老朽化しているところを工事したものが主です。市の財政が厳しいので思うようにいっていませんが、毎年少なくともこれくらいの維持管理費は必要かと思えますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託された議案第61号につきましては討論はなく、採決の結果全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、福祉文教委員会所管科目について、審査の経過

と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、小中学校のバスの借り上げ料について、トータルで18年度は770万円、19年度が919万5,000円ですが、ふえた理由はとの問いに、市バスは18年度2台、19年度は1台になったので、民間のバスを利用したからですとの答弁がありました。

図書館事業、各図書館の図書購入費は修善寺500万円、土肥、天城、中伊豆がそれぞれ約80万円ですが、図書購入費として十分ですかとの問いに、金額的に幾らをもって足りているかというのはわかりませんが、予算的には毎年減っている状況です。19年度についてはその予算の中でより頻度のあるもの、利用のあるものを選定して、予算が減った分、質のよいもの、利用のあるものを選び、司書と事務員の選定の努力により賄っている状態ですとの答弁がありました。

決算書209ページ、小学校一般事務事業、臨時職員賃金についてどのような仕事をしていますかとの問いに、特別支援員、クラス支援が14人、図書館司書1人、学校事務員、修善寺南小学校1人、用務員が土肥南小学校1人、合計18人分の賃金です。支援員の仕事の内容は、各クラスに落ちつきのない子がいるので、そういう子供たちの面倒を見ているとの答弁がありました。

決算書121ページ、生活保護扶助費、生活保護を受けている人は何人ぐらいいますか。また、保護の申請が通らなくて困っている人はいませんかとの問いに、保護を受けているのは120世帯、145人です。申請で断ることは一切していません。相談をじっくり受け、中には他の制度で十分救える人がいます。その場合にはアドバイスをし、その担当者と一緒に行って相談をしています。決して入り口で断ることはしていませんとの答弁がありました。

決算書101ページ、地域生活支援事業の精神相談・地域活動センター委託料、相談だけでこれだけの決算になるのですか。他のサポートはありますか。また、他との連携体制はとれていますかとの問いに、相談事業だけです。5カ所へ委託をしています。最初は一番近い田方ゆめワークだけという話もありましたが、身近なところより少し遠くを選ぶ傾向があるので、5カ所すべてのところと委託契約をして、24時間利用できる状態になっています。電話での対応ですが、その後市と連携をとって保健所と一緒に家を訪問するというつながりも持っています。緊急時は保健所と警察が対応することになっていますが、場合によっては措置の入院、施設へ入所することもありますとの答弁がありました。

続いて、127ページ、老人保健法事業、基本検診委託料がふえた理由はとの問いに、今までは検診の希望調査をして希望者にだけ通知をしていましたが、介護予防の新しい施策で、特定高齢者をなるべく多く把握しなければならない中で、65歳以上の人全員に検診を受けていただくよう個々に通知しましたので、受診者がかなりふえたことが原因ですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第61号 福祉文教委員会所管科目に

については挙手多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 20番、関邦夫。

議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に係る観光経済委員会所管分について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、平成19年度の竹炭の補助金利用者は何人だったかとの質問に、補助金の利用者は2名でした。放置竹林を解消するように進めてきましたが、それをやってくれる人がいない、また炭も利用者がなく売れないという状況で、今後さらにPRを行い進めていきたいとの答弁がありました。

地産地消推進事業はどのように進めたのか。また、今後の施策はとの質問に、平成19年度は伊豆市の特産物を使った料理のレシピを3,500部作成し配布したところ、非常に好評でした。弘法芋の栽培に、種芋代、転作大豆の助成、学校給食では月に一度、伊豆市の地ものを使った献立を進めています。なお、今年度はシカのジビエ料理を地産地消につなげたいと考えていますとの答弁がありました。

153ページ、畜産業費の畜産振興対策事業の14、おがこセンター敷地借地料5万7,240円。おがこセンターは何十年も使われていないが、どうして借地料が払われているのかとの質問に、おがこセンターは恐らく国の補助を受けて設置したと思いますので、年数的な制約があることも考えられます。その点を確認して問題がなく、センターを使わないということであれば、撤去をしたいと考えています。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に係る土木水道委員会所管科目について、審査の経過と結果を報告します。

初めに、上下水道部所管科目についてですが、補足説明、質疑はありませんでした。

次に、建設部所管科目についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。審議の過程における質疑の主なものは、市道維持補修費の中の修繕料は区の要望のものですかとの質疑に対し、基本的には地区からの要望で63件実施しましたとの答弁でした。

次に、地方道路整備事業の柿木橋工事の予算関係はこれで終了ですか。20年度にあったと思いますがとの質疑に対しまして、基本的に今年度事業で終わっていますとの答弁でした。

次に、市道上和田線の改良工事が平成20年度に終わることになっておりますが、現状では無理のようです。計画はどうなっておりますかとの質疑に、県の道路財源の関係で平成21年度にずれ込むとの答弁でした。

次に、地籍調査の進捗状況と今後の予定についてとの質疑に対し、平成19年度末の進捗率は5.19%で、今後の計画は21年度に第5次計画が終わるとのことで、その次の10カ年計画に入っていくが、調査はとても終了しそうな状況ですとの答弁でした。

次に、都市計画区域見直し業務委託をして、どのように見直しをしているのかとの質疑に、平成19年度は修善寺以外の3地区について基礎的データの調査を行いました。この結果から推察すると、都市計画的制度の適用する意義は低い状況にあるとの答弁がありました。

次に、県営一般農道中伊豆修善寺地区の計画はどのようになっているかとの質疑があり、当局から、平成22年度、23年度に大見川に橋梁をかけて完成する予定との答弁がありました。

次に、県道修善寺天城湯ヶ島線合併支援重点道路矢熊地区については順調に進捗しているが、日向地区の状況はどうかとの質疑に対し、鮎見橋から旧消防署の先まで緊急地方道路整備事業で実施しており、この区間で2件ほどの建物移転がかかりますので、1年おくれて、完成が22年度末くらいまではかかるとは思います。詳細なことはまだ聞いておりません。また、この先から消防署方向は県施工の合併支援重点道路事業で実施しており、この事業につきましては平成21年度末までと聞いているとの答弁がありました。

次に、市営住宅の平成19年度住宅使用料の収入未済額が現年分380万円で、過年分、駐車場を合わせると1,400万円となり、回収できていない未納分ですねとの質疑に対し、滞納者については職員がお宅を訪問し、滞納分と月分の家賃の徴収の実施や、分割納入による方法など対策をとり、滞納者への対応を実施しておりますとの答弁がありました。

次に、大平地区から日向地区へのアクセス道路はどのような計画になっておりますかとの質問に対し、1人の地権者の方のご理解が得られず、大変苦慮しております。また、時間も大分経過していますので、このあたりで路線の若干変更や一時休止などを含め、判断をする時期に来ているかなと考えていますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第61号の本委員会所管科目は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で土木水道委員会所管の委員長報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時54分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各委員長の報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第61号 一般会計決算認定について、反対討論を行います。

平成18年度から何を学んで、今年度すなわち平成19年度何を重点に予算編成したのか、本当に当初もそうですが今もそうですが、わかりづらい予算でした。何を基準としたのか、聞こえてきたのは前年対比7%マイナスの予算編成でした。これだけの指標では、住民の生活がどうなっているのか、市民は全くわかりません。

地方自治体にとっては税源移譲と定率減税の廃止、財政規模としては大きな変動はありませんでしたが、住民にとっては所得税の減税と住民税の増税という、税源移譲だけならば1年を通して増減が相殺される仕組みでしたが、定率減税廃止分だけは確実に増税になりました。生活が大変になっているという認識のない予算編成だったことを指摘しておきます。

例えば、3歳未満児の児童手当が月額5,000円から1万円に引き上げられました。年間にして6万円の支給増です。児童手当がふえること自体は否定すべきことではありませんが、平均的な子育て世帯では、増税額が児童手当の増額額に匹敵するかそれ以上になっています。少子化で大変といいながら家計への応援はほとんどなし、逆に遠距離通学費の保護者負担が最もふえた年となりました。

高齢者の生活も大変です。2006年、住民税の公的年金控除を縮小、老年者控除廃止、高齢者の非課税限度額廃止で大変な生活を強いられています。地方自治体は、住民の生活をよく見て住民を守るという立場に立つべきです。これについては、乳幼児医療費助成での具体的な支援策などに、小さな子供を持つ母親から大変喜ばれております。

合併の真髄とも言ってきた住民と協働のまちづくりという観点で業務に当たってきたのか、当局の姿勢を指摘しておきます。保育園の民営化問題、最終的には保護者は民営化の道を選びました。そこに行き着くまでは、保護者の多くが民営化がいいのか公立のままでいいのかわからない、もっと話し合いをと望んでいたのに進めていったこと。市の最大の課題であったごみ焼却場建設に当たっても、ごみ減量化の流れの中で打ち出さず、建設先にありきの方針はいまだに変えておりません。菊地新市長が述べられました。ごみ減量化の目標が市民のものになっていないと。市民協働のまちづくりは時間がかかります。しかしながら、市と住

民との強固な信頼関係がつくられます。私は、伊豆市発展の原動力はここにあると思います。

次に、施設を少なくすれば財政的にも効率的な運営ができるというのは、私は一面的だというふうに判断しております。教育関係で総括質疑の中で少しお聞きしましたが、土肥給食センターの廃止などで450万円浮いたということですが、給食の材料を入れていた土肥の商店の方々の売上額は、約920万円消えていきました。施設がなくなるということは、地域経済が衰退していくという要因にもなるということです。

最後に、来年の予算編成には市民にわかりやすいように具体的な政策を望みます。と同時に、財政の裏には常に市民の生活があることを忘れないでほしいと思います。それぞれの担当でこの予算を執行すれば市民生活がどうなるのか、市民がわかる説明を強く要求いたします。対前年比幾ら金額がふえました、減りましたという説明はもう終わりにしましょう。どうして、なぜという説明をぜひともやっていただきたい。改善を求めます。

合併して5年になります。町単独では財政が厳しくて生き残れないと言っていた。だから合併したのに、また財政が厳しいという。何のために合併したのかわからない。怒りとあきらめの市民がたくさんいる現実を直視すること。自然現象でそうなのではないでしょう。政治を動かすのは人ですから。伊豆市に住んでやっぱりよかったと言われるように、その責任と原因と反省、そして解決策を見つけてこそ、やはり明日が始まるというふうに思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

18番、木内一郎議員。

〔18番 木内一郎君登壇〕

18番（木内一郎君） 木内一郎です。

賛成討論を行います。

19年度の決算報告は163億4,000万円、支出決算額は155億6,800万円、その差し引き額の7億7,000万円は次年度への繰越財源になっています。決算総額は前年度に比べて歳入歳出いづれも増額になっていますが、その主な要因は税源移譲による市町村税や、新火葬場建設にかかわる起債、台風4号、9号による農林土木災害復旧費の増額によるものであります。歳出決算額155億6,800万円のうち主な増額部分は、新火葬場建設工事に伴う増額部分、熊坂保育園の補強工事、障害者自立支援事業費及び災害復旧費の増によるものであります。

財政指数状況は、実質収支比率6.5、実質公債費比率15.1、財政力指数0.616についても、ほぼ健全だと言えます。しかし、今後の地方財政は、地方税収や地方交付税の原資になる国税の収入の伸び悩みが予想される中で、社会保障関連経費、公債費が高い水準で推移していることを考えますと、今後大幅な財源不足が生ずる危惧があります。

また、一般会計より公営企業や関連する諸団体に繰り出している20億5,000万円の負担金や補助金についても、今後見直す必要があるように思います。

以上をつけ加えて賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による討論を終わりました。

討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第61号 平成19年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

議案第62号～議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第62号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議案第74号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定についてまでの13件を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 議案第62号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

補足説明はなく、質疑を行った結果であります。まず委員より、財産の売り払いということで公募をし、応募する人がなかったようだが、ある程度安くてもそれなりに売却していくのがいいと思うがとの質疑に対し、今回公募した本立野は売却されました。柏久保の線路際の三角地は評価額約1,500万円になりますが、形が少し悪いということもあり応募者がありませんでした。応募の規定の中に、公募して不調になった場合、次は随意契約できることになっていますが、随意契約の場合も売却予定価格は固定資産評価額の1,500万円になります。これで随意契約による売り払いができなかった場合には、その後価格を何らかの方法で下げることが可能になっていますとの説明がありました。

次に、委員より、監査委員の意見書には、天城湯ヶ島地区は特に処分を急ぐべきとあり、月ヶ瀬の毛勝原は、これから道路が入り予定より高く売れるかもしれないがとの質疑に対し、月ヶ瀬の毛勝原については、天城北道路のインターが国道414号線と平面交差する付近になるということで、旧天城湯ヶ島町がある程度一括購入し、効果的な利用方法を考えるということだったと思います。今すぐに処分するよりも、平面交差が入るときの状況を見ながら対応したほうが、まだ効果的ではないかと保留状態にしてある状況ですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託された議案第62号につきまして

は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主な審査の経過と結果について報告いたします。

補足説明はなく、質疑を行った結果であります。委員より、収入未済額の回収見込みはとの質疑に対し、毎年5,000万円から6,000万円ぐらいの収納がありますが、現年度分が約1億円ずつ滞納となっています。5年経過しているものは徴収権の消滅になりますが、財産の差し押さえ等で時効の措置をします。強制的に公売等がされていけば、ほかの税と同じように徴収できます。ただ、回収見込みがないからといって、国民健康保険に加入したままの状況になっている方もいるので、すぐに全部不納欠損で処分したくないというのがありますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第64号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案65号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第66号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、今回の決算を見ると基金が毎年ふえているが、保険料を見直す考えはないかとの問いに、1号保険者の介護保険料は、3年周期で3年間の給付費に対し、19%を支出するのが基本になっています。ことしは改正の年で、3年分の給付費の予測をつけて、1年目、2年目の年は基金の積み立て、3年目はそれを取り崩して運営していく制度になっています。来年度以降のものについては今試算をしていますが、これら基金のことも考慮しながら決めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、95ページ、特定高齢者施策事業費、介護状態になりそうな方に支援事業を行っていますが、その効果が数字でわかりますかとの問いに、特定高齢者施策として主に行っている事業は、転倒予防教室、筋力向上トレーニング、認知症予防と閉じこもり予防ということで、アクティビティ事業を行っています。効果については年1回、実施前と実施後に基本チェックリストとアンケート調査、握力などを見ます。転倒予防と筋力向上については年80人から100人の方が参加し、その中で介護に移行するのは三、四人、あとは現状維持か一般高齢者になっているので効果は上がっています。アクティビティについても、年1回評価を行い、二、三の人が認知症に進み、介護に移行しますが、ほとんどの方が現状維持ですので、年を

とっても現状維持でいるということはそれなりに効果があったと見ています。

以上、審査した結果、反対討論があり、採決の結果、議案第66号については挙手多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 20番、関邦夫。

議案第70号、71号、72号について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第70号の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、湯の国会館の入館者数のうち市民の内訳はとの質問に、昨年度の入館者数7万5,636人のうち、市民の利用者は大人が3万2,007人で、小学生以下は4,519人、合計3万6,526人で、48.3%になりますとの答弁がありました。

昨年比微減の原因の一つに湯の国会館に来ていたお客さんが、近隣の施設へ流れているとの説明があったが、今後の対策はとの質問に、湯の国会館の温泉自体はほかに比べて自慢ができませんが、施設は約20年が経過し、老朽化していることが入館者数減少の最大の原因でした。そこで、少しでもきれいにしようということで今回改修工事を行いました。今後の対策としては、市内の老人クラブの方々におふるに入ってもらい、食事つきで1日ゆっくりと過ごしていただけるようなパッケージをつくり、ご案内したいと考えています。また、法事・宴会については広報を利用して市民への周知を図り、さらなる誘客につなげたいとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定するものと決しました。

次に、議案第71号の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、天城温泉会館は、温泉施設、文化施設などの複合施設となっているが、各部門の経営について支配人としての見解はとの質問に、まず劇場ホール、夕鶴記念館に関しては収入が伴わず、約1,800万円の赤字です。ここでは公共の文化施設的な利用となるのでやむを得ないかと考えています。レストランは約300万円の赤字で、売店は約60万円の赤字です。もう少し頑張れば、この部門に関しては黒字に転換できるかなと思っていますと答えました。

温泉については、加温するための燃料代、また冷暖房等の電気代に多額の費用がかかっていて、約3,000万円の赤字であると思いますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定するものと決まりました。

次に、議案第72号につきましては、特に質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、議案第70号、71号、72号の報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第63号、67号、68号、69号、73号及び74号について、審査の経過と結果をご報告します。

初めに、議案第63号 平成19年度伊豆市天城北道路用地取得事業特別会計歳入歳出の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。審議の過程における主なものは、この会計はこととして終わりですかの質疑に対しまして、平成20年度をもちましてすべて完了いたしますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第63号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成19年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当局から補足説明はなく、質疑を行いました。審査の過程における質疑の主なものは、簡水施設の数を減らし、上水道会計と統合していく考えについての質疑に対し、国の指導のもとでできるだけ簡水を統合ないし上水道に統合しなさいとの指導もありますので、今後検討していきたいとの答弁がありました。引き続き統合についての質疑があり、ラインがつながっていないと統合できないのかについて、ラインをつなぐハード統合と、つながないソフト統合の説明がされ、2年ほど前より国でもソフト統合でもよいとの考えを示しているとの答弁がありました。また、追加説明として、統合の際にはそれぞれの施設の違いもあり、それにかかわる経費の違い等の問題が生じかねないため、できる限り施設同士をつなげたいとのことでした。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第67号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成19年度伊豆市下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。審議の過程における主なものは、中伊豆地区の特環事業分は、平成19年度どのあたりまで実施したのか。また、20年度の事業予定についての質疑に対し、19年度は戸倉野の入り口部分、宮上橋ですね、まで、20年度は現在工事中ですが、柳瀬と宮上との先あたりとの答弁がありました。

また、下水道事業は単年度事業ではなく、目的も河川の浄化ということもあり、膨大な金額と年数が費やされることとなる一方、法的にも事業認可済の整備区画等の問題があり、難しいと毎回聞いておりますが、財政の厳しい状況の中で、この事業をどこかでラインを引いて終わりにし、合併浄化槽に代替したほうがよいとの質疑に対し、平成24年度までの事業計画について事業認可をとっておりますので、そのところで計画を見直そうと考えており、そのためには事務的に県と協議して話を詰めていこうと思っておりますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第68号は原案のとおり認定すべきものと決しま

した。

次に、議案第69号 平成19年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で議案第69号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第73号 平成19年度伊豆市上水道事業会計決算の認定につきましては、当局の補足説明後、質疑を行いました。審議の過程における主なものですが、収益的収入の給水収益の金額が出ているが、0.8%減となっているとのことですが、これは水道水のものの給水量が減ったから金額が下がっているということですかとの質疑に対し、0.8%は金額ですとの回答がありました。

また、収益的収支の中で、水道料の不納欠損が700万円あり、この内訳はどの質疑に対しまして、内容は行方不明者、死亡者、倒産と回収困難なもので、件数は145件、そのうち大口案件として1件旅館があったとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第73号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第74号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定につきましては、補足説明はなく、質疑を行いました。審議の過程における主なものは、本事業特別会計は、現在会計そのものは利益を出しておりますが、長期的に見たときこれは一地域で行っている事業であるため、行政がやっていいのかなと思ひ、地域に移管するなどの方法は考えられないかとの見解を求めたことにつきまして、温泉事業については土肥の歴史の中でいろいろな事情があって町営に移管されることや、民間企業に移管しても、施設が国道の中にある等のことを考慮すると難しいのではないかと。また、指定管理者制度については、少しは明かりが見えるかなというところだと思ふとの答弁がありました。また、一般会計の温泉事業を本特別会計に統合することについても検討していきたいとのことでありました。

ほかに、温泉の料金体系が新しいほうと古いほうとでは違うという話を聞いたことがありますが、問題にならないうちに検討したほうがよいのではないかと質疑に対し、古いほうは定量制で1カ月3,600円、新しいほうは計量制でトン当たり120円ぐらいです。定量制のほうは8割ぐらいですとの答弁がありました。委員より、料金制度についてはこのままでいいのかなと考えると問題が起きる前に検討していくべきであるとの再度意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第74号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、議案第63号、67号、68号、69号、73号、74号についての委員長報告を終わります。議長（堀江昭二君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第62号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第74号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定についての13議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長の報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第64号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第64号 国民健康保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

国民健康保険の財政を維持する、その困難さは国の負担割合をこの20年間で50%から35%へ、金額で約1兆6,000億円も引き下げたこと、これが最大の問題です。国に補助率を上げるようぜひとも要請していただきたいと思えますし、地方自治体としてそれは当然の行為だというふうに私は考えております。

国保加入者というのは、退職者、職のない人、低所得者などの加入が多くて、もともと加入者が支払う保険料だけでは、なかなか会計が成り立ちません。所得の低い人に重い負担のしかかる仕組みでは、払えない人が増加するのは当然の結果であります。保険料を払える水準にするためにも、国保会計に一般会計から財政支援を積極的に行うことを求めます。

もう一つ、国保会計について大事なこと、総括質疑で質問いたしましたが、いわゆる滞納問題です。そのときに、悪質滞納者には資格証明書を出すというふうなお話も一部ありました。そうしますと、悪質とは何か、このところを市民にわかるように明文化していかないと、どんどん悪質、全部悪質になるかもしれません。例えば居住地、いわゆる家があったりとか、田畑があるんだけど、財産がある、しかしながら収入がなくなった、この方が悪質者か。当然今の政治状況から見まして、去年はある程度収入があったんだが、ことしになったら急に仕事なくなったとか首を切られたとか、事業がうまくいかなかったとかさまざまなマイナス面があります。国保税というのは、去年の所得に対して税金を払うと、こういう仕組みなんです。そうしますと、本来は払わなくてはならないんだけど、払えないという状

況の方々を悪質と見るのかどうかということに当然なるわけですから、繰り返しますが、悪質とは何か。国会のほうでもこれは大いに論議になりましたけれども、ぜひとも市民にわかるように明文化をお願いしたいと。

と同時に、生活者の実態をきちっと見ながら、それこそ納税相談活動というのは、やはりやっていただきたい。当然自分の生活を優先させて国保を払わない方も、中にはいらっしゃるでしょう。そういう方にもやはり生活実態をきちっと、全部が全部把握できないでしょうけれども、納税相談でやっていただいて、懇切丁寧をお願いしたいと思います。

今、一般会計から財政支援をとという要求をいたしました。国保は特別会計だから独立採算にすべきという考えは、私は成り立たないと思っています。一般会計の中の事業を幾つか見てみますと、具体的なことは申しませんが、それだけが矢面に立ちますから言いませんが、特別会計にその事業を移したときに赤字でつぶれてしまうというものがあります。一般会計という隠れみので見えない、守られているだけです。戦前の旧国保法には相互扶助という精神だよという文言があるんですが、現行の国保法では、国保制度の目的は社会保障及び国民保健の向上に寄与すると明確にされております。社会保障制度として存在するという認識に立って検討することを強く求めます。

以上で反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

21番、小野忠宏議員。

〔21番 小野忠宏君登壇〕

21番（小野忠宏君） 21番、小野忠宏です。

反対討論が出ましたので、賛成討論を行いたいと思います。

伊豆市は、ただいま高齢化が急速に進展しております。高齢化するということは、一般的には病気がちになって病院に通う人が多くなる、あるいは病院に通う回数が多くなる、その結果として我々一般市民の健康保険税も負担率が多くなってくると、こういう仕組みになるはずでございますけれども、現実には伊豆市の国民健康保険税は静岡県の中でも本当に下から何番目か、本当に私は大変結構なことだと思っておるわけです。この要因は、伊豆市は環境がいいからお年寄りになっても健康でいられるんだよ、これも大変結構なことでございます。

しかし、それだけではありません。行政当局の市民の健康を考えた事業、それらの努力、これらがその結果をもたらしているということも言えると、私は思っておるわけでございます。健康診断、健康相談、健康体操教室ですか、そんなものもありますね。それから人間ドック、それからこれは特別会計ではございませんけれども、ついせんだっても行われました敬老会へのサービス事業、こういったことがすべて市民の健康をよくしているんだと、私はそのように解釈をしております。その結果としてそういう結果になっておるわけでございまして、これは特別会計の私は賛成をする、まず第1番目の論拠でございます。

本来、健康保険あるいは生命保険なんかもそうですけれども、相互扶助でございますので、外部からの補助とか何かは余りないで、その中だけでもって独立してやられるのが理想でございます。財政の中をよく見ますと、全体で四十一、二億円が使われております。その中で2億円くらいが一般会計から繰り入れされていると。これがございますので、私は大変財政的にもそれも、公債費もまあまあ少ないし、積立金もしっかりやっておりますし、大変結構だと思っておるわけでございますけれども、繰入金が2億円くらいありますので、本来は独立を目指して、やはり行政当局はさらに努力を積み重ねていただきたいと、このように思っております。

以上、2つのことを申し上げまして賛成討論を終わります。以上でございます。

議長（堀江昭二君） 議案第66号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

先に反対討論、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第66号 介護保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

年金暮らしの夫婦の方からこんなお話を聞きました。買い物に行くと何から何まで値段が上がっていると。生活費に使える年金が少なくなって、200円、300円をどう使うかという毎日ですと話してくれました。お年寄りの生活の目線でこの会計をぜひとも見ていただきたいというふうに思います。

介護保険利用料の軽減を求めます。保険料については、減額または免除ということで生活困難者の実態に合った内容になってきたのかどうかと。大分前につくられたものですから。そのことは別にして、保険料の減免、免除については具体的な基準があります。そうであるならば、介護サービスの利用を受けるに当たっても同じ配慮が必要なことを、私は去年もおとしも市当局に要求してきました。決算認定に当たってとしも要求いたします。

常任委員会の中でこの辺は少し論議になったんですが、その委員会の後、私は長寿介護課に出向いて、担当職員の方から低所得者の方への軽減内容についてお聞きしました。施設入所者に対する食事や居住費の、低所得者の方への軽減措置があるということは改めて認識いたしました。私がずっと求めているのは、在宅介護サービスの利用料の軽減です。伊豆市介護保険条例施行規則には、居宅介護サービス費等の額の特例の設定があります。しかしながら、どういうときに利用料が減免、免除できるのかが具体的にありません。規則はあるのですから、介護利用者のために活用できるように規則をつくってください。具体的に提案をいたします。

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、短期入所生活介護の利用料の軽減を求めます。生活費には税金をかけない、これが日本の税制度の原則、基本です。住民税非課税世帯を基準に利用料の軽減の検討を要求します。基金がふえているのですから、何

もしないということはないでしょう。

最後に、家事支援サービス、家族同居でも可能ということが、厚生労働省が再度通知を出しましたが、このことについて市から介護保険事業所への周知徹底を願います。8月25日付けの事務連絡では、生活援助等において同居家族などがいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないようにすることを求めています。すなわち、同居家族がいる人には今言った生活援助ができないよと一律に切っちゃだめだよという通達です。この通知とあわせて、家族が就労等のために日中独居となるケースについても、場合によっては生活援助を受けられるやむを得ない事情に該当するとした神奈川県川崎市のマニュアルを参考情報として厚生労働省は配布しております。ぜひともこの辺は徹底をしていただくように切に願って反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

5番、杉山誠議員。

〔5番 杉山 誠君登壇〕

5番（杉山 誠君） 5番、杉山誠です。

議案第66号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

平成18年度は、介護保険制度が大きく改正された年でした。平成19年度は大きな制度改正はなく、当時の介護保険事業においても順調に事業執行されたと見ることができます。歳入総額は25億6,133万3,000円となっており、対前年度比5.4%増となっておりますが、これは主に保険給付費の増額による支払基金交付金、国県支出金の増加によるものと見られます。

一方、歳出においては総額25億222万1,000円で、対前年度比が6.3%増となっておりますが、これは歳出総額の93%を占める保険給付費が5.2%増加したことや、地域支援事業費や諸支出金の増加によるもので、高齢者の増加に伴い必然的に事業費が増大してきたことと、北狩野ケアセンターや特養中伊豆など施設サービスが向上したことなどがあり、介護を必要とする市民の要望にこたえるものと評価できます。

また、地域包括支援センターを旧庁に配置したことや、介護保険に該当しない一般高齢者の支援についても市独自の事業を行うなど、サービス維持の努力がうかがえます。今後ますます高齢化が進む伊豆市であります。いつまでも元気なお年寄りでいていただけるように、介護予防にさらに力を注いで、介護保険事業の健全運営を図るとともに、より高齢者の立場に立ったきめ細かなサービスの充実を期待いたしまして、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） それでは続いて、議案第70号 平成19年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと、議案第73号 平成19年度伊豆市上水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

賛成討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 議案第70号 湯の国会館特別会計決算認定について、賛成討論を行います。

地元市民の福利厚生施設として歴史的に始まりました。また、伊豆半島の旅行者の心と体をいやす場としての重要な施設であります。委員長報告にありましたように、約半分の方が市民で、半分の方が旅行者だということで、本当に採算がどうのこうのという、当然考えなくちゃならないんですが、それ以上に重要な役割を、この湯の国会館というのは果たしているというふうに思います。さらに来年度は市長がさまざまなことを提案しておりますけれども、シカ肉を活用した料理等々のモデルに位置づけられていくとの方向性が打ち出されております。そういう市の施設だからこそ、私はそういう対策もとれるというふうに思っています。ただ単に湯につかって楽しむんじゃなくて、地産地消の拠点としても私は活用されることを、ぜひともお願いしたいと思います。

次に、議案第73号 上水道事業会計決算認定について賛成討論いたしますが、内容的には注文が多くなります。今後の上水道事業に、そういう意味では注文いたします。市民が飲み水として安心できるようにするために、上水道では大まかな不要物を沈める沈殿池や細かな不要物を除去するろ過池、そして塩素等を加える浄水池、この工程を経て水は配水池へ配水管を用いて送られて、各家庭や施設へ供給されているというふうに認識しておりますが、総括質疑で上下水道部長は、配水量は配水池の出口ではかるが、メーターが古くて正確にははかれないと言いました。それを直すにはお金がかかる。新しくメーターをつけると300万円、400万円が大変でしょうか。部品を簡単につけかえるだけでなく、さまざまな工事が必要なことは重々承知しております。

しかしながら、水道料金というのは実際に使用した水道の量、すなわち有水水量に対して、配水池などの修繕費や薬品などにかかった費用で決まります。メーターに不具合があるなら、新しくするのは当然のことではありませんか。つくった商品が今の有水水量ですと、どこか4割もなくなってしまう。企業だったら大問題です。つくった水が100%市民に供給されることはまずあり得ないということは、全国の水道事業を見てもわかります。しかしながら、つくった水が無駄のないように供給され、市民に消費されるように努力することは、私は当然のことだし、職員にやりがいのあるよう設備を整えていく。正確な配水量をつかんで、漏水対策も前進させる、これが担当部のトップの責任ではないでしょうか。

最後に、水道料金の格差は合併特例で、多分、5年をめどにということが一つの指針になってきたと思うんですが、来年の水道料金統一について市民は非常に関心を持っていることを頭の中にしっかりと入れて作業に当たっていただきたいということを要求いたしまして、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終了いたします。

これより議案第62号から議案第74号について分割採決いたします。

まず、議案第62号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成19年度伊豆市天城北道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成19年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成19年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成19年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成19年度伊豆市上水道事業会計決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第74号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

#### 議案第75号～議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第15、議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第23、議案第83号 平成20年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの9議案を一括して議題といたします。

本案についても各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、総務常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果を申し上げます。

初めに、企画部の関係ではありますが、当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。当議案の審議において質疑のありましたものを申し上げます。

まず、委員より、議案書51ページ、林道債、辺地対策事業債の減額の理由はとの質疑に対

し、持越鉱山を起点とする林道達原線入り口部分の未整備を、当初は県営事業として負担金を払うことになっていましたが、県のモデル事業という採択になり、負担金が不要になりましたとの説明がありました。

次に、委員より、議案書55ページ、伊豆市定住体験ツアー委託料の内容はとの質疑に対し、伊豆市定住化プロジェクトチームが発足し、その中の事業として団塊世代の定住希望者を中心に12組24名募集し、伊豆市を見てもらうツアーの委託料です。1泊2日の宿泊代、食事代、アンケート費用等になりますとの説明がありました。

総務部、市民環境部の関係については特に質疑はありませんでした。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第75号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第76号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、主な審査の経過と結果について報告いたします。

当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。委員より、交付金のすべてが減額になっているが、これからは一般会計や基金の繰り入れでやってくということか。基金がなくなった場合はどうするかとの質疑に対し、今回の補正は概算額が決定してきたものなので、2年後に精算があります。今までの老人医療や介護保険もそうですが、2年経過したときに概算額と精算額を調整し交付されるので、平成22年度にならないと精算額が決まりません。不足額については歳出が予算額のすべてとは限りませんし、今年度も1億円程度の繰越金が出ました。前年から比べると繰越金は5,000万円以上減ってきているので、どうしても基金に頼らざるを得なくなるかと思えますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第76号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第77号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についても、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 10番、室野英子です。

ただいま議長から報告を求められました議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算

(第2回)、福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものとして、97ページ、教育総務費、アスベスト検査手数料、どこをどのように調べますか。特定するやり方とがありますかとの問いに、3年前、白、青、茶のアスベストが問題になりました。労働基準局の通達があり、白、青、茶に加えてトレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの6種類になりました。今回ふえた3種類があるかないか調査をする予算です。前回調査して出てきた4カ所、土肥中学校のトイレと格技場、土肥南小学校の渡り廊下、修善寺体育館の天井に今回の3種類が混入されているかどうかを調べますとの答弁がありました。

67ページ、児童福祉事業、修繕料、熊坂の放課後児童クラブのトイレを設置するということがありますが、どこに設置しますかとの問いに、今倉庫になっているところを一部改修して設置しますとの答えがありました。

以上、審査した結果討論はなく、採決の結果、議案第68号 福祉文教委員会所管科目については挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第79号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案を審査した結果、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、議案第75号と議案第79号の委員長報告を終わります。

議長(堀江昭二君) 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長(関 邦夫君) 20番、関邦夫。

議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)所管分について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしたしまして、有害鳥獣捕獲事業に関連して、捕獲をした後の処理はどのようにとの質問に、とった後の処理方法は、埋設、焼却、活用の3つの方法があると思います。やはり活用するのが一番いい方法であると考え、検討しています。その活用施設については、国県からの補助金等により、使われなくなった既存の農業施設などを改造して、加工施設ができればいいと思っています。また、加工品の活用としてジビエ料理を考えています。10月29日にジビエ料理のシェフを招いて、講演会と試食会を計画しています。また、11月9日のホリデーインにおいて試食コーナーを設け、シカ肉をメインに、ハンバーグ、カレー、コロッケ、ソーセージなど、五、六品を市民先着500名の方に試食していただき、試食した感想のアンケートをお願いしたいと考えていますとの答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第75号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第75号、80号、81号、82号、83号について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、土木水道委員会の所管科目につきましては、当局の補足説明後、質疑を行いました。

審議の過程における質疑の主なものは、県営一般農道整備事業土肥中央地区の場所と目的についてとの質疑に対し、小土肥地区から現在国道136号線の災害復旧工事を行っている近辺に着く農道で、旧土肥町時代から計画されていたもので、起終点側は部分的に道路ができていますが、中央部分ができていない。このためつなげて事業効果を図るものです。幅員は3メートル程度との答弁がありました。

次に、議案書91ページになりますが、湯川橋の計画は、前回のものは白紙に戻し、新たな計画をするのか。湯川橋下流の熊坂用水の件についても質疑があり、これについては新たな計画であり、歩道の問題あたりから地元を巻き込んでいこうと、過日役員さんに集まっていただけで話し合いを持ったところです。熊坂用水については川の工事に合わせて直していきたいとの答弁がありました。

次に、越路の嵐山線の測量予算が出ているが、関連してみゆき橋についての考え方についての質疑があり、これに対しては、できれば来年度から検討していきたいとの話であり、その際には、地元意見も十分に聞きながら進めていきたいとのことでした。みゆき橋、湯川橋については、県事業の採択を目指し、補助採択があり次第着手したいとの答弁でありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第75号は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、補足説明、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）につきましては、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。質疑における主なものとしたしましては、既設マンホールの修理についてはどのようにしているのかとの質疑に対しまして、地元住民から連絡等に基づき、現地調査をして対応していますとの答弁がありました。

次に、ページ数で言いますと議案書の169ページになります。特定環境公共下水道事業費が1,800万円減額され、特定環境保全公共下水道事業処理場建設事業が1,800万円増額された理由についてとの質疑があり、これに対し、環境工事を少しおくらせて、来年度の事業の精査をし、当初予算から事業の債務負担行為の必要性などについて調査するために、委託料を

増額補正したものとの答弁がありました。また、管工事は待てるのかとの質疑に対して、計画を次年度に送るとのことでした。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）と議案第83号 平成20年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）につきましては、いずれも補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第75号、80号、81号、82号、83号についての委員長報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時34分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から議案第83号 平成20年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの9議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長の報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第75号 平成20年度一般会計補正予算に対して賛成討論を行います。

額的には極めて全体から見ると少ないんですけども、今後の施策として本当に重要だなというふうに思っている施策が幾つかあります。

1つ目は遊休農地の実態調査をする、そのための職員宿泊費ということで上げられておりますけれども、遊休農地をやはりどういうふうにして遊休じゃないように、活用できるような農地にしていくのかというのは、極めて重要な施策と思います。1年、2年で解決すべき

問題だとは思いませんが、長期に見たときにやはり先進地等に行って、職員の方々はしっかりと学んでもらって、それを伊豆市の中に生かしていただきたいと思います。

その次に、有害鳥獣捕獲事業ですけれども、これも田畑を荒らすということで、本来はシカもイノシシも別に人間の敵じゃないんですが、残念ながら今はすみ分けができないもので、憎たらしいというような形が、市民の方たちからあちらこちら聞こえてきます。何らかの対策を、すみ分けをきちっとやるという必要性から、今回イノシシ、シカ、とりわけシカだと思えますけれども、対策事業への取り組み、強化策がやはり盛り込まれているということ。

それから、牧之郷幼稚園、給食が9月から始まりました。少しだけ要求しておきますが、9月から始まったんですから、本来は委員会でもちょっとお話ししましたが、専決処分の中身じゃないかなと思っていますので、その点は今後のしっかりとした予算を組むに当たってお願いしたいと。

以上で賛成討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終了いたします。

これより順次分割採決を行います。

まず、議案第75号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成20年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第86号～議案第91号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第24、議案第86号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第28、議案第91号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 議案第87号 ふるさと伊豆市寄附条例の制定について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

補足説明はなく、質疑を行った結果であります。委員より、伊豆市にはほかにも寄附条例があるが、あえて分けず、寄附はふるさと伊豆市寄附条例一つで全部を統括できるとわかりやすいと思うがとの質疑に対し、使用目的を定めることにより透明性を図ろうという観点に立っています。一般寄附は通常だれからでも寄附を受け入れるスタンスをつくってありますが、今回、対象者を市外の方ととらえているものですから、その方々の目線に立ったときに、目的があったほうがいいのではないかと、この基金条例をつくりましたとの説明がありました。

次に、委員より、どのくらい寄附したらいいのか。基準がわかると寄附をしやすいのではとの質疑に対し、金額は特に定めてありませんが、これから作成するチラシには住民税や所得税において5,000円を超えた金額が申告により控除されるというような内容を記載します。領収証にも記載する予定です。寄附はあくまでも個人の意思ですから、税条例の問題とは別だと思えますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第87号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続きまして、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 10番、室野英子です。

ただいま議長から報告を求められました議案第86号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとして、委員から、学校薬剤師は年額5万円を超えない範囲、学校医と学校歯科医は5万円を超えない範囲となっているが、これほどのように判断したらいいのかということと、「年額」を入れなかった理由はとの質疑があり、これについて、学校医と学校歯科医についても年額5万円ということと、「年額」を入れなかった理由は、改正前の条例の中にも入っていなかったからとの答弁がありました。

委員から、学校医と学校歯科医の文章の頭に「年額」を入れないと、どのようにも、年額、月額、との解釈ができるので、入れたほうがいいのではないかとの意見がありました。それに伴い、執行部から修正の申し出がありました。本来修正は、本会議を開いて修正を諮った後、委員会において修正後のものを審査すべきであります。修正だけで本会議を開くのも面倒な場合は、本会議で修正を諮ったものとして修正許可見込みで審査をし、最終本会議で修正の許可を求め、これについてはけさほど許可されました、委員会に通報した日に修正の議決があったものとして、追認の形をとればよいことになっております。

これらを踏まえ審査をし、採決の結果、修正許可見込みで原案を可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第89号、90号、91号について、審査の経過と結果を報告します。

まず、議案第89号 伊豆市道路占用料等徴収条例の一部改正について及び議案第90号 伊豆市普通河川条例及び伊豆市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正についての審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第89号、90号については補足説明後、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第91号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正については、補足説明後、質疑を受けました。主な質疑は、市営住宅を退去させる項目はあるのか。それはどのようなものかについてですが、悪質な家賃滞納者で、事務手続的には通知文書を出してから6カ月経過した時点で退去してもらうとのことであります。

次に、現在市営住宅に入居している方に保証人はついているのかとの質疑に対し、現状の保証人は身元保証人といったもので、債務等を保証する連帯保証人ではない。今回の条例の

一部改正で、この点についても提案しているところですのでのことでした。また、第12条3項の市長が認める特別の事情があると認める者とはどういうことかということに対しまして、生活保護者などとのことでありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第89号、90号、91号につきましての委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第86号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第91号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正についての5議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長報告に対する質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

7番、内田勝行議員。

〔7番 内田勝行君登壇〕

7番（内田勝行君） 7番、内田勝行です。

議案第87号 ふるさと伊豆市寄附条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

条文の目的に表現されていますように、伊豆市への熱い思い、つまり愛情や愛着が寄附する方の心の根底にあり、成り立つものと考えます。寄附金の使途については、事業の区分に従うのは当然ではありますが、透明性の確保が最も大事であり、また同時に寄附した方の伊豆市に寄せる思いも尊重しなければなりません。今後この有意義な条例を多くの方々へ周知し、理解と協力を得ることが必要であります。この条例を通し、活力に満ちた事業が実施されるようお願い、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終了いたします。

これより分割採決を行います。

まず議案第86号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 ふるさと伊豆市寄附条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 伊豆市道路占用料等徴収条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 伊豆市普通河川条例及び伊豆市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第93号～議案第95号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第29、議案第93号 市道路線の廃止についてから日程第31、議案第95号 市道路線の変更についてまでの3議案を一括して議題といたします。

本案についても土木水道委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 16番、飯田宣夫です。

ただいま議長より報告を求められました議案第93号、94号、95号の3議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第93号 市道路線の廃止について、議案第94号 市道路線の認定について及び議案第95号 市道路線の変更については、いずれも補足説明、質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出を願います。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第93号 市道路線の廃止についてから議案第95号 市道路線の変更についてまでの3議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第93号 市道路線の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 市道路線の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

それでは、これで休憩に入ります。午後1時再開といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程の追加

議長（堀江昭二君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程のとおり、この5件を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認め、5件を日程に追加することに決定しました。

#### 議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第1、議案第97号 伊豆市副市長の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第97号 伊豆市副市長の選任について提案理由を申し上げます。

本選任案は、副市長の選任同意について議会にお諮りし、お願いするものでございます。

私は、行政事務運営の執行に当たり、市役所において中枢の役目を持つ副市長として、佐

藤典生さんを適任者として選任したいと存じております。

佐藤さんは静岡県立静岡高校から三重大学に進まれ、昭和56年に静岡県職員として職を得られまして、その後商工労働部商工労働企画課、健康福祉部健康福祉課、生活・文化部文化政策室、厚生部政策監付専門監、これは現職でございますが、これを歴任され、地方行政に経験豊富でございます、市長の補佐役として今後の市政に貢献していただくために最適任者であると期待をしているところでございます。

よって、佐藤典生さんを副市長として選任していただきたく、議会に提案する次第でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、西島信也議員。

〔1番 西島信也君登壇〕

1番（西島信也君） 1番、西島信也です。

本案について、2点市長に説明を求めます。

市長は就任以来、副市長の選任については検討しているということでしたが、ここにただいま同意議案が出てきたところでございます。この議案でございますが、なぜ9月議会の最終日に提案されるのか。これでは我々議員が審査する時間が余りにも短いじゃないかと思うわけでございます。きのうきょうこの案が決まったのならやむを得ませんが、そうでないとしたら全協で説明するとか、あるいはもっと早く提案するとか、議員に知らせる方法は幾らでもあったはずだと思います。そういう手だてをなぜ行わなかったのか伺います。これが1点目。

2点目でございます。副市長の選任というのは、市長の選挙、菊地市長さんは1年間市内を回ったわけでございますが、伊豆市の将来を託する重要な案件であります。市民の皆さんも大変関心のあるところだと思います。そういう大事な案件でございますが、ただいま市長が提案理由で紹介しましたが、私はこの副市長の候補者の人間像がさっぱりわからないわけでありまして。私どもはこの予定者との接触はありませんですが、市長はこの方とお会いして人となり等を十分に観察したことだと思います。

そこでお伺いするわけですが、まず第1に、この人選につきまして市役所の職員、OBでなく、また民間人でもない県の職員をなぜ人選したのかということが1つ目で、2つ目といたしまして、この方は県の職員であります、副市長としてどういうことを期待するのか。それと、この方はどういう人間性の持ち主か、あるいはどういうお考えをお持ちなのか。このことにつきまして、考えというのは伊豆市の行政を執行するに当たってどのような考えをお持ちなのか、そのことをお伺いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず1つ目の提案日でございますが、今9月定例議会でお諮り申し上げたいということは、議会運営委員会のほうでお諮りしておりますが、事が人事案件でございますので、先行的にこういう人でございますというのは、現職の方です。少し提案日等お諮りする日を合わせていただきました。議員ご承知のとおり、公務員の人事というのは、なかなか先行的に報道等が流れ出ますと大変当事者にご迷惑をかけることとなりますので、このような方法をとらせていただいたわけでございます。

その人となりにつきましては、まずなぜ県の職員かということなんですが、当然私はこの間、国、県、民間、現部長、それから元部長等あらゆるところを考えたわけでございます。現在の伊豆市の現職の部長さんにおいても、その能力においては十分に副市長をやっていた方はおられると私自身も認識しておりますが、今の伊豆市及び伊豆市役所の状況を考えた場合に、先入観なく、それからいろいろなしがみなく行政の補佐をしていただく。それから、私に一番欠けております地方行政を補佐していただくという意味で、最終的に私の判断で県にお願いをいたしました。県のほうでは、伊豆市の状況等をしっかり考えていただきまして、最も適任者を選んでいただいたというように考えております。その点、県のほうにも大変感謝を申し上げる次第でございます。もちろんこれは同意をいただいた時の話ですけれども。

それから、佐藤さんの人間性につきましては、私も一度県庁でお目にかかっているんですが、年齢が私と同じというのは、これは全く偶然なんですが、本人ご実家が静岡ですので、修善寺からも現に県に通勤されている方もおられますし、せめて月曜日から金曜日までは伊豆に住んでいただけないでしょうかとお願いしたときに、いや、週末も含めてぜひ伊豆に住みたい、こうおっしゃってくれたことで、私はああ、本当に人を得たなと、こう思いました。もうその一言で私は本当にもういい人だったなという感じを強く持ったわけでございます。

そして、きょう今提案されて、その中で私はわからない、判断ができないという議員のご指摘でございますが、確かに副市長は特別職でございますが、市長と違って選挙で選ばれるものではございませんので、市長人事であれば、選挙ということであれば、詳しく政策なり考え方なり将来構想なりを描き、市民お一人一人に候補者を知っていただくという手続は、当然民主主義として必要だとは思いますが、副市長は市長が選ばせていただくものでございますので、彼が適任であるかそうでないかは、私が市長として判断をさせていただきまして、それがもし将来議会の皆さんの考えと違うということであれば、それはすべからず私の責任であるということで、選任をさせていただく立場にある私の責任だと考えている次第でございます。

議長（堀江昭二君） ほかに質疑はありますか。

酒井議員。

〔 17番 酒井勲一君登壇 〕

17番（酒井勲一君） 今回の件で非常に腹の煮える思いをしたんですが。というのは、市民の方がいつごろでしたか電話をしてきて、こういう人に決まったようだけれども、どんな人だということを電話がありました。そのときに私は何も知らされていないよというようなことを答えましたけれども。非常に僕は若い市長さんで、情報の公開ということもしていらっしゃるのに、ぜひそういうことをオープンにさせていただいて、クリーンにやっていただきたいということが一番思いました。

それも一番思ったんですけれども、なぜそういうことが起こったのか、これはもう終わったことではうがないんですけれども、三顧の礼を通して信任の厚い市長さんがおやりになったんだから、僕も手を万歳したいんですけれども、なかなかそういうことがスムーズにいくようにぜひしてほしいんですよ。何か暗闇でやっているな、そういうことが、僕がおかしいのかもしれないけれども、そんなふうに感じるということは、市民に対しても非常に困ることだな、明るい伊豆市でいかなきゃならないなというようなことを思っていますものから、これから私も去っていく身でこんなことを言うのは嫌なんですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。失礼しました。

議長（堀江昭二君） それでは、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第97号 伊豆市副市長の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 起立全員 〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第97号 伊豆市副市長の選任については同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時13分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

新たに副市長に同意されました佐藤典生氏が見えられておりますので、ここで佐藤氏からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

〔副市長 佐藤典生君登壇〕

副市長（佐藤典生君） ただいまご紹介いただきました佐藤典生でございます。

議員の皆様方におかれましては、副市長への就任につきまして同意をいただきまして、まことにありがとうございました。これで晴れて伊豆市の一員として市政に加わっていくことができるようになりました。これからは皆様方のご支援をいただきながら、菊地市長ともどもよりよい伊豆市を目指して頑張りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） それでは、ありがとうございました。

ここで退席をお願いいたします。

〔副市長 佐藤典生君退席〕

発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第2、発議第10号 伊豆市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三須重治議員。

〔23番 三須重治君登壇〕

23番（三須重治君） 23番、三須重治です。

発議第10号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について、朗読をもって提案理由といたします。

発議第10号 伊豆市議会委員会条例の一部改正の提案理由をご説明申し上げます。

発議第10号の改正の趣旨及び主な改正内容ですが、伊豆市議会議員の定数につきましては、次の一般選挙から6人減の20人になることから、常任委員会構成の見直しを図り、現在の4常任委員会から3常任委員会とし、名称及び委員会定数は総務教育委員会（7人）、福祉環境委員会（6人）、経済建設委員会（7人）に改め、所管は事務分掌事項であったものを関係する部並びに執行機関単位に変更する内容のものです。

併せて、常任委員会の減少に関連し、議会運営委員会の定数を現行9人から7人に減ずる改正を行うものです。

なお、この条例は、平成20年11月1日から施行するものであります。

以上、発議第10号の提案理由でございます。

本議案について、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案については委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行います。

発議第10号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第3、発議第11号 伊豆市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

杉山羌央議員。

〔15番 杉山羌央君登壇〕

15番（杉山羌央君） 15番、杉山羌央です。

発議第11号 伊豆市議会会議規則の一部改正の提案理由を申し上げます。

本年6月に地方自治法の一部改正がなされ、地方自治法第100条に第12項が追加され、同条第13項から第18項までが、それぞれ1項ずつ繰り下げられたことに伴い、会議規則第159条第1項の引用規定を改正するものでございます。

この規則は、公布の日から施行するという内容でございます。

以上、発議第11号の提案理由の説明でございますけれども、この12号というのを少し説明させていただきますと、皆さんが行っております議員活動の全員協議会等が議会活動に組み入れられるという内容のものでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

26番、木村健一議員。

〔26番 木村健一君登壇〕

26番（木村健一君） 提案者に1つだけお尋ねいたします。

今までの全員協議会というのは基本的には、余り言葉はよくないがオープンにしないということなんですね。今後そのあたりは当然、今でも中継がやられているんですけども、いわゆる公開していると。全協の市民への周知徹底という、知る権利についてどういうふうに位置づけられているのかお願いしたい。重要なことですので、お願いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

杉山議員。

15番（杉山羌央君） 木村議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらに上位法でもって、地方自治法が改正された由の文章がございますので、ちょっと一部朗読させていただきますけれども、平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布されましたという今回の改正は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するために、議案の審査または議会の運営に関して協議の調整を行う場を設けることができるものとするとしておりますけれども、あくまでもこれにつきましては、議員の報酬に関する規定の整備ということでもって、この第100条第12項が追加されたというふうな説明でございます。活動そのものにつきましては、何ら今までと権限等関係するものではないと。同じであるというふうなことが附則でもって書かれております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村健一君） 重点は、報酬に対してどうするのか、それからその前に戻ると、議会の実態をきちっと、議会活動って一体どこなのよということをおわかったんです。繰り返しますけれども、全員協議会というのは本当打ち合わせなんですね、今までの僕の感じは。町村の議員というのにもそれにかかっている。いわゆる議会活動と違うんですよ。あのあたりを読むと、当局側からの工作な面もあり得るといような、そんな書き方がされている。伊豆市とかはそんな実態はないんですけども。そうすると、繰り返すんですけども、今までどおりだとわかったんですが、議会活動の一環だとなったときに、全協でいろいろな話をされたときに、それは例えば議事録に残すとか公開するとかというところは今後どうなるのかなと思うものですから、お願いしたいです。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

15番（杉山羌央君） 当然、全員協議会等の運営方法につきましては、今までどおりということでございますけれども、上位法でもって我々のところに、この議会にはないんですけども、実は各会派代表会議、それとか正副委員長会議、それと全員協議会、これが正式な議員活動にできるということで報酬等に絡む施行であるということ、こういう12項が1項目ふえたというふうに理解をしております。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案についても、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第4、発議第12号 三島社会保険病院の公的医療機関としての存続と、地域の医療の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

室野英子議員。

〔10番 室野英子君登壇〕

10番（室野英子君） 朗読をもって提案理由といたします。

発議第12号 三島社会保険病院の公的医療機関としての存続と、地域医療の充実を求める意見書。

三島社会保険病院は、田方地区はもとより伊豆半島の各市町の住民から、長年にわたり幅広く多くの方々に利用され、地域医療に不可欠な存在となっており、一般医療機関では到底不可能な医療の役割を果たしている。

ところが、社会保険庁の全国健康保険協会への移行に伴い、今のままでは9月30日をもって社会保険病院や介護保険施設などは法的設置根拠を失い、廃止されることになる。

この事態を避けるために与党は4月2日、すべての社会保険病院等を独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に移管し、存続を図る方針を決定した。

厚生労働大臣は国会答弁で「整理機構に移すということであるが、このことで地方の医療が損なうことがないように十分配慮する」「地域医療の中核を担っている病院がなくなれば、地域の医療が崩壊するということがないようにきちんとやりたい」と発言しているが、施設の個別売却・廃止ができる状態のままでの出資では、地域医療や職員の雇用も含めて存続の保証はない。

地域の医療に配慮するというのであるなら、整理機構への出資をやめて公的な保有主体としていくべきである。

今後、三島社会保険病院が廃止や民営化された場合、地域医療への影響は極めて大きい。当病院は、救急医療では24時間体制で患者を受け入れるなど積極的な役割を果たすだけでなく、救急隊員の技術向上のための研修病院としての役割も担っている。

また、いつ起きてもおかしくないといわれている東海沖地震などの災害に備えるための救急医療でも「災害拠点病院」に指定され、静岡県東部において重要な位置づけをされている。

予防医療としての検診事業も伊豆半島全域に検診車を走らせ、「効率の悪い」ということで民間病院の敬遠しがちな小規模の事業所の検診も積極的に行っている。

さらに、静岡県における移植医療機関として委任され、透析医療の中核的病院としての役割を担うなど地域医療に大いに貢献している。

よって国においては、三島社会保険病院が地域の医療にとって欠かすことのできない役割を引き続き果たしていられるように、整理機構への出資を取りやめ、現状の形態を残した公的な施設として存続させるとともに、より一層、地域医療の充実を図るために特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日。

伊豆市議会。

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

21番、小野議員。

21番（小野忠宏君） 地域医療に重要であることは、私は重々承知しておるんですけども、その趣旨がどちらかというと、民営化の方向に動いていくというようなことが中に入っているようなことなんです。民営化しても存続できることは存続できる方向にあるんじゃないだろうかというような、そんなような検討というんですか見解というんですか、そういったことは今の提案者、なかったんでしょうか、質問します。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

室野議員。

10番（室野英子君） そのような説明はありませんでした。

提案理由としては、整理機構への出資を取りやめ、現在の状態を残した公的な施設として存続させるということを意見書としては望んでいる、強く要望しているということです。

議長（堀江昭二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

21番、小野議員。

〔21番 小野忠宏君登壇〕

21番（小野忠宏君） 21番、小野です。

提案の趣旨は、私はよく理解できました。ただ、世の中の方向が、世の中すべてこういう社会体制にありますので、自立・自己責任、こういうことが基本に世の中がなっている。私はそういうふう感じております。それで、できるだけ官でやらないで、民でやれるものはなるべく民でやるという方向に物事が進んでいるのではなからうか、また私はそれが正しいというふうに思っておるわけです。

民でやっていることで、例えば大学 早稲田大学、慶應大学、日本大学、東海大学、本当に立派にやっています。当然、国から補助金という、私学補助金だとか何かそれはあるでしょうけれども、大変立派にやっている。それから、病院だってこの地域では伊豆長岡の順天堂病院ですね、これも大変立派にやっている。この地域では一番立派にやっているんじゃないでしょうか。民間でやったからといってうまくいかないわけではない。それなりのことを、ただ、民間と官でやると、どうしても損益ということがある程度横に置かれるような感じになりますので、甘くなるという傾向がある。官でやっているのが下手だからとか頭が悪いとか、そんなことを私は申し上げているんじゃないで、ものの基本構造がそういうふうになっているんだと。そういうふうに思っているわけです。ですから、この意見書は、私は趣旨はよく理解はしたんですけれども、見合わせておくべきじゃないのかなと、私はそういうふう感じております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 討論がありますか。

賛成討論を行います。

木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 三島社会保険病院の公的医療機関としての存続と、地域医療の充実を求める意見書に対して賛成討論を行います。

趣旨は、別に民営化されるから嫌だよという提案ではないんです、提案者が求めているのは。読んでも、いわゆるここで言っているのは、独立行政法人にすると。独立行政法人にするんだけど、そう簡単に、いろいろな形で配慮するよと。でも、もう一度申し上げますが、この中の提案理由、施設の個別売却と廃止ができる状態のままでの出資では、将来的に地域医療とか職員の雇用の保証がないと。したがって、民営化にしたほうがいいとか悪いという論じゃなくて、今提案しているのは整理機構そのものに移すこと自体がやはり懸念されると。

やはり今、全国的に確かに機構に移して、その後廃止だとか民営化だというのはあるんで

すが、それは四、五年前のお話であって、今は民営化されることによってどういうふうになっているかと。例えば郵政民営化になりました。本当に今集配業務とか保険等がばらばらになっちゃって、本当に地方は疲弊しているというような状況もありますので、すべてがすべて民営化するのが正しいとは思いませんし、今回の趣旨、もう一度戻りますが、民営化そのものをどうのこうのではありません。社会保険病院を存続させて、地域医療をしっかりと守ってほしいということですから、ぜひともこの点は国に意見書を上げて、伊豆市としての、議会としての意思を表示すべきだというふうに思います。

以上で賛成討論を終わります。

議長（堀江昭二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいま議題となっている件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより発議第12号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、発議第12号は提出することに決定いたしました。

請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第5、請願第1号 後期高齢者医療制度についての請願を議題といたします。

本件について、総務委員会に付託されておりますので、審査の経過と結果について委員長 の報告を求めます。

総務委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました請願第1号 後期高齢者医療制度についての請願書について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である木村建一議員の出席を求めました。審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、憲法に保障される国民の生存権を無視したとあるが、どう

いう意味かとの質疑に対し、憲法25条のことです。被保険者に一つの区切りを設け、いろいろな健康保険に加入していた被保険者を、75歳以上になった途端に一つの枠の中に入れてしまう。その枠の中に入っている人は、年金がふえないのに医療制限や保険料だけふえていく。本来ならば健康保険というのは、リスクが高い人も低い人も一緒に皆で支え合っていくあり方であろうと思うので、そういう意味で国民の生存権を無視した制度内容になっているということですとの説明がありました。

次に、国で修正のことを検討しているが、請願者の考えの中にそれを見守るということはなかったかという質疑に対し、年齢で区切った理由は心身の特性があるからだということですが、後期高齢者医療のあり方に関する基本的な考え方という文書の中に、75歳以上は3つの心身の特性があると書いてあります。第1に老化に伴う治療の長期化、複数の慢性疾患が見られる。第2に多くの高齢者に認知症の問題が見られる。第3に新制度の保険者である後期高齢者は、この制度の中でいずれ避けることはできない死を迎えるということです。でも、なぜ75歳以上にだけこういう特性があるからと別建てをするのか。病気ときは遠慮なく医者にかかれるのが社会保障のあり方だと思います。それを制限すること自体がおかしいとの説明がありました。

また、医療に使う国の予算を増額し、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすることについては同意見だが、政府も見直しをして低所得者には軽減措置などを打ち出したので、もう少し見守っていて、また不備があれば直してもらおうという形のほうがいいかと思う。確かに問題のある制度だと思うが、意見書に書かれていることに対し、自分なりにもう少し検討してみないと結論が出ないなどの意見がありました。

以上の審査の後、討論はなく、採決の結果、賛成者はなく、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時45分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第1号について質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 請願第1号 後期高齢者医療制度についての請願をぜひとも国に上げていただきたく、賛成討論をしたいと思えます。

人として平等に生まれながら、75歳になったら医療差別を受ける、この制度は前例のない非情な高齢者差別法です。75歳になった途端に後期高齢者のレッテルを張り、差別医療を押しつけるという年齢差別の医療制度というのは、世界に例がありません。年齢によって医療を差別することは、法のもとの平等を規定した憲法第14条に反します。また、わずかな年金収入しかない人から保険料を天引きで取り立てること、これは生存権を保障した憲法25条に反します。保険料も2年ごとに見直されて、自動的に上がる仕組みをこの中に入れているんです。それから今お話しした年齢差別の件についても、皆さんご存じだと思いますけれども、健康診断の実施事務から75歳以上の方は外されました。外来に行ったら、あなたはこれ以上診療しなくていいですよという、まだそんなに全国的には実施されていないんですが、そういう制度になっているんです。組み込まれた。74歳以下はそういう制度はないんです、規制を受けるということは。入院したらどうなるのか。退院支援計画というのをつくりまして、入院された患者さんを退院させた病院については診療報酬をふやすという。つまり病院から追い出しを奨励しようとしている。

終末期医療、これは大いに全国的にも問題になりましたが、これは世論に押されて7月1日凍結です。廃止ではありません、凍結。こういうふうに75歳になったら差別されると。本当に必要な医療があるならば、75歳で差別することなくきちっとやるのが本来の、私は医療のあり方だというふうに思っております。

政府与党というのは、高齢者をみんなで支える仕組みなどと必死に宣伝しておりますが、しかしながら法律のねらいというのは全く違うんです。ですから、一部手直しでは何も解決つかない。新制度の根拠になる法律というのは、高齢者の医療確保法というのが、ここから出てきているんですが、2006年の医療改悪法で、それまであった老人保健法を廃止して制定されました。このとき、老人保健法第1条にあった国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保というのが全面的に削除されました。それにかわって、医療費の適正化を推進するということが明記されたんです。健康よりも医療費抑制ということが制度の精神です。

実際に厚生労働省の担当者は、この制度は医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者がみずから自分で感覚で感じ取っていただくものだというふうに講演で説明しております。厚生労働省の試算では、2015年に予定している3兆円の医療費削減のうち、そのうちの2兆円は75歳以上の分です。25年には全体で8兆円の削減額のうち、75歳以上の医療費削減額は5兆円を占めているんです。医療費の削減のために高齢者をねらい打ちにする制度で

あることは、明らかだというふうに思っています。

お年寄りの方は、今の75歳以上の方というのは、つらい戦争を体験された世代です。戦後の復興を担ってきた世代なんです。そういうお年寄りに、戦争中には国のために命を捧げろと言われて、今度は年をとったから国から捨てられている、こういうような政治には未来がないというふうに言わなければなりません。高齢を迎えたからみんなでお祝いしようね、こういうのが私はまっとうな政治のあり方だと思います。

暮らしが苦しいからといって、まずお年寄りの暮らしから減らそう、こんな家庭は一つもないというふうに私は思います。こんな制度は私は一刻も早く廃止をして、その上に立って本当にどういう医療が本来医療制度としてふさわしいのか、もう一度国会の中で論議をする、国民的討論をやるべきだというふうに思いますので、ぜひとも皆さんの賛同を得られますように心から訴えまして賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

これより本件を採決いたします。

本件については、委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。請願第1号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（堀江昭二君） 起立者少数。

よって、請願第1号は不採択することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時55分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 動議の提出

議長（堀江昭二君） ただいま配付しましたとおり、木内一郎議員から伊豆市議会の品位を保持するための動議が出されております。所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。提出者から説明を求めます。

木内一郎議員。

〔18番 木内一郎君登壇〕

18番（木内一郎君） 18番、木内一郎です。

伊豆市議会の品位を保持するための動議を提案いたします。

伊豆市議会6月定例会において、議員発言の中に教職員を侮辱する発言があり、議会の品位を著しく低下させた。

よって、伊豆市議会は地方自治法第132条及び伊豆市議会会議規則第144条にのっとり、全体責任として全議員の反省を促すものである。

議員は一定期間バトンを持っているとの認識に立って、伊豆市の将来に向けて継続的かつ常識的な発言を積み重ねるべきであるにもかかわらず、一議員が「私は最近そんな立派な先生がいるとは思わない。金に手を出したり、ばくちをやったりする先生がいっぱいいる」との趣旨の発言をしたことが常識を欠いており、言語道断である。ごく一部の人の行動を見て全体を決めつけるのは木を見て森を見ずの発言であって、無礼発言と言わざるを得ない。

教職員の多くは人づくりの中心とも言える子弟教育を担っているとの使命感を持っており、このような発言は議会における発言として極めて不適切で社会的影響も大である。このまま放置するならば、議会の品位は地に落ち、市民の信頼を失うことになる。伊豆市議会はこれらの発言を議員個人の発言として放置することはできない。伊豆市議会は議会の自浄作用として全体責任において本動議を採択し、公の場においてこのような人を中傷し侮辱する発言を二度と許さないとの反省を議員一同一人一人に課すものである。

以上。

議長（堀江昭二君） ただいま木内議員から、定例会において議員発言の中に教職員を侮辱する文言があり、議会の品位を低下させた。よって、この発言は議員個人の発言として放置するのではなく、議会の自浄作用として、公の場においては、侮辱する発言は許さないようにしようとする説明がありました。

議員の皆さんにおかれましては、これらのことも踏まえ、今後は議員個人個人が発言はもとより、行動等にも十分留意され、議会活動、議員活動に努められ、市民の福祉向上にご尽力をいただき、今回の件に関しても全員で戒め合って、品位を尊重した議会にしていきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「質問」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 25番、遠藤議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 提出者に質問をいたします。

伊豆市議会を侮辱する発言と今お話しされましたが、ここに書いてあります立派な先生がいると思わないということは、議員さんの発言、確かに不適切な面はあるかと思えますけれども、最近テレビ、新聞等でも報道された事実を発言しているわけでございまして、これは議員個人の責任において発言しているわけでございます。伊豆市の議会がこれをどう責めるか、これは本人個人が責任を持つ発言。

それと、私が考えますに、ちょうどこの10月、選挙がございます。こういう時期にこれを発言した人は議事録等を見ればわかるわけですがけれども、個人攻撃かなと、この選挙の近い時期に、というような感じを持ちまして、これを承認することはできません。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 伊豆市議会の品位を保持するための動議の提出者にお尋ねします。

1つ目、ちょっと手元にないものですからご説明願いたい。覚えていないもので。地方自治法第132条及び伊豆市議会会議規則第144条によりという、その中身をちょっと説明していただきたい。そして、その中に一議員の発言を全体責任だと。全議員反省しろよということがこの地方自治法144条にあるのかどうか、ちょっと私手元にない、確認したいもので、その点1つです。

それから、やはり関連しますけれども、どういうふうに、これは多分一般質問ですけれども、やられた、そのことについてだれが、じゃ、責任とるのといったときには、議員としてそのあたりの責任を私はやはりしっかりとるべきじゃないのかなというふうに思っているんですけれども、その点2つ目。

3つ目です。最初と関連しますけれども、よくわからないんだよね。一番最後に侮辱する発言を二度と許さないとの反省を議員一人一人に課すものであると。なぜ一人一人課さなくちゃならないんですか。私はなるべく注意して、侮辱したりとかいうような形は、議員活動というのは戒めながらやっているんですよ。なぜ全体責任、日本のいい伝統か悪い伝統かわかりませんが、一人が悪いことでもおまえら全部責任とれというふうに、私はとれるんですよ。その辺を、そういうふうな趣旨でこの動議を提出したのかどうか、今お話しした3つの件について質問いたしますので、わかるようにお話しいただければと思います。

議長（堀江昭二君） それでは、木内議員。

18番（木内一郎君） 第1の自治法第132条と144条については、ちょっと手元に資料を持ってこなかったものですから、これについては後ほど休憩をとっていただいております。

それから、2つ目の議員の責任ということですが、ちょっと確認したいと思いますが。

議長（堀江昭二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時42分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

木村議員の質疑の答弁を、木内議員からお願いします。

18番（木内一郎君） 先に、地方自治法132条品位の保持ということで、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」、それから、伊豆市の市議会会議規則の144条には、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と、こういうふうになっております。

そこで、私は木村議員の質問の中に一議員の、どうして一人一人の責任にしているのかというような趣旨の発言がありましたけれども、全くこれは教職員の場合と同じようなもので、大部分は日ごろの言動に注意し、高い品位を持った行動をなされているということを私も確信しております。このことをどうこう言うつもりはありませんが、もしこれが誤解であったとしたらば重々おわびしたいと思います。

私は、品位という言葉はどうとらえるかということですが、品位とか知性という言葉は非常に外面としてはわかるわけですが、定義するとなかなか難しい言葉だなと思うわけですが、私は品位というものをやはりその人の尊敬する人とか信頼とか、それから日ごろの言動が正しいとかいうこと、こういうことが絡み合っただけにじみ出ているその人の姿というのが品位ではなかるうかなと、こんなふうにも思うわけでございます。そういったことで、また品位というものは地位が向上する、高くなればなるほど厳しい品位が求められるものだなと、こんなふうにも思います。

そんなことから、こういったことを機会に、私は議員全員が品位向上に一層努めていければいいなというような趣旨で、その言葉を使ったわけでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 全体を見てみますと、当然品位、いわゆる私は品位というのは、どんなに考え方が違おうとも、相手の人格をきちっと尊重してやっていくというのが、私は品位だと。相手の人格まで否定してやるということは、それはそれこそ品位を汚すものだなと思っています。地方自治法132条、会議規則の144条に何が書いてあるのかは、そういう意味ではもう一度確認させていただきましたけれども、この全体の流れを見ていますと、結局1人の発言をとって、みんなで気をつけましょうよと、こういう話になっているんですね、そういうことですよ。やはりそういうことを許したのは、我々全部の責任だという意見ですか。極めて難しいというか、すごくその判断が私は難しいんですけども、1人の議員の発言がダメだと、例えばなったときには、そのときに以前もあったんですが、休憩をしているいろんな話し合いをしたりしてきた。もう過去のところで、過去の一議員の言葉を具体的に取り上げて、みんなで気をつけましょう、ここが問題だよということなんですかね。その辺がよくわからない。

繰り返しますけれども、こんなことを許したんだから、これは議員全部に問題があるんだということで、我々、その発言をさせたらすぐに待ったをかけるようにしようよという趣旨なんですか。ちょっとその辺がわからない。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

18番（木内一郎君） いろいろ問題があったときには、その都度訂正するというのも一つの方法で、私はいいじゃないかなと、そんなふうに思いますが、決して1人の発言をすべてにわたって全員の責任だということを、私は言っているつもりではありませんで、こうい

ったことを機会に、お互いに言動については十分気をつけましょうよという、やわらかい表現の仕方については、そういうところに全然関係のない高尚の方には迷惑になるかもしれないけれども、私はそういった意味で使ったわけでございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） もう一回確認しますね。例えば、議員の議会活動全体を見ていて、提出者の木内議員、あと5人の方々が今までのずっと全体の議会のいろいろな発言を見ていて、やはり気をつけなくちゃならないのが個々に出てきているなど。だから全体としてやはりそういうところは品位のある、いわゆる地方自治法132条等々に基づいて、もう一度皆さんで確認し合いましょうよというんだったら、なるほどなと思うんです。思うんだけど、ここは明らかに一議員の発言をとらえて、それを中心にしてずっと論理がこれは展開されているんですよ。そうすると、やはり1人の発言をとらえてやるということが、何で、繰り返しますけれども、みんなの責任になるんですかということ私をもう一度お尋ねする。

何で、別にこの発言がいいとか、発言した議員の肩を持つわけじゃないんだけど、何もそのことは置いておいて、それは個人の責任でちゃんと処理すべきだと僕は思っているもんで。最後に、全体責任においてみんな責任があるんだよと。議員一人一人にこういうことを課すんだというふうに僕はとっちゃうもんで、そうしてくれと、みんな責任があるんだよということですか。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

18番（木内一郎君） 教職員に対するいろいろなご批判の言葉でございますけれども、私はこれを聞いたときに、伊豆市の教職員は每晚遅くまで、10時過ぎまで一生懸命学校で仕事をしている。そして、伊豆市の成績等を判断しても非常に上位にあるというので、私は伊豆市の先生方は本当によくやっているな、頑張っているなという、日ごろのそういった尊敬の念を持っているのでございます。そういったことに対して、不用意にもこういう言葉があったということは、いや、残念だったなという形がしたもので、この文言が出たわけでございます。それをまた全体の責任でということになると、先ほどから申しているように一つの飛躍があると。確かに問題はあろうかと、木村議員の言うとおりで私は思いますが、そういった意味で、全体責任というのは悪い意味ではなくて、みんなでこの品位ということには考え直しましょうよ、これからも気をつけていきましょうよ、伊豆市議会の品位を高めていきましょうよというような願いでもってこの全体という言葉がそこに出したということをご了解いただければありがたいなと、こういうふうに思うところでございます。

議長（堀江昭二君） そういうことで、いろいろ皆さん個人個人考え方があろうかと思えますけれども、今回の件に関して全員で戒め合いながら品位を尊重し、立派な議会にしていきたいということで締めさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

塩谷議員。

19番（塩谷尚司君） これはやはり全体責任という言葉は、これから大変な問題になって

くと思うんですね。1人の議員が何かがあったときに、それを全体責任という言葉を使う可能性が出てくると思うんですよ。これは私は、この全体責任という文言だけは削ってもらいたいと思います。

議長（堀江昭二君） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時59分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者のほうから、全体責任という文言と、それからもう一つ全体を決めつけるという、一部の人の行動を見て全体の決めつけるという、この文言を削除したいという申し出がありましたんですけども、いかがでございましょうか。

最初のほうは、6月定例会において議員発言の中に教職員を侮辱する文言があり、議会の品位を著しく低下させた。よって、伊豆市議会は地方自治法第132条及び伊豆市議会会議規則第144条にのっとり、全体責任、ここの全体責任ですね、として全議員の反省、この全体責任という言葉です。それから、一番下から3行目の議会の自浄作用として全体責任、ここですよ。これを削除するというこの提案がありましたんですけども、これでよろしいかどうか。上から3行目については、全体責任としてを削るということ。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時10分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは、先ほどから言っていますように、今回の件に関しても、全員で戒め合って品位を尊重した議会にしていきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

この件に関しては以上で終了します。

#### 閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本議会の日程はすべて終了いたしました。

皆さんには長期間慎重にご審議いただき、まことにありがとうございました。

この2年間、至らない議長でありましたけれども、皆様のご支援、ご協力をいただきまして、何とか無事に務めさせていただくことができました。ありがとうございました。

これもちまして平成20年第3回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時11分